IOSCO 証券規制の目的と原則 実施の評価に関するメソドロジー

証券監督者国際機構

目次 - Book I¹

	A.	規制当局に関する原則	. 6
	B.	自主規制に関する原則	. 6
	C.	証券規制の執行に関する原則	. 6
	D.	規制に係る協力に関する原則	. 6
	E.	発行体に関する原則	. 7
	F.	監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者に関する原則	. 7
	G.	集団投資スキーム(CIS)に関する原則	. 7
	H.	市場仲介者に関する原則	. 8
	I.	流通市場に関する原則	. 8
	J.	清算と決済に関する原則	. 8
I	イン	ノトロダクション	9
	A.	証券規制の目的	11
		1. 目的	11
		2. 目的に関する議論	11
	B.	規制の環境	13
	C.	原則の背景	14
	D.	評価メソドロジーを策定する目的	16
	E.	メソドロジーの範囲と評価の意図する範囲	16
	F.	評価プロセスと評価尺度	17
II	原則	川ごとの分析	22
	A.	規制当局に関する原則	22
		1. 前文	22
		2. 範囲	23
		3. 原則 1~8	24
	B.	自主規制に関する原則	58

Book II は評価の実施に関連する、IOSCO 会員向けに作成された付属文書をまとめたものである。Book II は IOSCO のウェブサイトで一般公開されていない。

	1.	前文	58
	2.	範囲	58
	3.	原則 9	60
C.	執行	に関する原則	68
	1.	前文	68
	2.	範囲	69
	3.	原則 10~12	70
D.	協力	に関する原則	87
	1.	前文	87
	2.	範囲	88
	3.	原則 13~15	89
E.	発行	体に関する原則	109
	1.	前文	109
	2.	範囲	110
	3.	原則 16~18	113
F.	監査	人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則	137
	1.	前文	137
	2.	範囲	138
	3.	原則 19~23	139
G.	集団	投資スキームおよびヘッジファンドに関する原則	162
	1.	前文	162
	2.	範囲	164
	3.	原則 24~28	167
H.	市場	仲介者に関する原則	208
	1.	前文	208
	2.	範囲	209
	3.	原則 29~32	212
I.	流通	市場およびその他の市場に関する原則	243
	1.	前文	243

	2.	範囲	. 245
	3.	原則 33~37	. 247
J.	清算	と決済に関する原則	. 296
添付	資料	1 - 法的枠組み	. 298

原則一覧

A. 規制当局に関する原則

- 1. 規制当局の責任は、明確かつ客観的に定められるべきである。
- 2. 規制当局は、その機能・権限を行使する上で独立性を有し、説明責任を負うべきである。
- 3. 規制当局は、その機能を発揮し権限を行使するために、十分な権限、適切な リソース、能力を有するべきである。
- 4. 規制当局は、明確かつ整合的な規制上のプロセスを採用すべきである。
- 5. 規制当局の職員は、機密保持に関する適切な基準などの、高度な職業上の基準を遵守すべきである。
- 6. 規制当局は、その権限に応じて適切に、システミックリスクの特定・監視・ 低減・管理に向けたプロセスを有するか、またはそれに貢献すべきである。
- 7. 規制当局は、規制の境界線を定期的に見直すためのプロセスを有するか、またはそれに貢献すべきである。
- 8. 規制当局は、利益相反やインセンティブの不整合が回避・排除・開示される など、管理されることを確保するよう努めるべきである。

B. 自主規制に関する原則

9. 規制のシステムが、権限の及ぶ分野に対して一定の直接的な監督責任を果たす自主規制機関を利用する場合には、当該自主規制機関は、規制当局の監督に服し、権限や委任された責務を行使する際には、公正性と機密性の基準を遵守すべきである。

C. 証券規制の執行に関する原則

- 10. 規制当局は、検査・調査・監視に係る包括的な権限を有するべきである。
- 11. 規制当局は、執行に係る包括的な権限を有するべきである。
- 12. 規制のシステムは、検査・調査・監視・執行に係る権限の効果的でかつ信頼性の高い行使や、効果的な法令遵守のプログラムの実施を確保すべきである。

D. 規制に係る協力に関する原則

- 13. 規制当局は、公開・非公開の情報を国内・外国当局と共有するための権限を有するべきである。
- 14. 規制当局は、公開・非公開の情報をいつ、どのように国内・外国当局と共有するかを定めた情報共有のメカニズムを確立すべきである。

15. 規制のシステムは、外国当局が職務の遂行・権限の行使に際して照会を必要とする場合に、支援を提供することを認めるべきである。

E. 発行体に関する原則

- 16. 財務状況、リスク及び投資家の判断にとって重要なその他の情報は、完全、 正確かつ適時に開示されるべきである。
- 17. 会社の証券の保有者は、公正かつ公平に扱われるべきである。
- 18. 財務諸表を作成するため発行体によって用いられる会計基準は、高度でかつ 国際的に受け入れられる水準であるべきである。

F. 監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者に関する原則

- 19. 監査人は、十分な水準の監督に服するべきである。
- 20. 監査人は、自身が監査を行う発行体から独立しているべきである。
- 21. 監査基準は、高度でかつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。
- 22. 信用格付機関は、十分な水準の監督に服するべきである。規制のシステムは、 その格付が規制目的で用いられる信用格付機関が、登録制や継続的な監督に 服するよう確保すべきである。
- 23. その他、分析・評価のサービスを投資家に提供する者は、その活動が市場に 与える影響や、規制のシステムがその活動に依拠する程度に応じて、適切な 監督・規制に服するべきである。

G. 集団投資スキーム(CIS)に関する原則

- 24. 規制のシステムは、CIS を販売または管理しようとする者の適格性、ガバナンス、組織、行為の基準を定めるべきである。
- 25. 規制のシステムは、CIS の法的形式・構造及び顧客資産の分別・保護を規定するルールを定めるべきである。
- 26. 規制は、発行体のための原則で示されたように、特定の投資家にとっての CIS の適合性や、持分の価値を評価するために必要な開示を義務づけるべき である。
- 27. 規制は、CIS のユニットにおける資産価値評価、プライシング、償還を行う ための適正で開示された基礎が存在するよう確保すべきである。
- 28. 規制は、ヘッジファンドや、ヘッジファンドの運用担当者/顧問が適切な監督に服するよう確保すべきである。

H. 市場仲介者に関する原則

- 29. 規制は、市場仲介者のための最低限の参入基準を定めるべきである。
- 30. 市場仲介者の資本やその他の健全性に関する初期的・継続的な要件が存在すべきであり、それは市場仲介者が負うリスクを反映すべきである。
- 31. 市場仲介者は、顧客の利益・資産を保護し、適切なリスク管理を確保するため、内部組織や営業行為の諸基準を遵守するための内部機能を確立するよう義務づけられるべきであり、市場仲介者の経営陣はこれらの事項についての第一義的な責任を受け入れるべきである。
- 32. 投資家に対する損害・損失を最小化し、システミックリスクを抑制するための、市場仲介者の破綻処理に関する手続きが存在すべきである。

I. 流通市場およびその他の市場に関する原則

- 33. 証券取引所を含む取引システムの設立は、規制上の認可・監督に服するべきである。
- 34. 公正・公平で、様々な市場参加者の要請の適切なバランスを確保するルール を通じて、取引の健全性を確保することを目的とした、取引所・取引システムに対する継続的な規制上の監督が行われるべきである。
- 35. 規制は、取引の透明性を促進するべきである。
- 36. 規制は、相場操縦その他の不正な取引行為を発見・抑止するよう策定されるべきである。
- 37. 規制は、大口エクスポージャー、デフォルトリスク、市場の混乱を適切に管理することを目的とすべきである。

J. 清算と決済に関する原則

38. 証券決済システム、証券集中保管機関、取引情報蓄積機関、中央清算機関は、 それらが公正、実効的、効率的であり、システミックリスクを削減するよう 設計された規制・監督上の要件に服するべきである。 「IOSCO 証券規制の目的と原則」の実施状況を評価するための解釈とメソドロジー

I イントロダクション

証券監督者国際機構(IOSCO)は、証券市場2監督者の主たる国際機構である。現在の会員は、証券規制と証券法制の運営に日常的な責任を負う、100を超える法域の規制当局で構成される。IOSCO会員は、複雑性や発達の水準、規模、文化や法の環境が異なる様々な市場を代表している。

この IOSCO 証券規制の目的と原則の実施の評価に関するメソドロジー(以下「メソドロジー」という)は、IOSCO の「証券規制の目的と原則」(以下「原則」という)³に対する IOSCO の解釈を提供し、原則の実施水準の自己評価または第三者評価を行う際の指針を与えることを意図している。

証券およびデリバティブ市場は、市場経済の成長、発展、強みにとって極めて重要である。これらは企業の創意を支え、新たな構想を探求するための資金を調達させ、金融のリスク管理を円滑にする。また、個人投資家がその資金におけるミューチュアルファンドや他の集団投資の比率を高めていることから、証券市場は個人の資産や退職計画の中心となった。

健全で効果的な規制と、さらにそれがもたらす信頼は、証券市場の健全性、成長、 発展にとって重要である。⁴

IOSCO 定款の前文は、証券当局は以下の事項を行うとしている。

- 投資家を保護し、公正、効率的かつ透明な市場を維持し、システミックリスクへの対応に努めるため、規制、監督および執行において、国際的に認知された整合的な基準を策定し、その実施・遵守を推進する点で協力すること、
- 情報交換ならびに不正行為に対する執行および市場・市場仲介者の監督における協力の強化を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の健全性に対する 投資家の信頼を向上させること、ならびに、
- 市場の発展を支援し、市場のインフラを強化し、適切な規制を実施するため、 世界・地域レベルで、それぞれの経験に関する情報を交換すること。

² 便宜上、このメソドロジーでは文脈上許される限り、「証券市場」の語はさまざまな市場部 門を包括的に言及するものとして用いられる。特に、文脈上許される限り、デリバティブ市 場への言及を含むと解すべきである。同じことは、「証券規制」の語の使い方にも当てはまる(IOSCO By-Laws, Explanatory Memorandum を参照)。

Objectives and Principles of Securities Regulation、IOSCO 代表委員会、2010 年 6 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD323.pdfで入手可能)。

⁴ Measures to Disseminate Stock Property、IOSCO 新興市場委員会報告書、1999 年 5 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD95.pdfで入手可能)。

IOSCO 定款はまた、 証券規制当局は国内・国際双方のレベルにおいて、常に投資家保護への配慮を重視すべきとの意思を表明している。

IOSCO は、健全な国内市場が、発達した国内経済の強みにとって必要であり、国内の証券取引が次第にグローバル市場に統合されつつあると認識している。

金融市場のグローバル化や統合が進むにつれ、証券市場規制に関して重要な問題が提起される。同時に、市場、特に近年大きく成長したいくつかの新興市場は、クロスボーダー取引やクロスアセット取引の影響を受けやすく、経済的なショックの後や不確実性が大きい時期には、短期的にボラティリティが高まりやすい市場もある。従って、規制当局はグローバルな統合された環境で、公正、効率的、透明な市場の存在を確保するため、クロスボーターな行動の性質を評価することができなければならない。

グローバル化が進む市場ではまた、規制当局の相互依存が強まっている。規制当局間には強い結びつきがなければならず、その結びつきを活用するための能力が必要である。また、規制当局相互の信頼関係も不可欠である。こうした結びつきや信頼関係の醸成のためには、指針となる共通の原則を策定し、規制の目的の共有を促進することが役立つであろう。整合的で高度な規制の基準と、効果的な国際協力は、投資家を保護するだけでなく、システミックリスクも削減する。

規制当局は、ますます重要性を高めている技術、特に電子取引の分野における発展によって引き起こされた重大な課題に対処するための備えをすべきである。

国際的な規制のコミュニティは、効果的な規制に向けた進捗状況を測定するための助言や判断基準を提供すべきである。証券規制当局の主要な国際組織として、IOSCO は高度な規制の基準の確立に向けた支援を行う責任を有する。今回改定されたメソドロジーは、証券業界のための整合的で高度な規制の基準を確立・維持しようとするための IOSCO の継続的な取組みを明らかにしている。

このメソドロジーで扱ったトピックはすべて、既に IOSCO の報告書や決議の主題になっている。IOSCO が発表した報告書や会員が採択した決議もまた、効果的な証券規制の基礎となる原則に関する貴重な情報源であり、それらの原則が効果を発揮するのに必要なツールや手法である。このメソドロジーは、そのような報告書を一次資料として活用している。IOSCO の報告書は総じて、個別のトピックのより詳細な対処方法を提供しているからである。このメソドロジーは IOSCO の報告書や決議を参照しており、個別のトピックを検討する際は、それらを参照すべきである。

[「]IOSCO の公表文書や決議を網羅したリストは、IOSCO のウェブサイト <u>www.iosco.org.</u>で公開されている。

A. 証券規制の目的

1. 目的

証券規制に関する IOSCO の3つの主要目的は以下のとおりである。

- 投資家⁶の保護;
- 市場の公正性、効率性、透明性の確保
- システミックリスクの削減

2. 目的に関する議論

上記 3 つの目的は密接に関連し、重複する点もいくつかある。公正、効率的、透明な市場の確保に役立つ要件の多くは、同時に投資家を保護し、システミックリスクの削減にも役立つ。同様に、システミックリスクを削減する方策の多くは、投資家を保護する。

証券規制当局は、基準を設定し、市場、市場参加者とその活動を監督し、それらの基準の効果的な執行、他の規制当局との密接な協力により、これらの目的を達成するよう努める。

証券規制の目的は、以下で詳述する。このメソドロジーでは、実際の市場の構造や枠組みにおいて、38 の諸原則に明記された目標を達成する方策をより詳しく検討する。

投資家の保護

投資家は、インサイダー取引、フロント・ランニング(すなわち顧客に先んじた取引)、顧客資産の不正使用など、誤解を招き、相場操縦的で、または不正な取引慣行から保護されるべきである。証券市場の投資家は、特に仲介者などの不正行為の被害を受けやすい一方で、個人投資家が法的措置を取る余地は限られることがある。投資家は、中立的な仕組み(例えば、裁判所や他の紛争解決の仕組み)や、不正行為に対する救済・補償の手段にアクセスすることができるべきである。

さらに、証券取引や不正のスキームは複雑な性質を持つため、証券法制の強力な 執行が必要となる。法律違反が発生した場合、投資家は強力な法執行を通じて保護 されるべきである。

⁶ このメソドロジーの目的において、デリバティブ市場の場合、「投資家(investor)」の語は 「顧客(customer)」の意も含む。

投資家の判断にとって重要な情報を完全に開示することは、投資家保護を確保する上で最も重要な手段である。投資家はこれによって、投資の潜在的なリスクやその対価をより評価できるようになり、その結果、自らの利益をより保護することができる。会計および監査の基準は、開示要件の重要な要素として具備されるべきであり、それらは高度かつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。

例えば市場仲介者や取引所を運営する者として、公衆への投資サービス提供が許可されるのは、正当に免許または認可を受けた者に限定すべきである。証券会社が取引相手の現在の需要を満たし、必要な場合は、顧客に損失を与えることなく事業を縮小できるよう、免許や認可を受けた者に課せられる当初の資本や継続的な資本の要件が定められるべきである。

市場仲介者の規制は、市場参加者の最低基準を設けることで、投資家保護を支援すべきである。市場仲介者は、業務規程に示されるであろう基準に則して、投資家を公正かつ公平に扱うべきである。規制当局が行う監督には、規制当局と市場仲介者間の定期的な交流など、検査、監視および進行中の法令遵守プログラムの包括的なシステムが含まれるべきである。

効果的な監督や執行は、国内・国際レベルの規制当局間の緊密な協力に依拠している。

市場の公正性、効率性、透明性の確保

市場の公正性は、投資家保護、そして特に不正な取引慣行の防止と密接につながっている。市場の構造は、一部の市場利用者を他の利用者よりも不当に優遇すべきでない。規制当局による取引所や取引システムの運営者の認可、また取引ルールの認可は、公正な市場の確保に役立つ。

規制は、相場操縦などの不公正な取引慣行を発見し、抑止し、罰すべきである。 規制は、投資家が市場の設備や相場情報・価格情報に公正にアクセスできることを 目指すべきである。規制は、注文の公正な取扱いや信頼の置ける価格形成プロセス を確保する市場慣行も促進すべきである。

効率的な市場では、関連する情報がタイムリーかつ広範に伝達され、価格形成プロセスに反映される。規制は市場の効率性を促進すべきである。

透明性とは、取引に関する情報(取引前情報と取引後情報の両方)がリアルタイムで公開される程度として定義されよう。取引前情報は、投資家が一定の正確性を伴って、取引が可能かどうか、どの価格で取引が可能かを察知できる手段としての買い気配値と売り気配値の提示に関係している。取引後情報は、実際に約定した個々の取引全部の価格と出来高に関係している。規制は、最も高い透明度を確保すべきである。

システミックリスクの削減

システミックリスクの削減は、投資家保護に密接につながっているが、リスクを取るのは活発な市場に不可欠であり、規制が正当なリスク負担を不必要に抑制すべきではない。むしろ規制当局は、効果的なリスク管理を促進・容認し、資本および他の健全性要件によって、適切なリスク負担への対応、一定の損失の吸収、過剰なリスク負担の抑制が十分行えるように確保すべきである。適切に監督され、効果的なリスク管理ツールを用いた効率的かつ正確な清算・決済プロセスは、必須である。

効果的かつ法的に安定したデフォルト処理の枠組みが存在しなければならない。 これは、証券法にとどまらず、ある法域の破産規定にまで及ぶ問題である。

不安定な状況は、他の法域の出来事から生じたり、いくつかの法域にまたがって発生したりすることもあり得る。従って市場の混乱への規制当局の対応は、協力と情報共有を通じて、国内的にもグローバルにも安定促進を図るものであるべきである。

規制当局が市場仲介者の破綻を防ぐのは期待できないが、規制は破綻リスクの削減を目指すべきである(資本および内部統制の義務によるものを含む)。それでも破綻が生じる場合、規制は当該破綻の影響を緩和し、特にリスクを破綻機関に限定するように試みるべきである⁷。だからこそ市場仲介者は、十分かつ継続的な資本要件および他の健全性要件に従うべきである。市場仲介者が必要に応じて、顧客や取引相手に損失を与えることなく、またシステミックな損害をもたらすことなく、事業を縮小できるようにすべきである。

B. 規制の環境

証券市場やデリバティブ市場の規制は、IOSCO の 3 つの主たる目的の達成に必要である。しかしながら、不適切な規制は市場に不当な負担を課し、市場の成長と発展を妨げる可能性がある。

このメソドロジー全体を通じて黙示的に示されているのは、規制が資本形成と経済成長を促すべきとの考えである。規制の枠組みの中では、市場における競争の便益も認識すべきである。

健全な経済成長と整合的で、効果的な規制の一般的な特徴を明確にするのは可能 であり、以下のとおり示される。

- 市場への参入・撤退や、商品に関して不要な障壁が存在しないこと。
- 市場が所定の参入基準を満たす者に最大限開放されていること。
- 規制当局は政策の策定にあたり、課される要件の影響を考慮すること。
- 特定の金融上の約定を交わすすべての者対して、規制の負担が公平に課され

Hedge Funds and Other Highly Leveraged Institutions、IOSCO 専門委員会報告書、1999 年 11 月を参照(<u>http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD98.pdf</u>で入手可能)。

ること。

より一般的に言えば、証券市場やデリバティブ市場を運営することができるような、適切かつ実効性のある法律・会計の枠組みが存在しなければならない。証券法制や証券規制が他の法律と隔絶して存在することはあり得ず、法域内に適切かつ実効性ある法律、会計、監査の要件が存在するはずである。これには、憲法や憲章などの枠組み文書が必要に応じて含まれよう。

1 つの法域内の法的枠組みで、IOSCO が特に重要と考える事項は、添付資料 1 に記載する。この添付資料は、国内の立法で対処すべき案件を網羅したリストではなく、証券市場に特に影響する事柄を明確にする趣旨である⁸。

会計と監査の枠組みは、法的枠組みの 1 つの側面とも見なせるだろうが、これら (特に財務諸表の作成と監査人の独立) は個別原則のテーマであり、それぞれこの メソドロジーの原則 18 および 21 で取り上げる。

C. 原則の背景

この諸原則は広汎で一般的な証券規制の枠組みを示しており、以下に関する規制を含む。(i)証券市場およびデリバティブ市場、(ii)証券市場で活動を行う仲介者、(iii)証券の発行体、(iv)信用格付機関など、投資分析・評価サービスを提供する者、(v)CISの持分の販売、ならびにCISの管理および運用。

原則は、1998年9月の IOSCO 年次総会における IOSCO 代表委員会で初めて採択された。原則は、「効果的な証券規制の根底にある原則や、これら原則が効果を発揮するのに必要なツールおよび技術に関する貴重な情報源」として採択されている。代表委員会はさらに、「公正、効率的、健全な国内市場は、多くの国民経済にとって重要な要素であり、しかも国内証券市場が次第にグローバル市場に統合されつつあることから、この目的と原則は各国に対し、証券規制システムの質を高めるように勧める。また目的と原則は、健全性の原則や証券市場規制の実務に関する国際合意を表す」との見解を示した。これらの声明は今日の市場にも引き続き当てはまる。

-

加えて、健全なコーポレート・ガバナンスの慣行も、株主利益に対する重要な追加的保護策となる。コーポレート・ガバナンスは、成文法、取引所上場規則、行動規範を通じて対応されるであろうものであり、詳細はこのメソドロジーの対象から除外される(添付資料 1 を参照)。OECD Principles of Corporate Governance、経済協力開発機構(OECD)報告書、2004年も参照(http://www.oecd.org/corporate/ca/corporategovernanceprinciples/31557724.pdf で入手可能)。

⁹ IOSCO はその会合で、他グループの金融市場強化や投資家保護の水準向上の努力を歓迎する と表明し、特に 22 ヵ法域 (G22) が透明性や情報開示の強化に関連した取組みを行い、また、 国内経済だけでなく世界的にも金融システムを強化していることを挙げた。Resolution of the Presidents' Committee on IOSCO Adoption of the Objectives and Principles of Securities Regulation、 1998 年 9 月も参照 (http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES16.pdf で入手可能)。

2003 年には、原則が改正され、原則の実施を評価するための詳細なメソドロジーが採択された。IOSCO 代表委員会は 2010 年に、証券規制の発展や 2007 年に生じたグローバルな金融危機からの教訓を糧として、改正した 38 の原則を採択した。2011年9月に、その 38 の原則を支持するためにメソドロジーが改正された。2017年には、2010年以来公表された IOSCO 基準を組み込むために行われたメソドロジーの改正との整合性を確保するために、原則が更新された。

より広範な IOSCO 原則に前後関係を与える IOSCO の決議と、引用した IOSCO 報告書は、原則を理解するために参照すべき貴重な情報源であり、原則の実施を確保するために使用されるツールや技術でもある¹⁰。

IOSCO の原則は、健全な金融システムとされるもの鍵として、金融安定理事会 (FSB) が強調した重要な基準および規範 (清算と決済に関するものを含む) の 1 つであり、優先的に実施されるに値する"。このメソドロジーに即した原則適用の 仕方を一層明確にすれば、IOSCO が規則で述べた一般目的、特に、証券当局は基準 設定を中心に、国内レベルでも国際レベルでも市場規制向上を確保するため協力すべきとした目的の達成に役立つ。

原則は、最初の発表後まもなく、IOSCO 主導の包括的な自己評価作業 12 の基盤となり、世界銀行および国際通貨基金(IMF)(総称して「国際金融機関」または「IFI」という)の金融セクター評価プログラム 13 で使われ続けている。評価プロセスについてはセクションFで詳述する。

10 IOSCO 決議と公文書を網羅した番号順のリストは、IOSCO のウェブサイトのそれぞれ https://www.iosco.org/about/?subsection=resolutions および

<u>http://www.iosco.org/publications/?subsection=public</u>に示されており、発行年月で参照するように並べられている。

11 FSB のウェブサイト http://www.financialstabilityboard.org/cos/index.htm. を参照。FSB は、各国金融当局や国際基準設定主体の作業を国際レベルで調整し、金融の安定を図る効果的な規制、監督および他の金融部門政策の実施を進めるため、金融安定化フォーラム(FSF)の後継として設立された。24 ヵ国・法域で金融の安定に責任を負う当局、国際金融機関、部門別規制・監督当局の国際グループ、中央銀行の専門家の委員会を結集する。IOSCO は、かつてはFSF、今ではFSB の作業に積極的に貢献し、12 の基準や規範の実施に向けて、当局の取組みを促してきた。

12 作業には、IOSCO 会員による 6 つの調査の策定と完了が含まれる。6 つの調査とは、法域内の各原則の実施水準に対する規制当局の見解に関するハイレベルな調査と、実際の原則実施状況を文書化しやすくする情報を引き出す趣旨で行われる、規制当局(執行および協力を含む)、発行体、CIS、市場仲介者、流通市場およびその他の市場に関する 5 つの詳細調査である。地域のコーディネーターが主導する IOSCO 地域委員会を通じたチェック作業も行われた。この作業は、個々の法域の調査への対応がどの程度明確で、完結し、整合的かに関するフィードバックを提供した。このプロセスが、2003 年 10 月の最初のメソドロジー発表につながった。

¹³ 世界銀行/IMFの合同の金融セクター評価プログラム (FSAP) は、1999 年 4 月に立ち上げられ、潜在的な脆弱性の診断と、IFI 加盟国やその他の法域の金融部門発展の優先課題の分析に努めている。

D. 評価メソドロジーを策定する目的

IOSCO 原則は、会員の法域の間で、法、規制の枠組み、市場構造の違いを調整するため、幅広い概念のもとで起案された。原則の起案にあたり、IOSCO は、要件が過度に規範的になるのは避けるべきだが、同時に、証券業務に不可欠な規制の枠組みの中核的要素に関して、十分な指針を提供すべきであると結論付けた。

IOSCO の理事会、専門委員会、新興市場委員会は、2002 年 5 月にイスタンブールで開催された IOSCO 年次総会で、原則を評価するためのベンチマークの策定を支持した。これら委員会は、ベンチマークを決定する基準が合理的に可能な限り客観的であるべきで、評価者が各評価区分を各法域に位置づけられるようにすべきだと合意した。このアプローチは継続され、新たら原則に適用されている。さらに、既存の原則の詳細は、2010 年の改正の一環として適宜検討および更新された。

このメソドロジーは、原則の実施に関わる重要な側面を集約している。メソドロジーは、原則をどう実施できるのかを説明し、実施水準の評価が可能となるベンチマークを示している。また、メソドロジーは、更なる情報を求める IOSCO 会員が用いるべき IOSCO の関連決議・報告書に基づくものであるが、それらを詳述するものではない。

E. メソドロジーの範囲と評価の意図する範囲

このメソドロジーは、原則で扱われる証券市場、仲介者、(信用格付機関などの)情報サービス提供業者、金融商品に適用され、市場の実際の構成、発展の段階、市場への参加について検討されることを意図している。

「証券市場」の語は、文脈上許される限り、証券化したデリバティブ市場を含め、さまざまな市場部門を包括的に言及するのに用いられる¹⁴。同じ解釈は「証券規制」の語の使い方にも当てはまる¹⁵。ただし、原則は、デリバティブ市場特有の問題すべてに対処するように、特段調整されているわけではない。そのため、デリバティブ市場に原則を適用するのが状況的に許されるかどうかを判断する際、評価者は、証券とデリバティブの機能的な違いや、当該法域における法的扱いを考慮すべきである。

メソドロジーは、通貨、金、実需の商品市場などの市場に適用されない。ただし、証券仲介者がかかる市場の顧客と取引する分については、この限りではない。メソドロジーには、原則で扱われた目的の達成に関わる法的枠組みについての情報も含まれる¹⁶。

[「]流通市場」の範囲の説明については、流通市場およびその他の市場に関する原則の前文を 参照。

¹⁵ 脚注2を参照。

¹⁶ 添付資料1を参照。

F. 評価プロセスと評価尺度

規制の改善のため動的かつ建設的なプロセスを意図した実施

評価はそれ自体が目的ではない。むしろ、評価はもっぱら、潜在的なギャップ、不一致、弱点、権限の強化が必要となるであろう領域を特定するための手段であり、また、既存の法制、規則、手続きの強化または改革の優先順位を定めるための基礎と見るべきである。このメソドロジーは特に、評価プロセスが対話を伴うものであり、その中で、規制当局が、市場構造の詳細、法と規制のプログラムを説明し、それらを踏まえた上で、当該規制のプログラムが、原則の目的を達成するための「主要論点(Key Questions)」や「主要課題(Key Issues)」にどのように対応するかについて、規制当局の考えを説明することを期待するものである。

この点について IOSCO が明確にしているのは、原則は純然たるチェックリストとして意図されたものではないということであり、また、規制当局や評価者は、メソドロジーをツールとして用いる際、特にプログラム・リソースの十分性や、特定の原則の達成度に関わる主要論点を評価する際には、判断を行使する必要があるということである。

実施の十分性は、市場の発展と複雑さの水準に左右される

規制上の課題に対する正しいアプローチが 1 つではないことはしばしば見受けられる。法や規制の構造は法域間でばらつきがあり、地域の市場の状況や歴史的な発展を反映している。各法域がこのメソドロジーで述べた目的や原則を実施する具体的なあり方は、関連する法的・商業的枠組みを含む国内の事情全体を考慮しなければならない。評価者は、民法、商法、刑法を含め、法域の基礎的な法体系を認識する必要がある。

原則の目的が達成される限りは、このメソドロジーを、健全な証券規制を達成するため取り得る個々の技術や行動を制限するものであると解するべきでない。したがって、評価される法域の市場の状況の本質を適切に反映する形でこのメソドロジーを適用するためには、評価の一環として、法域の資本市場に関する完全かつ明確な説明が提供されるか、または入手する必要があろう。発行体が単一または少数の市場や、本質的には国内のみの市場、そして機関投資家が圧倒的な市場は、多数の個人投資家が存在する法域、仲介者が複雑なグループの一部門である場合が多い法域、発行体が他の法域で設立される法域、市場がその他の国際的またはクロスボーダーの要素を持つ法域に比べて、原則の実施の十分性や、不実施から生じる潜在的な脆弱性に関する論点や課題が異なってくる。

従って、ある法域が取るアプローチが、メソドロジーに明記されていなくても、個別の原則の目的を果たすとして、評価者が納得することはあり得る。同様に、ある法域は、特定のアプローチを適用することは特定の取引システムに適していないが、例えば他の手段を通じて市場の健全性の目的は達成されたと立証することもできよう。総じて、こうした説明を行う機会は、「主要論点」そのものや、「注釈」または「範囲」に盛り込まれている。それゆえ、いかなる状況でも、評価者は、「主要論点」が満たされたかどうか、一部の不足があるにもかかわらず「主要論点」に対する答えが「是」に至った理由、「主要課題」および関連する「主要論点」に示された目的を果たすのに、代替的手段が取られたのを踏まえて「是」の答えに至った理由、ある法域の状況において、ある「主要論点」が該当しない、または重要でないと考えた理由に関して、結論に至った理由を説明しなければならない。

規制当局は、証券規制の具体的な実施の方法を頻繁に点検すべきである。市場自体が常に発展する状況にあり、それゆえ法域の規制の内容も、発展する市場を促進させ、適切に規制しつづけるためには、変化せざるを得ないからである。

メソドロジーの利用方法

このメソドロジーは各原則を詳しく取り上げている。原則に解釈を与え、各原則で扱われる「主要課題」を示し、当該法域が「主要課題」にどう対処しているかの評価に関わる「主要論点」を設定する。必要に応じて、注釈と、実施水準を評価するためのベンチマークも提供している。

このメソドロジーは、原則の目的が 2 つの観点から十分達成されたかどうかを検定するための基礎を評価者が得ることを想定している。2 つの観点とは、次のとおり。

- (i) 法的(すなわち設計的)観点から: 規制当局に与えられた権限、準拠法・規則・規制の関連規定、当該法域の証券規制の枠組みを形作る法令群の施行を図るプログラムや手続きを見極める。
- (ii) 実際の権限行使の観点から: 統計、規制当局者・規制対象業者の担当者・市場参加者との面談、および他の方法を通じて、法・規則・規制に盛り込まれた権限と責任がどう行使されるか、および関連する枠組みの執行が効果的かどうかについて、文書または他の形で測定する。法的観点から規制枠組みの有効性を判断するという点では、当該法域の基礎的法体系の理解が重要であり、経験的観点からは、事実調査のプロセスを慎重に構築する必要がある。

業者、商品、取引が規制要件の適用を免れ、規制当局がかかる適用免除の裁量権を持つ場合には、免除が認められる理由とプロセスは透明であるべきであり、同様の状況に置かれた者や同様の環境には同様の結果が与えられるべきであり、原則の文脈の中で説明可能となるべきである。

当然ながら、調査の範囲、評価者が一定の側面で統計やエピソード的な情報に頼らざるを得ないこと、実施が一時点のものであって、継続的ないし定期的ではない事実により、実施状況を検定する能力は制約を受ける。総じて、原則の実施水準の評価は、ある法域の証券規制の質だけを評価する。他の要素(例えば経済環境や政治環境)が、公正で公平な規制システムの整合的な実現に影響することはあり得る。いかなる実施の評価も、政治・経済の失敗や、健全な規制の枠組みが妨げられる可能性に対して保証を行うものであると期待してはならない。

一部の原則は、相互に関連して評価すべきである。メソドロジー、さらに具体的にはベンチマーキングは、多くの原則をまたいで繰り返し起こるギャップや欠陥を認識、評価および記録するよう意識的に起案された。このことは、実際に多くの場合において、根本的な不足がいくつかの原則の評価に影響を及ぼした結果として、規制当局がそれらの原則の多くについて、評価区分が「ダウングレード」されたと考える可能性があることを意味する。

これは、評価者が行う監督の有効性評価において特に見られる。例えば、規制当局の監督プログラムにおける欠陥は、まず原則 12 の評価に影響を及ぼすことがある。ただし、かかる欠陥が 1 つまたは複数の種類の参加者の監督プログラムに直接影響した場合には(例えば、発行体の監督、CIS の監督、仲介者の監督などに影響した)、1 つまたは複数の他の原則にも影響を及ぼす可能性がある。一方、評価者は、1 つまたは複数の参加者(例えば、発行体、CIS、仲介者など)の監督プログラムにて特定された欠陥が、規制当局の監督プログラムの全般的な有効性評価にどんな影響を与えるのかを判断するべきであり、かかる評価次第で原則 12 の評価にも影響する可能性がある。もう 1 つの例として、資源の課題が 1 つまたは複数の種類の参加者の監督プログラム、または全般的な監督プログラムの有効性にさえ影響を及ぼす場合として、まず原則 3 の評価に影響するが 1 つまたは複数の他の原則にも影響を及ぼす可能性のある資源不足が挙げられる。

しかしながら、この「カスケード」効果の適用に関しては注意を払う必要がある。例えば、原則 6 (システミックリスクの監視・低減・管理のために設計された特定の基準) の観点で協力できないことは、原則 13 から 15 における広範囲な要件に悪影響を及ぼすことを意味しない。メソドロジーは、過度の厳格さを避けることを意図している。

このメソドロジーを用いる評価者は、評価の第一歩として、評価を受ける法域の「主要論点」に対する対応を参照すべきである。

評価区分を決める際、評価者は、規制当局に関する原則、ならびに執行および協力のための原則は、市場の有無に関係なく、あらゆる法域に適用可能と考えられるということを認識すべきである「。他方で、規制機能に関わる他の原則は、一部の法域に当てはまらないこともあり得る。

例えば、ある法域が流通市場またはその他の市場を稼働させていないか、直接のアクセスを認めていない場合、流通市場およびその他の市場のための原則は適用されないことがある。しかし、独自の流通市場または独自のその他の市場を持たない国でも、インサイダー取引や、当該法域から発生して他の法域に及ぶ別の市場不正行為を防ぐ法は存在するだろう。

評価尺度

メソドロジーは、法域が「完全実施」、「概ね実施」、「一部実施」の区分(評価基準の説明は後述)を得るため、肯定的に答えなければならない「主要論点」について、明確な指針を示している。「主要論点」が該当する場合、実施の検定に用いられる「主要論点」への是非の回答は、個別法域の事情の中で実施状況を説明することにより補強すべきであり、回答が完全な「是」または「非」から乖離する説明を加えた条件付きになることもあり得ると解される。

その一方で、評価者は、個々の「主要論点」の遵守状況を評価するにあたり、弱点の重大性や、当該法域への「主要論点」の適用可能性を検討すべきである。具体的な権限の存在に言及する「主要論点」では、実施に関する判断は総じて正確に具体的に述べられ、その判断が限定されるのは適用可能性によってのみである。しかし「主要論点」が、リソースの十分性や、執行システムの適用の十分性、具体的な規制機能の効果的な達成に関するものである場合、法域と評価者は、プログラムの十分性、関連するリソース、達成度に関して判断を行う必要があろう。

このメソドロジーは、「一部実施」から「完全実施」までの範囲で評価区分を割り当てる際、判断が行われなければならないと想定しているが、判断の根拠は、「主要論点」、ベンチマークの評価基準、「主要課題」で掲げられた規制の関連目的に照らして表明され、文書化されるべきである。

また、実施状況は特定時点、すなわち評価の実施時に検定されることが想定されている。変更が予定されている場合、変更による原則実施の進め方、実施のスケジュール、スケジュールの妥当性をコメントに反映させるべきだが、評価区分の位置づけは変えるべきでない。

執行と協力のための原則は、IOSCO の Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information、IOSCO 報告書、2002 年 5 月 (2012 年 5 月 改 訂 版) の 規 定 を 反 映 す る (「 IOSCO MMoU 」) (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD386.pdf で入手可能)。同 MMoU は国際レベルで証券規制当局間の標準となった。

新たな法制・プログラム・手続きが最近導入され、その適用が検定できない場合、 当該法域は、影響する原則の達成に必要な権限・必要なプログラムの設計を有して いることのみについて「完全実施」の区分を受けることができるが、権限または権 限行使を意図したプログラムを完全に実施していることについて「完全実施」の区 分を受けることはできない¹⁸。また、いかに良く設計されていても、実際には権限 が行使されなかったり、プログラムが適用されなかったりすれば、権限の存在の評 価に影響が及ぼされることもある。

原則の「主要論点」全てに対する回答について評価した後、評価者は原則のベンチマークに従って評価区分を決定する。評価区分が決定すれば、評価者は、その区分が、該当する原則に関係する規制システムの相対的理解と整合的かどうかを検討すべきである。整合的でない場合には、評価者は明確な説明に基づき、評価区分を1段階引き上げるか、または引き下げることができる。

ある原則に関して、規制の枠組みが「概ね実施」、「一部実施」、「不実施」のいずれかの評価を受ける場合は必ず、完全実施を達成するための勧告が提起されるべきである。法域が新たな法制や手続きを導入したが、未施行の場合には、評価者は勧告においてその点に言及してもよい。

評価区分

完全実施: すべての評価基準 (ベンチマークに明記) が大きな不足なく総じて満たされているときは常に、原則は完全に実施されていると見なされる。

概ね実施: ある原則に適用される「主要論点」に法域が肯定的に答えられないことが、その原則の概ね実施ベンチマークに基づいて例外とされているものに限られ、かつ、かかる例外が、原則の対象とされる規制の総体的な妥当性に大きく影響しないと評価者が判断するときは常に、原則が概ね実施されていると見なされる。

一部実施: 原則の一部実施ベンチマークで明記されている評価基準が、大きな不 足なく総じて満たされているときは常に、原則が一部実施されていると見なされる。

不実施: 不実施ベンチマークで明記された評価基準の遵守において、大きな不足が見つかったときは常に、原則が実施されていないと見なされる。

不適用: 当該法域の証券市場の性質や、関連する構造的・法的・制度的事項に対する考慮を踏まえて、原則が適用されないときは常に、原則が不適用と見なされる。この評価区分を定義する基準は、どの原則にも示されているわけではない。

_

¹⁸ ただし、規制当局の従前のプログラムが「完全実施」で、新たなプログラムがそれを補強するもので場合、法域はそれを証明する機会を持つべきであり、プログラムを改善することにより不利な決定を受けるべきでない。

Ⅱ 原則ごとの分析

A. 規制当局に関する原則

1. 前文

このメソドロジーでは、規制当局とは、証券市場やデリバティブ市場の規制、監視、監督に責任を負う単数または複数の当局をいう(「規制当局」)。責任を負う、すなわち所管する当局は、発行体、監査人、信用格付機関、他の情報サービス提供者、CIS、市場仲介者、流通市場およびその他の市場(清算と決済を含む)に関して、原則およびメソドロジーで扱われる各問題に管轄権を持つ当局であり、他の法執行、政府、規制の機関を含み得る。

原則は規制当局の具体的構成を規定しない。

このメソドロジーでは、「規制当局」の語は包括的に用いられる。

規制当局が単一である必要はない。実際、多くの法域では、原則に示された規制当局の望ましい属性が、2つ以上の政府機関ないし政府の権限を持つ半政府機関によって分担されている。

原則は、規制当局の望ましい属性を定めている。適切な権限とリソースを有し、独立して説明責任を担う規制当局は、証券規制の 3 つの主たる目的を確実に達成するのに不可欠である。原則は、規制当局における執行と市場監視の任務や、規制当局間の緊密な協力の必要性が、規制機能の発揮において極めて重要であると考える。自主規制機関の潜在的役割や、自主規制機関の望ましい特性は、原則 9 で別途検討する。

規制当局はまた、システミックリスクの特定・監視・緩和・管理、規制の境界線の定期的な見直し、利益相反やインセンティブの不整合への対処に、重要な役割を負う。

規制当局やその行動の実効性は、評価対象の法域における規制の枠組みや法体系の中で評価すべきである。また規制当局は、評価対象国の市場の状況や発展段階を考慮した上で、評価を受けるべきである(メソドロジーのイントロダクションを参照されたい)。

異なる複数の法執行当局・政府当局・規制当局がさまざまな目的や任務を達成したり、さまざまな権限を行使する場合でも、「規制当局」が達成する任務や作業、行使する権限の範囲で、所管する当局の 1 つが自らの目的や任務を達成することができ、個別の権限を行使できる限り、法域は原則を実施したと見なすべきである。

原則 1 から 5 は、原則 10 から 15 と密接に相互関連する。従って、これら原則の評価は、整合的であるべきである。例えば、規制当局が、原則 10 に基づき求められる包括的な監視の権限を有していなければ、原則 3 が完全に実施されたと結論するのは不可能である。

いかなる場合も、規制当局は、証券規制の主たる重要な目的の達成に必要なルールや規制を発表・施行すること、当該目的が達成されたかどうかを監視すること、自らの法・規制の枠組みにおける規制要件に対する違反・遵守不足がある際の法執行または他の適切な措置をとることについて、説明責任を負うべきである。規制当局はまた、責任ある形で、公正かつ効果的に、規制の枠組みを実施することを義務づけられるべきである。

2. 範囲

評価者は、法域の規制システムの包括的な概略を理解すべきである。証券規制の責任は、所管する複数の当局が共有する可能性もあるため、評価者は、各当局の構造、権限、責任の範囲および業務を反映した情報を入手すべきである。例えば、一部の法域では、証券会社以外の市場仲介者(例えば、銀行や貸付を行う金融機関、保険会社、退職・年金・老齢退職年金基金)が証券業務を手掛け、異なる規制当局が業務の全部または一部を管轄しているかもしれない。

複数の当局が責任を負う場合、評価者は、特定された規制の機能の領域に関する責任分担と、当局間の協力の取決めの詳細について、説明を受けるべきである。

規制システム内の作業分担は、原則 6-7 を評価する際も検討すべきである。原則 8 に関しては、評価者は、規制当局が利益相反の存在する程度を特定・評価したかを確認し、利益相反の回避、解消、開示または他の管理を確保するのに、どの程度の規制が必要になり得るのかを判定すべきである。

3. 原則1~8

原則1 規制当局の責任は、明確かつ客観的に定められるべきである。

規制当局の責任が明確かつ客観的に定められていなければ、投資家や市場参加者は、規制当局が公正かつ効果的な監視を通じて、市場の健全性をどの程度保護できているかについて、疑念を持てないだろう。この疑念がある場合、市場の健全性に関する懸念は、全ての市場参加者の不利益を予言する可能性がある。それゆえ、規制当局が責任ある形で公正かつ効果的に行動する能力は、明確な責任の定義(法にて定められるのが望ましい)と、適切なチャネルを通じた規制当局間の強い協力によって支えられる。

規制当局の望ましい属性には、組織の構造や、証券規制の基本目的を達成できるようにするための権限が含まれる。評価者はこの原則を評価する際、規制当局の業務に権限を与え規定する法律の条文によって、規制当局が関連の規制の枠組みに予め定められた手続きや目的に沿って、任務を遂行できることが示されているかどうか、またどのように示されているかを検討すべきである。また評価者は、現状の枠組みにおいて、規制の枠組みが投資家を保護し、公正・効率的・透明な市場を提供し、システミックリスクを削減するためのシステムを構築・実施できると示しているかどうかを評価すべきである。

商品やサービスをパッケージ化するということは、単一の商品やサービスが、伝統的には証券、銀行、保険の少なくとも 2 つが関連していた特徴を、示すようなものかもしれない。法律は、金融セクターの規制当局間の責任分担が空白や不均衡を生まないように確実を期して定めるべきである。規制の責任が分担される場合、責任が規制当局間でどう分担されるかに関係なく、同種の行為や商品は、同種の規制の要件に従うべきである。

主要課題

- 1. 規制当局の責任は、望ましくは法により、明確かつ客観的に定められるべきである。
- 2. 法律は、規制当局間の責任分担が空白や不均衡を生まないように確実を期して定めるべきである。規制の責任が分担される場合、責任が規制当局間でどう分担されるかに関係なく、ほぼ同種の行為や商品は総じて、整合的な規制の要件に従うべきである。
- 3. 適切なチャネルを通じた、責任を有する規制当局間の効果的な協力が 存在すべきである¹⁹。

-

¹⁹ 原則 13 および 14 も参照。

主要論点

- 1. 規制当局の責任や権限が20、
 - (a) 望ましくは法により、明確に定義され、客観的に述べられているか。権限は執行可能か。
 - (b) 規制当局が自らの権限を解釈できる場合、解釈の基準は明確で 透明か。
 - (c) 解釈のプロセスは、裁量権の濫用が生じかねない状況を防げる ほど十分に透明か。
- 2. 複数の規制当局が証券規制に責任を負うとき、
 - (a) 当局間で責任が分担されている場合、法律は規制上の相違や空 白が生じないように定められているか。
 - (b) ほぼ同種の行為や商品は総じて、整合的な規制の要件に従うか。
 - (c) 責任を有する複数の規制当局は、責任を共有する分野において、 協力と意思疎通が義務づけられているか。
 - (d) 適切なチャネルを通じた担当規制当局間の協力や、意思疎通の 取決めはあるか。担当規制当局間の協力と意思疎通は、重大な 制限なく行われているか²¹。

注釈

複数の規制当局が証券規制の責任を共有し、規制当局の責任と権限に差異がある場合、評価は、関係する担当規制当局をそれぞれ特定し、当局の責任と権限を組み合わせた上で、原則ならびにそれに基づく「主要課題」および「主要論点」の各構成要素に対処するの十分かどうかを考慮すべきである。それには、メソドロジーに関連すると思われる権限と責任が、法域内でどのように割り当てられ行使されるか、あるいは規制の権限が、例えば機能、証券、サービス、主体別に、どこにどのように割り当てられるかについて、説明が必要となる。

²⁰ 規制の裁量権は、急速に発達する市場で規制目的を果たすのに必要な場合もある。しかしながら、どのように裁量権の範囲が定められ、どのように裁量権の行使の方法が見直されるかは、責任ある形で公正かつ整合的に行動する規制当局の能力と関係がある。

²¹ 非公開情報の機密保護に関する方策は、許可に基づく情報の利用と整合的な場合には、大きな制約と見なすべきでない。原則 14 も参照。

規制当局に関する原則

この点において、証券、機能、サービス、主体、取引の種類ごとに証券規制を区別できるかどうかについては、原則は中立的である。重要なのは、評価対象の法域を特徴付ける金融市場、参加者、仲介者、証券およびサービスに対し、規制がどのように適用されているかを判断・検討することである。

空白とは、証券規制(例えば、CIS、発行体、監査人、信用格付機関、および他の情報サービス提供者、市場仲介者、流通市場とその他の市場、執行)の基本要素(機能と目的)の領域のカバレッジ(パフォーマンスではない)の空白であり、評価対象のシステムに適用可能だが、カバーされていないものをいうと解すべきである。評価者は、空白と不均衡に関して、評価対象法域の見解を引き出すべきである。より具体的な機能面の空白と不足は、証券規制の各要素に関連した個別の原則で扱うべきである。原則が取り上げる全領域がどのようにカバーされているか、また、権限の分担がある場合は、効果的な協力の取決めが存在することについて、証拠が提供されるべきである。

法律が空白や不均衡に十分に対処しておらず、短期的には修正できない場合、潜在的な空白や不均衡は、責任分担の結果生じる不均衡や空白を確実に避けることを意図した手続きによって対処されることもあり得る。例えば、証券規制の機能と目的について、適切かつ公平なカバレッジを保証するため、他の担当当局と交わす手順や取決めがそれである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に、肯定的な回答を要する。ただし、単一の規制 当局が法域の証券規制に責任を負う場合は、問2を除く。

概ね実施

異なる担当規制当局が同一の主体を監督しないことを条件に、例えば同一の主体の健全性と事業活動の監督が異なる担当規制当局によって行われる場合に、問 2 (b) および 2 (d) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

複数の担当規制当局が同一主体を監督する場合、問 1 (c)、2 (b) および 2 (d) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) と 1 (b) の一方または両方、該当する場合は問 2 (a) と 2 (c) の一方または両方に、肯定的に回答できない。

原則 2 規制当局は、その機能・権限を行使する上で独立性を有し、説明責任を負うべきである。

規制当局は、法域における法律および統治の構造に基づき、説明責任を負うべきだが、外部の政治的または商業的干渉から業務上独立すべきである。このような独立性がなければ、投資家や他の市場参加者は、規制当局の客観性と公正さを疑うようになり、市場の健全性に悪影響を与えるだろう。一般に、規制当局の独立性は、安定的な財源によって強化される。それは、規制当局が監督対象の市場参加者から独立を保つべきということでもある。

一部の法域では、規制政策の個別案件で、政府、大臣または他の立法当局との協議、あるいは了承さえも必要になる。協議や了承が求められる、または許容される状況は明確であるべきで、そのプロセスは十分に透明であるか、健全性を守るため審査にかけられるべきである。総じて、そのような状況に日常の技術的案件の政策決定が含まれるのは、適切ではない。

独立性は、以下のことを意味する。

- 規制当局が、業界の利益から独立して活動し、
- 外部の(政治的または商業的な)干渉を受けずに、規制上の措置や執行を行 えること。

説明責任は、規制当局が適切な調査および審査を受けることを意味し。これには 以下のものが含まれる。

- 規制当局による、その成果に関する定期的な公表。
- 規制当局のプロセスと行動の透明性。
- 免許、認可、執行に関わる規制当局の最終決定に司法審査を認める制度。

規制当局の保有情報の多くが、機密性が高く商業的に機微な性質を有するという 点は尊重されなければならない。不適切な使用や開示から情報を守るための防護策 が講じられていなければならない。

規制当局が独立して行動する能力は、規制当局とその職員が、職務や権限の正当な行使を行う際に十分な法的保護を受けることで強化される。

主要課題

独立性

- 1. 規制当局は職務と権限を行使する上で、外部の政治的干渉²² や、商業的または業界の利益から業務上独立すべきである。
- 2. 政府の大臣や他の当局との協議ないし了承の対象には、業務上の意思 決定は含まれるべきでない。
- 3. 規制政策の個別案件に、政府の大臣や他の当局との協議、あるいは了 承さえも求められる法域では、協議や了承が求められる、または許容 される状況が明確にされるべきであり、協議のプロセスや行動の基準 は、十分に透明であるか、健全性を守るため審査にかけられるべきで ある。
- 4. 規制当局は、権限を行使しその責任を果たすのに十分安定的な財源を 有するべきである。
- 5. 規制当局とその職員は、職務や権限の正当な行使を行う際、十分な法的保護を受けるべきである。

説明責任

- 6. 規制当局は、自らの健全性と信頼性を確保するため、権限とリソース の活用に関して、公開の場で説明責任を負うべきである。
- 7. 規制当局の最終決定に対する司法審査を認める制度を備えるべきである。
- 8. 説明責任が政府や他の何らかの外部機関を通じて果たされる場合、規制当局の保有情報の機密性および商業的に機微な性質は、尊重されなければならない。不適切な使用や開示から情報を守る防護策が講じられていなければならない。

主要論点

独立性

- 1. 規制当局は、以下の事項を受けることなく、日常業務を行えるか。
 - (a) 外部の政治的干渉。

²² 「干渉」とは、日常的な政策決定に影響を与え、審査や調査に左右されない、公式または非 公式なレベルおよび方法での接触をいう。

- (b) 商業的または他の業界の利益からの干渉²³。
- 2. 規制政策の個別案件に、政府の大臣や他の当局との協議、あるいは了 承さえも求められる場合、
 - (a) 協議のプロセスは法で定められているか。
 - (b) 協議が求められる状況から、日常の技術的案件に関する政策決 定が除かれるか。
 - (c) 協議や了承が要求または許容される状況は明確で、そのプロセスは十分に透明か。手続きに従わなかったことや、規制上の意思決定または結果は、信頼性を確保ため、十分な審査を受けるか。
- 3. 規制当局は、規制および業務上のニーズを賄うため、十分に安定的か つ持続的な財源を有しているか。
- 4. その職員のみならず、規制当局や、規制当局の統括部門の長やその構成員も、政府、規制、行政面の職務と権限の正当な行使のため、十分な法的保護を与えられているか。²⁴
- 5. 規制当局の長と統括部門は、任命の手続き、任期、解任の基準など、 独立性を守る趣旨の仕組みに従っているか。

説明責任

- 6. 規制当局の権限およびリソースの使用の説明責任に係る制度に関して、
 - (a) 規制当局は継続的に、立法府または他の政府機関に説明責任を 負っているか。
 - (b) 規制当局は、業務遂行とリソースの活用の方法を透明にするよう義務づけられているか²⁵、ならびに、機密または商業的に機 微な情報を除き、市場利用者および規制対象主体に影響を与え る措置を公開するように、義務づけられているか。
 - (c) 規制当局の資金の受領と使用は、見直しや監査を受けているか。
- 7. 規制当局の決定や行政権の行使によって不利な影響を受ける自然人や 法人が、最終的に裁判所の審査を求めるための手段はあるか。具体的 には、

²³ 原則 3。免許、検査や調査の開始などの行政上の措置は通常、不適切な干渉を受けないこと を特に精査すべきである。

原則 5。

²⁵ 規制当局は法律上の問題として説明責任を負わなければならない。規制当局は、行政法、手続きまたは実務の一般原則として、権限およびリソースの使用が総じて透明であれば、透明であるように*義務づけられている*と見なされよう。

- (a) 規制当局は、重大な決定の理由を書面で提供しければならないか。²⁶
- (b) 当該決定の決定プロセスは、意味のある十分な手続き上の保護 を含んでいるか。
- (c) 規制当局が決定を下すのに先立ち、その影響を受ける者が適当 な場合には抗議することが認められているか。²⁷
- (d) 規制当局のそのような決定はすべて、十分な、独立した審査プロセス (究極的には司法審査を含む) を受けているか。
- 8. 説明責任が政府や他の何らかの外部機関を通じて果たされる場合、機 密または商業的に機微な情報は、不適切な使用や開示を防ぐ適切な防 護策を受けているか。

注釈

独立性と説明責任のバランスは、細心の注意を要する。原則は、政府の組織内における規制当局の位置付けについて、見解を示していない。しかし、さまざまな状況の中で、独立性に係る予防措置は特に精査しなければならない。規制の責任の割り当て、説明責任とその手続きの枠組み、あるいは独立性実現のため設けられた他の仕組みを検討すべきであるのに加えて、規制当局と政府監督官庁の関係の実際の運用も、検討すべきである。可能であれば、具体的事例の中で、そのような相互関係の効果を検証すべきである。例えば、一部の法域では、規則や政策は、政府の大臣または他の当局の了承を要するかもしれない。また、別の重要な規制案件が、政府の大臣や他の当局との協議または了承を要するかもしれない。さらに、適用される法の遵守について、案件が政府内で審査されることもしばしばある。協議や了承が求められる、または許容される状況は明確であるべきで、そのプロセスは十分に透明であるか、信頼性の保証に関して審査が行われるべきである。

独立性や説明責任は、規制当局が政府に属する、また規制当局の高官が政治任用者(かつて政府に勤めていた政治任用者を含む)であるからといって、必ずしも損なわれるとは限らない。

²⁶ 規制当局は、その際、書面による正式な手続きを備えていれば、理由を記した文書の交付を 法律で義務づけられる必要はない。

²⁷ 例えば、警告を発する書簡は、追加的なプロセスを前提とするものではないだろう。

意思決定に関する基準によっても、プロセスを不適切な政治的干渉から切り離すことができる。例えば、免許の不交付と、関連する意思決定プロセスの両方に明確な基準を欠いたまま、大臣レベルで免許交付に関する決定を覆せることは、独立性を不適切に侵害する。安定的な財源は、外部の措置で資金調達が減らされる可能性があれば、業務上の独立性が損なわれることから、極めて重要である。評価者は、規制当局の財源がそのアクセス可能性に悪影響を及ぼし得るかどうかに関して、評価対象の法域に質問することもできよう。

資金調達の形態は、規制当局ごとに異なり得るものであり、規制当局が政府予算で資金を調達する場合も含まれる。

この原則は独立性を検定するものであることから、規制当局の業務への不当な干渉を防ぐため、他の政策決定当局に伝達した機微情報を保護できることが、規制の枠組みの一環として盛り込まれるべきである。この防護策はシステムの中に含まれていなければならない。

主要論点 1 の実施を評価する際、評価者は、実質上、規制当局が、その機能および権限を行使する上で、外部の政治的および商業的干渉、またはその他の業界の利益に関する干渉から実際に業務上独立性を確保しているかどうかについて判断するべきである。

外部の政治的干渉からの独立性に関する主要論点 1 (a) に対する肯定的な回答には、一般的に、評価者が、規制当局が業務を行う法律上、規制上および政治的な環境を 考慮した上で、以下について満足することが求められる。

- 法律および規制の枠組みは、規制当局の独立性に大きな影響を及ぼし得る構造的特徴を持たない。
- 日常業務上の決定における実際の干渉の証拠、または独立性の欠如を指摘するその他の証拠は存在しない。評価プロセスにおいて評価者は、市場参加者との協議に基づく情報、または市場参加者が全体として、規制当局を事実上独立していると認識しているかどうかに関するその他の信頼できる情報についても検討するべきである。

規制機能の正当な行使として活動する規制当局への十分な法的保護の一例は、規制当局の権限の範囲内で誠実に取った行動について、個人的責任が条件付きで免除されるということだろう。他の取決めもあり得る。規制機能の正当な行使として活動する規制当局への法的保護の十分性と種類は、評価対象の法域で適用可能な法体系に即して評価されなければならない。

規制対象を含む商業的な利害関係者との公式の協議は、原則 4 で考察するとおり、独立性を妨げない。

規制当局に関する原則

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 6 (b) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 2 (b) または 2 (c) のいずれか一方、ならびに問 4、5、6 (b) および 7 (c) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、2 (a) 、2 (b) と 2 (c) の両方、3、6 (a) 、6 (c) 、7 (a) 、7 (b) 、7 (d) 、8 の 1 つ以上に、肯定的に回答できない。

原則3 規制当局は、その機能を発揮し権限を行使するために、十分な権限、適切なリソース、能力を有するべきである。

規制当局は、十分な権限、適切なリソース(十分な財源を含む)、平常時と非常時の両方における職務遂行と権限行使の能力を持つべきである。これが実践面で意味することが、本セクションで詳述するテーマとなる。これには、免許、監督、検査、調査、執行が含まれる。また、職務を遂行し権限を行使するため、適切に訓練された適格で熟練した職員を集めて維持する能力やリソース、職員に継続的な訓練を提供できるということも、含まれる。

規制当局は、職員が必要に応じて継続的な訓練を受けるように、確保しなければならない。

規制当局の権限とリソースは、監督する市場の規模、複雑さおよび種類、ならびに原則に含まれる職務を果たす必要性に見合ものであるべきである。評価者は、すべての原則と当該法域の規制プログラムの有効性を評価した後、規制当局の権限、リソース、能力が十分であると結論するだけの実質的根拠があるかどうかを判定すべきである。

この原則は、規制当局の機能の適切な行使やその権限の効果的な行使を確実にするものであり、それは 1) 首尾の良い予防措置(監視、検査、調査)と、2) 信頼性の高い効果的な是正措置(証券法違反に関する発見、抑止、執行、制裁、是正および矯正)を両方達成する上で極めて重要であるということを踏まえれば、この原則は規制当局の任務と関係性を有する。規制当局の適切かつ効果的な職務遂行と権限行使を妨げ、または意義を唱えるような状況は、原則の背景にある目的にとって有害である。こうした点で、この原則は、証券規制の執行のための原則(10-12)や規制に係る協力のための原則(13-15)と整合的であり、逆に、それらは相互に関連しているということを考慮している。

規制当局は、投資家教育に積極的な役割を果たすべきである。投資家教育は、規制当局の役割に対する投資家の理解を深め、個別の投資に伴うリスクを評価する手段や、詐欺(および他の濫用)から自身を守る手段を投資家に提供するだろう。投資家教育・金融リテラシープログラムは、規制および監督を支援する上で証券規制当局にとって有益なツールにもなる。例えば、投資家教育プログラムは、行動基準を強化し、顧客に適切な情報を提供するよう金融機関に要求し、消費者への法的保護の強化や救済を行う各規制を補完することができる。IOSCO は、投資家教育・金融リテラシープログラムにおいて汎用的なモデルは存在しないことを認識している。

主要課題28

- 1. 規制当局は、免許、監督、検査、調査および執行の権限を持つべきである。
- 2. 規制当局は、権限と責任を果たすための十分な財源を持つべきである。
- 3. リソースの水準は、経験豊富な熟練の職員を集めて維持する難しさを 認識すべきである。
- 4. 規制当局は、職員が十分かつ継続的な訓練を積むように確保すべきである。
- 5. 規制当局は、その使命を十分果たすための政策とガバナンスの慣行を 有するべきである。
- 6. 規制当局は、投資家や他の市場参加者の教育の推進に、積極的な役割を果たすべきである。

主要論点29

1. 法域の市場の性質と、規制当局に与えられた責任を果たすための原則の評価全体を踏まえ、当該規制当局の権限は十分か。

- 2. 資金調達に関して、
 - (a) 規制当局の資金調達は、規制、監督または監視を受ける職務の 規模、複雑さおよび種類を踏まえ、責任を全うできるほど十分 か。
 - (b) 規制当局は、いったん手当てされたリソースの運用上の配分に 影響力を行使できるか。
- 3. リソースの水準は、経験豊富な熟練の職員を集めて維持する難しさを 認識しているか。
- 4. 規制当局は、職員が十分な継続的訓練を積むように確保しているか。
- 5. 規制当局は、効果的な職務遂行や権限行使のための政策やガバナンス の慣行を有しているか。
- 6. 規制当局は、投資家保護の利益に適う教育の推進に、積極的な役割を 果たしているか。

²⁸ 原則 10、11、13 および 15 の執行および協力に関する主要論点、ならびに発行体、市場仲介者、CIS および流通市場とその他の市場に関連する規制権限についての主要論点も、参照。

²⁹ これらの主要論点に対する回答は、他のセクションで論じた権限と整合的であるべきである。

注釈

規制当局に与えられる権限は、規制当局に委ねられた職務に見合うべきである。 担当当局が複数ある場合、実施に必要な権限は当局間で分配されているだろう。その与えられた権限は、総合した上で、このメソドロジーで説明された他の原則を実施する能力を提供するに十分であるべきである。評価者は、全体的な評価が完了した後、この原則の審査に臨むことになるだろう。

ガバナンスの評価は、規制当局が説明責任や公正性、透明性を確保するための規則および慣行の枠組みを超えて行うべきである。同評価は、規制当局が戦略的方向性を考案し、指令を発令する能力についてまで行う必要がある。これには、優先事項を決定し、それぞれに対する戦略を策定するためのガバナンス慣行が含まれることがあるが、それには限定されない。

複雑な市場では、規制の職務の効率的な遂行を保証するのに、技術を要するかも しれない。法域における適切な投資家教育プログラムも、規制当局がその責任を遂 行するのを支えるだろう。

規制当局は、権限と資金が十分なことや、特に当局の目的や法律上・規制上の責任を果たすため、権限や資金をどう配置させているか(例えば、規制当局が、実効性、措置の迅速性、カバレッジの水準、優先課題に対応する能力をどう測定しているか)について、評価者に証明する機会を与えられるべきである。

スタッフの離職率は、経験豊富な熟練の職員を集めて維持することができない指標になり得る。評価者は、さらに理由を問うべきである。

規制当局はまた、どのような類の投資家教育活動やプログラムが、評価対象の法域内で規制当局によって推進されているのかについて、説明を行うことが歓迎される。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施の

問3を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

³⁰ 広範実施と部分実施に関して、資源の入手性と十分性は、実際は、評価対象法域のガイダンスに従い、完全実施から部分実施までの範囲で評価する必要があるだろう。

規制当局に関する原則

問 2(b)、3、4、5 および 6 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問1および2(a)の一方または両方に、肯定的に回答できない。

原則 4 規制当局は、明確かつ整合的な規制上のプロセスを採用すべきである。

明確で整合的で透明な手続きやプロセスは、基本的な公正さや、規制面の決定を下したり、説明責任を担保する規制措置を取るための枠組みの一環である。しかし、透明性に関する政策は、公正、公平かつ開放的な規制プロセスの目的から、個人の機密保持の権利と、規制当局の執行や監視の必要性の間のバランスを確保しなければならない。

規制当局は権限の行使や職務の遂行の際に、以下の特徴を持つプロセスを採るべきである。

- 整合的な適用であること。
- 理解可能であること。
- 公衆に対して透明であること。
- 公正かつ公平であること。

政策の策定にあたって、規制当局は以下の事項を行うべきである。

- 政策の影響を受けうる者を含めた、公衆との協議のプロセスを具備すること。
- 重要な業務の領域において、その政策を公開すること。31
- 手続きの公正性に関する基準に従うこと。
- 規制を遵守するためのコストを考慮すること。

多くの規制当局は、特に、公表すれば市場参加者やそれらに対して助言を与える者に対して有益な指針になる場合には、調査結果に関する報告書を公表する権限を有する。報告書の公表は、公正なヒアリングや個人情報保護に関する個人の権利と整合的でなければならない。また、案件が現在調査中である際には、しばしば公表が阻まれる。

主要課題

明確かつ公平な手続き、整合的な適用

1. 規制当局は権限行使や職務遂行の際に、以下の特徴を持つプロセスを 採るべきである。

一部の業務領域や一部の事例、特に監視や執行の領域では、協議と開示が政策の効果的実施 を損ないかねないため、不要または不適切だろう。

- (a) 整合的な適用であること。
- (b) 理解可能であること。
- (c) 公衆に対して透明であること。
- (d) 公正かつ公平であること。
- 2. 政策の策定にあたって、執行や監視に懸念がある場合、規制当局は以下の事項を行うべきである。
 - (a) 政策の影響を受けうる人々を含めた、公衆との協議プロセスを 具備する。
 - (b) 重要な業務の領域において、その政策を公開する32
 - (c) 規制を遵守するためのコストを考慮する。
- 3. 規制当局は、公正な手続きに関する基準に従うべきである。

透明性と機密保持

4. 調査結果に関する報告書の発表など、透明性の慣行は、可能であれば、 公正なヒアリングや個情報保護に関する個人の権利と整合的であるべ きである。案件が現在調査中である際には、しばしば公表が阻まれる。

主要論点

明確かつ公平な手続き

- 1. 規制当局は、合理的な手続き上の規則や規制に服するか。
- 2. 規制当局は、
 - (a) パブリックコメントを受け付けるための規則案の公開、公開草案の回付、諮問委員会の起用、非公式の接触など、規則または政策の影響を受けうる人々を含め、公衆、または公衆の一部との協議を行うプロセスを備えているか。
 - (b) 規制上の措置の解釈、基準の設定、規制上の措置の理由を述べた決定の発表などを通じて、重要な業務分野における規則や規制、政策(執行や監視に関する政策は含まない)を公開または説明しているか。
 - (c) 規則や政策の変更と変更の理由を公開しているか。
 - (d) 規制を遵守するコストを考慮しているか。

³² 発行体、CIS、市場仲介者、流通市場およびその他の市場に関する政策。

- (e) あらゆる規則や規制を公衆が入手できるようにしているか33。
- (f) 規則策定の手続きを公衆が容易に入手できるようにしているか³⁴。
- 3. 手続面の公正さの評価に際し、
 - (a) 手続面の公正さを確保することを意図した、規制当局を対象と する規則が設けられているか。
 - (b) 規制当局は、他者の権利や利益に影響する決定について、理由 を書面で提供するように義務づけられているか³5。
 - (c) 規則適用するための重要な規制当局の決定はすべて、審査を受けているか。
 - (d) そのような決定は、法人や自然人に不利な影響を与えるときに は、司法審査に付されるか。
 - (e) 免許の交付、却下、取消に関する一般的な基準は公開されているか。免許のプロセスにより影響を受ける者は、規制当局が下す免許の交付、却下、取消の決定について、審理を受ける権利が与えられているか。

透明性と機密保持

4. 該当する場合には、調査報告書を公開する手続きは、機密保持や情報 保護等の個人の権利と整合的であるか。

整合的な適用

5. 規制当局の権限行使や職務遂行は、整合的に適用されているか。

注釈

評価者は、行政の構造を司る具体的な法、規則または手続きがあるかどうか、および、規則が明確で、使いやすく、透明かどうかを立証すべきである。こうした規則は、手続きが整合的に適用され、理解しやすく、公衆にとって透明で、公正かつ公平であることを確保する支えとなるだろう。

一部の業務分野や一部の事例、特に監視や執行の分野では、協議や開示が規制政策の効果的実施を損ないかねないため、不必要または不適切だろう。

³³ 例えば、ウェブサイト上や容易に入手できる報告書において。原則1も参照。

³⁴ 原則 2 も参照。

³⁵ 規制当局は、その際に書面による手続きを設けていれば、理由の交付を法律で義務づけられなくてもよい。

規制当局に関する原則

規制上の措置には、さまざまなレベル、手続き、さまざまな種類に対する審査が存在するだろう。例えば、規則の策定は、免許交付や執行に関する措置と異なる審査手続きを課せられるかもしれない。審査手続きが透明で公平に適用される場合、原則には反しない³⁶。

効果的な協議プロセスは、規制の影響を考慮したり、規制を遵守するコストを考慮する必要性に反応しやすいかもしれない。規制当局は、総じてリソースの利用を評価できるようにすべきである。規制当局は、規制政策の枠組みを定める際に遵守コストを考慮したと判定されるようにするために、特定の費用便益分析の実施を求められるわけではない。

影響を受ける当事者との面会や他の文書化については、手続きが実際に整合的に 適用され、公正かつ公平で、市場が公正な競争慣行に開かれているかどうかを確認 する必要があるだろう。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。37

概ね実施

問2(d)を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 2 (b) 、2 (d) 、2 (f) および 5 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2 (a) 、2 (c) 、2 (e) 、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、3 (d) 、3 (e) または 4 の 1 つ以上に、肯定的に回答できない。

³⁶ 原則 2、主要論点 7 も参照。

³⁷ 原則 2。報告書を公開する権限がない場合、機密性を守る必要はないだろう。

原則 5 規制当局の職員は、機密保持に関する適切な基準などの、高度な職業上の基準を遵守すべきである。

この原則は、信頼性と、規制当局およびその職員の信頼性を達成し実証する手段を指す。この原則の文脈において「職員」という用語は、規制当局の局長およびそのメンバーも含むことを意図している。最も高度な職業上の基準のみが、規制の目的を果たす上で適切である。

主要課題

- 1. 規制当局の職員は、最も高度な職業上の基準を遵守し、以下を含む行動上の問題で、明確な指導に従うよう求められる。
 - (a) 利益相反の回避(職員が証券を取引できる条件を含む)。
 - (b) 権限行使や職務遂行の過程で入手した情報の適切な活用。
 - (c) 機密保持・プライバシー規定および個人情報保護の正しい遵守。
 - (d) 手続きに関する公正基準の遵守。
- 2. 職業上の信頼性の基準を満たさなければ、制裁を課せられるべきである。

主要論点

- 1. 規制当局の職員は、以下に関して、要件または「行動規範」または書面による指針を遵守するように義務づけられているか。
 - (a) 利益相反の回避。
 - (b) 規制当局の管轄に服する証券の保有もしくは取引の制限、財務 上の問題または利害関係の開示義務。
 - (c) 権限行使や職務遂行の過程で入手した情報の適切な活用。
 - (d) 機密保持・プライバシー規定および個人情報保護の遵守。
 - (e) 職員の職務遂行時の手続きに関する公正基準の遵守。
- 2. 以下のものは存在するか
 - (a) 上記基準に違反があったとの申立を調査し、解決するプロセス。
 - (b) 基準に従わないときの法的または行政的な制裁。

注釈

主要論点は、高度な職業上の基準に関連した義務への対処を意図している。評価者は、具体的な手続きと、個別事例にどのように用いられたかに関する文書を入手すべきである。評価者はまた、機密保持策や利益相反を避ける取決めの文書にも着目すべきである³⁸。例えば、利益相反に関する指針はとりわけ、外部からの雇用や他の職責の保有を取り扱うべきである。

取引の制限は、例えば、取引の事前承認や一定限度を超える取引の制限があり得る。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問1(a) および1(b) に基づく事項で、監視が現在行われていないであろうものを除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。.

一部実施

問 1 (a) から (e) までに関するものを除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要するが、問 1 (a) および 1 (b) に基づき現在監視されていないものを含め、手続きの遵守に軽微な不足があり得る。

不実施

一部実施に基づき許容される完全遵守からの乖離を条件として、問 1 (a)、1 (b)、1 (c)、1 (d) または 1 (e) の 1 つ以上に肯定的に回答できない、または、問 2 (a) または 2 (b) のいずれか一方に肯定的に回答できない。

_

³⁸ 原則4も参照。

原則6

規制当局は、その権限に応じて適切に、システミックリスクの特定・監視・低減・管理に向けたプロセスを有するか、またはそれに 貢献すべきである。

目的

システミックリスクとは、事象、行動、または一連の事象もしくは行動が、金融 システムひいては経済全体に広く悪影響を及ぼし得る可能性をいう。証券規制当局 がシステミックリスクを懸念するのは、幅広い影響を及ぼす恐れと、多数の投資家 や市場参加者が打撃を受ける恐れがあるからである。。

システミックリスクの削減は、証券規制における IOSCO の 3 つの主たる目的の 1 つである。原則 6 は、証券規制当局が、システミックリスクの特定、監視、低減、管理において、特有の重要な役割を担うことを認識するものである。ほとんどの場合、証券市場のシステミックリスクは、突然の有害事象の結果ではなく、長期間にわたってリスクがゆっくりと持続的に蓄積された結果である。例えば、市場不正行為が蔓延した結果など、市場の信頼の段階的崩壊の形を取ることもあり得る。証券規制の他の原則の実施は、市場の信頼に対するリスクの緩和において重要である。特に、強力な投資家保護に関する基準、広範な開示義務がもたらす透明性、リスクの監視、研究と分析、積極的な執行、堅固な紛争解決制度などの要素は、規制当局がいかにして、市場の信頼の段階的な崩壊のリスクを低減し、管理できるかにおける極めて重要な構成要素である。

金融の安定の推進は、金融部門の各規制当局が責任を共有している。証券規制当局、健全性規制当局、中央銀行はすべて重要な役割を担い、自由に使えるさまざまな手段を揃えている。特定されたリスクの本質により、もっぱらリスクの対処に効果の高い対策が決まる。証券規制当局がシステミックリスクの削減に利用できる手段は一般に、強力な投資家保護に関する基準、執行措置・開示・透明性の義務、業務規制、市場仲介者向けの紛争解決制度から成る。本原則は、一定の形のシステミックリスクに対処する際、証券規制当局が適切な手段を持たないかもしれないということを明確に認識しており、それゆえ他の規制当局との協力が重要になる。

効果的な証券規制は、市場の健全性、金融の安定、投資家保護の維持がもとになる。このアプローチは、市場が相互に結びついたネットワークで成立しており、1人以上の市場参加者の行動が、全体に波及効果を及ぼし得ることを認識している。金融システムの一角で生じたシステミックリスクは、市場や経済を通じて、金融システムの他の部分に拡散するかもしれない。したがって証券規制当局は、市場参加者、市場、市場インフラの相互関連を理解するため、他の関連する規制当局および各当局と協力する必要がある。

証券市場は、急速な変化と金融技術革新が特徴である。技術革新は、市場の機能を高め、投資家の選択の幅を広げる可能性がある場合に、奨励・促進されるべきである。しかし、技術革新が必ずしも恩恵をもたらすとはいえず、特に難解さにつながったり、最終的にリスクの蓄積につながるような貧弱なリスク管理を伴うときがそうである。規制当局は、新たに発展しつつある商品、ビジネスモデルおよび参加者、ならびに、それらが金融システム全体に与えるであろう潜在的リスクを認識すべきである。規制当局は、金融技術革新に付随する潜在的リスクに対応して理解し、投資家保護を保ちながら有用な技術革新を許容するアプローチの策定に努める必要がある。リスクの監視、研究と分析には、技術革新と新技術の監視を含めるべきである。

証券規制当局は、証券市場、仲介者、規制活動内部から生じるシステミックリスクの測定に関連した重要なリスク指標を策定し、リスクを緩和するために取り得る明確なステップの理解と適用を向上させるべきである。証券規制当局は、他の監督当局が行った作業を活用できるかもしれないが、定性データと定量データを用いて自前のリスク指標を策定するのが重要である。

システミックリスクの特定、監視、低減および管理は、正式なプロセスと取決め を通じて、系統的な文書化されたリスク管理の枠組みに組む込まれるべきである。

主要課題

- 1. 規制当局は、システミックリスクに関する明確な責任に基づく、システミックリスクの特定、監視、低減、適切な管理のため、正式な取決めによる分野横断的とも言える規制プロセスを有し、それに寄与すべきである。プロセスは、市場の複雑さに応じて異なり得る。
- 2. 金融システム全体における市場の中心的役割や、市場にはリスクを生み出す、また伝播させる力があることを踏まえ、証券規制当局は以下を行うべきである。
 - (a) 証券市場の経済、脆弱性、より広範な金融部門や実体経済との 相互関連の全体的な理解を高めるため、他の監督当局と協力す る。
 - (b) システミックリスクに対し、効果的な規制面の対応を実行する 必須の要素として、情報や知識の共有を可能にする正式なシス テムやプロセスを保有または構築する。
- 3. 規制当局は、効果的なリスクの取決めを支援する、適切に熟練した人員と適切な技術資源を備えるべきである。.

主要論点

1.

(a) 規制当局は、以下について明確な責任を担っているか。

- (i) 証券市場に関するシステミックリスクの特定、監視、低減 および適切な管理。
- (ii) その他の金融市場に関するプロセスへの貢献。
- (b) 法域内にてシステミックリスクは明確に定義されているか。
- 2. 規制当局は、使命と権限に見合った規制当局の市場の複雑さに従い、 正式な取決めによってシステミックリスクを特定、監視、低減および 適切に管理する規制プロセス(証券市場に的を絞っていることも、分 野横断的なこともあり得る)を有しているまたは寄与しているか。
 - (a) 正式な協力または機関の取決めによって支持される、システミックリスクをカバーする法域内における他の規制当局や監督者との効果的な情報共有の枠組みはあるか。
 - (b) 規制当局は、確立された手続きまたは取決めに基づき、また、 二国間覚書や多国間覚書 (MoUs) によって、特定されたシステ ミックリスクに関する情報およびデータを他の法域の規制当局 に伝えているか。
- 3. 規制当局は、効果的なリスクの取決めを支援する、適切に熟練した人員と適切な技術資源を備えているか。

注釈

開示や透明性は、システミックリスクの台頭を特定・理解し、適切な措置を取るのに必要な情報を規制当局に与える上で極めて重要である。市場や商品の透明性は、市場参加者がリスクをより良く値踏みできるようにするためにも、極めて重要である。規制当局は、市場レベルの透明性だけでなく、商品や市場参加者レベルの十分な開示の推進にも、特に責任と関心を持つ。

規制当局はまた、市場仲介者の組織要件、業務規制、紛争解決制度を定めるのに、 特に責任を負う。これらは、システミックリスクの緩和と管理の重要な要素である。 組織要件や業務の厳格な監視は、金融システム内の重要なリスク発生源になり得る 望ましくないインセンティブ構造の台頭を管理する上で、不可欠である。

システミックリスクの緩和はまた、規制当局のより広い使命に照らして考える必要がある。他のいくつかの原則も、システミックリスクを特定、緩和、管理する規制当局の取り組みに寄与する。その中には特に、規制の境界線に関する原則(原則7)、利益相反(原則8)、他の規制当局との協力および情報共有(原則13-15)、信用格付機関の監督(原則22)、ヘッジファンド・ヘッジファンド管理者およびアドバイザーの監督(原則28)、市場仲介者の破綻処理手続き(原則32)、清算・決済の監督義務(原則38)が含まれる。

主要論点 1 を評価する際、重要な側面は、規制当局が、システミックリスクに関 して、必ずしも法的枠組みで支援される必要のない役割を果たしているか否かであ る。

主要論点 2 を評価する際、評価者は、規制の範囲内の主体がもたらすシステミッ クリスクに関して(例えば、関連する証券市場で、それ自体がシステム的に重要な 市場仲介者、ヘッジファンドまたは中央清算機関に関して)、規制当局が規制プロ セス(証券市場に的を絞っていることも、分野横断的なこともあり得る)を有する、 またはそれに寄与しているかどうかを検討すべきである。

アプローチの柔軟性と、新しい見識の受け入れは、証券規制当局がシステミック リスクについてさらに知るうえで重要になる。主要論点 2 で言及される正式な取決 めには、以下に示す一般的なシステミックリスクの取決めが含まれる3%。

一般的な取決め:システミックリスクの特定、監視、低減および適切な管理を行う ための取決めには、以下の要素を含めるべきである。

- システミックリスクの源になり得る、証券市場における事業体、商品、市場、 市場インフラおよび活動についての総体的かつ系統的な分析を課する。
- 証券規制当局により収集された、またはその他の機関もしくは当事者(他の 関連監督者を含む)から得られた、アクセス可能で信頼できる質の高いデー タ(ミクロ・マクロ経済データや市場情報を含む)についての系統的かつ堅 固な分析を含める。
- 進化する証券市場の機能を理解するために支援するメカニズムを含める。
- 新たに発生するシステミックリスクやその他のリスクについての理解を深め るための市場参加者との関与を含める。この関与は、調査、公式の協議、非 公式の円卓会議、個別の会議などの形態を取り得る。
- 評価プロセスの各段階にて潜在的なシステミックリスクを評価する際に実施 される作業についての文書化と、特定されたリスクを低減するために取られ る措置の状況についての文書化を含める。
- 手続きと結果の定期的な再評価を考慮に入れる。
- 実施された評価に基づき、規制当局の使命の観点から適切とされる政策措置 や規制措置を行う。

Thematic Review of the Implementation of Principles 6 and 7 of the IOSCO Objectives and Principles of Securities Regulation、IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2013 年 9 月,6-10 ページを 参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD424.pdf. で入手可能)。

システミックリスクの取決め: これらの取決めには、上記に示す一般的な取決めに加えて、以下の要素を含めるべきである。

- 証券規制当局が業務を行う、また、システミックリスクの評価が実施可能な 金融市場環境について幅広い理解を与える。これには、証券市場におけるさ まざまな異なる商品、市場、市場インフラおよび活動の間の相互関連も考慮 に入れるべきである。
- 証券市場の運営と、さまざまな市場と市場参加者の間の相互関係についての 分析を組み入れることにより、該当する場合は、その他の関連規制当局が実 施した見直しを補完する。
- 証券市場から発生する(またはそれに影響する)システミックリスクを測定するための、指標の策定および使用について含める。

組織文化:上記を達成するために、証券規制当局は、システミックリスクに関する プロセスの基礎を支援しその機能を果たすための組織文化を構築するべきである。 それには、以下が含まれる。

- システミックリスクの特定、監視、低減および管理を目指す、規制当局内の 方法論的、協調的および総合的アプローチのための文化を促進する。
- システミックリスクの早期特定に寄与する「職業的懐疑心」を促進する。
- システミックリスクの特定、監視、低減および管理、ならびにそれらの効果 的かつ意義のある運営への取組みについての文化、枠組みおよびアプローチ における組織的意識を確保する。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

間 1(b)、3(b)と間 4 のいずれか一方に肯定的に回答できない。

一部実施

問 1(a)と問 3(a)のいずれか一方に肯定的に回答できない。

不実施

問2に肯定的に回答できない。

原則 7 規制当局は、規制の境界線を定期的に見直すためのプロセスを有するか、またはそれに貢献すべきである。

目的

規制の境界線の定期的な見直しは、投資家保護、公正・効率的・透明な市場、システミックリスクの削減を支える規制の枠組みを促進する。

市場の構造やそれを支える法体系によっては、すべての市場活動や市場参加者を直接の規制や監視の対象にしなくてもよいだろう。特定の商品、市場、市場参加者または活動を規制するかどうかの決定は最終的に、各法域の関連当局が、当該法域の個別事情の評価(規制当局が寄与すべき)をもとに下す政策判断である。だからこそ規制当局は、現行の規制の要件や枠組みが、投資家保護、公正・効率的・透明な市場、さらにはシステミックリスクの削減に向かってもたらされるリスクに十分対応しているかどうかを、定期的に見直すプロセスを有し、またはそれに寄与すべきである。

規制の境界線の定期的な見直しは、新たな市場の動向を踏まえ、既存の規制の有効性や、その修正ないし新たな規制導入の必要性も検討するだろう。特にこの見直しは、金融部門全体にわたる規制の強度の変化から生じた規制逃れのリスクに対処する必要がある。

規制の境界線の見直しは、正式なプロセスと取決めによって、証券規制当局のリスク管理の枠組みに組み込まれるべきである。

原則 6 および 7 は実質上相関しており、規制当局は、原則 6 および 7 の両方に類似のプロセスを適用する場合もある。ただし、原則 6 はシステミックリスクに特に焦点をあて、規制当局の使命に限定されるが、原則 7 は対象範囲が広く(システミックリスクとその他のリスクを含む)、規制当局の使命に限定されない。

主要課題

- 1. 規制当局は以下を行うべきである。
 - (a) 投資家保護ならびに市場の公正性、効率性および透明性に対する潜在的リスク、または金融システムに対する他のリスクを特定し、評価するため、商品、市場、市場参加者および活動の定期的な見直しに、独自のプロセスを導入するもしくは適応させる、または他の規制当局お・政府の政策立案者とともに、プロセスに参加する。
 - (b) 上記リスクの特定と評価を進めるため、規制の境界線を定期的 に見直す正式な取決めやプロセスを整備する。

- 2. 見直しには、以下についての検討が含まれるべきである。
 - (a) 商品、市場、市場参加者および活動の動向が、証券規制の範囲 に影響を及ぼすかどうか。
 - (b) 既存の法的または裁量的な例外の根底にある政策アプローチが、 引き続き妥当かどうか。
- 3. このプロセスは、規制当局の従来の権限、業務構造、規制が、新興の リスクに十分対応するかどうかを判定するのに、焦点を当てるべきで ある。
- 4. このプロセスはまた、特定された新興のリスクへの対応として、従来 の規制の境界線に適時変更が加えられるのを考慮すべきである。この ような必要な変更には、規制当局が法改正を求めることも含まれ得る。

主要論点

- 1. 規制当局は、商品、市場、市場参加者および活動が投資家保護、公正・効率的・透明な市場、システミックリスクの削減に与えるリスクに対し、規制の要件や枠組みが十分対応するかどうかを特定および評価するため、または金融システムに対する他のリスクを特定し、評価するため、何らかのプロセスを有するまたは参加しているか。
- 2. 規制当局は、状況変化の証拠が存在する場合に、商品、市場、主体、市場参加者または活動について、過去の規制政策上の決定(特に、例外に関する決定)を見直し、適宜措置を講じる正式な取決めやプロセスを有しているか。
- 3. 規制当局は、投資家保護と公正・効率的・透明な市場を促進し、システミックリスクを削減するため、規制逃れの可能性を含む無規制の商品、市場、市場参加者および活動を見直すプロセス(他の金融システム監督当局および規制当局と適宜合同で)に参加しているか。
- 4. 規制当局は、法改正または他の変更を要する規制の弱点や投資家保護、 市場の公正性・効率性・透明性へのリスクを特定したとき、法改正ま たは他の変更を求めているか。

注釈

評価者は、各規制当局が規制の境界線の見直しに独自のプロセスを持ち得ること を認識すべきであり、規制の権限を尊重すべきである。

プロセスの例には、次のものが含まれ得る。

- 組織内における、リスク、規制の空白、相反を特定するチーム、グループまたは部署。
- 規制当局が、情報を共有し、規制の境界線を話し合う公式または非公式の金融規制当局グループの当事者になる。
- 危機対応時または定期的に、リスクを特定・評価する専門家グループ。
- 規制の境界線を調査または評価する他の公式・非公式の手段。

規制の境界線の見直しについての法域の取決めにおいては、証券当局の責任を明確にすべきである。これらの取決めにより、非規制の商品や市場、市場参加者、活動がもたらすリスク(革新や技術から生じるリスクを含む)の特定を可能にすべきである⁴⁰。

これらの取決めには、原則 6 (注釈) に定める一般的取決めに加えて、以下の要素を含めるべきである。

- 証券規制当局を関与させ、規制上の行動または介入が正当化されるかどうか、 どんな種類の行動または介入が正当化されるかを決定するための基礎となる よう、金融市場のさまざま事業体や活動、市場、商品によって生じるリスク の規模と範囲を体系的に特定し、優先順位を付け、確定する。
- 積極的に既存の規制の境界線を越えて潜在的リスクを特定するよう証券規制 当局に求めることにより、既存のリスク特定の枠組みを確立する。
- さまざまな異なる種類のリスクを識別して評価するために、さまざまな異なるアプローチが必要になることを認識する。

さらに、証券規制当局は、規制の境界線の見直しに関するプロセスの基礎を支援 し、またその機能を果たす組織文化も構築するよう努めるべきである。これは、以 下を含むであろう。

- 規制の境界線の見直しに向けて、方法論的、協調的、総合的アプローチのための規制当局内の文化を促進する。
- ・ 規制の境界線の見直しと、その効果的で有意義な運営への取り組みにおける 文化、枠組みおよびアプローチについて組織的意識を高める。

この原則の実施を評価する場合、評価者は、規制の境界線が見直された特定の事例について検討するべきである。例えば、評価者は、現状の規制の要件と枠組みが、金融ベンチマークの利用により例えば投資家、または公正で効率が良く透明性の高い市場にもたらされるリスクに十分に対処しているかどうか、規制当局が評価したかどうか検討することもできる。

-

目書参照。

規制当局に関する原則

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

この原則に「概ね実施」の区分はない。

一部実施

問2または4に肯定的に回答できない。

不実施

問1または3に肯定的に回答できない。

原則 8 規制当局は、利益相反やインセンティブの不整合が回避・排除・開示されるなど、管理されることを確保するよう努めるべきである。

目的

この原則は、証券規制当局が利益相反とインセンティブの不整合に対処する際に担うべき役割を定めた包括的原則である。

利益相反

証券規制当局が繰り返し懸念するのは、エコノミストが「エージェンシー問題」と呼ぶものに関係する。そこでは、他者のため行動するように委託された市場参加者が、地位、権限または情報を代わりに自己の利益の追求に用いる。

このような利益相反は、多くの金融市場に共通の問題で、証券規制の焦点になることも多い。それらは企業の報酬プログラムなど、さまざまな理由から生じる。利益相反が証券規制の焦点となるべきで、実際にそうなっているのは、投資家保護や公正・効率的・透明な市場の運営を損なったり、システミックリスクを呈する可能性があるからである。このように利益相反に焦点を当てているのは、いくつかの原則(すなわち、5、9、22、23、24、28、29 および 31)が利益相反に触れていることにも反映されている。

市場参加者の利益と、増進を委託した者の利益が対抗する利益相反が存在し得る場合、規制当局は、相反の存在する程度を特定および評価し、利益相反の回避、解消、開示または他の形で管理を確保するため、規制が必要になり得る程度を判定すべきである。

証券化におけるインセンティブの不整合

この原則はまた、金融商品を市場で売り出すのに携わる者のインセンティブや利益が、投資家の利益と整合しない場合に、規制システムが担うべき役割を明示している。

これが特に問題になるのは、1 つの金融商品の設計、作成、販売を異なる企業が担当する場合(資産担保証券や他の複雑な金融商品が該当)である。金融商品を市場で販売する各企業が、利益相反を回避、解消、開示または他の形で管理し、義務を果たしている場合でも、最終需要者や投資家の最大の利益にならない形で行動するように、直接の取引相手や顧客のインセンティブが存在するかもしれない。このような状況にある企業は、最終需要者や投資家への義務を負わないかもしれないが、取っている行動が最終需要者や投資家の利益になるとは限らない。

資産担保証券の設計、作成、販売は、この原則が特に焦点を当てている点である。2008年の世界的な金融危機以前の時期には、「インセンティブの整合の欠如」すなわち「インセンティブの不整合」⁴¹の一例が見られる。この時期のオリジネーター、スポンサー、発行体、引受業者は、契約上の義務を履行し、取引する顧客や取引相手との直接的な利益相反は管理していたが、証券の担保資産のプールに適切な水準のデューディリジェンスを行ったり、頑健な引き受け基準を用いる追加的インセンティブはなかった。オリジネーターやブローカーは、短期のインセンティブ報酬構造に心動かされて、商品のより長期的なパフォーマンスを適正に考慮しないまま、資産の証券化に注目したかもしれない⁴²。原資産の質が劣化し、最終投資家にとってはリターンの低下(および損失)につながった。

法域が活発な証券化市場を持ち、投資家と証券化商品の組成者のインセンティブが、バリューチェーン(オリジネーター、発行体、スポンサー、引受業者または他の主体を含む)と共に不整合であることが特定される場合、規制システムは、現地の市場状況を考慮して、インセンティブ整合のためのアプローチの評価、策定および実施を行うべきである。こうしたアプローチでは必要に応じて、証券化商品におけるリスクの保持を義務付けることもあり得る。インセンティブ整合へのアプローチは、各取引ごとに開示されるべきである。

主要課題

利益相反

- 1. 規制当局は、規制対象主体に関する潜在的および現実の利益相反を特定および評価すべきである。
- 2. 規制当局は、規制対象主体間の利益相反が回避、解消、開示または他の形で管理されるように、措置を講じるべきである。潜在的または現実の利益相反の開示は、投資家、サービス・商品の他の利用者に対して行われるべき、または彼らにとって利用しやすくすべきである。

証券化におけるインセンティブの不整合

3. 活発な証券化市場を有する法域において、規制システムは、必要に応じて証券化商品におけるリスクの保持を義務付けることを含め、インセンティブ整合のアプローチの評価、策定および実施を行うべきである。

53

Unregulated Financial Markets and Products、 IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009 年 9 月、15-21 ページ(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD301.pdf.で入手可能)。

⁴² 同書、16ページ、パラグラフ 52-53。

規制システムは、義務付けられたリスク保持の要件を含め、インセン 4. ティブ整合のアプローチを遵守するために選択された手法が明確に開 示されるよう要求するべきである。

主要論点

利益相反

- 規制当局は、規制対象主体に関する潜在的および現実の利益相反を特 定し、評価する趣旨のプロセスを設けているか。
- 2. 規制当局が規制対象主体間の重要な利益相反を特定した場合、その利 益相反を回避、解消、開示または他の形で管理する措置を講じている か。
- 規制当局が利益相反の開示を求める場合、開示は、投資家、サービ 3. ス・商品の利用者が利用しやすい形で命じられるか。

証券化におけるインセンティブの不整合**

- 活発な証券化市場を有する法域において、規制システムは、現地の市 4. 場状況を考慮して、必要に応じて義務付けられたリスクの保持を含め、 インセンティブ整合のアプローチの評価、策定および実施を行ってい るか。
- 規制システムは、義務付けられたリスク保持の要件を含め、インセン 5. ティブ整合のアプローチを遵守するために選択された手法が明確に開 示されるよう義務付けているか。

注釈

規制対象主体間の個別の利益相反に対処するため、どの規制措置を用いるかの決 定(例えば、禁止、開示、情報障壁の活用など)は必然的に、法体系、市場構造、 規制に関する哲学を反映した政策決定を伴う。評価の観点からの重要な問題は、規 制当局による市場内の利益相反を監視するプロセスが、投資家保護と、市場の公正 性・効率性・透明性に影響を与え得る、あるいはシステミックリスクをもたらし得 ることである。

過去の金融危機で共通して目立った利益相反やインセンティブの不整合の例には、 次のようなものがある。

⁴³ Global Developments in Securitization Regulation、IOSCO 代表理事会報告書、2012 年 11 月、48 ページを参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD394.pdf.で入手可能)。

- 金融機関がローンの質を評価するため雇ったモーゲージブローカーが、処理 した申請の数や規模に基づいて報酬を受けていた(ローン申請の質を過大評 価するインセンティブが発生)。
- 発行体、アレンジャー、投資家が、公然とまたは幅広く雇った信用格付機関が、当該発行体、アレンジャーまたは投資家が持分を持つ証券の意見を述べる(それゆえ、信用格付機関に報酬を払う意欲は、格付が当該発行体、アレンジャーまたは投資家の利益に適うかどうかに基づく)。
- 監査法人の意見が、監査依頼者への非監査サービスの提供に左右される。

あらゆる主体が証券規制当局の規制を受けるわけではなく、上記の例は、他の原則で言及されない限り、全規制当局が対処を図るべき利益相反やインセンティブの不整合だと読むべきではない。例えば、モーゲージブローカーは、銀行規制に従うことが多い。しかしながら、証券規制当局は、特定されたインセンティブの不整合に対処する一貫性のあるアプローチを考案するために、他の関連規制当局と協力すべきである。

2008 年金融危機で目立った領域の利益相反とインセンティブの不整合について、 規制当局が特定し、評価し、対策を講じるアプローチの例には、次のものが含まれ るかもしれない。

- オリジネーター、スポンサー、当初の貸し手、証券化商品の発行体に、リスク保有義務を課す。
- 発行体が雇用したまたは発行体の代理を務めるサービス提供者について、サービス提供者の意見が投資家の証券化商品取得の判断を左右する可能性があるときは、独立を義務づける。

証券化市場の参加者とその活動は、証券規制当局とその他の関連規制当局によって規制される場合がある。この原則の実施を評価する際、評価者は、規制の枠組みのすべての関連部分(証券以外の規制当局が課す要件を含む)を検討するべきである。

証券化バリューチェーンにおいてインセンティブの不整合に対処しうる最も一般的な例は、リスク保持を求めることである。リスク保持、いわゆる「スキン・イン・ザ・ゲーム(自己資金投資)」の要件は、金融危機以降、規制上の対応として大きな焦点が当てられてきた。この要件は、発行体とスポンサーによる良識的な行動を促すことを目的に、証券化商品の「組成・転売型(originate to distribute)」モデルに組み込まれることのあるインセンティブの不整合に対処する手段の1つとして、これまでも現在も開発されている。リスク保持が義務付けられる場合、適用される法律、規制や政策方針によって以下の要素に対処するべきである。

- 義務(すなわち、リスク保持を達成する最も効率的で効果的な方法の評価に 基づく、直接的または間接的な体制)が課せられる当事者。
- リスク保持要件の許可形態(例えば、垂直的または水平的など)。
- リスク保持要件の例外または免除。

規制当局に関する原則

ただし、市場状況によっては、他のアプローチを取ることが正当化される場合も ある。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問3および5を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

この原則に「一部実施」の区分はない。

不実施

問1、2または4に肯定的に回答できない。

規制当局に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Sound Practices for Investment Risk Education IOSCO 代表理事会報告書、2015年9月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD505.pdf	3	
2	Strategic Framework for Investor Education and Financial Literacy IOSCO 代表理事会報告書、2014年10月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD462.pdf	3	
3	Thematic Review of the Implementation of Principles 6 and 7 of the IOSCO Objectives and Principles of Securities Regulation IOSCO 代表理事会報告書、2013年9月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD424.pdf	6 7	
4	Principles for Financial Benchmarks IOSCO 代表理事会報告書、2013年7月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf	7	36
5	Global Developments in Securitization Regulation IOSCO 代表理事会報告書、2012年11月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD394.pdf	8	
6	Unregulated Financial Markets and Products IOSCO 専門委員会報告書、2009年9月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD301.pdf	8	16

B. 自主規制に関する原則

1. 前文

自主規制機関 (SROs) は、証券規制の目的を達成する上で、規制当局を補完する 貴重な存在になり得る。

自主規制にはさまざまなモデルがあり、自主規制が用いられる程度も多種多様である。大半の法域の SRO に共通する特徴は、規制当局から切り離されていることと (ただし政府の監督や認可は総じて存在)、企業、産業界、さらには投資家も適宜、SRO の業務に参加する点である。

自主規制には相当な利点が生じ得る。

- SRO は、政府の規制にとどまらず、倫理規程や業務規程を遵守する必要があ ろう。
- SROは、政府の規制当局よりも広く情報提出を強制する力を持つだろう。
- SRO は、市場の業務や実務に関して、かなりの視野の広さと専門知識を提供し、市場環境の変化には、政府当局よりも素早く、柔軟に対応できるだろう。
- SRO は、自らの、および規制当局の規制機能を行う技術インフラを構築・維持していることが多く、このインフラは納税者ではなく、規制対象者が資金を全額負担する。

SRO は規制責任を担うべきでああり、最も効率良く遂行できるだけの専門知識を有する。SRO の活動は、準拠する契約や規則によって制限されることが多い。

2. 範囲

この原則は、主体が、SRO の主な特徴を 1 つまたは複数持っている場合に適用する。SRO とは何を指すかについての解釈は、以下の指針にて詳しく特定される。自主規制は、SRO の管轄に服する者(法人と自然人)についての取引規則、業務規程、資格制度を創出、修正、施行、強制し、仲裁などの適切な紛争解決制度を通じて争いを解決する権限を包含する。この権限は、法律で定められた非政府主体への権限委任や、規制当局の許可または認可を経た SRO と会員の契約を通じて、発生するだろう。一部の法域では、SRO が上記の機能を全部担うことはできない。

組織が規制の権限や責任を与えられ、組織の規則が証券市場や業界の一部に関して有意な認可を受ける場合、組織は SRO に分類される(かつ、原則 9 に基づく評価を受ける)べきである。SRO の典型的な特徴の 1 つは、当該組織が、特定の産業のために、例えば、個人もしくは会社の適格性について、または違反があった場合に制裁措置を発令できる人員もしくは規律の資格もしくは(市場)実施について、関連の.規則を確立していることである。もう 1 つの SRO の典型的な特徴は、当該組織がかかる規則の施行もすることである。

自主規制に関する原則

要約すると、SROとは以下のいずれかの条件を満たしている組織である。

- 個人または会社が重要な証券活動に参加するために満たさなければならない 資格についての規則を確立する。
- 取引、業務遂行、証券活動に従事する個人や会社に対する資格についての拘束力のある規則を確立および施行する。
- 規則の不遵守に対して適切な制裁を SRO が課すことが可能となる規律を確立し、懲戒手続きを実施する。

自己規制が利用される場合、当該 SRO は、規制当局が行う適切な監督の対象とするべきである。

3. 原則9

原則9

規制のシステムが、権限の及ぶ分野に対して一定の直接的な監督責任を果たす自主規制機関を利用する場合には、当該自主規制機関は、規制当局の監督に服し、権限や委任された責務を行使する際には、公正性と機密性の基準を遵守すべきである。

原則は、適切に規制された SRO が担い得る価値を認識し、適切な権限付与と SRO の監督に関する一般的勧告を示している。半面、SRO の活用は、裁量的な政策選択 肢で、法域に SRO がないことが評価に影響するべきではない。

SROの「適切な活用」とは、以下に関連する。

- 1. SRO が関連する準拠法や規制の目的を遂行する能力。SRO が規則を定めて施行することや、SRO の規制権限付与要件や監督プログラムに反映されるとおりに、会員や関係者がこれらの法、規制、規則を遵守するのを監視および執行することを含む。
- 2. 規制当局の監督の十分性。
- 3. 変化する市場環境の中で生じる問題に対処する際、SRO の専門知識、 市場との距離の近さ、柔軟性を活用することで、規制のリソースが増 えること。
- 4. 自主規制活動に本質的に伴う利益相反を効果的に管理するため、十分なコーポレート・ガバナンスの基準。

延長線上にある SRO の「不適切な活用」には、無権限の主体によるもしくは規制の監督を受けない SRO の職務遂行、権限付与の基準を満たす十分な能力を示さない民間機関の指定、SRO 職務の委任もしくは執行、疑似政府権限の濫用の証拠、または自主規制の不十分な職務遂行が挙げられるかもしれない。

規制当局は、SRO が適切な基準を達成してから権限行使の許可を受けるように、 義務づけるべきである。その基準は特に、以下を行えることを盛り込まなければな らない。

- 遵守を監視する組織と能力を維持し、規則(特に、除名、資格停止、活動・機能・業務の制限、罰金、譴責および資格停止または禁止)を執行する規範的な仕組みを設けること。

SROの監督は継続的に行うべきである。

さらに、SRO が稼働したら、規制当局は、権限行使が公益に適い、投資家を保護し、準拠する証券法、規制、適切な SRO 規則が公正・効果的・整合的に執行されるように確保すべきである。

SRO の有効性は、利益相反で損なわれる恐れがある。規制当局は、利益相反が生 じ得る可能性を監視し、対処すべきである。規制当局は、SRO が市場参加者の貴重 な情報にアクセスできることから(市場参加者が SRO の会員かどうかに関係なく)、 利益相反が起こらないように確実を期さなければならない。利益相反が生じている リスクは、SRO(例えば証券取引所)が会員の監督と市場部門の規制の両方に責任 を負っているときに、重大になり得る。

自主規制活用の程度に関係なく、規制当局は、投資家や市場に影響する事案の調 査権限を保持すべきである。個別の不正行為に対して調査および対処する SRO の権 限が不十分な場合、または利益相反により必然性がある場合、規制当局は SRO から 調査の責任を引き取るべきである。それゆえ、SRO が規制当局に提供する情報によ り、こうした事案が早い段階を特定できるように確保することが重要である。

SRO は、機密保持や公正手続きなどの事項について、規制当局に期待されるのと 同様の職業的行動基準に従うべきである4。

この原則を評価する際、評価者は、SRO の権限と監視の水準が、職務や責任に見 合うかどうかを検討すべきである。SRO のプロセスは、規制当局と同様に公正かつ 整合的であるべきで、その決定は規制面の審査にかけられるべきであり、SRO はデ ータの機密保持を守るべきである。また、SRO のスタッフが、規制当局のスタッフ に期待されるのと同様に行動すべきであることは、SRO のスタッフの職業的行動責 任である。規制当局は、どの SRO も効果的に監視する完全な権限を持つべきである。

主要課題

権限付与

- 権限付与の条件として、法律または規制当局は、SRO が以下を行うこ 1. とを証明するように義務づけるべきである。
 - 準拠法、規制、SRO 規則の目的を遂行し、これらの法、規制、 (a) 規則に従って会員や関係者の遵守を強制する能力を持つ。
 - SROの全会員や会員申請者を公正かつ整合的な形で扱う。 (b)
 - 会員の行動基準を定め、投資家保護や市場の健全性を促進する (c) 趣旨の規則を策定する。
 - 規制当局が適切と判断するとき、規則を審査、承認してもらう (d) ため、規制当局に提出し、SRO 規則が規制当局の定める公共政 策要件と整合するように確保する。
 - 準拠法・規制の調査と執行で、規制当局や他の SRO と協力する。 (e)

44

SRO は一般に非政府機関で、政府機関に適用されるのと同じ基準を必ずしも課せられるわけ ではない。

自主規制に関する原則

- 2. SRO は以下を備えるべきである。
 - (a) 規制当局からの法定の委任または他の正式な承認、および
 - (b) 当該 SRO と規制当局の協力を確保するため、MOU または他の 取決めを整える。
- 3. 独自の規則を執行し、不遵守は適切に処罰される。
- 4. また、以下を行うべきである。
 - (a) 理事の選任や業務の管理で、公正に会員を代表することを保証 する。
 - (b) 反競争的状況を作り出しかねない規則を避ける。
 - (c) 市場参加者が市場で不公正に優位を得られるような監督の役割 の使い方を避ける。

監督

- 5. 監督に際して、以下を継続的に確保すべきである。
 - (a) SRO が継続的に、権限付与の条件を満たす。
 - (b) 政府規制当局は、投資家や市場に影響する事案の調査権限を保持する。
 - (c) 不正行為の疑いを調査するもしくは他の形で対処する上で、 SROの権限が不十分な場合、または SRO が適切に管理できない 利益相反を抱える場合、SRO ではなく、規制当局が必要な調査 を行う。
 - (d) SRO は、規制面の介入を要する事案を早い段階で特定できるように、規制当局に情報を提供する。

職業的基準

6. SRO は、会員に適用され、規制当局のものに準ずるスタッフの機密保持に関する基準や、公正手続きに関する基準を導入すべきである。

利益相反

7. SRO は、潜在的な利益相反に対処する手続きを備えるべきである。

主要論点

監督を条件とする権限付与または委任

- 1. 権限付与の条件として、規制当局は SRO に対し、以下を証明するよう に義務づけているか⁴⁵。
 - (a) 準拠法、規制および SRO 規則の目的を遂行し、法、規制および 規則に服する会員および関係者に遵守を強制する能力がある。
 - (b) SRO の全会員、会員申請者、似た状況の市場参加者を、公正か つ整合的なで規則に従って処遇する。
 - (c) 会員用の基準を定め、投資家保護を促進する趣旨の規則を策定 する。
 - (d) 規制当局が適切と判断するとき、規則を審査・承認してもらうため、規則および修正を規制当局に提出し、SRO 規則が規制当局の定める公共政策要件と整合するように確保する。
 - (e) 準拠する法、規制および規則を調査し、執行するため、規制当局や他の国内 SRO と協力する。
- 2. SRO は次のことを行っているか。
 - (a) 規制当局から、法定の委任または他の形で正規の承認を受ける こと。
 - (b) 規制当局との協力を確保するため、MOU または他の取決めを設けていること。
 - (c) 執行され、不遵守が適切に処罰される独自の規則を持つこと。
 - (d) 該当する場合、例えば相互団体が、理事会の選任や業務の管理 で会員の公正な代表を担保すること。
 - (e) 注釈に明記したとおり、反競争的状況を生み出しかねない規則 を取らないこと。
 - (f) 市場参加者が市場で不公正に優位を得られるような監督の役割 の使い方を避けること。

監督

3. 規制当局は次のことを行っているか。

⁴⁵ 新たに稼働する SRO の場合、申請団体は権限付与の条件を満たすプログラムと手続きを有していることを示すべきであり、プログラムや手続きの継続的かつ効果的な執行が、権限付与の条件として検討されるべきである。

- SRO の効果的かつ継続的な監督プログラムを施行していること。 (a) それには以下が含まれよう。
 - SROの調査。 (i)
 - 定期的な見直し。 (ii)
 - (iii) 報告義務。
 - 法、規制および規則を統括する SRO の審査と取消。 (iv)
 - 権限付与または委任の条件の遵守持続の監視。 (v)
- 投資家や市場に影響する事案に対し、十分な調査権限を保持す (b) ること。
- 特定の不正行為または不正行為の疑いを調査または対処する際、 (c) SRO の権限が不十分なとき、または利益相反により必然性があ る場合、SROの責任を引き取るまたは支援すること。

規制当局に期待されるのと同様の職業的基準

- 4. 規制当局、法または他の準拠する規制は、以下について、規制当局に 期待されるのと同様の職業的基準に従うように、SRO に義務づけてい るか。
 - 機密保持および公正手続きに関する事項。 (a)
 - SRO が権限の行使および責任の履行の過程で得た情報の適切な (b) 活用。

利益相反

規制当局、法および他の準拠する規制は、SRO の潜在的な利益相反が 5. 回避または適切に管理されるように確保しているか。

注釈

適切に監督された SRO の活用は、金融市場の中で規制面のリソースを拡大する可 能性がある46。

原則3も参照。

規制面の監督の水準や程度、必要な権限や保護の種類は、SRO の構造に左右され得る。例えば、利潤追求、株式会社化した市場では、利益相反や自主規制資源の適切な活用に対する懸念が大きくなるだろう。また一部の市場では、一定のごく限られた機能が SRO に委任され、他は委任されない。評価者はこの場合、ベンチマークを賢く適用しなければならず、遂行している職務の監視のみ要求し、SRO が遂行しない権限や属性を試さないようにする。加えて、例えば取引所など、ある主体が一部の SRO 機能を果たす場合、当該取引所が原則 33 に基づいて認可されていたとしても、これらの SRO 機能は原則 9 に照らして試すべきである。範囲のセクションの基準を検討中に、SRO 機能が果たされる場合、この活動は原則 9 の対象となるであろう。この場合の原則 33 と原則 9 の評価は、整合すべきである。また、かかる機能が SRO に委任されている場合、SRO の規制職務遂行の十分性を試す他の関連原則も参照されよう。

反競争的状況については、SRO へのアクセスを管理するときや、同様の状況の市場参加者に対して公正でないまたは平等でない形で、SRO の規則および手続きの執行、公布、解釈に関する行動を取る際に、SRO が排他的、不公正、または不公平な行動をする状況があり得る。とりわけ、規制面の監督は、市場へのアクセスを不当に妨げたり、市場や健全性の問題の監督と関係なく、投資サービスを提供する事業に参入障壁を不当につくり出す形で、職務を遂行する SRO に向けられるべきである。

株式公開企業の SRO は、他の発行体に適用されるガバナンス規定にも従うべきである。原則 16 から 18 までを参照されたい。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 2 (d) および 2 (e) で、規制当局が SRO に以下を行うよう義務づける権限がない場合を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

- (a) 理事会の選任や業務の管理で会員が公正に代表されるように担保する。
- (b) 反競争的状況をもたらし得る規則を回避する。

それを条件として、SRO が関連する規則や手続きを有する、および/もしくは、そうした問題に対処する一般法が存在し、相当な異議申立がなされた<u>記</u>録がない。

一部実施

問 2(d)、2(e) および 5 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。ただし問 5 の場合は、事案にリスクがあり、明確な濫用の証拠がないときに、規制当局が SRO の行動を引き継げるのを条件とする。

自主規制に関する原則

加えて、SRO には、準拠法および規制の遵守調査を支援する権限がないかも しれないが、規制当局は権限付与の条件として、また継続的に、問 1 (e) に 関してあらゆる関連情報を規制当局に伝達するように、SRO に義務づける場 合。

不実施

規制当局が SRO に基準達成を義務づけたのを証明できない。あるいは、問 1 (a)、1 (b)、1 (c)、1 (d)、2 (c)、2 (f)、3 (a)、3 (b)、3 (c)、4 (a) もしくは 4 (b)の1つ以上、または問 1 (e)もしくは 5 に肯定的に回答できない。ただし、一部実施に基づく条件がない、および/または SRO の職務遂行が、実は監督を受けずに行われている、もしくは、SRO の職務の濫用もしくは未達の証明可能な証拠があるとの知見がない場合とする。

自己規制に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Issues Paper on Exchange Demutualization IOSCO 専門委員会報告書、2000年6月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD119.pdf	9	
2	Model for Effective Self-Regulation IOSCO SRO 諮問委員会報告書、2000年5月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD110.pdf	9	
3	Principles of Effective Market Oversight 米州証券監督者評議会、1995年5月 http://www.cvm.gov.br/ingl/inter/cosra/inter.asp	9	

C. 執行に関する原則

1. 前文

証券法の強力で厳格な執行は、投資家の信頼感の醸成を支え、公正で効率的な市場を維持するための基礎となる。この原則のもとで「執行」という用語は、規制当局が、証券法違反の発見、抑止、執行、制裁、是正および修正を行う能力、手段およびさまざまな策を持つと期待されるように、検査、調査および監視の権限を含むように広く解されるべきである。

広く解される「執行」では、以下のさまざまな活動やプロセスを含む連続した作業を実施することを検討し得る。

- 規制対象主体に対する日常的なリスクベースの臨時の検査。コンプライアンスを確立して評価するために必要な情報の規制対象主体からの収集、投資家からの助言や苦情によって促される検査を含む。
- 組織的プラットフォーム上での取引の監視と、より一般的な市場情報の収集
- 規制対象主体または非規制対象主体に関する調査。不正行為の疑いにより促 される場合もある。
- 不遵守と不正行為に対する対策。執行手続き、適切な救済や制裁の措置を求めることを含む場合もある。

このリストは、規範的または包括的なものとすることを意図していない。それぞれの規制当局が、その執行プログラムの基本となる、それぞれ異なる価値や目標、 法律制度を持っている。従って、上記すべての活動とプロセスが、すべての規制当 局に当てはまるわけではない。

原則 10 と 11 は、規制当局の権限の性質と範囲を定める趣旨だが、原則 12 は、規制当局が権限を用いる能力や、どれほど効果的かつ信頼性の高い形で権限を行使するかを測るのが狙いである。これらは組み合わさって、監督対象主体を監視し、日常的および臨時に情報を収集し、人や主体が関連証券法に確実に従い、従わない場合には制裁措置を受けるように執行措置を取る、または規制対象主体による是正措置を発効させる、規制当局の力を判断しようとする。

原則に基づく評価は、規制当局が活動する法体系の慎重な検討を要する。原則は、民法とコモンローの両システムを考察しており、従うべき具体的な執行モデルを指示しているわけではない。効果的だと示されてきた執行モデルは複数ある。その中には、いくつかの政府機関または疑似政府機関が執行の責任を分担したり、SROと責任を分担するモデルもある。

検査、調査、監視および執行の権限を確保する法的仕組みが施行されているだけでなく、当局がこれらの各分野において効果的なプログラムを遂行できるのが重要である。これには、十分な資源を執行につぎ込むように確保することが含まれる。 効果的な執行によってのみ、規制当局が将来の不正を最も効果的に抑止できるからである。

執行に関する原則

資本市場の幅広い主体や商品にわたって、証券規制要件を執行することも、極めて重要である。それゆえ原則 10、11、12 は、発行体、集団投資スキーム、市場仲介者、流通市場およびその他の市場のための原則にて説明した個別の規制職務や責任と、互いに強く結びついている。評価者は、原則 10、11、12 の評価と、評価対象法域における執行の観点からの他原則の評価との整合性を確保すべきである。

この枠組みに従い、これらの原則は、規制当局の適切な職務遂行と執行・監督権限の効果的行使の確保を基盤として、規制当局の作業と関連性を持つ。

2. 範囲

証券法の執行を確保する仕組みは、あらゆる法域で発効しているべきである。しかし、証券法執行のあらゆる側面の責任が、単一の機関に与えられる必要はない。

規制当局以外の当局が執行する場合、または規制当局と他の当局が執行を分担する場合、かかる機関の協力が決定的に重要で、適時かつ効果的な形で行えることを特に精査すべきである。

3. 原則10~12

原則 10 規制当局は、検査・調査・監視に係る包括的な権限を有するべきである。

原則 10 は、関連証券法の遵守を監視および評価するために、規制当局が規制対象 主体に関して検査、調査および監督を実施する包括的な権限を持つかどうかを扱う趣旨である。同原則は、規制当局が規制対象主体から情報を入手し得る状況および その方法を扱う。原則 10 は、予防的措置として規制対象主体の継続的な監督および 監視を行う規制当局の権限も取り上げる。

検査の概念には、規制当局が規制要件の遵守を監視し、不遵守を発見および抑止し、リスクと潜在的問題を特定するために規制対象主体を監視および監督する際に実施する、日常的な活動が通常含まれる。これらの活動は、各法域の間で異なる場合もあり、また、帳簿、記録、継続的な開示、その他の許可申請、照会への回答または報告サイクルの一部としてのその他の情報の見直しが含まれることがある。さらに、現場検査またはデスクベースの見直しも含まれることがある。検査の権限を意味のあるものにするため、取引と活動の記録を取り、維持することを規制対象主体に要求するべきである。規制当局は、規制要件の遵守を検証することが適切であると規制当局が考える場合には、事前の通知なく規制対象主体の施設に関して検査を実施する権限も持つべきである。

法律違反が疑われるからといって、必ずしも規制当局が、規制対象主体に情報を要求したり、または規制対象主体の検査を実施したりすることが可能になるわけではない。規制当局は、スケジュールを確定したり、リスク評価について検討したり、また、検査の優先度を設定する他のリスクベースの手法を活用したりすることにより、特定の規制対象主体の通常の検査またはより集中的な検査を、いつどのように実施するのかを決定することを選択できる。

調査の概念には、規制当局が情報、記録または記述を取得するために実施する活動が通常含まれる。調査は、さらなる執行手続を開始するべきかどうかを決定することを視野に入れ、検査の結果から、または証券法違反の疑いから促される場合がある。

検査と調査の権限は、これらの権限の遵守を確実にするために措置を講じる規制 当局または他の所管当局の能力によって、例えば、規制当局への情報提供の要求を 強制する、裁判所命令または司法命令を求めることにより支援を得ることができる。 通常、監視にて主に焦点を当てるのは、認可された取引所と規制された取引プラットフォームにおける上場証券の取引行為の監視である。とはいえ、監視は、異なる形態を取り、さまざまな手段や技術を活用して実施することができる。規制当局は、市場にとって適切だと見なす監視の形態を活用するべきである。その形態は、関連性を追跡したり、規制当局の監督対象となる特別の者に的を絞った監視を実施したり(例えば、過去の不正行為に関連する個人)、また、異常なまたは疑わしい取引パターンが発生しているときに、追加の検査や調査を実施できるよう規制当局に警告するシステムを設置したりすることも含め、拡大することができる。

検査、調査、監視または他の規制執行権限が第三者に委託されている、またはいずれにせよ第三者によってそれが行使される状況下において、規制当局は、過度の格差を避けるために、ある程度の監督または関与を維持するべきである。

主要課題

- 1. 規制当局は、調査に応じてもしくは報告サイクルの一環として、通常 業務の中で情報提供を要求する権限、または、関連基準の遵守を検証 するのが適切と考えるときにその都度、規制対象主体の営業活動を調 査する権限を持つべきである⁴⁷。
 - (a) 法律違反の疑いにより、規制当局が調査の実施または規制対象 主体の情報要求を行うことが可能である必要はないはずである。
 - (b) 規制当局は、規制対象主体の現場の検査が可能であるべきである。
- 2. 規制当局は、帳簿、記録、文書、通信および陳述書など、関連基準の 遵守の検査に合理的に必要な全情報の提供を求めることが可能である べきである。
- 3. 規制当局は、認可された取引所および規制された取引プラットフォームでの取引行為について、監視を実行および監督する権限を持つべきである。
- 4. 規制面の執行責任が SRO を含む第三者に委任されている場合、この第 三者は規制当局に適用されるのと同じ厳格さの開示・機密保持義務に 従うべきである。

⁴⁷ Outsourcing in Financial Services、合同フォーラム報告書、2005 年 2 月、を全般に参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD184.pdf. で入手可能)。

主要論点48

- 1. 規制当局は帳簿や記録を含め、規制対象主体の事業活動⁴⁹を調査する 権限を有するか。
 - (a) 抜き打ちで。
 - (b) 実地で。
- 2. 規制当局は、不正行為の疑いがなくても、訴訟せずに規制対象主体から帳簿および記録を入手し、データまたは情報を要求する権限を有するか。
 - (a) 個別の調査に応じて。
 - (b) 日常ベースで。
- 3. 規制当局は、認可された取引所および規制された取引プラットフォームでの取引行為の監視を監督する権限を有するか。
- 4. 規制システムは、規制対象主体の記録管理や記録保存の義務を有する か⁵⁰。
- 5. 規制対象主体は以下を義務づけられているか⁵¹。
 - (a) 顧客の身元に関する記録の維持52。

(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD386.pdfで入手可能)。

原則 10 の主要論点は総じて、Resolution on Principles for Recordkeeping, Collection of Information, Eonforcement Powers and Mutual Cooperation to Improve the Enforcement of Securities and Futures Laws(以下「Resolution on Recordkeeping」という)、IOSCO代表委員会決議、1997年11月、から取り上げた(http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES15.pdfで入手可能)。Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information(以下「IOSCO MMoU」という)、IOSCO 報告書、2002年5月(2012年5月に改訂)、で確認された

⁴⁹ 「規制対象主体」には、認可または免許を受けた主体または人が含まれる。これらの規制対象主体は、委任された活動について、規制当局への説明責任を負う。

⁵⁰ マルチ MOU のよくある質問 (FAQ) は、記録保存の基準を 5 年と考えている (よくある質問 41 を参照)。市場仲介者についての原則 29-32 も参照。

主要論点 4 は、法域が記録管理義務を課しているか、規制対象主体の記録に保存義務がある かどうかを試す。主要論点 5 は、規制対象主体が維持すべき文書の特定区分が法域にあるか どうかを試す。これらの義務は、法域の証券法、銀行法、資金洗浄関連法などの法に見出さ れ、評価者はこれらの義務について当該法域のあらゆる関連法を審査すべきである。

Frinciples on Client Identification and Beneficial Ownership for the Securities Industry、IOSCO 報告書、2004年5月、10ページを参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD167.pdfで入手可能)。Initiatives by the BCBS, IAIS and IOSCO to Combat Money Laundering and the Financing of Terrorism、合同フォーラム報告書、2003年6月、7ページも参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD146.pdf.で入手可能)。

- (b) 証券取引に関連した証券会社および銀行の口座への資金および 証券の流出入の追跡が可能な記録の維持。
- 6. 規制当局は、規制対象主体の全顧客の身元を判定するまたはアクセス する権限を有するか⁵³。
- 7. 規制当局が⁵⁴ 調査または他の規制執行権限を、SRO を含む第三者に外部委託もしくは他の形で付与する、または法律によってそれが付与される場合、
 - (a) 規制当局は第三者に外部委託した機能を監督しているか。
 - (b) 規制当局は、第三者が維持または入手した情報に完全にアクセスできるか。
 - (c) 規制当局は、第三者のプロセスを変更/改善できるか。
 - (d) 第三者は、規制当局に適用されるのに劣らない厳格さの開示・ 機密保持義務に服するか。

注釈

第三者が維持または入手した情報への完全なアクセスには、SRO が監視・調査活動に外部委託サービスを使う可能性がある点を考慮して、当該第三者が外部委託した情報へのアクセスが含まれる55。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問7(c)を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 7(c) および 7(d) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

上記 Principles on Client Identification and Beneficial Ownership for the Securities Industry を参照。

⁵⁴ SRO の場合、規制当局は権限付与を継続する条件として、かかる権限を有するべきである。 原則 9 を参照。この主要論点については、一般的に上記 Outsourcing in Financial Services を参 照。

⁵⁵ この脚注は主要論点問 7 (b) を指す。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、2 (a) 、2 (b) 、3、4、5 (a) 、5 (b) 、6、7 (a) または 7 (b) の 1 つ以上に、肯定的に回答できない。

原則 11 規制当局は、執行に係る包括的な権限を有するべきである。

原則 10 が規制対象主体に限られるのに対し、原則 11 は、非規制対象主体も含むより広い適用を意図している。原則 11 は、何らかの者による関連証券法違反が疑われるまたは特定されるときに、規制当局が活用できる調査や手続きを含む一連の行動を扱う56。

したがって、規制当局や他の所管当局は、包括的な調査・執行権限を与えられるべきである。 その権限は、法域によって異なる場合もあり、例えば、原則 10 の前文で説明される権限や、以下の権限を含むことがある。

- 直接もしくは間接に関与した主体もしくは人物(規制対象もしくは非規制対象を問わない)、または調査の関連情報を保有し得る者から、情報、記録および陳述書を入手する。
- 不正行為もしくは証券法違反が疑われる者を告発し、および/もしくは、裁判所ないし審判所の命令を求める、ならびに/または、そのための民事および/もしくは刑事裁判事案を回付する。
- 違反が見つかった場合は、有効で均整の取れた制止的な行政処分を求めるかまたは課し、必要な場合にはかかる処分の執行を求める。
- 証券法違反が疑われる者に対して調査または手続きが行われている間に、臨時命令(例えば、取引停止など)を発令または請求する。
- 告発されたまたは証拠提出を求められた個人または主体の代表者の出頭、供述または証言を強要する。
- 代替の解決メカニズムを通して(例えば、当事者を拘束するまたは拘束しない和解、調停または仲裁プロセスを通して)得た結果を許容する。
- 判決に対して控訴する、および/または控訴することを許容する。

証券法の執行のあらゆる側面が、単一の機関に与えられる必要はない。効果的だと示された執行モデルはいくつかある。その中には、いくつかの政府や疑似政府機関が執行責任を分担する、または複数の SRO が責任を分担するモデルもある。

証券市場の国際的性質や、複数の法域にまたがる不正が頻繁に起こり得る事実から、特有の問題がいくつか浮上する。

法律および規制当局の執行権限は、国際的な不正行為にも確実に有効であり得るように、十分であるべきである。

-

Resolution on Enforcement Powers、IOSCO 代表委員会決議、1997 年 11 月を参照 (http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES14.pdfで入手可能)。上記 Resolution on Recordkeeping を参照。

執行当局が持つべき権限の詳細は、IOSCO の各国証券監督当局間の協議・協力および情報交換に関する多国間覚書(以下「MMoU」という)に、より具体的に述べられている⁵⁷。

国際協力の一般的なトピックや効果的な規制の重要性は、協力に関する原則で取り上げる。

主要課題

- 1. 規制当局または他の所管する当局は、規制、行政または調査の要求または決定を執行するため、裁判所命令を請求するまたは提訴すること、 実効性ある処分を求めるまたは課すこと、刑事訴訟手続を始めるまたは刑事司法当局に事案を回付すること、を行う権限を含め、包括的な調査・執行権限を持つべきである。
- 2. 規制当局または他の所管する当局は、データ、情報、文書、帳簿および記録の入手、ならびに第三者の主体および人を含め(規制対象であるなしに関わらず)、関連する行為の関与者または規制もしくは執行上の質問/調査の関連情報を保有し得る者について、少なくとも自発的な陳述書または証言の録取が、可能であるべきである。
- 3. 執行権限は、私人の救済請求権を妨げるべきでない。私人は、自身の 救済を請求できるべきである(例えば、補償、損害賠償、特定の義務 の履行など)。
- 4. 執行権限の行使が、複数の規制当局または他の所管する当局の行動を 要する場合、調査・執行のため、速やかに協力(当局間の情報共有を 含む)を行えるべきである⁵⁸。

主要論点

- 1. 規制当局または他の所管する当局は、証券業務に関連する法および規制の遵守を強制するため、調査・執行権限を有するか。
- 2. 規制当局または他の所管する当局は、以下の権限を有するか。
 - (a) 規制、行政、調査の要求または決定に従うのを確保するため、 裁判所命令を請求する、民事訴訟手続に事案を回付する、また は他の措置を講じる権限。

⁵⁷ 上記 IOSCO MMoU 第7条を参照。

⁵⁸ 原則1および13。

- (b) 有効な、均整の取れた、抑止的な行政処分を課す権限59。
- (c) 刑事訴訟手続を起こすまたは刑事訴追に事案を回付する権限。
- (d) 証券取引の停止を命じるまたは他の適切な措置を取る権限⁶⁰。
- 3. 規制当局または他の所管する当局は、第三者の主体および人を含め (規制対象であるなしに関わらず)、関連する行為の関与者または規制 もしくは執行上の質問/調査の関連情報を保有し得る者に対し、以下 の項目を要求および入手する調査・執行権限を有するから。
 - (a) すべての証券・デリバティブ取引を再現するための同時期の記録で、取引に関わる銀行・証券口座に流出入したすべての資金および資産の記録を含む。
 - (b) 以下を特定する証券・デリバティブ取引の記録。
 - (i) 顧客:
 - (1) 口座名義人の氏名。
 - (2) 取引業務を許可された者。
 - (ii) 購入または売却の数量。
 - (iii) 取引時刻。
 - (iv) 取引価格。
 - (v) 取引を処理した個人、銀行、ブローカー、証券会社。
 - (c) 当該法域で組織された非自然人を実質的に所有または支配する 者を特定する、当該法域内にある情報。
 - (d) 陳述書または証言⁶²。
 - (e) 文書および銀行記録を含む他の情報。
- 4. 私人は、証券法に関連した不正に対し、自身の救済を請求できるか⁶³。

⁵⁹ 原則 10、主要論点、上記 Resolution on Recordkeeping を参照。

⁶⁰ 他の措置には、個別の市場参加者に取引制限または義務を課すこと(例えば、ポジションの制限、報告義務、持ち高解消のみの取引、特別な証拠金要件または他の是正措置)が含まれる。一部の法域は、補償的な救済も求め得る。主要論点 2 (d) およびこの脚注に挙げられた個別の措置は例を示したのであって、規制当局の利用できる処分が、均整が取れていて、抑止的で、有効だと実証できるなら、完全実施の評価を受けるのに必要なわけではない。

L記 Resolution on Recordkeeping および上記 IOSCO MMoU を参照。この問いは、ある所管当局が、他の国内所管当局がもともと持っていた情報を含め、あらゆる必要な情報を外国のカウンターパートと共有する権限を持つ場合、肯定的に回答し得る。原則 10 および原則 13、主要論点 1 も参照。

⁶² 規制当局は、少なくとも自発的な陳述書を入手できるべきである。

- 5. 規制当局以外の当局が、執行または他の是正措置を行わなければならない場合、規制当局は、規制または調査活動を通じて入手した情報を 当該当局と共有できるか。
- 6. 規制当局が調査に必要な法域内の情報を入手できない場合、当該情報 を入手できる他の当局はあるか⁶⁴。
- 7. 「はい」の場合:規制当局と他の国内当局の間に、存在する情報の個別の交換に関する個別の取決めはあるか⁶⁵。

注釈

評価者は、当該法域の執行プログラムが、与えられた権限をどのように用いる設計になっているかを判定しなければならない⁶⁶。権限の十分性は、効果的に行使されれることを示せるかどうかに左右され得る。規制当局および/または他の当局(訴追当局を含む)に与えられる調査・執行権限の範囲は、調査に基づく行動と法域内で適用される法体系に依存する。評価者は、現行システムが効果的に、証券法違反を発見、調査、起訴できるかどうかを問うべきである。

規制当局および他の所管する当局は、調査・執行権限を適用する際、証券詐欺や他の証券不正行為が往々にして、尋常でない、複雑な、または新たな形態を取ることを認識すべきである。そのような尋常でない詐欺の形態に法を適用し、必要に応じて、個々の法や監視/検査・調査メソドロジーの開発に積極的に寄与する態勢を取るべきである。

また評価者は、使える制裁権限や是正措置を取る権限の十分性について、規制当局に見解を問うべきである。

⁶³ そのような訴訟は、証券法に基づいて直接なされる必要はなく、一般法の規定に基づくこともあり得る。

⁶⁴ 原則 15、主要論点 8 を参照。

個別の取決めは、約束やMOUの可能性もある。

⁶⁶ 原則 12。

証券規制義務の執行や証券違反の抑止・制裁に用いられる措置の例には、以下が含まれる。罰金、資格剥奪、営業許可の停止および取り消し、直接または裁判所命令を通じた差止命令または排除命令、無免許で証券取引を行った者を相手取った訴訟または刑事司法当局へのかかる業務の照会が、開示および資金報告義務を発行体に強制する措置、事業・資本要件・他の健全性規則を強制するための措置、市場仲介者、認可された取引所の運営者、規制対象の取引システム、CIS および他の規制対象証券主体に、記録管理と報告を強制するための措置が。

このような制裁は例にすぎず、規制当局は証券違反の全範囲をカバーするため、 均整の取れた、抑止的な、有効かつ十分な各種制裁を利用できることを示さなけれ ばならない。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要し、さらに措置を取るため別の 当局と規制当局の間で協力が必要な場合は、かかる措置が証券規制当局の優 先課題に対応し、かつ適時である。

概ね実施

この原則に「概ね実施」の区分はない6%。

一部実施

問4を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

免許を取り消すもしくは停止することができない、または問 1、2 (a)、2 (b)、2 (c)、2 (d)、3 (a)、3 (b)、3 (c)、3 (d)、3 (e)、5、6、7 の 1 つ以上に肯定的に回答できない、または協力の取決めに不具合が示される。

-

⁶⁷ 「執行プログラム」は、規制当局が保有する権限を行使するために取るあらゆる措置として、 広く解され得る。

⁶⁸ 報告義務を強制する措置の例は、財務諸表の修正を義務づけたり、財務諸表を開示させる権限だろう。

それでもなお、このメソドロジーのイントロダクションで示される「評価尺度」に基づき、 「概ね実施」の区分が適用される可能性はある。

原則 12 規制のシステムは、検査・調査・監視・執行に係る権限の効果的で かつ信頼性の高い行使や、効果的な法令遵守のプログラムの実施を 確保すべきである。

原則12は、規制当局に対し、現行の規制システムや自らの組織が検査・調査・監視・執行権限の効果的で信頼できる利用、および遵守プログラムをどう定めているかを示すように義務づける。特に規制当局は、効果的な検査、調査、監視および執行措置を行うシステムが存在すること、さらに適切な場合には、不正行為や濫用に対処するため措置が取られてきたことを示せるべきである。例えば、効果的なプログラムは、不正を特定、発見、抑止および制裁するさまざまな手段を結合できるだろう。取り得る制裁の範囲が広ければ、評価される法体系の性質に即して、基準を満たすことができよう。それでも規制当局は、利用できる制裁が(どのような性質であっても)有効で、均整の取れた、抑止的なものだと証明する文書を提出できるようにすべきである。個別の職務に対応する原則のセクションも、あり得る制裁を扱っている。

規制当局は、検査、調査、監視、執行権限の効果的かつ信頼できる活用がこれまでなされており、将来もなされることを証明できるようにすべきである。権限の効果的かつ信頼できる活用は、十分な権限、適切な資源、ならびに職務遂行および権限行使の能力に依存する。原則 10 と原則 11 が規制当局の執行権限の性質および範囲を確定し、原則 3 が資源全般を扱うのに対し、原則 12 は、規制当局による職務遂行時および執行権限行使時の資源の活用を扱う。

特に規制当局は、以下による権限行使がどのようになされたかを証明し、説明できるようにすべきである。

- 法域内で行われる規制措置。検査、監視または遵守審査を通して浮上した懸念が、調査や執行手続きにつながるというケースもある。
- 規制当局が規制対象主体に要求する遵守プログラム。
- 証券法違反の防止、発見および是正について整備する。例えば、遵守プログラムには、内部統制の確立、日常的な監督、主体内の活動の監視、主体の従業員に伝えられる指針および手続き文書に対する要求が含まれる。規制当局は、指針と手続きに基づいて主体の遵守を監視するべきである。
- 法域内で遂行された継続的および臨時の検査の類(「検査」という用語の説明は原則 10を参照)。例えば、規制当局は、規制対象主体の検査の頻度および範囲を判断するための手法を持っている、または、検査の優先順位と範囲を設定するためのリスクベースのプロセスを整備している。
- 法域内で行われた調査および執行措置。他の規制当局や SRO、法執行機関などのパートナーが関与することのある、こうした措置を行使するために必要な情報を発見および収集する、規制当局の能力が含まれる。

• 法域内で見つかった不正行為に関して、科せられた制裁、または発生した他の是正措置。規制当局は、規制当局が有効で均整の取れた抑止的な救済を求めることを可能にするような、潜在的な不正行為を抑止するための幅広い規制上の対策および制裁措置を備え、活用する。

主要課題

- 1. 効果的かつ信頼できる執行制度を得るには、規制当局が原則に示された法定権限を持つだけでは不十分である。規制当局は以下を行えるべきである。
 - (a) 効果的かつ適時な形で、法律違反の疑いを発見する。
 - (b) 潜在的な違反の調査に必要な関連情報を収集する。
 - (c) 法律違反が特定された場合に、訴訟を起こすため情報を活用できる。
 - (d) 主要課題 1 (a) から (c) に沿った行動を効果的に行うためのプログラムを設けて、資源を活用していることを証明する。
- 2. 加えて、規制当局は、証券法違反の防止、発見、矯正を目指し、規制対象主体用の遵守システムを設けるべきである。これには以下が含まれる。
 - (a) 適切なメソドロジーと技法を用いた検査または自己評価(ただし法域によってばらつきが生じ得る)。
 - (b) 他の監視技法。

主要論点

違反の発見

- 1. 規制当局が検査を行うための効果的な検査システムは設けられているか。
 - (a) 日常ベースで。
 - (b) リスク評価に基づいて。
 - (c) 得られた情報に応じて不定期で(例えば、投資家からの苦情や 密告、他の情報源からの異議申立)。
- 2. 認可された取引所や規制対象の取引システムに、異常な取引を自動的に特定するシステムはあるか。

- 3. 規制当局 は、以下を発見および調査するための十分な仕組みと手続き を証明できるか。
 - (a) 相場および/または価格操縦。
 - (b) インサイダー取引。
 - (c) 証券およびデリバティブに関して、重要情報の虚偽表示または 詐欺的もしくは操縦的な慣行。
 - (d) 他の規制義務の不遵守(例えば、営業活動、自己資本比率、開 示または顧客資産の分別)。
- 4. 規制当局は、情報を受け取り、受け取った情報に対応するための十分 なシステムを有しているか。

遵守システム

- 5. 規制当局は、証券法違反防止のため合理的に設計された監督・遵守手続きを設けるように、規制対象主体に義務づけているか。
- 6. 規制当局は、遵守手続きがどのように執行され、かかる主体の従業員 に伝達されているかを監視しているか。
- 7. 規制当局は、規制対象主体が証券法違反の行動を取った従業員を適切に監督しないときに、措置を講じる、規律に従わせるまたは制裁を科すことができるか。
- 8. 規制当局は、認可された取引所および規制対象の取引システムに対し、 全取引の執行および約定を監査できる市場監視メカニズムを義務づけ ているか⁷⁰。

有効性

9. 明記された基準に基づき、規制当局または他の所管する当局は、証券 法執行のため、効果的な執行プログラムを備えているか。

注釈

この原則を評価する際、評価者は、権限に関して原則 10 および 11、協力に関して原則 13 および 15、規制当局の資源の十分性・手続き・説明責任に関して原則 2 および 3 も、参照すべきである。

⁷⁰ 評価者は、取引の監査が規定されているか、および実際に行われているかをチェックしなければならない。

検査、調査、監視および執行の権限を用いて、違反を発見し、情報を収集および活用し、遵守を促進し、不遵守に制裁を科すための効果的なシステムが存在する証拠があるかどうかを、評価者は評価すべきである。幅広い証券規制に関して、これら権限が効果的かつ信頼できる形で用いられるべきである。

規制当局や SRO を含む第三者は、法律の条文、公開の指針、関連する執行事例を扱った説明用の記者発表資料、異議申立および処分(公開された場合)など、執行活動を説明する記録および他の重要な証拠を評価者に示せるようにすべきである。

リスクベースの検査プログラムを評価する際、評価者は、例えば定期的な資金報告の点検などの仕組みを用いて、優先順位がどう定められ、それらがどう調整・更新されるかを判定すべきである。規制の枠組みに基づく苦情処理システムが、オンブズマン、外部の紛争解決規定もしくは他の第三者スキームを通じて、または個別の企業の取決めの監督を通じて、対処されていれば十分である。

執行プログラムの実効性を評価する際、評価者は、規制当局が原則 11 の主要論点の 2 (a) から 2 (d) に示された権限を用いるかどうかを評価すべきである。

主要論点 2 で言及した自動システムを運用する熟練スタッフがいないのは、その主要論点が否定的に回答される強力な指標である。

主要論点2が否定的に回答される場合、主要論点3(a)および3(b)を肯定的に回答できない強力な示唆となる。

主要論点 9 に関して、評価者は、執行プログラムの有効性の結論に至る際、用いる尺度を明確に説明しなければならない。この尺度は、(1) 執行プログラムにつぎ込まれた資源、(2) 年間に科せられる罰金の水準、(3) 執行プログラムに対する投資家の信頼感の代替として、法域の資本コスト、(4) 年間に処理される事件数、(5) 年間に行われる調査の件数と種別を含む可能性があるが、必ずしも必要とするわけではない。

ベンチマーク

完全実施

問 1 (a) と 1 (b) のいずれか、および該当する他のすべての主要論点に肯定的回答を要する。ただし、1 (b) のみ肯定的に回答された場合、リスクの優先順位や潜在的な調査対象企業の状況に関して変化を特定する手段と、効果的なカバレッジを証明できる状況がなければならない。

概ね実施

問1(a) と1(b) のいずれか、および、問2、4、8以外の該当する他のすべての主要論点に肯定的回答を要し、ならびに/または、調査、監視、執行のシステムが施行されているが、効果的な管理を確保するためつぎ込む資源を増やす必要がある、システムの運用の調整が必要であろう、もしくはシステムを増強して効果を高めるため、一定の望ましい権限(原則10を参照されたい)が必要である場合。

一部実施

問 1 (a) と 1 (b) のいずれか、および問 1 (c) 、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、 3 (d) 、5、6、7 に肯定的回答を要し、規制当局は稼働中の執行・遵守プログラムがあることを証明できるが、適時性やカバレッジに多少弱点がある。

不実施

問 1 (a) および 1 (b) の両方、または問 1 (c) 、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、3 (d) 、5、6、7、9の1つ以上に肯定的に回答できない。

執行に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of	10	13
	Information	11	14
	IOSCO 報告書、2002年5月(2012年5月改訂)	12	15
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD386.pdf		
	「IOSCO MMoU」		
2	Outsourcing in Financial Service	10	18
	合同フォーラム報告書、2005年2月		31
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD184.pdf		
3	Principles on Client Identification and Beneficial Ownership for the Securities Industry	10	31
	IOSCO 報告書、2004 年 5 月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD167.pdf		
4	Report on Securities Activity on the Internet III	11	13
	IOSCO 専門委員会報告書、2003年10月		16
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD159.pdf		31
5	Initiatives by the BCBS, IAIS and IOSCO to Combat Money Laundering and the Financing of Terrorism	10	31
	合同フォーラム報告書、2003年6月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD146.pdf		
8	Securities Activity on the Internet II	11	16
	IOSCO 専門委員会報告書、2001年6月		33
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD120.pdf		

9	Securities Activity on the Internet IOSCO 専門委員会報告書、1998年9月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD83.pdf	11	13 16 31 33
10	Resolution on Principles for Recordkeeping, Collection of Information, Enforcement Powers and Mutual Cooperation to Improve the Enforcement of Securities and Futures Laws IOSCO代表委員会決議、1997年11月 http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES15.pdf	10 11	13 14 15
11	Resolution on Enforcement Powers IOSCO 代表委員会決議、1997年11月 http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES14.pdf	11	13

D. 協力に関する原則

1. 前文

原則 13、14、15 は、調査、執行、監督および他の規制目的での規制当局間または 国内もしくは外国のカウンターパートとの協力を扱う 71 。

金融取引の国際化の進行や、市場のグローバル化により、単独の規制当局の手がすぐ届く領域を越えて、情報が行き渡る可能性がある。それゆえ、国際協力と、規制当局間での情報共有の必要性が一層強調される。

詐欺、相場操縦、インサイダー取引、および法域の境界をまたぐ無権限の金融サービス提供などの他の違法行為は、現代の通信技術を援用するグローバル市場で起こり得るし、実際に起こっている。加えて、複数の法域にわたって事業や規制された活動を実施する市場参加者の数は増加している。

協力は、遵守プログラム、および調査・執行活動が法域の境界で不必要に妨げられないように確実を期すためにも、極めて重要である。

たとえ同一法域内であっても、国内レベルにて、情報共有の大きな必要性があるだろう。複数の規制当局がある場合や、証券法がある法域の一般法と重複する場合、国内協力の必要性は執行の問題にとどまらず、特定の権能を得て行動するための権限付与や、システミックリスクの緩和に関連する情報を含むだろう。例えば、証券、銀行、その他の金融部門で責任の分担が存在する場合である²。原則 13 は、規制当局の情報共有能力の程度を測る。原則 14 は、規制当局が、いつどのようにカウンターパートと情報を共有するかを定める仕組みの有無を扱う。原則 15 は、規制当局がカウンターパートに与え得る支援の種別に関係する。

IOSCO のマルチ MOU は、とりわけ原則 13、14、15の実施を促進する趣旨である。したがって、IOSCO マルチ MOU に調印していない当局は、少なくとも原則の 1 つに関して、完全実施となり得ない。逆に、IOSCO マルチ MOU に加入していれば、当局が同マルチ MOU に明記された国際基準を満たすべく、必要な法的権限を有していることになり、これら原則が完全に実施されている強力な指標となる。ただし、IOSCO マルチ MOU に加入すれば自動的に、原則が完全に実施されているとの結論に至るわけではない。例えば、該当する当局が、原則の評価時に、正しく支援するための資源および/または実践的な能力を欠いている可能性があるからである。

_

監督および他の規制目的の情報共有は、特に例えば以下のものが必要だろう。疑わしい行動や証拠のある詐欺に関する日常的な情報、免許・権限付与・適格性判定に関して申請者をめぐる懸念についての情報、証券の上場または登録、免許保有者または発行体の現状に関する情報、市場混乱に対処する緊急時対応策・連絡先・構造対策など、市場混乱の悪影響を最小限に抑えるのに必要であろう情報、市場当局の措置・相場・取引・市場データなどの市況に関する情報の共有。

⁷² 原則1および3。

規制当局間の国際協力は、国内市場の効果的な規制や監督のためにも必要である。 規制および監視上の支援を提供できなければ、効果的な証券規制に向けた取り組み を大きく損なう恐れがある。国内法は、国際協力への障害を取り除く必要がある⁷³。

2. 範囲

規制当局は、共に協力する必要のある法域内の機関、求められる取決めの種類、および協力の目的を特定すべきである。例えば一部の法域では、法域内の他の当局から情報を入手したり、遵守審査もしくは調査を開始したり、または執行の訴訟を起こしたりするために、他の当局を頼る必要があるだろう。規制当局は、必要な情報を入手できるゲートウェイやチャネルがあり、必要時にチャネルが機能することを証明できるようにすべきである。さらに、規制当局は、法域内で他者との協力に影響を与え得る法(例えば、障壁規則、銀行機密、または他の種類の法律もしくは司法判断)を特定すべきである。

規制当局の協力する能力は、規制当局に関する原則や自己規制のための原則、IOSCO MMoU およびその他の協力に関する取決めに定められたとおり、外国のカウンターパートが求める情報を入手し、機密を保持する権限に密接に関係する。

.

Report on the Self-Evaluation Conducted by IOSCO Members Pursuant to the 1994 IOSCO Resolution on "Commitment to Basic IOSCO Principle of High Regulatory Standards and Mutual Cooperation and Assistance"、IOSCO 報告書、1997 年 11 月、8-9 ページのパート C および D (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD76.pdfで入手可能)。Securities Activity on the Internet、IOSCO 専門委員会報告書、1998 年 9 月、特に、主な勧告 21-24

⁽http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD83.pdfで入手可能)。

3. 原則13~15

原則 13 規制当局は、公開・非公開の情報を国内・外国当局と共有するため の権限を有するべきである。

この原則は、管理下にある、または検査、調査および監視を通じて入手できる公開および非公開の情報を、*他の外部的なプロセスを伴わずに*共有するための規制当局の権限を扱う。非公開情報の共有においては、要請を受けた規制当局が、かかる情報の使用が共有の目的に確実に合致し、使用にさらされる機密性を保持するように、注意を払わなければならない。

国内レベルでは、他の国内当局との情報共有の大きな必要性があり得る。証券取引が関わる詐欺や資金洗浄の事件は、法執行、規制、司法当局など、複数の国内機関の緊密な協力が必要だろう。国内協力の必要性は、監督の状況でも重要で、特定の権能を得て行動するための権限付与や、システミックリスクの緩和に関連した情報が含まれる。特に、証券、銀行、その他金融部門で責任が分担される場合がそうである。

規制当局間の国際協力は、効果的な規制や国内市場の監督に必要である。規制や 監督を支援できなければ、効果的な証券規制に向けた取り組みを著しく損なう恐れ がある。国内法は、国際協力に対する障害を取り除く必要がある。

情報共有と規制協力の「二重適法性(dual legality)」の条件を取り除くのが、不可欠である。過渡的な問題として、ある法域が二重適法性条件の除去を進めるとき、柔軟かつ国際協力への影響を最小限にとどめる形で、条件が解釈されるのが不可欠である。

複数の規制当局が異なる監督アプローチを取るとき、互いの規制・監督システムに対して得られた信頼に基づく情報共有や協力に、それぞれが共通の利益を持つ⁷⁴。

協力の形式や内容は、ケースバイケースで異なる⁷⁵。支援は、調査に用いるだけでなく、例えば証券規制の範囲内で遵守を監視したり、違法活動を防いだりするプログラムの一環として、他の種類の取り調べのために与え得る点が不可欠である。また、各規制当局は、執行技能の提供や共有において相互に支援し合うこともある。

74 Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年5月、エグゼクティブ・サマリーの3-6ページ参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD322.pdf.で入手可能)。

⁷⁵ 協力するには、次のものが必要であろう——疑わしい行動や証拠のある詐欺に関する情報、 免許・上場・登録の申請者をめぐる懸念についての情報、免許保有者または発行体の現状に 関する情報、市場混乱に対処する緊急時対応策・連絡先・構造対策など、市場混乱の悪影響 を最小限に抑えるのに必要であろう情報、市場当局の措置・相場・取引・市場データなどの 市況に関する情報の日常的な共有。Multi Jurisdictional Information Sharing for Market Oversight、 IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007年4月 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD248.pdf.で入手可能)。

協力に関する原則

調査や執行のため規制当局に提供される情報は、法域内の当局を通じて、証券法違反の調査および訴追(行政、民事および刑事)に用いるため、直接または間接に共有できるようにすべきである。

監督の観点からの協力も重要である。規制面の懸念について、資金および他の監督面の情報、技術的な知識および監視など、一般的およびさらに具体的な情報を交換する必要がある。システミックリスク関連の情報共有も、原則 6 にて評価されたとおり、法域間の協力の中心となるべきである。

グローバルに活動する規制対象主体については、特に遵守の社風、財務状況、リスクエクスポージャーに関して、アドホックで、より秩序だった具体的な態様で、情報共有をしなければならない。

主要課題76

- 1. 規制当局は、他の国内当局との間で、公開情報と非公開情報をいずれ も共有できるようにすべきである。
- 2. 規制当局は、外国のカウンターパートとの間で、公開情報と非公開情報を共有できるようにすべきである。
- 3. 国内法は、規制、検査、調査、監視または執行の目的による情報共有 を通じた国際協力を妨げるべきでない。
- 4. 規制当局が職務遂行または権限行使によって集めた機密情報が、国内外を問わず、他の所管する当局に共有される場合、規制当局は、開示の目的に沿う限り、提供される情報の機密性が守られるとの条件に従うように確実を期すことができるべきである。

主要論点

~ HIII / / / /

- 1. 特定された規制当局のそれぞれについて⁷⁷、当該規制当局は、他の国内 規制当局 (regulators) および当局 (authorities) と、次の情報を共有す る権限を持っているか。
 - (a) 検査、調査および執行の事案。
 - (b) 権限付与、許可、認可に関連した判断。
 - (c) 監視。

⁷⁶ 上記 *Resolution on Recordkeeping*、2 ページのパート C および D。上記 IOSCO MMoU、パート 6、7、10、11 も参照。

⁷⁷ すなわち、評価プロセスの中で特定された、証券執行に責任を負う規制当局。

- (d) 市況および相場材料。
- (e) 規制当局の法域で組織された非自然人を実質的に所有または支配する者を含め、顧客の本人確認。
- (f) 規制対象主体。
- (g) 上場企業および証券の上場を目指す企業。
- 2. 規制当局 は、関連する政府大臣または法律家などの外部からの承認を要することなく⁷⁸、規制・執行目的のため他の国内当局との間で、主要論点1に述べられた情報を共有できるか。
- 3. 規制当局は、主要論点 1 に列挙された各事案に関して、外国のカウンターパートと情報を共有する権限を持っているか ⁷⁹。
 - (a) 検査、調査および執行の事案。
 - (b) 権限付与、許可、認可に関連した判断。
 - (c) 監視。
 - (d) 市況および相場材料。
 - (e) 規制当局の法域で組織された非自然人を実質的に所有または支配する者を含め、顧客の本人確認。
 - (f) 規制対象主体。
 - (g) 上場企業および証券の上場を目指す企業。
- 4. 規制当局 は、関連する政府大臣または法律家などの外部からの承認を要することなく⁸⁰、執行・規制目的のため外国のカウンターパートとの間で、主要論点3に述べられた情報を共有できるか。
- 5. 規制当局は、他の国内および外国の当局に、自主的に情報を提供できるか。
- 6. 規制当局は、疑わしい行為が当該規制当局の法域内で行われ、同法域 の法律違反を構成しない場合でも、外国のカウンターパートと情報を 共有できるか。

⁷⁸ このような承認が純然たる形式的なもので、直ちに得られる場合、規制当局は、承認が必要な場合でも「完全実施」の評価を受けられる可能性がある。例えば、一部の法域では、司法長官または同様の官僚が、制度の首席法務官として措置に署名する。理想的なのは、国内の状況において、一定の共有が事前に許可されていることである。

⁷⁹ この問いは、単一の所管当局が、必要な全情報(他の国内所管当局が当初保有していた情報を含む)を外国のカウンターパートと共有する権限を持つ場合、肯定的に回答し得る。

⁸⁰ このような承認が純然たる形式的なもので、直ちに得られる場合、規制当局は、承認が必要な場合でも「完全実施」の評価を受けられる可能性がある。脚注 92 の従前の例を参照。

- 7. 規制当局は、証券・デリバティブ取引に関連する銀行口座および証券 口座を実質的に保有または支配する者を特定する情報や記録、ならび に取引の再現に必要な情報(銀行取引記録を含む)を、国内および外 国のカウンターパートと共有できるか⁸¹。
- 8. 規制システムは、規制当局が職務遂行や権限行使によって集めた機密情報が、国内外を問わず、他の所管当局と共有されるとき、適切な機密保持規則に従うように、十分な保証を与えているか。

注釈

他の法域で登録したとされる者からの許可申請も、受理され得る。あるいは、複数の法域で同じ提出文書を出し、登録を求めることもあり得る。同様に、システムの安定性への脅威は、国内要因にとどまらず、他の法域の個別金融機関の行動が含まれる可能性がある。

また、複数の法域で証券を上場する企業が増えており、株式を上場した国以外の国で、発行体の商業活動の相当部分が行われるのも普通である。投資家が直接または運用委託したファンドを通じて、外国の市場や証券に投資することも多い。法域の境界をまたいで売り出す CIS も増えている。さらに、スキームの販売者、運用担当者、証券保管機関が複数の異なる法域に所在することも一般的で、スキームの販売相手の投資家と同じ法域に所在しない可能性もある。

似通った金融商品が、複数の国のさまざまな市場で取引されることもあり得る。 また、原資産や基準価格に関する取引・組成・派生が外国市場で行われるデリバティブが、多数存在する。

国内協力の義務があっても、情報が国際的な経路を通ると、情報の利用は、情報 共有取決めに明記された利用に限定されることがある。例えば、IOSCO MMoU に基 づいて外国カウンターパートが入手した情報の場合、IOSCO MMoU で検討された用 途以外にこの情報を用いるのは、認められない。IOSCO MMoU がカバーしていない 形でこの情報を用いる必要がある場合、要請する当局は、要請を受ける当局の同意 を得なければならない。

銀行秘密・機密保持・障壁規則が存在する場合、規制当局は、法に例外があって、 規制当局が情報を入手し、外国カウンターパートと共有できることを証明できるよ うにすべきである。評価者は、規制当局に与えられた権限が実際に執行可能かどう かに疑問を投げかけた裁判例や他の状況が存在したか、問うべきである。

⁸¹ 上記 IOSCO MMoU、4 ページのパラグラフ 7(b)(ii)。

協力に関する原則

原則は、規制当局が国内外のカウンターパートと情報を共有する際に、特に非公開情報について、適法に条件を課せることを認めている。条件は、情報の適切な利用の確保や、公的執行措置など、情報要請時に認められた使用に即したものを除く情報の機密保持の確保が含まれ得る。より一般的に機密保持予防措置を取り上げた原則14も参照されたい。

支援の要請は、次の場合に、被要請当局が断ることがある。

- 1. 要請が、被要請当局に対し、国内法に反する行動を取るように求める場合。
- 2. 公益または不可欠の国益を理由に。
- 3. 被要請当局の法域で、同じ事実に基づき、かつ同じ人物を相手取り、 刑事訴訟手続が既に起こされている場合、または同じ人物が既に、被 要請当局の法域の所管当局により、同じ罪で終局的な刑罰を受けてい る場合。ただし、要請当局が起こした訴訟で求めた救済や制裁が、被 要請当局の法域で得られる救済や制裁と同じ性質または重複ではない と、要請当局が証明できるときを除く。
- 4. 要請が IOSCO MMoU の規定に従ってなされたものでない場合。

支援の要請が断られる場合、または国内法に基づいて支援がなされない場合、被要請当局は、援助しない理由を説明し、要請当局と協議する。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 2 および 4 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。ただし、情報共有を適時実行できるのを条件とする。

一部実施

個別事例で情報が入手できるのを条件に問 3 (c)、概ね実施の条件が満たされない場合に問 2 および 4、ならびに問 5 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、1 (c) 、1 (d) 、1 (e) 、1 (f) 、1 (g) 、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、3 (d) 、3 (e) 、3 (f) 、3 (g) 、6、7、8 の 1 つ以上に肯定的に回答できない。または、適時な形の行動が相当程度不可能で、原則が実施されたと見なせない。

原則 14 規制当局は、公開・非公開の情報をいつ、どのように国内・外国当局と共有するかを定めた情報共有のメカニズムを確立すべきである。

証券規制当局は長い間、証券執行事案の協議、協力、情報交換の促進に、MoU を用いてきた。こうした執行 MoU は、法律違反を疑う規制当局および/または、違反の可能性のある証拠が法域外に存在し得るときに外国カウンターパートから 臨時の支援を求める規制当局に、許可を出すことになる。このような MoU の大半は、二国間ベースで発効してきた。2005 年以降は、IOSCO MMoU が、証券規制当局間の執行協力の義務的な最低基準となった。

証券規制当局はより最近になって、今日のグローバル環境下で効果的に監視や監督をするには、証券執行の支援(本質的に臨時ベースで、個別の違反の可能性に関わる情報共有に焦点)だけでなく、臨時ベースと継続ベースの両方で、規制対象主体の監視における規制協力の手段を備える必要があると認識するようになった。このような協力は、グローバルに活動する規制対象主体を、関係する全法域の法律と義務に十分整合しつつ、継ぎ目なく効率的に規制するのを支える上で、極めて重要である。連携と協力の多くは、臨時ベースで培われてきたが、MoU や監督カレッジなどの一層確立した形も設けられてきた。

MoU は、当事者間の明確に許可された使用、機密保持の取決め、およびその他の運用手順を定める、より正式なメカニズムまたは枠組みを確立して、情報交換プロセスを促進する。

主要課題82

1. 情報共有メカニズムの設計は、以下の要素を考慮すべきである。

- (a) どの市場当局または規制当局が、情報または支援にアクセスし、 提供できるか。
- (b) かかるアクセスが、準拠法に基づいてどのように得られるか。
- (c) 準拠法に基づく機密保持。
- (d) 準拠法に基づき許可された使用。
- (e) 支援や情報共有の形式とタイミング。

上記 Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation、31-37ページの第8章(監督協力のためのメカニズム)および上記 Principles of Memoranda of Understanding、IOSCO 専門委員会報告書、1991年9月、パート2を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD17.pdfで入手可能)。

- (f) 調査・資金情報を共有する当局間の MoU を含め、他の取決めの 適用可能性。
- 2. 規制当局が職務遂行により集めた機密情報が、他の当局と共有される とき、提供の目的になじむ範囲で、情報の機密性が保たれる条件に従って、情報が提供されるように、特段の注意を払わなければならない。
- 3. 規制当局は IOSCO MMoU の第 11 条に沿って、要請の機密性を保つべきである。

主要論点

- 1. 規制当局は、法律や規則により、または行政実務の問題として、他の 国内当局との情報共有取決め(公式か非公式かを問わない)を交わす 権限を有するか。
- 2. 規制当局は法律や規則により、または行政実務の問題として、外国のカウンターパートと情報共有協定(公式か非公式かを問わない)を結ぶ権限を持っているか。
- 3. 規制当局は IOSCO MMoU に署名したか(肯定的に回答する場合、問 4(a)は省略)。
- 4. 関連する規制当局は、以下を行うための情報共有メカニズムを策定したか。
 - (a) 国際的な不正行為の発見と抑止の促進。
 - (b) 許可、監視、執行責任の遂行の支援⁸³。
- 5. 国際活動の範囲や相互支援を提供する能力によって正当化される場合、 規制当局は積極的に、外国規制当局と情報共有取決めを定めようとす るか。
- 6. そのような取決めは書面の形で文書化されているか。
- 7. 規制当局は、伝達される情報が、使用に整合する形で機密性を守られるように、予防措置を確実に敷く措置を講じているか。
- 8. 規制当局は、IOSCO MMoU 第 11 条に即して外国規制当局から受け取った情報要請の機密性を保てるか。
- 9. 規制当局は、適切な予防措置が敷かれる場合、他の国内当局や外国カウンターパートから要請があれば、情報を共有することを証明できるか。

95

⁸³ 調査対象者が要請を受ける当局に知られているとき。

注釈

この原則は、主体個別の情報や市場全体のインテリジェンスを共有する幅広いメカニズムーーそれぞれ異なるけれども重複する種類の情報共有を扱うーーの利用を通じて満たすことができる。それぞれのメカニズムは互いに補強しており、IOSCO会員間の 1 つの包括協力戦略の中で連携して用いられると、全体の効果が高まる。ただし、こうした異なるメカニズムはすべて、異なる目的で証券規制当局の役に立つ可能性が高い。

MOU や他の文書化された取決めは、情報交換のプロセスに確実性を、場合によっては迅速性を、加えるのに役立つ可能性がある。ただし、取決めの形だけでは、緊密で協調的な取決めの代わりにならない。

評価者は、既存の協力取決めの有効性について、実際の証拠を提出できるべきである。例えば法域は、他の当局から要請を受けたら情報を共有でき、共有することを証明できるべきである。それが不可能な場合、評価者は公式または非公式の取決めの有効性を問うべきである。評価は、規制当局の情報入手が直接か間接かを問わない⁸⁴。

規制当局は、支援要請に対する対応を明確にすべきであり、成功した実質的な対応の例を提供すべきである。規制当局は、受理した支援要請数と、各要請で求められた支援の種類の一覧を提出すべきであり、当該規制当局による成功した実質的な対応の例を提供すべきである⁸⁵。規制当局はまた、協力が断られた例があれば、情報を提出し、拒否の理由を述べるべきである。実例がない場合、規制当局は上記の問題を扱った内部手続きが敷かれていることを証明できるべきである。

IOSCO MMoU の文脈から、規制当局は、IOSCO MMoU に基づき要求される情報 共有が実際に可能なことを証明し、IOSCO MMoU に基づき要求された情報が外国カ ウンターパートと共有された実例を示せるべきである。

IOSCO MMoU に従い、各当局は IOSCO MMoU に基づく要請、要請の内容、IOSCO MMoU に基づき生じた事案(当局間の協議や自主的な支援を含む)を機密にする。被要請当局は、要請当局との協議後、開示することが要請の実行に必要な場合、要請当局が要請を行った事実を開示できる。この状況では、要請と他の当局から受け取った情報に関する機密保持が、非常に重要である。IOSCO MMoU 第 11 条(b)項に従い、要請を行った当局は、MMoU に基づいて受け取った非公開の文書と情報の機密を保つが、IOSCO MMoU 第 10 条(a)項で期待されるもの、および法的に強制可能な要求に応じるものは除かれる。後者について、要請当局は、要求に応じる前に被要請当局に通知し、入手されるであろう当該情報に関して、適切な法的除外または特権を主張すべきである。

_

⁸⁴ この問いは、ある所管当局が、他の国内所管当局がもともと持っていた情報を含め、あらゆる必要な情報を外国のカウンターパートと共有する権限を持つ場合、肯定的に回答し得る。

⁸⁵ 機密保持義務 (IOSCO MMoU 第 11 条を含む) に従い、規制当局は成功した実質的な対応の例を提出する際、規制当局のカウンターパート、およびあらゆる個人または企業を特定する参照を隠すことを考慮すべきである。

協力に関する原則

評価者は、 規制当局が他の国内当局の開示要求に従わなければならない範囲を評価すべきである。IOSCO MMoU 第 10 条および 11 条を参照されたい。

規制当局は IOSCO MMoU に署名していないかもしれないが、評価者は、規制当局が国際不正行為の発見と抑止を促進できる範囲の評価に努めるべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問6を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 6 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要し、規制当局の法域が実質的に国際取引を行っておらず、情報共有の必要が低頻度かつ臨時の場合は、問 4 (a)、4 (b)、5の1つ以上に肯定的に回答する必要はない。

不実施

問 1、2、3、7、8、9 の 1 つ以上、または、規制当局の法域が非実質的といえない国際取引を行っている、もしくは情報が適切な事例で適時に共有できないもしくはなされていない証拠がある場合に、問 4 (a) 、4 (b) 、5 の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 15 規制のシステムは、外国当局が職務の遂行・権限の行使に際して照 会を必要とする場合に、支援を提供することを認めるべきである。

必要な情報が他の法域にあり、入手またはアクセスできないとき、効果的な規制や監督が損なわれかねない。したがって、規制当局は、外国の規制当局が職務や使命を果たす際に支援し、必要な情報を提供する権限を与えられているべきである。これが不可能であれば、市場に対する適切な規制、監督、執行を確保する上で、情報収集権限が不十分となる。

法域の境界をまたぐ詐欺、相場操縦、インサイダー取引および他の違法行為は、 現代通信技術を援用したグローバル市場で起こり得るようになり、実際に発生して いる。

IOSCO MMoU には、国際不正行為の発見と抑止を促進するため、IOSCO 会員間で国際レベルの協力メカニズムを確実に存在させる目標がある。IOSCO の MMoU は、国際的な執行および協力の最低基準と見なされる。したがって、IOSCO 会員は、この最低基準を満たす法的権限を持つことが欠かせない。IOSCO MMoU は国際協力のベンチマークだが、IOSCO MMoU に定められたものを上回り得る協定を、会員が別途締結する可能性を制限すると見なすべきでない。

実質的な行動への支援も必要であろう。規制当局は、それが権限の範疇にあるなら⁸⁶、詐欺や他の不正行為からの収益を隠せないようにできれば一層効果的に証券法を執行でき、被害に遭った投資家に資金を返しやすくなる⁸⁷。

監督の支援・協力は、規制対象主体や発行体が世界中の市場で活動している状況からも必須である。IOSCO は 2010 年、クロスボーダーにおける監督協力の取決めを策定する際に IOSCO 会員の指針となる一連の原則⁸⁸、および監督協力の MoU を考案する際に IOSCO 会員を支援し得る MoU サンプルを発表した。それ以来、多くの規制当局がこの原則と MoU サンプルを利用して、監督目的での情報共有を促進している。

-

Resolution on Cross-Border Cooperation to Freeze Assets Derived from Securities and Derivatives Violations 、 IOSCO 代表委員会決議、2006年6月 (https://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES25.pdfで入手可能)は、規制当局に対し、法改正などを通じて、自らまたは法域内の他の当局が外国規制当局を代理して、疑わしいまたは確証のある国際証券不正から得た資産を凍結し、それによって犯罪者が不当利得の思恵を受けられないようにできるメカニズムを運用し、発展に努める法的枠組みを研究するように奨励している。

Measures Available on a Cross-Border Basis to Protect Interests and Assets of Defrauded Investors、IOSCO 専門委員会報告書、1996年7月を全般に参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD55.pdf.で入手可能)。

上記 Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation は、付属書類 A に Annotated Sample Memorandum of Understanding Concerning Consultation, Cooperation and the Exchange of Information Related to the Supervision of Cross-Border Regulated Entities を含む。

主要課題89

- 1. 国内規制当局は、証券・デリバティブ事案に関して、自らが当該事案 に独自に関心を寄せているかどうかに関係なく、銀行や証券取引の記 録と顧客本人確認情報を含め、権限に基づく調査を要する外国規制当 局を効果的に支援できるようにすべきである。
- 2. 義務的支援を含め、記録を入手する支援は、証券・デリバティブ法の 遵守を確保する上で、外国規制当局に提供されるべきである。
- 3. 規制当局は、裁判所命令の取得を含め、権限の及ぶ限りの支援を提供 できるべきである。
- 4. 規制当局は、監督下にある金融コングロマリットの情報を提供できるべきである。
- 5. 規制当局は、市場や市場参加者への効果的な規制・監督のための情報 共有や支援を行えるべきである。

主要論点%

1. 国内規制当局は、外国の規制当局が以下を入手する際に、効果的かつ 適時な支援を提供できるか⁹¹。

(a) 取引に関連した銀行・証券口座に出入りする資金や資産のすべての移動に関する記録を含め、あらゆる証券・デリバティブ取引を十分再現できる同時作成記録(contemporaneous records)。

⁻

⁸⁹ 上記 Principles for Memoranda of Understanding を全般に参照。上記 IOSCO MMoU も参照。

⁹⁰ これらの論点については、全般に上記 Principles for Memoranda of Understanding、上記 Resolution on Record Keeping、上記 IOSCO MMoU を参照。

⁹¹ この問いは、ある所管当局が、他の国内所管当局がもともと持っていた情報を含め、あらゆる必要な情報を外国のカウンターパートと共有する権限を持つ場合、肯定的に回答し得る。 原則 13 も参照。

- (b) 以下を特定する証券・デリバティブ取引記録。
 - (i) 顧客
 - (1) 口座名義人の氏名。
 - (2) 取引業務を許可された者。
 - (i) 購入または売却の数量。
 - (ii) 取引時刻。
 - (iii) 取引価格。
 - (iv) 取引を処理した個人、銀行、ブローカー、証券会社。
- (c) 当該法域で組織された非自然人を実質的に所有または支配する 者を特定する、当該法域内にある情報。
- 2. 国内規制当局は、外国規制当局に対し、以下に関連する法律や規制の 遵守を確保する上で、効果的かつ適時な支援を提供できるか。
 - (a) インサイダー取引、相場操縦、重要情報の虚偽表示、証券・デリバティブ関連の他の詐欺的または操縦的な慣行(勧誘慣行、投資家の資金や顧客注文の取り扱いを含む)。
 - (b) 証券およびデリバティブの登録・発行・売り出し・売却、それ に関連する報告義務。
 - (c) 市場仲介者(免許または登録を義務づけられる投資顧問・取引 顧問を含む)、CIS、ブローカー、ディーラー、名義書換代理人。
 - (d) 市場、取引所、清算·決済機関。
- 3. 国内規制当局は、自らが当該事案に独自に関心を寄せているかどうかに関係なく、国内法および規制に従い、外国規制当局に効果的かつ適時な支援を提供できるか。
- 4. 国内規制当局は、外国規制当局に対し、法域内の規制プロセス⁹² で情報を入手する上で、効果的かつ適時な支援を提供できるか。
- 5. 国内規制当局は、以下を必要とするまたは要請する外国規制当局に、 効果的かつ適時な支援を提供できるか。
 - (a) 文書の作成。
 - (b) 人の陳述書または、可能であれば、宣誓の上での証言の録取。

⁹² 「規制プロセス」とは、免許手続きや監査手続きなど、執行に関連する可能性のある公式の プロセスをいう。

- 6. 国内規制当局は、外国規制当局に対し、裁判所命令(できれば、例えば緊急の差止命令)を取得する上で、効果的かつ適時な支援を提供できるか⁹³。
- 7. 国内規制当局は、外国規制当局に対し、監督下の金融コングロマリットの情報に関する効果的かつ適時な支援、より正確には例えば以下に関する支援を提供できるか。
 - (a) 金融コングロマリットの構造。
 - (b) コングロマリットのグループの自己資本規制。
 - (c) グループ内の企業への投資。
 - (d) グループ内のエクスポージャーとグループ全体のエクスポージャー。
 - (e) 株主との関係。
 - (f) 経営責任および規制対象主体の支配。
- 8. 規制当局が主要論点 1 に示された情報を直接入手できない場合、規制 当局は他の国内当局からその情報を入手し、要請した規制当局とその 情報を共有できるか。
- 9. 要請した当局は、IOSCO MMoU 第 10 条 (a) 項に基づいて示された目的のため、国内当局から提供された情報を用いることができるか。

注釈

評価者はこの原則を評価する際、規制当局が外国規制当局の必要な情報を収集する適切な権限を持つかどうかを評価するため、原則 10、11、12 を参照すべきである。

差止命令や他の救済(資産凍結など)については、認められるなら、規制当局が他の当局の支援を要するだろうと解される。かかる裁判所命令の取得を支援する権限は、かかる支援が認められない場合は完全実施の区分を得る上で必要ないが、実際はかかる支援が許容される場合、協力しなければ一部実施の区分になる可能性がある。

規制当局は、記録、ログ、または他の支援の証拠を提出し、支援や協力の取り組 みの適時性を証明できるようにすべきである。

規制当局はまた、受理した支援要請の種類や、各要請で求められた支援の種類に関する証拠を提出し、さらに規制当局が成功した実質的な対応の例を提出すべきである。規制当局はまた、協力を断った例があれば情報を提供し、拒否の正当理由を示すべきである。

⁹³ 規制当局は、文書作成を強制できるべきである。

国際支援の形式には、以下が含まれよう%。

- 例えば、免許保有者、上場企業、株主、実質株主、または免許保有者もしく は企業を支配する者について、公開または非公開情報の入手の支援。
- 銀行、証券取引または他の記録の入手の支援。
- 調査対象の情報を持つ可能性のある者からの自主的協力獲得の支援。
- 調査報告の提供による支援。
- リスク分析評価や、市場と投資家に対する隠れたリスクの特定、評価、緩和 を支える情報を提供する支援。
- 訪問を含む、市場参加者の調査における支援。
- 情報入手または文書の強制(少なくとも自主的な証言または陳述書)による 支援。
- 法域内の規制プロセスにおける情報の提供、または裁判所命令(例えば、緊 急の差止命令)の入手における支援。

金融コングロマリットの監督に用いられる特定の手続きは、営業地の国内法を反映しなければならず、当局間で関連する規制責任の分担が継続され得る可能性を考慮しなければならない。それでも、緊密化な監督協力を要する事案として、考慮すべき一般的問題を特定するのは可能である。

- 金融コングロマリットの構造。
- コングロマリットのグループの自己資本規制⁹⁵。
- グループ内の企業への投資。
- グループ内のエクスポージャーおよびグループ全体のエクスポージャー%。
- 株主との関係。

.

経営責任と規制対象主体の支配。

デリバティブが特にこのセクションで明記されているのは、一部の法域で、証券に関する情報共有は可能だが、一定のデリバティブ取引に関しては不可能だからである。評価者は、それが該当するときは、その点を明確にすべきである。

-

Report on Issues Raised for Securities and Futures Regulators by Under-Regulated and Uncooperative Jurisdictions 、 IOSCO 専門委員会報告書、1994年10月(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD41.pdf。で入手可能)、および上記 Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation を全般に参照。

全般に Risk Concentration Principles、合同フォーラム報告書、1999 年 12 月、を参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD102.pdf.で入手可能)。

全般に Intra-Group Transactions and Exposures Principles、合同フォーラム報告書、1999 年 12 月、を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD101.pdf で入手可能)。

協力に関する原則

個別の支援を提供する権限が存在しない場合、評価者は、規制当局が追加の権限を求める取り組みを進めているか、または協力する能力を強化する他の措置を講じているかどうかも調べるべきである。当局が銀行記録などの一定情報の入手に裁判所命令を要する状況では、この目的のため適時に裁判所命令を入手できないことは、当局が協力できないことを示唆し得る。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 7 (a) 、7 (b) 、7 (c) 、7 (d) 、7 (e) および (f) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

規制当局は列挙されたタイプの情報の一部のみ提供でき、この制約は、監督や監視の対象主体の情報を提供できることに影響しない。ただし、当局が権限の範囲内で支援策を講じ、支援が適時でなくて断られたのに等しい事態にならないのを条件とする。

一部実施

問 6、7 (a)、7 (b)、7 (c)、7 (d)、7 (e) および 7 (f) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。ただし、当局が権限の範囲内で支援策を講じ、支援が適時でなくて断られたのに等しい事態にならないのを条件とする。

不実施

問 1 (a) 、1(b) (i) 、1(b)(ii) 、1(b)(iii) 、1(b)(iv) 、1(b)(v)、1 (c) 、2 (a) 、2 (b) 、2 (c) 、2 (d) 、3、4 または 5 (a) 、5 (b) 、8 および 9 の 1 つ以上 に肯定的に回答できないか、支援がなされない、もしくは適時でなく、断られたのに等しい事態になる。

協力に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Multilateral Memorandum of Understanding concerning	13	10
	Consultation and Cooperation and the Exchange of Information	14	11
	IOSCO報告書、2002年5月(2012年5月改訂)	15	12
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD386.pdf		
	「IOSCO MMoU」		
2	Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation	13	33
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年5月	14	34
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD322.pdf	15	
3	Multi-Jurisdictional Information Sharing for Market	13	33
	Oversight		34
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007年4月		36
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD248.pdf		
4	Resolution on Cross-Border Cooperation to Freeze Assets Derived from Securities and Derivatives Violations	15	
	IOSCO 代表委員会決議、2006年6月		
	https://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES25.pdf,		
5	Report on Securities Activity on the Internet III	13	11
	IOSCO 報告書、2003 年 10 月		16
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD159.pdf		31

協力に関する原則

6	Principles for the Oversight of Screen-Based Trading Systems	13	33
	for Derivatives Products – Review and Additions	15	34
	IOSCO 専門委員会報告書、2000年 10月		31
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD111.pdf		
7	Risk Concentration Principles	15	
	合同フォーラム報告書、1999年 12月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD102.pdf		
8	Intra-Group Transactions and Exposures Principles	15	
0		13	
	合同フォーラム報告書、1999 年 12 月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD101.pdf		
9	Securities Activity on the Internet	13	11
	 IOSCO 専門委員会報告書、1998 年 9 月		16
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD83.pdf		31
			33
			33
10	Guidance on Information Sharing	13	
	IOSCO 専門委員会報告、1998年3月	15	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD86.pdf		
11	Report on the Self-Evaluation Conducted by IOSCO Members Pursuant to the 1994 IOSCO Resolution on "Commitment to Basic IOSCO Principles of High Regulatory Standards and Mutual Cooperation and Assistance"	13	
	IOSCO 報告書、1997 年 11 月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD76.pdf		

12	Resolution on Principles for Record Keeping, Collection of Information, Enforcement Powers and Mutual Cooperation to Improve the Enforcement of Securities and Futures Laws IOSCO 代表委員会決議、1997年11月	13 14 15	10 11
	10500 人及安兵公人職、1997 午 11 万		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES15.pdf		
13	Resolution on Enforcement Powers	13	11
	IOSCO 代表委員会決議、1997 年 11 月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES14.pdf		
14	Measures Available on a Cross-Border Basis to Protect Interests and Assets of Defrauded Investors	15	
	IOSCO 専門委員会報告書、1996年7月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD55.pdf		
	http://www.losco.org/horary/pubdocs/pdi/103co17533.pdi		
15	Recommendation on the Recognition of Bilateral Netting Agreements in the Calculation of Capital Requirements for Securities Firms	15	
	IOSCO 専門委員会決議、1996年3月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES38.pdf		
	intp://www.iosco.org/norally/resolutions/pul/research.pul/		
16	Resolution Concerning Cross-Border Transactions	15	
	IOSCO代表委員会決議、1995年7月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES12.pdf		
17	Report on Issues Raised for Securities and Futures Regulators by Under-Regulated and Uncooperative Jurisdictions	15	
	IOSCO 専門委員会報告書、1994年 10月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD41.pdf		
<u> </u>			

18	Resolution on Commitment to Basic IOSCO Principles of High Regulatory Standards and Mutual Cooperation and Assistance (Self-Evaluation)	15	
	IOSCO 代表委員会決議、 1994 年 10 月		
	https://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES11.pdf		
19	Resolution on Transnational Securities and Futures Fraud	15	
	 IOSCO 代表委員会決議、1993 年 10 月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES8.pdf		
20	Resolution on Money Laundering	15	
	IOSCO 代表委員会決議、1992 年 10 月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES5.pdf		
21	Resolution on Principles for Memoranda of Understanding	15	
	IOSCO代表委員会決議、1991年9月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES42.pdf		
22	Principles for Memoranda of Understanding	13	
	IOSCO 専門委員会報告書、1991 年 9 月	14	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD17.pdf	15	
23	Resolution on Information Sharing between SROs	15	
	IOSCO SRO 諮問委員会決議、1990 年 11 月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES40.pdf		
24	Resolution on International Equity Offers	13	
	 IOSCO 代表委員会、1989 年 9 月	15	
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES41.pdf		
<u> </u>	I.		

協力に関する原則

25	Resolution on Cooperation in Matters of Surveillance and Enforcement	15	
	IOSCO 代表委員会決議、1987年9月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES44.pdf		

E. 発行体に関する原則

1. 前文

これらの原則は、投資家が証券に投資するときおよび継続的に、発行体が投資家に開示すべき情報に関するものである。

原則は以下の形で、証券規制における IOSCO の中核的な目的を支えることを目指している。

- 発行体、証券投資のリスク、より良い投資判断を支える他の事項に関して、 投資家向けの情報提供を発行体に義務づけることで、投資家保護を強化する。
- 正確で関連性のある情報を投資家と市場に与えることにより、公正で、秩序 だち、効率的で透明な市場の作用を支援する。
- システミックリスクの削減を支援する。システミックリスクは、市場の透明 性を高めることで投資家の信頼の影響を受けるだろう。

原則 16、17、18 は、密接な相互関係がある。原則 16 はもっぱら、金融情報や非金融情報の完全・適時・正確な開示に焦点を当てるが、原則 17 と 18 の目的でも、同じ質の開示が不可欠である。例えば、原則 17 で扱われる議決や支配権変更の取引に関連して、完全・適時・正確な開示がなければ、同原則に基づき、証券保有者が公正かつ公平に扱われていると結論付けることはできないだろう。同様に、会計基準が適用される財務諸表に、完全かつ正確な開示が反映されていなければ、原則 18 に基づき、会計基準が高度かつ国際的に受け入れられる水準にあると結論付けるのは不可能だろう。また、目論見書、上場書類、年次報告書で必要な監査済み財務諸表について、高度かつ国際的に受け入れられる水準の会計基準が財務諸表に適用されない場合、原則 16 に基づく完全・適時・正確な開示または原則 17 に基づく株主への完全な開示を反映していると結論付けることはできないだろう。

原則 16、17、18 が、投資家保護、公正で秩序だった効率的かつ透明な市場、システミックリスクの緩和の諸目的を達成するように実施されていると判定するには、法域の全般的な法的枠組みや、証券規制を補完する法律を検討する必要もあるだろう。添付資料 1 は、契約法、破産法、会社法など、法的枠組みの一角を成すであろう補完的な法を示している。

最後に、原則 16、17、18 の評価は、CIS に関する原則 26 の実施を評価するため にも欠かせない。

2. 範囲

原則 16 および 18 は、証券の「公募」を行う発行体や、証券を「上場および/または公開している」発行体への適用を意図している⁹⁷。原則 17 は、既に証券を上場、公募、公開している企業に適用する趣旨である。

大半の法域は公募を切り離して規制し、非公開引き受けの規制面の負担を減らしつつ、公衆の全体的な保護を確保している。公開取引を構成するものの基準にばらつきがあるように、公開公募となるものに関する定義は、ばらつきがある。

「発行体」の語は、自分の証券を募集にかけるまたは売り出すあらゆる主体や人が含まれると、広く解すべきである。国債の発行や、法律によって設立され、法定義務に即して公的機能を果たしたり公共サービスを行う主体が、政府保証を受けて起債する場合は、原則は適用されない。

ただし、評価者はこれら原則の実施を評価する際、「公開取引」や「公募」の語が原則で定義されていない点に留意すべきである。そのため、3原則が適用される発行体や取引の領域(universe)は、法域間でばらつくと予測し得る。評価者は、公募を構成するものに関して、法域の法と自分の判断をすり替えようとすべきでなく、どの公募が法の対象になっているかを示すべきである。これは、これらの原則を適用できる範囲に影響する可能性がある%。

原則を適用すべき「公開」証券を構成するものについては、流通市場およびその他の市場に関する原則が、有益な指針を与える%。同原則は、流通市場またはその他の市場の概念が伝統的に組織された取引所に限らず、規制されたさまざまな形態の「場外(off-exchange)」市場システム(株式や債券だけでなく、オプションや一定のデリバティブも取引する)も含む趣旨だと示している。しかしこのセクションはもっぱら、その中で定義されたとおり、認可された取引所や規制された取引システムに向けられている。個別の流通市場またはその他の市場に適した規制は、市場や市場参加者の性質に左右される100。

⁹⁷ これらの原則は、私募に適用されない。ただし、私募で売り出されたが、投資家が市場に再 販する場合は除く。

⁹⁸ 原則1を参照。

⁹⁹ 流通市場およびその他の市場に関する原則、原則 33-37 を参照。

市場仲介者に関する原則、原則 29-32 を参照。

原則 16、17、18 が主に発行体の開示や報告の義務を定めていること、投資家保護が原則の目的であること、認可された取引所や規制された取引システムの目的¹⁰¹ が、公正性¹⁰²、効率性、透明性¹⁰³にあることを念頭に置いた上で、評価者は、法域内の取引所や取引システムについて、原則 33 から 38 の規制を受ける取引所や取引システムであると見なされ、企業の株式や社債の取引サービスを個人投資家に提供する取引所や取引システムを見極めるべきである。原則 16、17、18 の実施は、認可された取引所および規制された取引システムで、証券を上場および/または取引している発行体に関して評価されるべきである¹⁰⁴。

この指針があっても、評価者は、個別市場で公開取引されている証券に関して、 原則 16、17、18 が実施されているかどうかを評価する際、判断力を働かせなければ ならないだろう。

より明確にするため、これらの原則は、以下の態様で以下の種類の証券に適用される¹⁰⁵。

- 原則 16 と 18 は、株式と債券(国債や、法律によって設立され、法定義務に 即して公的機能を果たしたり公共サービスを行う主体の債券を除く)の発行 に適用され、公開取引される資産担保証券¹⁰⁶ や仕組金融商品(structured financial product)、証券の形のデリバティブも含まれる。ソブリン債の発行 には適用されない。
- 原則17は、株式にのみ適用される。
- 原則 16 から 18 は、既存の証券保有者に対する割当増資にも適用される¹⁰⁷。

102 原則 34 を参照。

(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD395.pdf で入手可能)は、資産担保証券(それぞれ 4 ページと 2 ページ)を「別の債権プールのキャッシュフローや他の金融資産によって償還される証券で、条件に従い、それらを確定期間内のキャッシュに転換するもので、とりわけ RMBS(住宅ローン担保証券)や CMBS(商業不動産担保証券)などをいう」と定義する。これらの原則は、「アクティブ運用されている資産プールを担保とした証券(例えば投資会社が発行する一部の証券)や、条件により、キャッシュに転換されない資産を含む証券(例えば債務担保証券)」への適用は意図していない。

¹⁰¹ 原則 33 を参照。

¹⁰³ 原則 35 を参照。

¹⁰⁴ 原則 16-18 の上場文書への言及は、認可された取引所、または該当するときは規制された取引システムに、証券が上場されている場合のみ適用される。

¹⁰⁵ 原則が適用される証券のリストは、すべて網羅する趣旨ではない。

Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年4月(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD318.pdfで入手可能)、および Principles for Ongoing Disclosure for Asset-Backed Securities、IOSCO理事会報告、最終報告書、2012年11月

International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuer、IOSCO 報告書、1998年9月、9-10ページを参照

⁽http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD81.pdfで入手可能)。

公募、上場、公開取引されている証券が、デリバティブ(例えば、他の金融商品を基準に価格が決まる)の性格を持つ場合、これらの原則は、当該証券の発行体に適用される。

原則は、証券である仕組金融商品(極めて複雑と形容されよう)にも適用される。 これら証券の原資産が抱えるリスクや、リスクが証券自体に及ぼし得る影響の十分 な開示は、特に重要である。発行体の開示は、引受業者、スポンサー、オリジネー ターが行うチェック、評価、義務、リスク慣行や、資産プールのパフォーマンスも 含むべきである。

評価者は、「公募」を行う発行体の規制の枠組みを評価する際、広告内容、および発行体、売出し、上場、定期報告・重要事象の報告、買付け、または公募・公開取引される証券の保有に伴う支配権変更もしくは持分の変更に関する情報をめぐる義務を考慮すべきである。

また評価者は原則 16、17、18 の実施を評価する際、開示・報告義務の根拠が必ずしも証券法や証券規制にとどまらない点を認識すべきである。例えば、一部の法域では、適時な開示などの義務が、市場の上場規則によって課せられる。そのような状況では、規制当局の適切な監督が存在すべきである。評価者は同原則の実施を評価する際、発行体、発行される証券、発行市場の投資家の性質に合わせて規制要件が調整され得ることも認識すべきである。

最後に、評価者は、法域の流通市場や公開取引される証券が、国際上場および/ または取引行為の対象となる、またはその現実的候補となる範囲を判定すべきであ る。一部の主要論点で、重要性に影響を与え得るからである¹⁰⁸。

一般に、発行体規制の適切な枠組みには、妥当な会社法、会計法、商法、契約法が含まれる。評価者は法的枠組みを伝えられるべきだが、総じて、証券特有でない法の個別目的は、このセクションの主要課題、主要論点、ベンチマークで明確に取り上げる。

-

¹⁰⁸ 原則 16、主要論点 9。原則 17、主要論点 6、原則 18、主要論点 7 も参照。

3. 原則16~18

財務状況、リスク及び投資家の判断にとって重要なその他の情報 原則 16 は、完全、正確かつ適時に開示されるべきである。

発行体は、情報を踏まえた投資判断を継続的に行うのに必要な、信頼できる最新 情報を投資家に開示すべきである。投資判断にとって重要な信頼できる最新情報を 完全・適時・正確に開示する原則は、投資家保護や、公正、効率的、透明な市場の 目的に直接関わる109。

この原則は、財務面と非財務面の両方の開示のほか、投資家の判断にとって重要 なリスクの開示で、十分性、正確性、適時性を検討する必要がある。これらの開示 は、特定の取引、定期報告、重要事象の進行中の開示や報告に関係するだろう。

この原則は、発行体に関する原則の「範囲」で定義したとおり、証券の発行体に 適用される。

この原則で述べた開示義務は、発行体自身のほか、企業の取締役や経営陣、参加 引受業者、大株主、証券発行で重要な役割を担う他の当事者など、他者を含むとこ ろまで広がり得る110。他者が関連する義務を負う場合、本文で明確にされるだろう。

主要課題

完全な開示

規制の枠組みは、リスク、財務状況、および投資家が情報を踏まえて 1. 継続的に投資判断するのに重要な他の情報について、完全、適時、正 確な開示を確保すべきである。

開示の規則は、以下に関する規則を含むべきである(挙げたのは例に 2. すぎない)。

¹⁰⁹ 例えば、全般に Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting by Listed Entities、IOSCO専門委員会声明、2002年10月、を参照

⁽https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD132.pdf.で入手可能)。上記 Principles for Ongoing Disclosure for Asset-Backed Securities、および Insider Trading – How Jurisdictions Regulate It、IOSCO新興市場委員会報告書、2003年5月

^{(&}lt;a href="https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD145.pdf">https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD145.pdf. で入手可能)。

¹¹⁰ 上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、9 ページの 原則 III を参照。上記 International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、および International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listing of Debt Securities by Foreign Issuers、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007年 3月、も参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD242.pdfで入手可能)。

- (a) 証券の公募売り出しに適用される条件。
- (b) 目論見書、上場明細書または売出に関する他の文書の内容と配布。
- (c) 売り出しにあたって作成された補完的文書。
- (d) 証券の売り出しに関連した広告。
- (e) 発行体に大きな利害を持つ者の情報¹¹¹。
- (f) 発行体の支配を目指す者に関する情報(後で詳述)。
- (g) 証券の価格または価値にとって重要な情報¹¹²。
- (h) 定期報告書。
- (i) 株主の議決。
- (j) 重要な関連当事者との取引および発行体の取締役や経営陣が関与した取引などの取引¹¹³。
- (k) 取締役や経営陣の報酬とリスク管理慣行の定期的な情報開示114。

Principles for Periodic Disclosure by Listed Entities、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年2月、16-17ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD317.pdfで入手可能)。Protection of Minority Shareholders in Listed Issuers、OECD との協議を経た IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2009年6月、10-14ページも参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD295.pdfで入手可能)。上記 International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、18-19ページの VII 項、上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-backed Securities、10-12ページの原則 III および International Disclosure Principles for Cross Border Offerings and Listing of Debt Securities by Foreign Issuers、IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2007年3月、23-24ページのXI項も参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD242.pdf.で入手可能)。

上記 Principles for Periodic Disclosure by Listed Entities、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010 年 2 月、11 ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD317.pdf. で入手可能)。

[「]リスク管理慣行」は、報酬開示の文脈で言及される。取締役や経営陣の報酬とリスク管理慣行の情報は、投資家にとって重要である。発行体の資源をこれに費やすことで生じるインセンティブや、報酬のインセンティブが投資家の利益に整合するかどうか、パフォーマンスがどのようにして、株主のため生み出されるリターンを指向するようになるのかを評価できる。この評価は特に、最も重要な報酬制度設計の特徴を開示して促進できる。これには、この特徴がパフォーマンスに対し、さらには適宜リスクに対して、どのように結びつくかが含まれる。上記 *Principles for Periodic Disclosure by Listed Entities*、IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2010年2月、11-13ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD317.pdf.で入手可能)。

(1) 売出しにとって最も重要なリスク115。

一般的開示

3. 個別の開示義務は、一般的な開示義務で補強すべきである。

開示の十分性、正確性、適時性および説明責任

- 4. 開示は、正確で、十分に明確かつ包括的で、適度に個別的かつ適時であるべきである¹¹⁶。
- 5. 規制は、情報内容に対して適切に責任が果たされ、状況に応じて、発 行体、引受業者、プロモーター、取締役、発行体の許可担当者、文書 中に名前を出すのに同意した専門家や助言を与えた顧問が、開示責任 者に含まれ得るように確保すべきである。

例外

6. 完全かつ適時な開示の例外が許される状況は、限定されるべきであり、 かかる状況に適用される予防措置は明確にすべきである。

主要論点

完全な開示

1. 規制の枠組みは、以下に適用される、明確で、包括的で、適度に個別的な開示義務を設けているか。

-

(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD159.pdf で入手可能)、上記 International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listing of Debt Securities by Foreign Issuers、3 ー4ページ、上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、5ページも参照。

上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010 年 4 月、32 ページの原則 XI を参照。上記 International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、12 ページの III 項 D、および上記 International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listing of Debt Securities by Foreign Issuers、12 ページの III 項も参照。

International Equity Offers、IOSCO 報告書、1989年9月、7-8ページ (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD2.pdfで入手可能)、および上記 International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、 5-6ページを参照。全般に、上記 Securities Activity on the Internet、特に「主要な勧告 5」とテ キスト、Securities Activity on the Internet II、IOSCO専門委員会報告書、2001年6月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD120.pdfで入手可能)、Report on Securities Activity on the Internet III、IOSCO専門委員会報告書、2003年10月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD159.pdfで入手可能)、上記 International

- (a) 公募(証券の公募に適用される条件を含む)、目論見書や他の文書(関連性がある場合は、短いプロフィールや案内文書)の内容と配布、売り出しにあたって作成された補完的文書¹¹⁷。
- (b) 年次報告書。
- (c) 他の定期報告。
- (d) 株主の議決。
- (e) 目論見書以外の公募の広告。
- 2. 規制の枠組みは、以下について、正確で、十分明確で包括的、適度に 個別的で適時な開示を義務づけているか。
 - (a) 証券の価格や価値にとって重要な事象。
 - (b) 当該証券への投資の最も重要なリスク118。
 - (c) 発行体やその活動に関する重要な関連情報。
- 3. 規制の枠組みは以下を義務づけているか。
 - (a) 目論見書、上場書類、年次および他の定期報告書で、ならびに 該当する場合は株主の議決において、義務づけられた財務情報 などの開示。投資家の役に立つように、十分な適時性を伴う。
 - (b) 財政状態や経営成績に関する定期情報(短信もあり得る)。投資 家が公開で入手できるようにする。
 - (c) 公募の目論見書に掲載された監査済み財務諸表が最新でない場合に、適切な対策を取る(例えば、直近の監査前の財務諸表を 提示)。

一般的開示

4. 個別の開示義務に加え、すべての重要情報、または開示が誤解を招かないために必要な全情報を開示する一般的義務はあるか。

開示の十分性、正確性、適時性および説明責任

5. 規制当局には、義務づけられた開示の十分性、正確性、適時性への懸念に対処する策があるか(例えば、審査、認証¹¹⁹、裏付けの文書化、制裁)。

[「]条件」の語は、売り出しや取引の条件に関する制限や規定を指す。

¹¹⁸ 脚注 17 を参照。

^{119 「}認証」は一般に、財務諸表の内部監査に関連して用いられるが、ここに挙げたのは例示する趣旨であって、認証が他の認証を指す可能性もある。

6. 規制は、発行体や発行プロセスの他の関与者(引受業者、取締役、許可担当者、プロモーター、専門家やアドバイザーなど)が、作成した 開示内容に責任を負うように確保しているか。

例外

- 7. 開示を省略または遅延できる状況は、営業秘密、類似の機密情報、または他の妥当なビジネス目的(例えば未決着の交渉)に限定されているか。
- 8. 開示の例外がある場合、規制は、以下を認めることで、完全かつ適時 な開示の目的達成を十分に定めているか¹²⁰。
 - (a) 取引の一時停止。
 - (b) 優位な情報を持つ者の取引の規制または制裁。

国際的な問題

9. 外国発行体の公募や上場が法域内で重要な場合、外国発行体の株式・ 債券の公募や上場に関する当該法域の開示義務は、(i) 外国発行体の 国際公募および新規上場、(ii) 外国発行体の債券の国際公募および上 場について、IOSCOの国際開示基準に適合しているか¹²¹。

注釈

法域の開示の枠組みに関して、主要論点は、開示を義務づけられた情報が十分に明確、包括的、適度に適時かつ個別的かどうかだけでなく、投資家が投資や議決の判断をするため、かかる情報を利用したい状況のときに開示されるかどうかも、評価者が考慮すべきと考えている。例えば評価者は、開示義務のある文書でない「勧誘」広告などの販売慣行により、投資家が開示義務のある文書を当てにしなくなる可能性があるときに、規制制度が対処しているかどうかを考慮すべきである。

¹²⁰ 相場を動かす情報の場合。

上記 International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、および International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listings of Debt Securities by Foreign Issuers、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007 年 3 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD242.pdf.で入手可能)。

主要論点 2 で完全な開示を構成し得るものに関して、個別的な開示には、投資家 が情報を踏まえて投資判断を下せることにつながる情報の重要部分が含まれると想 定する。この情報は、当該証券に投資するときの最重要なリスク群を取り上げるべ きである122。発行体に関する重要情報は、以下に関する情報を盛り込むべきである。

- 発行体の一定の重要証券の保有者など、発行体に重要な利害を持つ者。
- 発行体の支配を目指す者。
- 発行体の取締役や経営陣が関与する取引を含め、重要な関連当事者取引。
- 取締役や経営陣の報酬、リスク管理慣行。

評価者は、証券であるデリバティブに関して、その証券の個別の特徴(ギアリン グすなわちレバレッジについての関連リスクなど)を踏まえて、主要論点 2 の実施 を評価すべきである。

主要論点 2 で資産担保証券の公募および上場の包括的および個別的開示義務を構 成し得るものに関して、評価者は、発行体(または下記に指定されているサービス 提供者)が以下を行うように義務づけられているかどうかを検討すべきである。

- 取引に関与した全当事者の身元と、重要な当事者の役割と責任の開示123。
- 原資産プールについて、引受業者、スポンサーおよび/またはオリジネータ ーが行ったすべてのチェックおよび評価、ならびにリスク評価実務の開示124。
- 商品の満期までの間、サービス提供者は報告書を見直し、維持する125。
- 原資産プールのパフォーマンスに関する初期および継続的な情報¹²⁶、資産プ ールの構成と特徴127、プール資産の重要な債務者に関する詳細128、発行体に 対する直接・間接の債務者の信用力129の提示。
- 取引の構造130、信用補完131、デリバティブの活用132の開示。

¹²² 上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、33 ページの 原則 XI を参照。上記 International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、12 ページの III 項 D、上記 International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listing of Debt Securities by Foreign Issuers、12 ページの III 項も参照。

同書、原則IIおよびIII。

¹²⁴ 上記 Unregulated Financial Markets and Products、勧告#1.2 を参照。

¹²⁵ 同書、勧告#1.4。

¹²⁶ 同書、勧告#2.1、および上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、原則 IV。

¹²⁷ 上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、原則 V を参 照。

¹²⁸ 同書、原則 VI。

¹²⁹ 上記 Unregulated Financial Markets and Products、勧告#2.1 を参照

• 当該証券が取引されているまたは取引される方針のすべての取引所および規制対象市場¹³³の開示。

評価者は、公募資産担保証券に関する重要な進展の継続開示に対する要件があるかどうかも検討するべきである。これらの要件には、具体的な規制の枠組みの特徴、発行体の特徴、または関与する証券の特徴を考慮する規制当局が適切だと見なす場合、『資産担保証券の継続開示に関する原則』にて強調される開示トピックの一部または全部を取り入れることができる¹³⁴。

主要論点 2 の目的において「適時な開示」を構成し得るものに関して、IOSCO 専門委員会が発表した『上場企業の継続開示および重要事項の報告に関する原則』は、上場企業は継続情報を適時開示することと定めており、重要事項の開示につい、即時開示を義務づける可能性があるが、この語は「できる限り速やかに」、迅速に、所定の期限を最長と定めてを意味すると定義できよう¹³⁵。

これらの原則は、原則継続義務アプローチ(general ongoing obligation approach)に基づき、開示に遅れが生じる可能性があり、一部の法域では情報が次の場合、遅れが認められ得ることを示している。

- 法律のため機密となっている。
- 決着していない提案や交渉に関係する、または個別情報の開示が、当該企業の投資家の適法な利益を損なう。このような場合、上場企業は情報の厳秘を保たなければならない¹³⁶。

これらの原則は、原則継続義務アプローチ(general ongoing obligation approach)に基づき、開示に遅れが生じる可能性があり、一部の法域では情報が次の場合、遅れが認められ得ることを示している¹³⁷。

主要論点 3 (b) の定期財務情報の適切な開示を構成し得るものに関して、定期財務情報の開示の頻度やタイミングの慣行は、法域によって異なる。定期財務情報が少なくとも半年ごとに入手できれば、主要論点 3 (b) の肯定的回答は正当化される。

上記 Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities、原則 VIII を 参照。

¹³¹ 同書、原則 IX。

¹³² 同書、原則 X。

¹³³ 同書、原則 XII。

上記 Principles for Ongoing Disclosure for Asset-Backed Securities、2ページを参照。.

上記 Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting by Listed Entities for Foreign Offers、4-5ページ。

¹³⁶ 同書。

¹³⁷ 同書。

主要論点 4 の一般的開示を構成し得るものに関して、一般開示義務は、個別の証券や発行体に関連する全重要情報を開示する必要があると定めている。一般開示義務の別の考え方は、誤解を招く開示とならないために必要な全重要情報の開示を義務づけることである¹³⁸。

主要論点 6 の評価に関して、さらに状況によっては、発行体、引受業者、取締役、許可担当者、プロモーター、名前を出すのに同意した専門家およびアドバイザーが、責任を負う者に含まれ得る 139 。

主要論点 7 および 8 の例外を構成し得るものに関して、評価者は、市場が適正に機能するため、完全開示の未達の容認が必要な状況もあり得ると認識すべきである。例えば、企業秘密や未決着の交渉の開示である。市場が完全かつ適時な開示の目的から逸脱を要する限定的状況では、より完全な情報を持つ者の取引の一時停止や制限が必要だろう。そのような状況では、完全な開示がない中での取引を禁じるべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。開示の例外がない場合、 問7、8(a)、8(b)は、該当しないと見なすことができる。

概ね実施

問 1 (e) および 3 (c) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 1(c)、1(e)、3(c)、7(例外が認められるとき)および <math>9を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

-

¹³⁸ 規制当局が提案された募集の質に一定の責任を負う、いわゆる「メリットベース」の規制も 参照すべきである。このアプローチは総じて発展途上の市場に関連しており、情報が開示さ れれば分析できるであろうアナリストやアドバイザーの集団を欠いた市場では、特に有益だ ろう。それゆえ、これは過渡的であって、十分発達した市場には不要と、総じて見なされる。

¹³⁹ 発行体が導入し得る内部統制のメカニズムについて、より詳しい指針は *Issuer Internal Control Requirements – A Survey*、IOSCO 専門委員会・新興市場委員会報告書、2006 年 12 月、を参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD229.pdf.で入手可能)。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、1 (d) 、2 (a) 、2 (b) 、2 (c) 、3 (a) 、3 (b) 、4、5、6、8 (a) または 8 (b) (例外が認められるとき)の 1 つ以上に肯定的に回答できない。.

原則 17 会社の証券の保有者は、公正かつ公平に扱われるべきである。

株主の公正かつ公平な扱い(特に、議決や支配権変更取引に関連して)の保障を 求めることで、この原則は、投資家保護や公正・効率的・透明な市場を支えている。

この原則は、株主の基本的権利が保護されているか、同じ種類の株主が公平に扱われているかの評価を求める。

原則 17 は、株主の権利と公平な扱い、特に議決、株式公開買付(TOB)、および支配権の変更につながり得るまたは支配権を強化する他の取引 140 に関連して、経済協力開発機構(OECD)の『コーポレート・ガバナンス原則』の原則 I および II が取り上げたのと同じ問題を多くを扱っている。

株主の公正かつ公平な扱いを保障する規制は、経営陣の証券保有や、企業の大口の実質株主を開示するように義務づけるべきである。これは一般に、情報を踏まえた投資判断に必要な情報と見なされる。

開示が義務づけられる水準は法域ごとに異なるが、一般には企業支配権として位置づけられる水準を大きく下回って定められる。支配権行使が見込まれる者には、より厳格な開示義務が適切だろう。

義務づけられる開示の性質にもばらつきがあるが、一般的には、企業の支配権変更が生じたり、予期される場合に、全面的に開示することが、開示の根底にある政策的理由付けに最も良く適うと考えられる。規制は、対象企業の株主の情報ニーズを考慮すべきである。

情報を踏まえて意思決定できるのに必要な情報は、取引の性質に応じて変わるが、一般的な目的は、キャッシュによる取得提案、公開買付または株式交換の提案、企業結合、民営化に当てはまる。

総じて上記の状況では、企業の株主が次のとおりであるように義務づけられる。

- ある者が企業の相当な持分を取得する提案について、検討するための妥当な時間を得る。
- ある者が企業の相当な持分を取得する提案の利点を評価できるだけの十分な 情報を得る。
- ある者が企業の相当な持分を取得する提案に基づき、株主に生じる利益について、実行可能な限り、妥当かつ公平な参加の機会を得る。
- 提案に関して公正かつ公平な扱いを受ける(特に少数株主)。

¹⁴⁰ 株式公開買付のほかに、自社株買いも含まれ得る。

122

• 提案に関する勧告に応えることで、または勧告することで、取引当事者の取締役の扱いや行動、取締役が誠実に行動しないことによる不当な不利益を受けない。

原則 16 と 17 の関係は、多少説明を要する。原則 16 は、企業支配権の変更に関する適時な開示が投資家に確実に与えられるように努めるのに対し(主要論点 2 の注釈に示したとおり)、原則 17 は、支配権変更を伴う取引に関する十分かつ適時な情報が、株主に確実に与えられ、彼らが取引に関して権利を行使できることを狙うものである。

主要課題

株主の権利

- 1. 株主の基本的権利は次のとおり。
 - (a) 所有権を文書化¹⁴¹ および譲渡する権利。
 - (b) 情報を踏まえた上で議決に参加する権利(議決権付き証券の場合)。
 - (c) 配当および他の分配を公平に受ける権利 (清算が宣告された場合は、清算後の分配も含まれる)。
 - (d) 株式に付随する権利の条件の変更を拒否する権利。
 - (e) ある者が企業の相当な持分を取得する提案を行った場合、実行可能な限り、株主に生じる利益を妥当かつ公平に享受する機会を得る権利。
 - (f) 法律違反となる経営陣の関与または監督を含め、企業行動に対 する説明責任を経営陣に負わせる権利。
 - (g) 1 (e) に述べられた提案や、企業の経営破綻または破産などに 関して、公正かつ公平な扱いを受ける権利(特に少数株主の扱い)。

支配

- 2. 株主の公正かつ公平な扱いを保障するため、規制は、以下の開示を義 務づけるべきである。
 - (a) 支配権の変更、所定の水準を超える大量の株式保有、支配権の 変更および所定の水準を超える大量の株式保有につながるまた はつながり得る取引。

¹⁴¹ 登記または完成。

- (b) 株式公開買付、敵対的買収、および支配権変更の実現を意図した、または潜在的に支配権が変更される、または支配権が強化され得る他の取引に関して、情報を踏まえた意思決定に必要な情報。
- (c) 取締役および経営陣の株式保有142。
- (d) 企業の大口の実質株主の株式保有。

主要論点

株主の権利

- 1. 規制や法律の枠組みは、以下に関して、株主の権利や公平な扱いに対応しているか。
 - (a) 議決
 - (i) 取締役の選任。
 - (ii) 証券の条件に影響する企業の変化。
 - (iii) 他の根本的な企業の変化。
 - (b) 株主総会や議決の適時な通知。
 - (c) 実質株主が委任状や議決権行使の指示を円滑に出せる手続き。
 - (d) 株主名簿への登載(記名株式の場合)と株式の譲渡。
 - (e) 配当および他の分配の受取り(宣言された場合)。
 - (f) 以下を伴う取引
 - (i) 株式公開買付。
 - (ii) 他の支配権変更取引。
 - (g) 法律違反となった関与または監督について、会社、取締役、経 営陣に説明責任を負わせること。
 - (h) 会社の破産または経営破綻¹⁴³。
- 2. 株主の議決全般および問 1 (a) (iii)、1 (f) (i)、1 (f) (ii) で個別に 挙げられた取引との関連で、投資判断および議決にとって重要な全情 報が、完全に開示されているか。

¹⁴² 注記の定義を参照。

¹⁴³ これは上場証券の価値に影響するだろう。株主は、清算または破綻が起きたら、判断して権利を行使できるべきである。

支配

- 3. 問 1(f)(i)および 1(f)(ii)で挙げられた取引に関して、証券の当該種類の株主のうち、提案の影響を受ける者は、次の項目に該当するか。
 - (a) 提案を検討する妥当な時間が与えられている。
 - (b) 提案の利点を評価できるだけの十分な情報が与えられている。
 - (c) 提案に基づき株主に生じる利益について、実行可能な限り、妥当かつ公平に利益を享受する機会が与えられている。
 - (d) 提案に関して、公正かつ公平な扱いを受けている(特に少数株主)。
 - (e) 提案に関する勧告に応えることで、または勧告することで、取 引当事者の取締役の扱いや行動、取締役が誠実に行動しないこ とによる不当な不利を受けない。
- 4. 議決権付き証券の大量保有に関して
 - (a) 企業の大口(支配権を握る水準は相当下回る)の実質株主に関する身元および保有高の情報は、以下において、適時開示が義務づけられているか。
 - (i) 株式公開および上場の明細書にておいて。
 - (ii) 開示義務が生じる保有高の水準に達したとき。
 - (iii) 少なくとも年 1 回 (例えば、発行体の年次報告書の中で)。
 - (b) そのような持分の重要な変更および他の必要な情報は、適時開 示が義務づけられているか。
 - (c) 2人以上の者について、各自の実質株式保有は開示せずに済むかもしれないが、協調して行動している場合に、開示義務の適用は可能か。
- 5. 取締役および経営陣の議決権付き証券の保有に関して、
 - (a) 企業の実質株式の保有および実質株式保有の大幅な変更に関する情報は、適時開示が義務づけられているか。
 - (b) そのような情報は、以下において入手可能か。
 - (i) 株式公開および上場の明細書にて。
 - (ii) 少なくとも年1回(例えば、発行体の年次報告書の中で)。
 - (c) これら義務の強制や遵守を確保する法的インフラは十分か。

国際的な問題

6. 外国発行体の公募や上場が、法域にとって重要な場合、当該法域は、 外国発行体の公募や上場の明細書の中で、ガバナンス規定や、株主の 公正かつ公平な扱いに大きく影響し得る外国発行体の法域関連情報の 開示を義務づけているか¹⁴⁴。

注釈

原則が取り上げた問題に関する懸念は、多数株主と少数株主の潜在的に異なる扱いや、株式公開買付または株主権が影響を受ける他の支配権変更取引に関連して生じることが多い。

主要課題 1 は、保護されるべき株主の基本的権利を示す。コーポレート・ガバナンスは、一般法、認可された取引所や規制された取引システムの規則、行動規範、証券法規で扱われるだろう。

「取締役および経営陣」の語には、(a) 当該企業の取締役、(b) 管理、監督または経営機関のメンバー、(c) 上記職責のいずれかを務めるように選任された者が含まれる。「管理、監督または経営機関」の語の対象者は、国によって異なるが、開示基準を遵守する目的において、ホスト国が決定する¹⁴⁵。

主要論点 4 (a) (i)、4 (a) (ii)、4 (a) (iii) および 4 (b) について、開示義務のある大量保有が成り立つ基準 (例えば 5%や 10%) や適時性 (例えば 7 日もしくは 10 日以内、または同営業日以内)、開示の頻度、大量保有の変更の基準やその開示の頻度・適時性に関する慣行は、法域によって異なる。しかしそのような開示が、現実のまたは提案された支配権変更取引を伴うとき、そのような状況の適時な開示についての指針は、原則 16 の注釈を見るのが適切である。

主要論点 4 (a) (i)、(4) (a) (ii)、4 (a) (iii)、5 (b) (i) および 5 (b) (ii) について、求められる保有高開示の適時性は、情報の入った文書の提出の適時性および/または一般に入手できることに当然影響される。しかし評価者は、文書で開示された保有情報の日付が、提出日および/または文書を一般に入手できるようになる日付に適度に近いかどうかも検討すべきである。

上記 International Disclosure Standards for Closs-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers、第 IX A 部、X A および B 部。

¹⁴⁵ 同書 7 ページ。グループ内の取締役や経営陣の保有高の開示は、個々の保有高の開示の十分 な代替となる。ただし、個々の取締役や経営陣の大量株式保有の別途開示に関して、主要論 点4が該当するのを条件とする。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問1(c)を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 1 (b) 、1 (c) 、1 (g) 、1 (h) 、3 (e) 、4 (a) (iii) 、4 (c) 、5 (b) (ii) および 6 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) (i) 、1 (a) (ii) 、1 (a) (iii) 、1 (d) 、1 (e) 、1 (f) (i) 、1 (f) (ii) 、2、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、3 (d) 、4 (a) (i) 、4 (a) (ii) 、4 (b) 、5 (a) 、5 (b) (i) または 5 (c) の 1 つ以上に肯定的に答えられない。

原則 18 財務諸表を作成するため発行体によって用いられる会計基準は、高 度でかつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。

この原則は、投資家保護、公正・効率的・透明な市場といった目的を支えるものである。これは、財務諸表¹⁴⁶が、高度かつ国際的に受け入れられる会計基準に従って作成されるように義務づけることで機能する。こうした基準の活用は、財務諸表の提供する情報が、包括的で、整合的で、関連性があり、信頼性が高く、比較可能であることを確保するように努め、当該企業の地理的位置に関係なく、投資家が投資判断を下すのを支援する¹⁴⁷。

規制は、以下の確保を目指すべきである。

- 財務諸表が発行体によって作成されること。
- 財務諸表が、高度かつ国際的に受け入れられる水準の会計基準に従って作成 されること。
- 財務諸表の作成に用いる基準を定めるのに、適切な仕組みが存在すること。 基準は、議論や不確実性が存在するときに、整合的な適用を促進する権威あ る適時な解釈の拠り所にできる¹⁴⁸。
- 会計基準の遵守を強制する規制の枠組み¹⁴⁹。

この原則は、原則 16 と合わせて検討・評価すべきである。原則 16 は、投資判断にとって重要な財務情報の完全、適時、正確な開示を義務づけている。評価者は原則 16 に基づき、公募や上場の明細書、定期報告書に必要な財務諸表が、完全、正確、適時な開示の義務を十分果たしているかどうかを見極め、それから原則 18 に基づいて、その作成や検証に用いられた会計基準の質を評価すべきである。

-

¹⁴⁶ 財務諸表は、財政状態、業績(経営成績とキャッシュフローを含む)および意思決定のため 幅広い利用者に役立つ他の情報(企業の株式保有の変動など)を与える。

¹⁴⁷ 財務諸表は、経営陣に委託された資源についての説明責任も示す。

全般に、Resolution on Harmonization of Accounting and Auditing Standards、IOSCO代表委員会決議、1988年11月、を参照(http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES39.pdfで入手可能)。Resolution on IASC Standards 、IOSCO 代表委員会決議、2000年5月(http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES19.pdfで入手可能)、Statement on the Development and Use of International Financial Reporting Standards、IOSCO専門委員会報告書、2005年2月(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD182.pdfで入手可能)、上記 Outsourcing in Financial Services も参照。.

全般に、*Principles for Auditor Oversight*、IOSCO 専門委員会ステートメント、2002 年 10 月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD134.pdf で入手可能)。

原則 16-18 に関して、評価者は、法域内で証券の公募・上場・取引に対して支配的かつ広く適用されている一連の開示・会計義務について、メソドロジーがどう適用されるかを評価すべきである。特定の市場や限定的な市場参加者層に適用される特定の会計・開示義務は、この原則に関して法域がどう評価されるかを左右すべきでない。このような義務のばらつきは、例えば全体的な開示の水準、単体財務諸表と連結財務諸表、財務諸表の注記、内部統制報告と関連づけられる可能性がある。

主要課題

- 1. 規制は、発行体が高度かつ国際的に受け入れられる会計基準に従い、 監査済み財務諸表を作成するように義務づけるべきである。高度で、 国際的に受け入れられる会計基準は、情報を踏まえた意思決定のため、 財務諸表の比較可能性と信頼性を高めるのに欠かせない。
- 2. 高度かつ国際的に受け入れられる会計基準を定め、解釈する適切な仕 組みが存在すべきである。
- 3. この高度かつ国際的に受け入れられる会計基準は、強制可能かつ強制されているべきである。

主要論点

- 1. 発行体は、以下の中に監査済み財務諸表を含めるように義務づけられているか。
 - (a) 公募および上場書類¹⁵⁰。
 - (b) 一般に入手できる年次報告書。
- 2. 義務づけられた監査済み財務諸表は、以下を含んでいるか。
 - (a) 貸借対照表または財政状態の明細。
 - (b) 経営成績の明細。
 - (c) キャッシュフロー計算書。
 - (d) 監査済み財務諸表もしくはその注記に含まれる、株主資本変動 計算書またはそれと同等の情報。
- 3. 公募および上場書類ならびに一般に入手できる年次報告書の中に義務 づけられる財務諸表に関して、

¹⁵⁰ 例えば、まだ資金を調達しておらず、証券化商品も売り出していない CIS のように、財務諸表が必要ない一定の状況はあり得る。そのような状況では、規制当局は、売出条件に関連するとみられる他の情報を義務づけることもできよう。

- (a) 会計基準全体に即して作成・提出するように義務づけられているか。
- (b) 会計基準は、財務諸表が以下のとおりであるように要求しているか。
 - (i) 包括的である。
 - (ii) 投資家のニーズに応えることを意図している。
 - (iii) 会計基準の整合的な適用を反映している。
 - (iv) 複数の会計期間を提示されたときに、比較可能である。
- (c) 普及している会計基準は、国際的に受け入れられる水準か。
- 4. 例えば中間報告書や公募・上場書類の中間期財務諸表など、報告書であれ短信であれ、監査前の財務諸表が用いられる場合、提示される財務諸表は、高度かつ国際的に受け入れられる水準の会計基準に準拠しているか。
- 5. 会計基準に関する監督、解釈、独立性について
 - (a) 規制の枠組みは、会計基準の策定と適時な解釈に責任を負う組織を与えているか。
 - (b) 「はい」の場合、組織のプロセスは開放的かつ透明か。独立した組織であっても、基準の策定や解釈のプロセスは、規制当局や公益に沿って活動する他の機関と協力して、または監督下で行われているか。
- 6. 会計基準の遵守を強制する仕組みはあるか。
- 7. 外国発行体の公募や上場が法域内で重要な場合、規制当局は、自国で 証券の上場や売り出しを希望する外国企業が、高度かつ国際的に受け 入れられる水準の会計基準を用いるのを許可しているか¹⁵¹。

注釈

主要論点 3 (a) の目的で包括的と見なされるには、通期の財務諸表を作成する際の会計基準が、(a) 財務諸表作成の根拠に関する情報を示す、および(b) 基準に

投資判断や株主の議決にとって重要な財務情報の適時かつ完全な開示については、原則 16の 議論も参照。また、全般に、上記 Resolution on IASC Standards、Statement on the Development and Use of International Reporting Standards in 2005、IOSCO 専門委員会報告書、2005 年 2 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD182.pdf で入手可能)、上記 International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listings of Debt Securities by Foreign Issuers、 および IOSCO Statement oo International Auditing Standards、2009 年 6 月 (https://www.iosco.org/library/statements/pdf/statements-7.pdf.で入手可能)、も参照。

より開示が義務づけられるが、他所で示されていない重要な情報がすべて含まれる、ことを注記する必要がある¹⁵²。評価者は、基準が強制されているかどうか、どのように強制されているかを判定すべきである。

主要論点 3 および主要論点 5 の一部で言及した会計基準は、法域内の組織で定められ、解釈されている基準である必要はない。一部の法域は、国際的または他の基準設定機関が定めたおよび/または解釈した基準を採用し、依拠ことを望むかもしれない。ただしそのような状況では、法域で整備された規制の枠組みが、基準の効果的な実施・強制を確保する仕組みを備えていることが不可欠である。法域の施行・強制の仕組みは、規制当局や法域内で組織された他の執行当局に依拠しなくてもよい。ただし、第三者による強制が用いられる場合、法域内の規制の枠組みは、規制当局や公益に沿って活動する他の機関が、強制プロセスを監視し、プロセスが法域内で証券を公募または市場取引させる企業を確実に拘束できるようにし、外部の監査人が法域内で業務できるように定めるのが不可欠である。

主要論点 6 に基づき、会計基準の遵守を強制する十分な仕組みが設けられているかどうかを評価する際、評価者は、財務諸表が受け入れられる基準から逸脱すれば、財務諸表を作成し直すまたは他の形で修正しなければならないとした義務を考慮してもよい。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 5 (b) および 7 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 2(c)、4、5(b) および 7 を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、2 (a) 、2 (b) 、2 (d) 、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、5 (a) または6の1つ以上に肯定的に回答できない。

全般に、Statement on Providing Investors with Appropriate and Complete Information on Accounting Frameworks Used to Prepare Financial Statements、IOSCO 専門委員会報告書、2008年2月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD262.pdf で入手可能)。

発行体に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Principles for Ongoing Disclosure for Asset-Backed Securities	16	
	IOSCO代表理事会報告、 最終報告書、2012年11月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD395.pdf		
2	Disclosure Principles for Public Offerings and Listings of Asset-Backed Securities IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年4月	16	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD318.pdf		
3	Principles for Periodic Disclosure by Listed Entities	16	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD317.pdf		
4	Unregulated Financial Markets and Products	16	8
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年9月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD301.pdf		
5	Protection of Minority Shareholders in Listed Issuers	16	
	OECD との協議による IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年6月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD295.pdf		
6	IOSCO Statement on International Auditing Standards 2009年6月	18	
	https://www.iosco.org/library/statements/pdf/statements-7.pdf		

7	Statement on Providing Investors with Appropriate and Complete Information on Accounting Frameworks Used to Prepare Financial Statements	16 18	
	IOSCO 専門委員会報告書、2008年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD262.pdf		
8	International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listing of Debt Securities by Foreign Issuers	16 18	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007年3月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD242.pdf		
9	Issuer Internal Control Requirements –A Survey	16	
	IOSCO 専門委員会・新興市場委員会報告書、2006 年 12 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD229.pdf		
10	Or the continue in Figure 1 Countries	10	10
10	Outsourcing in Financial Services	18	10
	合同フォーラム報告書、2005年2月		31
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD184.pdf		
11	Statement on the Development and Use of International Financial Reporting Standards	16 18	
	IOSCO 専門委員会報告書、2005年2月	10	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD182.pdf		
12	OECD Principles of Corporate Governance	17	
	経済協力開発機構(OECD)報告書、2004年	·	
	http://www.oecd.org/corporate/ca/corporategovernanceprinciples/31557724.pdf		
	mapar www.soca.org/corporate/carcorporategovernanceprinciples/31337724.pdf		
13	Report on Securities Activity on the Internet III	16	11
	IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 10 月		13
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD159.pdf		31

Insider Trading -How Jurisdictions Regulate It	16	
IOSCO新興市場委員会報告書、2003年5月		
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD145.pdf		
General Principles Regarding Disclosure of Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations	16	
IOSCO 専門委員会報告書、2003年2月		
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD141.pdf		
Principles for Auditor Oversight	18	19
IOSCO 専門委員会声明、2002年 10月		
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD134.pdf		
Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting by Listed Entities	16	
IOSCO 専門委員会声明、2002年 10月		
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD132.pdf		
Securities Activity on the Internet II	16	11
IOSCO 専門委員会報告書、2001年6月		33
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD120.pdf		
Adapting IOSCO International Disclosure Standards for Shelf Registration Systems	16	
IOSCO 専門委員会報告書、2001年3月		
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD118.pdf		
Resolution on IASC Standards	16	
IOSCO代表委員会決議、2000年5月	18	
http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES19.pdf		
	IOSCO 新興市場委員会報告書、2003 年 5 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD145.pdf General Principles Regarding Disclosure of Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 2 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD141.pdf Principles for Auditor Oversight IOSCO 専門委員会声明、2002 年 10 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD134.pdf Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting by Listed Entities IOSCO 専門委員会声明、2002 年 10 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD132.pdf Securities Activity on the Internet II IOSCO 専門委員会報告書、2001 年 6 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD120.pdf Adapting IOSCO International Disclosure Standards for Shelf Registration Systems IOSCO 専門委員会報告書、2001 年 3 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD118.pdf Resolution on IASC Standards IOSCO 代表委員会決議、2000 年 5 月	IOSCO 新興市場委員会報告書、2003 年 5 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD145.pdf General Principles Regarding Disclosure of Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 2 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD141.pdf Principles for Auditor Oversight IOSCO 専門委員会声明、2002 年 10 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD134.pdf Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting by Listed Entities IOSCO 専門委員会声明、2002 年 10 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD132.pdf Securities Activity on the Internet II IOSCO 専門委員会報告書、2001 年 6 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD120.pdf Adapting IOSCO International Disclosure Standards for Shelf Registration Systems IOSCO 専門委員会報告書、2001 年 3 月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD118.pdf Resolution on IASC Standards 16 IOSCO 代表委員会決議、2000 年 5 月

21	Resolution on IOSCO Endorsement of Disclosure Standards to Facilitate Cross-Border Offerings and Listings by Multinational Issuers	16	
	IOSCO代表委員会決議、1998年9月		
	https://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES17.pdf		
22	Securities Activity on the Internet	16	11
	IOSCO 専門委員会報告書、1998 年 9 月	10	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD83.pdf		13
	https://www.iosco.org/horary/publicoscorpal/10scorpos.pur		31
			33
23	International Disclosure Standards for Cross-Border	16	
	Offerings and Initial Listings by Foreign Issuer	17	
	IOSCO 報告書、1998 年 9 月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD81.pdf		
24	International Equity Offers – Changes in Regulation Since April 1996	16	
	IOSCO 専門委員会報告書、1997年9月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD71.pdf		
25	Reporting of Material Events in Emerging Markets	16	
	IOSCO新興市場委員会報告書、1996年9月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD62.pdf		
26	International Equity Offers – Changes in Regulation Since April 1994	16	
	IOSCO 報告書、1996 年 9 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD61.pdf		
27	Report on Disclosure and Accounting	16	
	IOSCO 専門委員会報告書、1994 年 10 月	18	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD39.pdf		
	<u> </u>		

28	International Equity Offers – Change in Regulation Since April 1992	16	
	IOSCO 報告書、1994 年 10 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD38.pdf		
29	Report on Disclosure	16	
	IOSCO新興市場委員会報告書、1993年10月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD32.pdf		
30	Report on Disclosure Requirements	16	
	IOSCO 開発委員会報告書、1992年 10月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD24.pdf		
31	International Equity Offers – Changes in Regulation Since April 1990	16	
	IOSCO 報告書、1991 年 9 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD16.pdf		
32	International Equity Offers	16	
	IOSCO 報告書、1989 年 9 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD2.pdf		
33	Resolution on Harmonization of Accounting and Auditing Standards	18	
	IOSCO 代表委員会決議、1988 年 11 月		
	http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES39.pdf.		

F. 監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

1. 前文

この原則は、投資家が投資判断をする際に依拠するであろう情報に関係する。総 じて発行体自身が作成しない情報が関わる点で、発行体に関する原則と異なる。現 代の金融市場では、投資家が投資判断を下すのを支援するため、発行体や証券に関 する投資家向けの情報を分析し、評価し、保証を提供する主体が存在する。

IOSCO 原則においては、かかる主体は「情報サービス提供者」と呼ぶ。この分析、評価、監査サービスは、以下に関する意見の形を取り得る。

- 発行体の財務諸表の公正な表明または真実かつ公正な見解。
- 発行体の信用力または予想される財務パフォーマンス。
- 投資家が投資判断を下す際に重要と考える、発行体業務の他の重要な側面。

したがって、監査人、信用格付機関(CRA)、セルサイド証券アナリストは、このセクションの原則の対象となる。他の情報サービス提供者も、同様にこの原則の範囲に入る可能性がある。

原則 19、20、21 は、監査人や監査基準と関係し、互いに関連している。証券市場規制当局や監査人の監督責任を担う他の当局が、監査に関連する規制上の構造や要件を策定し、強化することを支えるのがねらいである。証券規制当局が監査人の監督や基準に一義的責任を負わない法域では、投資家の財務諸表への信頼を維持・強化するのに見合った監督体制の存在を推進することで当局は便益を受けることになろう。

財務諸表の包括性、整合性、関連性、信頼性、比較可能性は、情報を踏まえた意思決定にとって極めて重要である。投資家はその資金の配分に関する判断を行う際、信頼できる財務諸表が必要になる。公開企業の会計報告の信頼性に対する一般の認識は、財務諸表の審査・報告をする外部監査人の有効性の認識に大きく影響される。財務情報の信頼性も、独立の監査人が行う監査によって強化される。独立の監査人は、経営陣が作成した財務諸表が、準拠した基準に即して発行体の財政状態と経営成績の真実かつ公正な見解を公正に示しているかどうかを証言する。監査報告書は、会計基準や「公正に示す」、「真実かつ公正な見解」の要件など、会計の枠組みの要件の遵守に関する監査意見を示すはずである。監査は、高度かつ国際的に受け入れられる包括的な監査の諸基準に従い、実効性のある監督を受け、監査対象主体から実質も外観も独立した監査人によって行われるべきである。

原則 22 と 23 はそれぞれ、CRA と他の情報サービス提供者に関係するが、相互の密接な関連はない。CRA は、証券発行体の信用リスクや債務に意見を表明することで、現代の資本市場で重要な役割を果たすことができる。CRA が証券市場で重要な役割を果たし得ることから、CRA の活動は、投資家、発行体、市場仲介者、金融規制当局にとって重要性を持つ。証券規制当局は特に、CRA の活動に二重の意味で関心を寄せることが多い。CRA が市場の透明性に影響を及ぼし得るだけでなく、規制目的で信用格付を用いるのを容認した法域もあるからである。

CRA に加えて、さまざまな種類の分析・評価サービスを投資家に提供し、個別の投資機会の望ましさの評価に役立てられる他の主体も存在する。そのような分析・評価サービス提供主体の一例が、ブローカー・ディーラーや投資銀行などのフルサービスの投資会社の調査部門に雇われる「セルサイド」証券アナリストであり、それは個人投資家と機関投資家の両方に調査を提供する。セルサイド証券アナリストは、独立した偏りのない意見を投資家に提供する能力を損ないかねない利益相反に直面する可能性がある。分析・評価サービスを提供する他の種類の主体も、提供者の性質および/または提供する情報サービスによって、似通った、または異なる利益相反を抱える可能性がある。

2. 範囲

原則 19 から 21 は、証券を上場、公募または市場取引している発行体(公開発行体(public issuer))向けの監査サービス提供者に適用する趣旨である。

原則 22 は、投資家に販売される発行体の証券に関して、格付サービスを提供するすべての CRA に適用する趣旨である。CRA は十分な水準の監督を受けるべきだが、その特質は、市場の構造、ある法域の CRA 業界の構造、ある法域で信用格付がどのように用いられるか、また同時に CRA が与え得る規制面のリスク――に左右されるだろう。法域の規制目的で信用格付が用いられる場合、「十分な水準の監督」は、何らかの形の登録と継続的な監視を意味するだろう。

原則 23 は、監査人や CRA ではないが、さまざまな種類の分析・評価サービスを 投資家に提供し、個別の投資機会の望ましさの評価に役立てられる主体に適用する 趣旨である。これにはセルサイドのアナリストが含まれる。

3. 原則19~23

原則 19 監査人は、十分な水準の監督に服するべきである。

監査サービスを行う者への実効性のある監督は、財務報告プロセスの信頼性や完全性にとって極めて重要であり、公開証券市場で財務報告や監査が機能しないというリスクの緩和に役立つ。こうした監督の最終目的は、情報を伝え、真実、公正、独立した監査報告を作成することで、投資家の利益、ひいては公益を保護することにある。

主として自主規制に基づくものではない監査人への監督システムには、利点がある。監査人への監督は、監査法人内部、監査職の団体、公的または民間の監督機関、政府の監督を通じてなど、いくつかの形で実現し得る。監査人は 1 つの法域内で、公益のため行動するまたはそのように見られる機関に監督されるべきである。規制は、特に以下の確保を目指すべきである。

- 高度かつ国際的に受け入れられる基準に従って、監査業務が行われる。
- 規則は、監査人の独立を推進するように定められる。
- 監査基準の遵守を強制する仕組みが存在する。
- 監査は高度な客観性を伴って行われる。

主要課題

- 1. 監査人は、公益のため行動するまたはそのように見られる機関に監督されるべきである。監査人監督機関の性質や活動のプロセスは、法域によって異なり得るが、効果的な監督は一般に、次のような仕組みやプロセスを含んでいる¹⁵³。
 - (a) 監査人が監査を行う免許を取得する前に、適正な資質や専門的 能力を持つように義務づける。
 - (b) 適正な資質や能力が保たれない場合は、監査を行う許可を取り 消す。
 - (c) 監査人が、実質的にも外観上も、監査対象主体から独立しているように義務づける。

-

上記 Principles for Auditor Oversight、3-4ページ。

- (d) 監査の質、監査の実施、独立性、倫理基準のほか、品質管理の 環境を監督する¹⁵⁴。
- (e) 監査人が、監査職から独立した監査人監督機関の規律に服するように義務づける。監査職の団体が監督機関として活動する場合は、監査人監督機関が独立機関の監視下に入る。
- (f) 監査人監督機関が、公開発行体の財務諸表を監査する法人に対し、監査手順や実務を定期的に検査するように義務づける。検査は反復的に行うべきであり、監査法人が監査のあらゆる重要側面に対応する十分な品質管理の政策や手順を設けて、徹底している度合いを判定するように定めるべきである。
- (g) 監査人監督機関はまた、専門職としての能力、監査担当者のローテーション、監査依頼人による監査人の雇用、コンサルティングおよび他の非監査業務といったほかの問題や、適切とみられる他の問題も扱うように義務づける。
- (h) 監査人監督機関は、発見された問題への是正措置を要求し、監査人や監査法人に適宜制裁を課す規律手続きを開始および/または実行する権限を有するように義務づける。

主要論点

- 1. 規制システムは、監査の質と実行、独立性、倫理基準を監督する枠組みを備えているか(監査人が行う品質管理の環境も含む)。
- 2. 監査人は、監査を行う免許を得る前に、最低限の要件に沿って資質と 能力を備え、専門的能力を維持するように義務づけられているか。
- 3. 公益に沿って活動し、適切な会員、責任および権限を記した十分な憲章、ならびに十分な財源を擁し、監査職から独立して監督責任が遂行される監督機関はあるか。
- 4. 監査人監督機関は、公開発行体の財務諸表を監査する法人の監査手順や実務に対し、定期的な検査を行う確立したプロセスを持っているか。
- 5. 監査人が実質的にも外観上も監査対象企業から独立を保っているか評価するため、監督機関が定期的に評価する基準やプロセスはあるか。

全般に、Board Independence of Listed Companies、OECD との協議に基づく IOSCO 専門委員会 最終報告書、2007 年 3 月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD238.pdf. で入手可能)。

140

6.

- (a) 監督プロセスが、監査業界内で施行されている類似の品質管理 メカニズムと連携して行われる場合、監督機関は、検査の範囲、 監査に係る文書や検査に必要な他の情報の入手・保存などの重 要問題の統制や、検査結果の追跡を維持しているか。
- (b) 検査は反復的に行われるか、また、監査法人が監査のあらゆる 重要側面に対応する十分な品質管理政策や手順を設けて、徹底 している度合いを判定する設計になっているか。
- 7. 監査人監督機関は、発見された問題への是正措置を要求し、監査人や 監査法人に適宜制裁を課す規律手続きを開始および/または実行する 権限を持っているか。

注釈

監査人の監督は、監査法人内部、監査職の団体、公的または民間の監督機関、政府の監督を通じてなど、いくつかの形で実現し得る。

「監督機関」の語は、広く解釈すべきである。一部の法域では、監査人監督のため公益に沿って活動する責任を負った専門機関が、基準作りの権限を含む一定の権限や、検査を行って監査人に規律を課す力を与えられている。同じ目的を果たす責任を分担している組織が複数あり得る法域もある。構造に関係なく、監査人監督の枠組みは、自主規制だけまたは自主規制が支配的な形に基づくべきでない。監査職から独立した監査人監督機関の規律に監査人を従わせる仕組みが、存在すべきである(監査職の団体が監督機関として活動する場合は、独立機関の監視下に入る)。

主要論点 6(b) で言及された「監査の重要側面」には、以下が含まれる。

- 監査人の独立、誠実さ、倫理。
- 監査の客観性。
- 職員の選抜、研修、監督。
- 監査依頼人の受付、継続、終了。
- 監査のメソドロジー。
- 監査の実施(すなわち、一般に受け入れられる、適用可能な監査基準の遵 守)。
- 困難、継続的または機微な問題の協議や、監査中の意見の食い違いの解決。
- セカンドパートナーによる監査の見直し。
- 監査依頼人の経営陣、監査役会および監査委員会との意思疎通。
- 財務報告プロセスの監督責任を与えられた機関との意思疎通。

監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

- 継続的な専門教育の提供。
- 専門職としての能力。
- 監査担当者のローテーション。
- 監査依頼人による監査人の雇用。
- コンサルティングおよび他の非監査業務155。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 6 (b) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 4 および 6 (b) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。 不実施

問 1、2、3、5、6 (a) または 7 の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

¹⁵⁵ 上記 Principles for Auditor Oversight、4ページ。

原則 20 監査人は、自身が監査を行う発行体から独立しているべきである。

独立の監査人は、経営陣が作成した財務諸表が、準拠した基準に則して、発行体の財政状態と過去の経営成績の真実かつ公正な見解を公正に示すないし提供するものかどうかを証言することで、財務情報の信頼性を高めるのに極めて重要な役割を果たす。

外部監査人は、投資家、債権者および他の利害関係者が資本配分判断の基礎に用いる公表された財務諸表に独立した信頼性を与える上で、極めて重要な役割を果たす。公開発行体の財務報告の信頼性に対する一般の認識は、財務諸表を調べて報告する外部監査人の有効性の認識に大きく左右される。この一般の信頼感の根本的な要素は、財務諸表に大きく影響する重要な問題で、外部監査人が客観的な判断を支える環境下で活動している、およびそのように見られることである。そうなるには、監査人が監査対象主体から実質的にも外見上も独立していなければならない。

監査人が公開発行体から独立する基準は、専門的な判断や客観性を損ないかねない、または合理的な投資家から見て専門的な判断や客観性を損ないかねないような、影響力、利害または関係を免れる環境を推進するように定められるべきである。整合的に適用・強制される頑健な独立性基準は、監査人が客観的判断を下す立場から、主体の財務諸表内の経営陣の表明について結論を出していると投資家を安心させるのに、必要な要素である¹⁵⁶。

主要課題

- 1. 規制の枠組みは、監査人の独立や、監査人の独立性の監視を培うように設計すべきである。
- 2. 外部監査人の独立性の基準は、少なくとも下記の独立性に対する脅威に対応して、禁止、制限、他の政策・手続き・開示の組み合わせに支えられた原則の枠組みを定めるべきである。
 - (a) 自己の利益。
 - (b) 自己による見直し。
 - (c) 擁護。
 - (d) 親密な関係。
 - (e) 脅迫。

156

全般に、Principles of Auditor Independence and the Role of Corporate Governance in Monitoring an Auditor's Independence、IOSCO 専門委員会声明、2002 年 10 月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD133.pdf.で入手可能)。

監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

- 3. 独立性は、監査人および/または監査実行チームの適切なローテーションを含み、チームの上級メンバーが長期にわたって重要な意思決定をする立場にとどまらないようにすべきである。
- 4. 公開発行体の場合、法域の個別の法体系に関係なく、監査対象企業の経営陣から実質的にも外観上も独立した統括機関(例えば、監査委員会、企業法定監査役会、または主体の経営陣から独立した他の機関)が、外部監査人の選抜と選任のプロセスを監督すべきである。
- 5. 公開発行体の監査人が交替したときは、一般への迅速な開示が義務づけられるべきである。
- 6. 公開発行体のガバナンス構造は、外部監査人の独立性のモニタリング や予防措置に寄与すべきである。

主要論点

- 1. 規制の枠組みは、外部監査人の独立性の基準を定めているか。
- 2. 基準には、監査法人や、当該法人の監査対象主体と資金、事業または 他の関係を持つ監査法人内の個人に関して、制限が含まれるか。
- 3. 基準は以下の点に対処しているか。
 - (a) 自己の利益。
 - (b) 自己による見直し。
 - (c) 擁護。
 - (d) 親密な関係。
 - (e) 脅迫
- 4. 監査対象主体向けの非監査サービスの提供を統括する規制基準はあるか。
- 5. 監査人は、監査人および/または監査実行チームの上級メンバーのローテーションなど、独立性に対する脅威のモニタリング、特定、対処を行うため、ならびに基準の遵守を確保するため、内部体制、ガバナンスの取決め、プロセスを確立するように義務づけられているか。
- 6. 公開発行体の視点から、
 - (a) 外部監査人は、監査対象主体から実質的にも外観上も独立して いるように義務づけられているか。

- (b) 外部監査人の選抜と選任のプロセスを監督する、主体の経営陣から実質的にも外観上も独立した統治機関(例えば監査委員会、企業法定監査役会、または主体の経営陣から独立した他の機関)は、存在するか。
- (c) ガバナンスの基準は、外部監査人の独立性のモニタリングと予防措置を促進し、これに寄与することを意図しているか。
- (d) 外部監査人の登録、除外または交替に関して、迅速な情報開示 は義務づけられているか。
- 7. 発見された問題や独立性の不足に対し、是正措置を要求し、監査人や 監査法人に適宜制裁を課す規律手続きを開始および実行する、監査報 告書の受領を拒否する、または修正を要求するなど、監査人の独立性 の基準の遵守を強制する十分な仕組みは設けられているか。

注釈

規制の枠組みがどのようにして、監査人の独立性や、監査人の独立性の十分な監督に対処する設計になっているかを検討する際、以下のより具体的な諸点が関連する。

- 独立性の基準は、許容される活動や関係の中で浮上する独立性への脅威に対 処するため、適切な措置を特定すべきである。
- 独立性の基準は、監査法人が、独立性に対する脅威のモニタリング、特定、 対処を行うため、ならびに関連する基準、規則、禁止および制限の遵守を確 保するため、内部体制とプロセスを整え、維持する厳格な義務に支えられる べきである。
- 独立性の基準は、独立性に対するあらゆる重要なまたは潜在的に重要な脅威を特定しおよび評価し、かかる重要な脅威にどう対処したかを示すように、監査人に義務づけるべきである。脅威には、監査人に選任される前から存在するかもしれない、監査対象主体との直近の関係から生じるものも含まれる。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問5を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

一部実施

問4および5を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2、3(a)、3(b)、3(c)、3(d)、3(e)、6(a)、6(b)、6(c)、6(d) および 7 の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 21 監査基準は、高度でかつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。

高品質の監査基準は、発行体の財務諸表の誠実性を保護するのに役立つ。監査基準は財務情報の信頼性に必要な保障措置であり、そのような基準は、包括的で、明確に定義され、高度かつ国際的に受け入れられる水準であるべきである。こうした監査基準は高度かつ国際的に受け入れられる会計基準にとって必要なカウンターパートであり、監査への適用は、財務パフォーマンスに関する正確かつ関連性のある情報を投資家に与えるのに寄与する。

監査基準に関する規制は、以下を義務づけるべきである。

- 専門家による外部監査を通じた、財務諸表および会計原則の遵守に関する独立した検証。
- 品質基準を定め、意義やや不確実性が存在するときに、基準が整合的に適用 される権威ある適時な解釈の対象となり得るように確保する仕組み。
- いかなる監査も、高度かつ国際的に受け入れられる水準の基準に即して行われること。

主要課題

- 1. 規制は、公開の発行体が作成した財務諸表が、包括的な監査基準に従って監査されるように義務づけるべきである。
- 2. そのような監査基準は、会計報告と財務情報の信頼性の質に寄与し、 それによって投資家の信頼と意思決定を支えるため、高度かつ国際的 に受け入れられる水準であるべきである。
- 3. 監査基準の設定や解釈の適切な仕組みを設けるべきである。
- 4. 監査基準の遵守を強制する規制上の枠組みを設けるべきである。

主要論点

- 1. 規制の枠組みは、公募や上場の明細書、一般に公開される年次報告書に含まれる財務諸表が、包括的な監査基準に即して監査されるように義務づけているか。
- 2. 高度かつ国際的に受け入れられる水準の監査基準が普及しているか。

3.

- (a) 規制の枠組みは、監査基準の確立および適時な更新に責任を負 う機関を定めているか。
- (b) 「はい」の場合、当該機関のプロセスは、開放的で、透明で、 公的監視を受けているか。また、当該機関が独立している場合、 基準設定や解釈のプロセスは、規制当局または公益のため活動 する他の当局と協力して、またはその監督下で行われているか。
- 4. 監査基準の遵守を強制する十分な仕組みは施行されているか。

注釈

この原則は、投資判断にとって重要な財務情報の完全、適時、正確な開示を義務づけた原則 16 や、高度かつ国際的に受け入れられる水準の会計基準の活用を義務づけた原則 18 と併せて、検討されるべきである。評価者は原則 16 および 18 に基づき、公募および上場の明細書ならびに定期報告書の中で求められる財務諸表が、完全、正確かつ適時な開示義務を十分満たすかどうかを見極め、その上で原則 21 に基づき、検証に用いられた監査基準を評価すべきである。

上記の監査基準は、法域内の機関が定めたまたは解釈した基準である必要はない。 法域によっては、国際的または他の基準設定機関が策定および/または解釈した基準を採用し、依拠するのを望むだろう。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問3(b)を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問3(a) および3(b) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

間1、2または4の1つ以上に肯定的に回答できない。

原則 22 信用格付機関は、十分な水準の監督に服するべきである。規制のシステムは、その格付が規制目的で用いられる信用格付機関が、登録制や継続的な監督に服するよう確保すべきである。

信用格付機関 (CRA) は現代の資本市場において重要な役割を果たすことができる。CRA は通常、証券の発行体や金融上の負債の信用リスクに意見を表明する。投資家が今日、膨大な量の情報を入手でき、一部は価値があり、一部がそうでないのを考えると、CRA は、投資家などがこの情報を取捨選択し、特定の借り手に融資したり、発行体の債券や債券類似の証券を購入するときに抱えるリスクの分析を支える有用な役割を果たすことができる。

CRA が証券市場で重要な役割を担い得ることから、CRA の活動は、投資家、発行体、市場仲介者、金融規制当局にとって重要である。証券規制当局は特に、CRA の活動に二重の関心を持つことが多い。CRA が市場の透明性に影響を及ぼし得るのと、一部の法域が CRA の格付を規制目的で用いるのを容認しているからである。

CRA は、個別投資に関する大規模、多角的、高度に複雑な情報を、市場参加者が自分の判断に織り込むのを支える重要な役割を果し得るため、規制当局、市場参加者、CRA 自身にとっても、CRA が正直かつ公正な形で確実に役割を果たすことによる利益がある。信用格付が規制目的で用いられる場合——例えば、規制対象主体が、純資産評価の一環として証券の格付を用いるのを容認する、あるいはファンド運用担当者が一定水準を超える格付の証券しかファンドに組み入れられないように義務づける場合、CRA の活動に対する規制当局の関心は、一層大きくなるだろう。

従って、CRA は、十分な水準の監督の対象とすべきであり、その性質は以下の項目に左右される。

- 市場の構造。
- 法域内における CRA 業界の構造。
- 信用格付が法域内でどのように使われるか。
- それに相応する CRA が呈する規制上のリスク。

信用格付が法域内の規制目的で用いられる場合、格付を発表する CRA に対する「十分な水準の監督」は、何らかの形の登録と継続的な監視を意味するだろうが、下記の通り、格付が用いられる法域の規制当局によるとは限らない。

主要課題

- 1. IOSCO は、「信用格付機関の活動に関する原則に係るステートメント (「CRA 原則)」」を策定した。これは、「証券規制当局、CRA、その他 CRA の運営方法や CRA が割り当てる意見を市場参加者がどう使うか について改善を望む者にとって、有用なツール」157となることを意図 している。CRA の規模やビジネスモデルが多様なことを考慮し、原則 が実施される態様は、固定されていない。この CRA 原則は、市場メカ ニズムと規制の両方を含め、さまざまな仕組みが用いられ得ると想定 した。CRA 原則の発表後、CRA を含む一部の論者は、CRA 原則の目 的を果たすため、IOSCO が CRA の指針となる一層詳細かつ具体的な 行動規範を策定すれば有益だろうと提案した。IOSCO はこれに応えて、 「信用格付機関の基本行動規範」を策定し、IOSCO 専門委員会のメン バーは、CRA に完全に効果を発揮させるものと期待した158。CRA 原則 に関して、IOSCO 規範は厳格で紋切り型な設計ではなく、個々の CRA の法的環境および市場環境にしたがい、それぞれの行動規範にどう取 り入れるかについて、CRA に一定の柔軟性を与えるように設計されて いる。IOSCO 規範は CRA に対し、IOSCO 規範の各規定が CRA 独自の 行動規範にどう取り入れられたかを開示し、独自規範に IOSCO 規範か らの乖離があるか、どう乖離するか、乖離が CRA 原則や IOSCO 規範 に示された目的をどう達成するかを説明するように求めている。
- 2. IOSCO の CRA 原則と IOSCO の規範は、「CRA、規制当局、発行体および他の市場参加者が、達成に向けて努力すべき 4 つの目標を明確にしている。」 ¹⁵⁹ 4 つの目標は、以下の項目を推進する手続きと仕組みの導入を推奨する趣旨である。
 - (a) 格付プロセスの品質と完全性。
 - (b) CRA の独立性と利益相反の回避。
 - (c) 格付に関する適時な情報、および格付の背景にある手順、メソ ドロジー、仮定を投資家に提供。
 - (d) 非公開情報について、CRA や CRA の格付業務と無関係な従業 員による尚早な開示や使用からの保護。

157 IOSCO Statement Of Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies、IOSCO 専門委員会声明、2003年9月、1ページを参照

(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD151.pdf.で入手可能)。

全般に、『信用格付機関の基本行動規範』、IOSCO 報告書、2004 年 12 月(2008 年 5 月、2015 年 3 月改定)、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD482.pdf で入手可能)

Regulatory Implementation of the Statement of Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2011 年 2 月、6 ページを参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD346.pdf.で入手可能)。

- 3. これらの目標を達成するため設計される監督体制は、多くの異なる形を取り得る。法域が、CRA内部の仕組みを通じて目標を遂行し、借り手、貸し手および他の市場関係者が推し進めるのが最善と判断する場合もあるだろう。法域が、規制義務を通じた目標達成が最善と判断する場合もあろう。結局、目標を果たすための仕組みは、以下の項目の組み合わせの形を取るだろう。
 - (a) 政府の規制。
 - (b) 法定された非政府の規制当局が課す規制。
 - (c) 業界の規範。
 - (d) CRA 内部の方針と手続き。
- 4. ただし、CRA の格付が規制目的で使用される場合、規制システムは、CRA に拘束力のある強制可能な義務を課す登録・監督要件を通じて、上記目標の達成を図る仕組みを設置すべきである。

主要論点

登録:

1.

- (a) 法域は、「信用格付」および/もしくは「格付機関」を定義しているか。または他の形で、規制目的で用いられる信用格付を決定・公開する事業を手掛ける主体に登録・監督要件を課すため、業務の範囲を定義しているか。
- (b) CRA が法域内に存在するか、およびその格付は、法域内で登録を受けるのを条件に、規制目的で用いられているか(規制対象 CRA)。
- (c) 法域の登録要件は、同要件が満たされたかどうかを規制当局が 判断するため、規制当局が必要と考える全情報を登録希望の CRAから入手する力を与えているか。
- (d) CRA の格付が規制目的に用いられるが、その CRA 自体は規制 当局の市場に存在せず、規制当局が当該 CRA の登録や監督を義 務づけていない場合、規制当局は、当該 CRA が原則 22 で要求 される登録や監督を確実に受けるように、合理的な判断を下したか。

継続的監督

2.

- (a) 規制当局は、規制対象 CRA を十分監督するのに必要な、当該規制対象 CRA に関する全情報を入手できるための能力を法域での要件により与えられているか。
- (b) 法域内で格付が規制目的で用いられ、かつ、法域内に所在している CRA は、以下の条件を満たしているか。
 - (i) 継続的に監督されている。
 - (ii) 規制当局による審査を受けている。
 - (iii) 法域の義務の強制に服している。

登録を行う当局

- 3. 規制当局は以下を行う権限を持っているか。
 - (a) 登録要件が満たされない場合は CRA の登録を拒否し、規制対象 CRA が関連する要件を満たせないときは、登録または認可を取り消す、停止する、または条件付きとする。
 - (b) 規制対象 CRA が関連する要件を満たせない事態に対処する適切 な措置を講じ、制裁を科す。

監督上の要件: 品質と健全性

- 4. 規制対象 CRA の監督には、以下の通りかどうかに対処するための要件が組み込まれているか。
 - (a) 規制対象 CRA が以下を行うように確実に期す意図で、書面による手続きとメソドロジーを採用し、実行しているか。
 - (i) 公表済みの自らの格付メソドロジーに従い、分析に関連 して把握した全情報を公正かつ徹底的に分析した上で、 初期の格付を発表する。
 - (ii) 継続的な監視を行わないと明示した格付を除いて、新たな情報を入手した場合には、規制対象 CRA が公表した格付監視メソドロジーに従い、格付を更新する。
 - (b) 規制対象 CRA が信用格付を裏付ける内部記録を維持しているか。
 - (c) 規制対象 CRA は、高品質な信用評価を行うのに十分な資源を持っているか。

監督上の要件:利益相反

- 5. 規制対象 CRA の監督には、以下の通りかどうかに対処するための要件 が組み込まれているか。
 - (a) 規制対象 CRA の信用格付の決定は独立しており、政治的または 経済的圧力から、および規制対象 CRA の所有構造、ビジネスも しくは資金的な活動、証券もしくはデリバティブの取引、また は規制対象 CRA の従業員の金銭的利害(従業員の証券およびデ リバティブの取引、報酬規定など)から生じる利益相反を免れ ているか。
 - (b) 規制対象 CRA は、以下に影響するであろう現実のまたは潜在的な利益相反について、適宜(1)特定する、(2)解消する、または管理および開示するか。
 - (i) 規制対象 CRA が生み出す意見や分析。
 - (ii) 規制対象 CRA に雇われ、格付決定を左右する人物の判断 や分析。
 - (c) 規制対象 CRA は、信用格付を作成する報酬規定の性質から生じる、実際のまたは潜在的な利益相反を開示するか。

監督上の要件:透明性と適時性

- 6. 規制対象 CRA の監督には、以下の通りかどうかに対処するための要件 が組み込まれているか。
 - (a) 規制対象 CRA は、信用格付を適時公開しているか。
 - (b) 規制対象 CRA は、無差別に信用格付を開示しているか。
 - (c) 規制対象 CRA は、手順、メソドロジー、仮定に関する十分な情報を公開し、規制対象 CRA の格付の提供の仕方や格付の特性と限界について、外部の者が理解できるようにしているか。
 - (d) 規制対象 CRA は、信用格付の過去のデフォルト率に関する十分 な情報を公開し、利害関係者が信用格付の過去のパフォーマン スを理解できるようにしているか。

監督上の要件:機密保持

- 7. 規制対象 CRA の監督には、以下の目的に限って使用されるように発行体が提供した非公開情報を、CRA が保護しているかどうかに対処するための要件が組み込まれているか。
 - (a) 格付業務に関連する。
 - (b) 近く行われる格付の動きに関する。

注釈

CRA は、規模、業務の範囲、ビジネスモデルにかなりのばらつきがある。これらの要因に応じて、必ずしもすべての規制上の問題がどの法域でも表面化するわけではないだろう。規制当局は、CRA が市場内でもたらす規制面の問題を評価する際、柔軟性を与えられるべきである。規制当局はまた、CRA がもたらす規制面の問題に、さまざまなアプローチを取る。(例えば)一部は、「公益事業」に似た形の規制を受ける自然または事実上の寡占として、CRA を監督するアプローチを取る。他には、CRA 市場の競争拡大を重視するところもあるだろう。規制当局が選択したアプローチは、上記概説したさまざまな規制問題で、規制当局が置く力点に影響を及ぼすだろう。

法制度は、構造や具体的な規定には法域間でばらつきがある。一方、IOSCO の 4 つの CRA 原則(格付過程の品質と完全性、利益相反の管理、透明性、機密情報の取扱い)の目的を達成するため盛り込まれた実施措置の程度にも、ばらつきがある。

主要論点 4-7 に関して、これらの問いに確実に肯定的に答えられる方法が複数あり得る¹⁶⁰。例えば、目的そのもの、目的達成を促進する登録条件や登録継続条件、目的達成を意図した政策や手続きを定める義務、目的達成を促進する開示義務を明記した国内レベルの規制の規定に、規制対象 CRA が従うこともあり得る。

主要論点1 (d) に関して、このメソドロジーを採択するときのグローバルな CRA 産業の構造を踏まえると、法域が信用格付を規制目的に使っているが、関連する CRA は別の法域に(物理的な意味で)所在するケースも出てくる。この場合、かかる信用格付の規制目的の使用を減らす措置を講じることができよう。規制目的の信用格付の使用を中止できない場合、規制当局は以下のような要素に基づき、CRA の登録や監督をしない合理的判断を下したことを証明できるべきである。

- 法域内の CRA の活動。
- 本社所在法域内の規制の取決め。

代わりに、規制当局は、登録義務ではなく、監督または報告義務を課し、CRA を登録した規制当局と監督協力の取決めを交わすこともできよう。

主要論点 4 (c) に関して、規制対象 CRA は、公開され、文書化された格付メソドロジーに従って信用格付を判定するため、十分な資源を持つべきである。これには、格付け先の主体を正しく評価し、評価に必要な情報を探し出し、意思決定過程に関わる全情報を分析するための十分な人員が含まれる。

-

主要論点は CRA 原則に示された原則に基づいている。上記 Regulatory Implementation of the Statement of Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies は、さまざまに異なる法域の規制プログラムで、IOSCO CRA 原則に効果をもたらすため行われた施策を説明している。

監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

主要論点 6 (b) に関して、信用格付の非選択的開示は、規制対象 CRA のビジネスモデルと整合した信用格付の開示を意味する。例えば、有料会員モデルで操業する規制対象 CRA は、信用格付の入手に対価を払う相手にのみ、信用格付を開示するだろう。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問 4 (a) 、4 (c) 、5 (c) および 6 (a) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 1 (c) 、4 (a) 、4 (b) 、4 (c) 、5 (c) 、6 (a) 、6 (b) 、6 (c) 、6 (d) 、7 (a) および 7 (b) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

主要論点 1 (a) 、1 (b) 、1 (d) 、2 (a) 、2 (b) 、3 (a) 、3 (b) 、5 (a) または 5 (b) のうち、1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 23 その他、分析・評価のサービスを投資家に提供する者は、その活動 が市場に与える影響や、規制のシステムがその活動に依拠する程度 に応じて、適切な監督・規制に服するべきである。

目的

多くの市場で、投資家が個別の投資機会の望ましさを評価するのを支える、さまざまなタイプの分析・評価サービスを提供する主体が存在する。かかる主体は、規制システムがそれに依拠する程度や、活動が市場に与える影響に応じて、規制や監督を受ける必要が出てくるだろう。そのような分析・評価サービスを提供する主体の一例が、フルサービスの証券会社(ブローカー・ディーラーや投資銀行など)の調査部門に雇われるセルサイド証券アナリストで、個人投資家と機関投資家の両方に調査を提供する。こうしたセルサイド証券アナリストは、独立不偏の意見を投資家に提供する能力を損ないかねない利益相反に直面する可能性がある。分析・評価サービスを提供する他の種類の主体も、サービス利用者や市場の完全性に対してリスクをもたらす可能性があり、それゆえ監督や規制が正当化されるだろう。規制システムが、これらが提供するサービスに依存する場合も、こうした主体の監督や規制が正当化されるだろう。

主要課題

- 1. セルサイド証券アナリストとして、分析・評価サービスを投資家に提供する主体は、市場で入手できる広範な情報を要約して、投資家に貴重な識見を与える。IOSCO は、「セルサイド」証券アナリストが特に、独立不偏の意見を投資家に提供する能力を損ないかねない利益相反に直面する可能性があると認識している。偏向した調査は、投資家にとって有害で、市場の公正性、効率性、透明性を損なう恐れがある。セルサイド証券アナリストの利益相反が、投資家保護や市場の完全性にとって問題になるとの懸念から、IOSCO はセルサイド証券アナリストの利益相反に関する原則を策定した¹⁶¹。
- 2. セルサイド証券アナリストに関する主な規制上の懸念には、詐欺や欺 罔の機会だけでなく、隠れた利益相反が投資家にもたらすリスクもあ る。
- 3. 規制当局が、分析・評価サービスを提供する主体が監督や規制に従うべきだと判断する際、考慮すべき重要な問題には、以下が含まれる。

_

全般に、IOSCO Statement of Principles for Addressing Sell-Side Analyst Conflicts of Interest、IOSCO 専門委員会報告書、2003年9月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD150.pdf.で入手可能)。

- (a) 主体が提供する分析・評価サービスの種類。
- (b) 特に、活動がサービス利用者や市場の完全性に与える潜在的リスクに関して、具体的には潜在的相反やサービスの完全性に関して、サービスが市場に及ぼす影響。
- (c) 主体が提供するサービスが、規制目的で依拠されているか、依 拠されている場合はどの程度か。
- (d) 規制当局が、ある種の主体が提供するサービスが、監督を正当 化するほどの影響を市場に与えると判断する場合、特定された リスクへの対処を支えるため、規制や監督が必要かどうか、ど の程度必要か。

主要論点

- 1. 規制当局は、分析・評価サービスを提供するさまざまな種類の主体について、活動が市場に及ぼす影響や、規制システムのそれらへ依拠する度合いを理由とした規制や監督が正当化されるかどうかを定期的に検討しているか。
- 2. 規制当局が規制や監督の必要性を特定する場合、規制や監督は、その 種の主体が呈するリスクに対して適切に行われているか。
- 3. セルサイド証券アナリストに関して、
 - (a) 以下の項目から生じる可能性のある利益相反について、解消、 回避、管理または開示に向けた規定が、規則に含まれているか。
 - (i) アナリストの取引行為や金銭的利益。
 - (ii) アナリストを雇った主体の取引行為や金銭的利益。
 - (iii) アナリストを雇った主体のビジネス上の関係。
 - (iv) アナリストの指揮命令系統と報酬規定。
 - (b) 規則には、以下に関する主体の法令遵守体制や経営陣の責任に ついての規定が含まれているか。
 - (i) アナリストの実際のまたは潜在的な利益相反を特定し、 それを解消、管理または開示するため、書面での内部手 続きや統制を義務づけている。
 - (ii) 発行体、機関投資家や他の外部の当事者からアナリスト への不当な影響を解消または管理する手続きを義務づけ ている。

- (iii) 実際のまたは潜在的な利益相反を完全、適時、明確、簡潔、具体的および目立つ形で開示するように義務づけている。
- (c) 規制には、顧客に対して正直かつ公正に振る舞うように、アナリストおよび/またはアナリストを雇う企業に義務づけるなど、 誠実性や倫理的行動を指向した規定が含まれているか¹⁶²。

注釈

この原則の対象となり得る主体は、かなり幅広い可能性がある。分析・評価サービスを提供するさまざまな種類の主体がもたらすリスクについての評価、さらにはどの種類の主体がこの原則の範疇に入るかの判断は、法域間で大きなばらつきが出る。また、法域の法に応じて、分析・評価サービスを提供する一部の主体は、証券規制当局以外の機関から規制される可能性がある。同様に、一部の法域は、分析・評価サービスを提供する一定種類の主体について、提供されるサービスが特に重要と見なされる場合(極めて重大な利益相反や詐欺から守るために用いられる規制ではなく、詐欺を取り締まる法による可能性がある)、政府の規制権限を制限することもあり得る163。こうした主体を規制するアプローチの違いは、容認されると見なすべきである。

主要論点 1 および 2 に関して、現在までに、IOSCO が特定した分析・評価サービスを投資家に提供し、そのための原則や基準を策定した唯一の主体は、セルサイドの証券アナリストだけである。

原則 23 は、原則 7 (規制の境界線) や原則 8 (利益相反) との間に重複がある。 原則 23 は、情報サービス提供者による利益相反や他の潜在的に問題のある慣行が、投資家保護や市場の完全性に特定のリスクをもたらす可能性のある限り、原則 7 と原則 8 の下位集合と見なすことができる。その結果、規制当局が規制の境界線や市場での利益相反の全般的な見直しを通じて、原則 23 に対応することもあり得る。

また、市場の完全性にとって大きなリスクを示すことが特定された情報サービス 提供者に対し、規制当局が規制する法的権限を持たない限り、原則 23 と原則 7 の重 複も存在する。このような場合、規制当局がリスクを特定し、それに対処する法的 権限が求められている限り、原則 7 の方が該当する。

-

¹⁶² 評価者は、倫理や誠実性に関連した問題が、「適格性」要件、法定の資格剥奪、業界や SRO の行動規範など、さまざまな仕組みで対処される可能性があるのを認識すべきである。

¹⁶³ 例えば、報道の自由や言論の自由を保護する法は、一部の主体が一部の法域で規制される程度を制限するだろう。

監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

概ね実施

問3(c)を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

一部実施

問 3 (b) (iii) および 3 (c) を除き、該当するすべての主要論点に肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2(問 1 の審査の結果、該当する場合) および 3 (a)、3 (b) (i)、および 3 (b) (ii)の1つ以上に肯定的に回答できない。

監査人、信用格付機関および他の情報サービス提供者に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies IOSCO 報告書、2004年12月(2008年5月および2015年3月に改訂)	22	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD482.pdf		
2	Principles for Oil Price Reporting Agencies IOSCO 専門委員会報告書、2012年10月	23	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD391.pdf		
3	Regulatory Implementation of the Statement of Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies	22	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2011年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD346.pdf		
4	IOSCO Statement on International Auditing Standards	19	
	2007年11月 http://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS109.pdf		
5	Board Independence of Listed Companies	19	
	OECD との協議を経た IOSCO 専門委員会最終報告書、 2007年3月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD238.pdf		
6	Survey on the Regulation of Non-Audit Services Provided by Auditors to Audited Companies	19	
	IOSCO 専門委員会・新興市場委員会の報告書概要、 2007年1月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD231.pdf		

監査人、信用格付機関及び他の情報サービス提供者のための原則

7	Issuer Internal Control Requirements -A Survey	19	
	IOSCO 専門委員会・新興市場委員会報告書、2006 年 12 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD229.pdf		
8	Survey Report on Regulation and Oversight of Auditors	19	
	IOSCO 専門委員会・新興市場委員会報告書、2005 年 4 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD199.pdf		
9	IOSCO Statement of Principles for Addressing Sell-Side Analyst Conflicts of Interest	23	31
	IOSCO 専門委員会報告書、2003年9月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD150.pdf		
10	IOSCO Statement of Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies	22	
	IOSCO 専門委員会声明、2003年9月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD151.pdf		
	「CRA 原則」		
11	Principles for Auditor Oversight	19	18
	IOSCO 専門委員会声明、2002年10月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD134.pdf		
12	Principles of Auditor Independence and the Role of Corporate Governance in Monitoring an Auditor's	19	
	Independence	20	
	IOSCO 専門委員会声明、2002年10月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD133.pdf		

G. 集団投資スキームおよびヘッジファンドに関する原則

1. 前文

集団投資スキームに関する原則24から27

集団投資スキーム (CIS) が取る法的形態は法域によって異なるが、どの法域でも重要な役割を果たしており、証券市場に資源を集めるほか、複数の投資機会への多角的なエクスポージャーを実現する手段を投資家に提供する。投資家が CIS に資金を配分する範囲において、適切な規制が次第に重要になっている。

CIS の適切な規制は、投資家保護と市場の信頼の維持の目的にとって、極めて重要である。

CIS は、他の投資手段と同様に、開示義務の対象となる¹⁶⁴。半面、CIS の投資家は、運営者が、CIS と投資ポートフォリオを管理し、投資家利益を最大化する行動をとることに依拠している。CIS は個人投資家に広く販売されるが、個人投資家は CIS の運営者に強い信頼を置くであろうし、それゆえ CIS 運営者の不正行為による打撃を受けやすいだろう。規制は、CIS 運営に携わる主体に対し、高水準の遵守を促進し、確保すべきである。

CISの規制は、以下を対象とすべきである。

- CIS 運営者の適格性、統治、ガバナンスおよび営業行為。
- 目論見書および他の構成文書の条項の遵守。
- 投資家の資金および CIS 資産の適切な保管。

ただし、投資判断の賢明さはそうではない(投資判断は構成文書の条件に含まれる)。

監督は、CISの資産が投資家の利益に最も良く適うように、かつ、CISの目的や課せられる規制に従って、確実に管理されるように努めるべきである。これには、以下が含まれる。

- 能力、誠実性、公正な取引に関する高い基準を確実に推進すること。
- 資産が投資家の利益になるように保管されること。
- CIS の投資の適正な評価を確認する仕組みを備えること。

-

¹⁶⁴ 原則 16 から 18 および原則 26。

この点で、CIS 運営者の監督には、投資家が CIS の目標に見合った一定水準のリスクにさらされるように確実を期すことや、規制上最低水準の多角化を確実に維持することに関する取決めの監視が含まれる¹⁶⁵。

ヘッジファンドに関する原則28

IOSCO は歴史的に、CIS の定義にヘッジファンドを含めていない。このアプローチは、IOSCO 会員間でヘッジファンドの規制の仕方が異なることや、ヘッジファンドが伝統的に、機関投資家や他の洗練された投資家に販売されてきたことを認識している。一部の IOSCO 会員は、CIS としてヘッジファンドを規制し、CIS 原則の一部または全部をヘッジファンドの分野に適用するが、そうでない会員もある。したがって、原則 28 はヘッジファンドを個別に扱う。

ヘッジファンドは、世界の資本市場で重要な役割を果たす。ヘッジファンドは、 価格効率性やリスク分散を提供でき、グローバルな金融市場統合の推進に貢献でき、 多角化の恩恵を与えられる。ヘッジファンドは、絶え間ない商品の変化や技術革新 の源であり、世界規模で金融システムの流動性と弾力性を高める可能性がある¹⁶⁶。

半面、ヘッジファンドは、市場の完全性、投資家保護、金融の安定に対し、いくつかリスクをもたらす可能性がある。これは、ファンド・戦略・資産配分に関する透明性不足、ファンド運用担当者や他の市場参加者の利益相反、ヘッジファンドが活用または保有する複雑な金融商品の価値評価の難しさなど、さまざまな要因の結果であろう。

ヘッジファンドが呈するリスクは、金融市場がストレスを受けたり不安定なときに増幅する。ヘッジファンドはレバレッジを使うかもしれず、問題が生じれば、ポジション解消の動きが集中し、市場の大規模な混乱や潜在的な相場乱高下を引き起こしかねない。ヘッジファンドの破綻は、取引相手として用いる銀行やプライムブローカーを通じて、より広い市場に波及効果を与え得る。ヘッジファンドは、システミック・リスクを高め、支払いや決済サービスの混乱を通じて、実体経済に直接打撃を与える可能性がある。

ヘッジファンドがもたらす潜在的リスクは、ヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド運用担当者/顧問の適切な監督を通じて、緩和する必要がある。規制上の監督は、リスク重視の姿勢で、システム的に重要および/またはより高リスクのヘッジファンド運用担当者に強く焦点を当てるべきである。

-

Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes 、IOSCO 専門委員会報告書、1997年9月、4ページ(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD69.pdf. で入手可能)。

¹⁶⁶ Hedge Funds Oversight、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年6月、7、17および18 ページ (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD293.pdf で入手可能)、Principles for the Valuation of Hedge Fund Portfolios、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007年11月、6ページ (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD253.pdf.で入手可能)、を参照。

2. 範囲

上記前文で述べたさまざまなアプローチを考慮に入れて、IOSCO は、CIS の規制と、ヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド運用担当者/顧問の規制を評価する上で、それぞれ別個の原則を定めた。

集団投資スキームに関する原則24から27

原則 24 は規制に対し、CIS の運営や CIS の受益権の販売に関わる者の基準を定めるように義務づける。原則 25 はもっぱら、顧客資産の保護を取り上げる。原則 26 は、CIS に的を絞った開示義務を扱う。原則 27 は、資産評価や、CIS のユニット/持分の評価と解約を扱う。

原則 24 から 27 は相互に関連し、互いに補完しており、適正な投資家保護の確保に努めるため、適切に実施されるべきである。加えて、開示を扱う原則 26 に基づいた評価は、発行体のための原則に基づいて示された開示義務の評価と整合し、および/または、対比されるべきである¹⁶⁷。

「CIS 運営者」の語は、CIS の機能の管理やパフォーマンスに全般的な責任を負う法的主体の趣旨で、資産の CIS ポートフォリオや業務サービスの管理が含まれ得る

「CIS」の語は、ユニットまたは持分を(継続的または定期的にかかわらず)解約できるオープンエンド型ファンドが含まれる。これにはまた、株式やユニットが、規制または組織化された市場で取引されるクローズドエンド型ファンドも、含まれる。「CIS」という用語には、一般的に取引所で終日取引されるオープンエンド型ファンドである上場投資信託(EFT)も含まれる¹⁶⁹。 CIS の法的形式および構造を統括する規則は、法域によって異なる。

一部の法域では、クローズドエンド型ファンドは、特別なライセンスや監督義務の対象になっておらず、代わりに、関連する取引所上場規則の条項に従って規制されている。それが評価対象法域で該当する場合、その状況が正当に考慮されるべきであり、本セクションの主要課題における投資家保護の目的を踏まえて、適用可能な上場規則の詳細な説明と評価を行うべきである。

_

¹⁶⁷ 原則 16 から 18。

Report on Investment Management、IOSCO 専門委員会報告書、1995 年 7 月、「用語集」、3 ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD45.pdfで入手可能)。

¹⁶⁹ よって ETF は、このメソドロジーの対象に含め、適切な CIS 運営者の適格性、法的形式と構造、保護、開示、評価/償還に関する要件の対象とするべきである。

多くの法域で、CIS に関連する義務は、CIS が一般に売り出されているかどうかによって異なる。実際はほとんどの法域で、私募に関連する規制上の監督を和らげる傾向にある。一般への売り出しと認められる定義は、さまざまである。評価者は、公募を構成するものと自分の判断を置き換えようとするべきでなく、どの売り出しが義務全体に含まれ、対象となるのか、および私募や非個人投資家向けの売り出しの場合に、規制上の監督がどう異なるのかを示すべきである。評価者は、扱いの違いを説明し、投資家保護が CIS 原則の主目的であることから、投資家保護の観点から影響を評価すべきである。

評価者は適宜、原則7の評価を参照すべきである。

法域の境界を越えて販売される CIS が増えている。また、CIS の販売者、運用担当者、カストディアンが複数の異なる法域に所在し、CIS の販売先の投資家と同じ法域に所在しないことも普通になっている。そのため、潜在的な国際協力の必要性や、協力に関する原則 13 から 15 の相互関連には、特に留意すべきである。

評価者は、規制上の課題を測るため、法域内の CIS の種類や複雑さ、存在する CIS の数、運用中の資産、許可された投資の種類、ギアリングやレバレッジの水準 を判定すべきである。個別の法域が、CIS 設定に関する独自の枠組みを持たない可能性もある。法域が独自の CIS 規制の枠組みを持たない場合、これら原則の法的形式に関する基本的義務を満たさない売り出しを認めたがらないかもしれない。他の 法域の法のもとで設定された CIS が売り出される可能性がある限り、評価者は以下の項目を検討すべきである。

- 販売を手掛ける主体が、認可、認定または他の形で適格性を与えられるべき かどうか(原則 24)。
- CIS 商品の公開買付に関する義務があるかどうか(原則 24、26、27)。
- 設定が行われた法域と評価対象法域の間に、十分な情報共有があるかどうか。

ある法域内の CIS の活動水準が高くなればなるほど、義務が国際業務に適用されない場合、原則 24 から 27 の各原則が不適用ではなく、不実施に区分される公算が大きくなるべきである。

証券法や規制が、その法域の他の法律から孤立して存在することはあり得ない。 法的枠組み全般にとって特に重要な問題は、添付資料 1 に記載した。したがって、 原則 24 から 27 が、目的を達成する形で実施されているかどうかを判断するには、 その点での当該法域の法的枠組み、特に破産(CIS の債務不履行時の処理に影響) に関する法や規制、紛争解決制度や他の救済(是正または補償を求める投資家の能力に影響)に関する法や規制を検討する必要がある。

ヘッジファンドに関する原則28

原則 28 は、ヘッジファンド規制の評価に適用される本セクション唯一の原則である。IOSCO は、「ヘッジファンド」の語に、整合的なまたは合意された定義がないことを認めている。従前の IOSCO の作業は、この種の主体を特定するアプローチが、自らをヘッジファンドと見ている機関の特徴の種類や、用いられる戦略に着目することを認識している。これに基づき、IOSCO は、次のような特徴をいくつか組み合わせて示す投資スキームを「ヘッジファンド」と見なしている。

- 借入やレバレッジの制限(CIS 規制に通常含まれる)が適用されず、多くの (全部ではない) ヘッジファンドが高水準のレバレッジを用いる。
- 年間の運用手数料のほかに、高額の成果報酬(利益の一定割合の形が多い) が運用者に支払われる。
- 投資家は通常、例えば四半期ごと、半年ごと、または年 1 回のように、定期 的に受益権を解約することが認められている。
- 重要な「自己」資金は運用担当者が投資することが多い。
- デリバティブを用いることがあり、投機目的のときも多く、証券を空売りすることもできる。
- より多様なリスクや複雑な原資産が関与している¹⁷⁰。

ヘッジファンドは伝統的に非個人投資家に販売されるが、一部の法域では個人投資家に販売されている。

上記の幅広い特徴にもかかわらず、さまざまに異なる法的構造や事業構造——複数の異なる法域にまたがる場合だけでなく、単一の法域内においてさえも——を考えると、普遍的な形でヘッジファンドを定義するのは難しい。それゆえ原則 28 の適用は、それぞれの法域がヘッジファンドを定義および規制する態様に応じて、異なり得る。

-

上記 Hedge Funds Oversight、4-5ページを参照。

3. 原則24~28

原則 24 規制のシステムは、CIS を販売または管理しようとする者の適格 性、ガバナンス、組織、行為の基準を定めるべきである。

投資家保護は主要な目的である。CIS の運営者と CIS は、最初の承認と運営継続の両方で、規制システムの定めるとおり、明確に定義された基準を満たすべきである¹⁷¹。

CIS 運営者として活動する適格性基準や運営条件は、CIS の運営者や販売者が確実に資格要件を満たすように努めるべきである。これには、CIS 運営者の正直さや誠実性、CIS の運営や適合性の助言を行うだけの経験と能力について、規制システムが示した基準が含まれる。これらの基準は、会計手続きや、効果的な流動性リスク管理のプロセスを含む十分なリスク管理の枠組み、継続的な遵守を確保するための資源やプロセスの導入など、CIS のガバナンスや CIS 運営者の内部組織も対象にすべきである「2。これらの基準の遵守や、CIS 運営者が導入する政策・手続きの遵守を評価する効果的な仕組みが存在すべきである「3。

CIS のガバナンスは、CIS が CIS 投資家の利益となるように組織および運営され、CIS 投資家と関連当事者の間に利益相反が存在し得るときは、関連当事者の利益を優先しないように確保することに努める枠組みを与えるべきである。CIS 運営者が職責に違反しないように確実を期すためには、組織や活動が、独立監査人による少なくとも年 1 回の審査および/または独立の第三者による継続的な点検・監視を受けることが基本である。

上記 Report on Investment Management、7ページを参照。

¹⁷² 同書。Investment Management: Areas of Regulatory Concern and Risk Assessment Methods、IOSCO 専門委員会報告書、2002年 11月、3 および 5 ページを参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD136.pdf.で入手可能)。 運用担当者の公正 性や誠実性に関連する要素については、Investment Management Risk Assessment: Management Culture and Effectiveness 、 IOSCO 専門委員会報告書、 2002 年 11 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD137.pdf で入手可能) および Investment Management Risk Assessment: Marketing and Selling Practices、IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 10 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD156.pdf.で入手可能)を参照。 Collective Investment Schemes as Shareholders: Responsibilities and Disclosure 、IOSCO 専門委員 会報告書、2003 年 10 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD158.pdf で入手可 能) 、Performance Presentation Standards for Collective Investment Schemes: Best Practice Standards , IOSCO 専 門 委 員 会 報 告 書 、 2004 (<a href="https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD169.pdf" で入手可能)、 Anti-Money Laundering Guidance for Collective Investment Schemes、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、 2005 年 10 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD205.pdf. で入手可能) 、も参 照。

CIS 運営者は活動開始時点から適格性基準に従うべきだが、投資家保護に関して導入された 仕組みが有効である限り、基準の遵守を評価する時期については、規制当局が取るアプロー チに、ばらつきがあり得る。注記も参照。

CIS 運営者によるリスクおよび法令遵守または内部統制に関する方針および手続きの適切な特定、監視、管理は、確保されるべきであり、CIS の規模や複雑さ、リスクプロファイルに対して、適切であり、かつ、均衡すべきである。

監督を支援し、法令遵守を促進するため、CIS の運営の記録を維持する責任も明確にすべきである。

CIS の運営は、CIS への投資家と、CIS の運営者や関連事業体との間で、利益相反が生じる可能性を伴う。規制システムは、CIS の運営者が利益相反の可能性を特定し、是正措置(適宜、開示などを通じて)を取ることで、実際に生じる相反の適切な管理を確保するように努めるべきである。

いかなる場合も、CIS 事業者は、CIS への投資家にとっての利益を最大化するように、かつ投資家の公正な扱いの原則に従って行動すべきである。一般に、上記の問題(CIS のガバナンス、内部組織、会計手続、記録管理、リスク管理)に加え、CIS の投資選択や事業行動におけるデューデリジェンスなどのトピック(最良執行、適切な取引及び適時な取引配分、手数料、関連当事者取引および引受けの取決めなど)を対象とする規制が必要になる¹⁷⁴。

多くの CIS 運営者は、CIS の一定の運営責任を第三者に代理させる。いかなる形であれ、代理人の使用が CIS の主要な規制や監督の有効性を低下させるのは、許されるべきでない。代理人は、本人の事業活動の遂行に適用できるあらゆる規制義務を課せられるべきである。 CIS 運営者は、代理人の遵守に責任を負い続けるべきである¹⁷⁵。

規制システムは、個別の CIS が存続している間、監督を義務づけるべきである。 CIS 運営者の監督は、能力、完全性、および投資家保護の高い基準を推進すべきである¹⁷⁶。以下に関して、明確な権限が存在すべきである。

_

¹⁷⁴ Conflicts of Interests of CIS Operators、IOSCO 専門委員会報告書、2000 年 5 月、11 ページ (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD108.pdf で入手可能)、Best Practice Standards on Anti Market Timing and Associated Issues for CIS、IOSCO 専門委員会報告、最終報 告書、2005 年 10 月、3 ページ (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD207.pdf で入 手可能)、Good Practices in Relation to Investment Managers' Due Diligence When Investing in Structured Finance Instruments、 IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009 年 7 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD300.pdf で入手可能)、を参照。手数料に 関する議論は、Fees and Commissions within the CIS and Asset Management Sector: Summary of Answers to Ouestionnaire 、IOSCO 専門委員会報告書、2003年 10月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD157.pdf で入手可能)、Final Report on Elements of International Regulatory Standards on Fees and Expenses of Investment Funds, IOSCO 専門委員会報告書、2004年 11月(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD178.pdf.で 入手可能)、を参照。交渉型売買手数料に関しては、Soft Commission Arrangements for Collective Investment Schemes、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007 年 11 月、を参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD255.pdf.で入手可能)。

[「]Mえば、Delegation of Functions、IOSCO 専門委員会報告書、2000 年 12 月、5 ページを参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD113.pdf.で入手可能)。

Lil Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、6ページを参照。

集団投資スキームおよびヘッジファンドに関する原則

- CIS の登録/認可¹⁷⁷。
- CIS 運営者による法令遵守を確保するための調査。
- 違反の疑いに関する調査。
- 違反または不履行の発生時に取られる救済措置。
- CIS の登録/認可、監督、執行のための外国規制当局との協力。

これらの権限は、CIS に基づく責任を負うすべての被監督主体に関して措置を取るのに十分であるべきである。

主要課題

適格性基準

1. 規制システムは CIS 事業者と CIS に対し、当初の認可と事業の継続の両方で明確な基準に従うように義務づけるべきである¹⁷⁸。規制システムが定めたとおり、CIS 運営者として活動するための適格性¹⁷⁹基準は、CIS 運営者の内部組織に関する要件(特に流動性リスク管理を含めたリスク管理の仕組み、内部統制および会計手続、CIS の統治など)で構成されるべきである。CIS 運営者の適格性基準遵守や自ら施行した政策・手続きの遵守を評価するため、効果的な仕組みを設けるべきである。

2. 規制当局は、CIS の認可/登録に関して明確な責任と権限を持つべきである¹⁸⁰。CIS の認可/登録は、国際協力が必要になる可能性を考慮すべきである。

CIS の登録や認可は、包括的な規制システムに対する文書提出、CIS 登録、または CIS 当事者 (運営者とカストディアン)の認可の形を適宜取り得る。上記 Report on Investment Management を参照。

上記 Report on Investment Management、8ページを参照。運営者とスキームは、最初の認可と 運営継続の両方で、規制当局の示すとおりに、定義された基準をはっきり満たさなければな らない。

[「]適格性」の語は、認可、免許、登録または CIS の運営・販売の他の前提条件を含むように 意図されている。上記 Report on Investment Management、7 ページを参照。CIS 運営者は、活 動当初から適格性基準に従うべきだが (CIS の販売がアクティブかパッシブか、私募を通じ てかに拠らない)、規制当局が基準の遵守を評価する時期については、異なるアプローチが 取られ得る。

¹⁸⁰ 運営者および/またはプールを含む。上記 Report on Investment Management、11 ページを参照。

監督および継続的監視

- 3. CIS 運営者のビジネスや内部組織の記録は維持されるべきである。記録は、請求があれば規制当局が入手できるようにすべきである。
- 4. 規制当局は、個別の CIS の存続する期間全体にわたり、適切に監督すべきである。監督は能力、完全性、および投資家保護を高い基準で促進すべきである。
- 5. CIS に基づく責任を負うすべての被監督主体に関して、措置を取ることが認められ、監督と執行の両方のため外国証券規制当局と情報を共有する明確な権限が存在すべきである。

利益相反と営業行為

- 6. 規制システムは、CIS 投資選択におけるデューデリジェンスなど、CIS 運営者が継続的に遵守すべき行動規範を定めるべきである¹⁸¹。CIS 運営者は、CIS の投資家にとって最大の利益になるように、かつ投資家の公正な扱いの原則に従って行動すべきである¹⁸²。
- 7. 規制システムは、利益相反が生じるリスクを最小限に抑え、実際に発生した相反については、適宜開示を含め、適切な措置を取ることで正しく特定および管理するように、確保することに努めるべきである。

代理

- 8. いかなる形であれ、代理人の使用が CIS の主要な規制や監督の有効性 を低下させるのは、許されるべきではない。CIS 運営者は、代理させ た機能に引き続き責任を負う。CIS 運営者は、自らが何もしない存在 になる程度まで機能を代理させるのは許されるべきではない。
- 9. 代理人は、本人の事業活動の遂行に適用されるあらゆる規制義務の遵守について、直接または本人を通じて説明責任を負うべきである。

主要論点

適格性基準

1. 規制システムは、以下を望む者の適格性に関する基準を定めているか。

運営者は、正当なスキル、相当の注意、デューディリジェンスに即して行動すべきであり、 CIS の目的を果たすため、投資ポートフォリオの構造や事務手続きに関して決定する責務を 負う。上記 Report on Investment Management、7-8ページ。

上記 Soft Commission Arrangements for Collective Investment Schemes、7 および 23 ページ、上記 Report on Investment Management、7-8 ページ、を参照。

- (a) CIS の販売¹⁸³。
- (b) CIS の運営¹⁸⁴。
- 2. CIS 運営者¹⁸⁵ の適格性基準には、以下の項目が含まれるか¹⁸⁶。
 - (a) 運営者の誠実性と健全性。
 - (b) CIS 運営者の必要な職務を確実に遂行できるように、適切かつ十分な人的および技術的なリソースを持つこと。
 - (c) 適切な条件で CIS を立ち上げて運営できる、CIS または CIS 運営者の資金力。
 - (d) 特定の権限および職務を遂行する能力¹⁸⁷。
 - (e) とりわけ、CISの規模、複雑さ、リスクプロファイルに基づき、 リスクを適切に特定・監視・管理すること。
 - (f) 正直かつ公正に、効果的に、勤勉にその事業を遂行できることを保証するため、十分な内部統制と法令遵守の取決めがあるか 188
- 3. 規制システムは、問 2 (a) から 2 (f) に挙げられた基準の遵守を評価 する効果的なメカニズムを定めているか¹⁸⁹。

¹⁸³ ブローカー、ディーラー、投資顧問など、CIS の販売・運営に関わる可能性のある市場仲介者をめぐっては、市場仲介者の規制に向けたアプローチについて、市場仲介者に関する原則 29 から 32 も参照。CIS の販売に関する議論は、上記 Investment Management Risk Assessment: Marketing and Selling Practices、上記 Performance Presentation Standards for Collective Investment Schemes: Best Practice Standards、を参照。

CIS の運営に関する議論は、Best Practices Standards on Anti Market Timing and Associated Issues for CIS、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2005年10月、を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD207.pdfで入手可能)。

¹⁸⁵ 運営者および/またはプールを含む。主要論点 2 は、CIS 運営者が活動当初から従う必要の ある適格性基準を指す。一方、主要論点 3 は、規制当局による基準遵守の評価を指す。

¹⁸⁶ 適格性基準の遵守を評価する時期については、さまざまな規制上のアプローチを取り得る。

CIS 運営者には、CIS の目的を果たすため、CIS の投資ポートフォリオの構成や事務手続きに関して決定する責務がある。CIS 運営者は、CIS の構成文書や明細書にとって与えられた権限を越えてはならない。

上記 Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、15 ページを参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD45.pdf. で入手可能)。

¹⁸⁹ 規制当局が適格性基準の遵守を評価する時期については、異なるアプローチがあり得る。注記を参照されたい。

- 規制システムは、CIS が CIS の関係者の利益ではなく、CIS の投資家の 4. 利益となるように、組織構成と運営が確実になされるように、CIS 統 治の基準を定めているか190。
- CIS の認可/登録は、CIS が法域にまたがって販売される場合、または 5. 販売担当者、運用担当者、カストディアンが異なる法域に所在する場 合に、国際協力が必要になる可能性を考慮しているか。

監督と継続的監視

- 規制当局は、CIS および CIS 運営者に適用される基準の継続的遵守の 監視に責任を負っているか。特に規制当局は、以下に関する明確な責 任と権限を有しているか。
 - CIS の登録または認可¹⁹¹。 (a)
 - CIS運営者の遵守を確保するための検査。 (b)
 - 違反の疑いの調査。 (c)
 - 違反または不履行の発生時の救済措置。 (d)
- 継続的な監視は、定期的またはリスク評価ベースで、CIS および CIS 7. 運営に携わる主体(CIS 運営者、カストディアンなど)に関して規制 当局に提出された報告書の審査を伴うか192。
- 継続的な監視は、CIS 運営に携わる主体(CIS 運営者、カストディアン 8. など)の立入検査の適宜実施を伴うか193。
- 規制当局は、CIS 運営に携わる主体に関して、違反の疑いを特定する 9. ため、積極的な調査活動を行うか194。
- CIS 運営者は、経営陣もしくは組織または CIS もしくは CIS 運営者の 10. 定款における重大な変更の情報について、事前または事後のいずれか に、規制当局や投資家に報告する一般的かつ継続的な義務を課せられ ているか。

¹⁹⁰ IOSCO 専門委員会報告書、Examination of Governance for Collective Investment Scheme、第 I 部 てド Π 部 そ れ れ 2006 (http://www.josco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD219.pdf で入手可能) および 2007 年 2 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD236.pdfで入手可能)を参照。

¹⁹¹ 上記 Report on Investment Management、11 ページを参照。

¹⁹² 例えば財務諸表。

¹⁹³ 規制当局は、CIS 運営者の遵守を確保する検査の遂行で、リスクベースのアプローチを取る ことができる。

¹⁹⁴ これは、リスクベースまたは定期的な検査、監査、監視など、訴えによって発動するのでは ない活動を意味する。

11. 規制システムは、CIS 事業者の組織や事業の記録を維持する明確な責任を与えているか。規制システムは、CIS 資産が関わる取引および CIS の株式またはユニットの全取引に関連して、帳簿や記録の維持を定めているか。

利益相反と営業行為

- 12. 以下の規定はあるか。
 - (a) CIS と、CIS 運営者または関係機関または関連当事者との間で、 利益相反を生む可能性が高い一定の行為を禁止、制限または管理する(適宜開示することを含む)。
 - (b) CIS 運営者に対して、潜在的な利益相反の最小化を図り、実際に生じた相反については、適切な措置を取って特定および適正に管理し(適宜、開示することを通じて)、投資家の利益が悪影響を受けないように確保することを義務づける195。

13.

- (a) 規制システムは、運営に係る行動基準の遵守を CIS 運営者に義 務づけているか。
- (b) 特に、CIS 運営者は、投資家の利益を最大化し、かつ公正な取扱いの原則に従って行動するように義務づけられているか¹⁹⁶。
- 14. 規制システムは、以下に関連する規制上の問題に対処しているか。
 - (a) 最良執行。
 - (b) 適切な取引と適時な取引の配分。
 - (c) 過剰売買。
 - (d) 関連当事者取引。
 - (e) 引受契約。
 - (f) 投資の選択におけるデューディリジェンス。

上記 Examination of Governance for Collective Investment Schemes, Part I、4、19、27 および 30 ページ、上記 Conflicts of Interests of CIS Operators、3、6、11、13、14 および 17 ページ、を参照。

CIS 運営者は、正当なスキル、相当の注意、デューディリジェンスを伴って行動すべきである。上記 *Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes*、1、4、8、9 および 15 ページ、上記 *Report on Investment Management*、12 ページ、を参照。

- (g) 手数料および費用(手数料や費用が、CIS や CIS 投資家から承諾なく徴収されないようにし、手数料のリベート、交渉型売買手数料に関する取決め、報酬が、CIS 運営者の、投資家の利益を最大化するように行動するという責務に反しないように確保するため)¹⁹⁷。
- (h) CIS 運営者や CIS が、正常な市況とストレスを受けた市況を考慮して、堅実な流動性リスク管理のプロセスを確立し実施するという要件。

代理

- 15. 規制システムは、代理が容認される状況を明確に示しているか、および、CIS 運営者の中核的機能が体系的かつ完全に代理され、段階的または他の形で、形式的存在になるところまで変容するのを禁止しているか¹⁹⁸。
- 16. 代理が容認される場合、代理した機能に法的責任を負う企業を特定する手段を投資家から奪わない形で、代理が行われているか。特に——
 - (a) CIS 運営者は、行動規則や他の運営条件の遵守を含め、機能を 代理した者の作為または不作為を自らのものであるかのように 責任を負うか¹⁹⁹。
 - (b) 規制システムは、CIS 運営者に対して、十分な能力と資源を保持し、代理人の行動を監視し、代理人の成果を評価するため適切なプロセスを施行するように義務づけているか²⁰⁰。
 - (c) CIS 運営者は、代理を解消し、委ねた機能の遂行を適宜代替させる枠組みを実行することはできるか。
 - (d) 代理契約および代理人の身元に関して、投資家への開示義務は あるか。
 - (e) 規制システムは、代理において、代理人と投資家の利益相反が 生じ得る場合に、規制当局が適切な措置を講じるのを許容して いるか。

上記 Final Report on Elements of International Regulatory Standards on Fees and Expenses of Investment Funds、2、10、11 および 12 ページ、上記 Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、1、7、8、14 および 15 ページ。

¹⁹⁸ 上記 Delegation of Functions を参照。

¹⁹⁹ 上記 Report on Investment Management、9ページを参照。

²⁰⁰ 監視の程度は、代理の範囲、代理の相手(例えば認可を受けた仲介者に対してか、それ以外に対してか)、代理人が所在する法域の種類に左右される。

17. 代理が認められる場合、その代理が行われることにより、規制当局が 代理人を通じて直接または CIS 運営者を通じて、委ねられた機能に関 するデータに効果的にアクセスする能力が脅かされないか。

注釈

規制当局が、執行目的のためのスキームにもとづく責任において、より広くは規制目的が確実に達成されるため、すべての被監督主体に関して継続的に監督し、措置を講じる能力を検討すべきである。この目的のため、評価者は適宜、原則 10、11、12 の評価を参照すべきである。

評価対象法域の CIS 事業の国際的特徴に注意すべきである。原則によれば、これらの要素は、適切な監督を妨げるべきではない。評価者は、規制システムが、CIS の登録と監督で国際協力を行い得る必要性を認識しているかどうかを考慮すべきである。特に CIS が複数の法域にまたがって販売される場合や、販売担当者、運用担当者、カストディアンが異なる法域に所在する場合がそうである。適宜、国際協力の原則 13、14、15 の評価を相互参照すべきである²⁰¹。

主要論点 2 (e) に関して、評価者は、CIS の規模、複雑さ、リスクプロファイルに見合うように、例えば、CIS 運営者が適切かつ文書化された方針・手続きおよび独立したリスク管理部門に支えられて、リスク管理の枠組みを備えておくべき度合いを考慮できる。

主要論点 2 および 3 に関して、評価者は、(CIS 運営者が)活動当初から適格性基準を遵守する必要があるが、例えば CIS 運営者の正直さや誠実性など、登録/認可の適格性の評価時期については、異なる規制上のアプローチがあり得ることを考慮すべきである。適格性のテストは、規制当局が CIS 運営者の正直さと誠実性に接近できる唯一の手段ではない(例えば、法定の資格喪失が、受け入れられる代替的アプローチになるかもしれない)。規制当局が主要論点 3 に従うため、最初の認可のときに適格性基準を評価する必要はない。しかし、CIS 運営者が資格を得て CISを販売または運営する状況を確保するため、投資家保護の観点から有効な仕組みを設けておく必要がある。評価者はこの点で、規制システム全体ーー所管当局が CISの販売開始前に適格性基準の遵守を評価する範囲と、適格性基準の遵守継続を効果的に監視する趣旨の厳格な検査プログラムの存在の両方ーーを検討する必要がある。

主要論点 4 に関して、評価者は例えば、CIS 運営者の内部組織や活動が、客観的かつ情報を踏まえた視点から、独立した審査や監視を受けるように義務づけられているかどうかを考慮してもよい。

-

²⁰¹ CIS に関する本セクションの前文も参照。

主要論点 6 (d) に関して、評価者は、規制当局が、認可/登録の取り消し、CIS の資産または CIS 運営者の資産の凍結、行政訴訟や民事訴訟の提起、適宜刑事訴訟の勧告といった措置を取るなど、投資家の利益を保護するための十分な権限を持っているかどうかを検討すべきである²⁰²。違反や不履行の発生時の救済措置には、CIS の無許可運営および/または CIS 運営者の義務違反に対する効果的な、バランスの取れた、抑止的な制裁措置が含まれるべきである。

評価者はまた、CIS の無許可の運営および/または CIS 運営者の義務違反に対する制裁が、評価対象法域内で整合的に適用されているかどうかを考慮すべきである

主要論点 8 および 9 に関して、評価者は、CIS 運営に携わる主体が証券規制当局の規制の対象でない場合、関連する立入検査や調査が、他の関連金融規制当局と協力して行い得ることを考慮すべきである。

主要論点 11 に関して、評価者は、CIS の内部組織や事業に関して、適切な帳簿や記録が適時および清算時に維持されるように義務づけられているかどうかも検討すべきである²⁰³。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問 9、16 (d) および 16 (e) を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 5、7、8、9、10、14(a)、14(b)、14(c)、14(d)、14(e)、14(f)、14(g)、15、16(d)、16(e)および、問 12(a)と 12(b)のいずれか一方を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、2 (a) 、2 (b) 、2 (c) 、2 (d) 、2 (e) 、2 (f) 、3、4、6 (a) 、6 (b) 、6 (c) 、6 (d) 、11、13 (a) 、13 (b) 、14 (h) 、16 (a) 、16 (b) 、16 (c) または 17 の 1 つ以上、および問 12 (a) と 12 (b) の両方に肯定的に回答できない。

²⁰² 上記 Report on Investment Management、11 ページを参照。

Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、17ページを参照。

原則 25 規制のシステムは、集団投資スキーム (CIS) の法的形式・構造及び 顧客資産の分別・保護を規定するルールを定めるべきである。

CIS の法的形式および構造は、法域によって異なるが、投資家保護にとって重要である。法的形式および構造は、CIS 参加者の利益や権利に影響を与え、投資家の資金を他の主体や運営者の資産から区別・分離できるようにする。

CIS 用に選択された法的形式・構造は、スキームに付随する不履行や違反のリスクに影響する。規制システムは、一方では CIS の法的形式・構造、また他方では CIS に付随するリスクに関する影響が、投資家に開示されるように義務づけるべきであり、投資家にとってのこうしたリスクが、法律、行動規範、CIS 構成文書の強制的条項のいずれかを通じて対処されるように確保すべきである。

規制システムは、(適切な状況下で)独立したカストディアンおよび/または保管振替機構の活用などを通じて、顧客資産の十分な分別と保護を確保すべきである。顧客資産とは、証券、ポジション、およびデリバティブの場合は、該当するときは担保、証拠金の支払いを含め、投資家に代わって CIS で保有または支配されている資産と解釈すべきである。

規制システムは、CIS 運営者の損失や破綻のリスクから顧客資産を守る効果的な 仕組みが、投資家保護や金融市場の信頼に利益を与えることを認識すべきである²⁰⁴。

規制当局は継続的な監視の一環として、破産法や投資サービス法、規則や慣行、 市場の効率性や投資家保護の目標を踏まえ、顧客資産保護の全体目標を最も良く達 成する仕組みが法域内に存在するように、努めるべきである²⁰⁵。

主要課題

法的形式/投資家の権利

1. 規制システムは、CIS の法的形式や投資家の権利と利益の性質に対処 すべきである。このような形式と権利については、適切な開示が投資 家に与えられるべきである。こうした権利が CIS 運営者の裁量に委ね られたままにしておくべきではない。

²⁰⁴ Client Asset Protection、IOSCO 専門委員会報告書、1996 年 8 月、2 ページを参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD57.pdf.で入手可能)。

²⁰⁵ 同書。

2. 監督は、投資²⁰⁶や借入の種類や水準に関する規制の遵守が確保される ように努めるべきである²⁰⁷。

資産の分別/保管

- 3. 規制システムは、投資家の資産プールを CIS 運営者および他の主体の 資産から十分に分別するように、確保すべきである。
- 4. 規制システムは、CIS 運営者の損失や破綻から顧客資産を守る効果的な仕組みが施行され、第三者のカストディアンが用いられるときは、顧客資産が第三者のカストディアンから見て、そうであると識別され、かかる資産に同等の保護が与えられるように、確保すべきである²⁰⁸。
- 5. 所与の CIS で選択される法的形式・構造に付随する不履行や違反から 生じるリスクは、投資家に開示されるべきである。
- 6. 規制システムは、投資家にとっての上記リスクが、法律、規則または 義務的な取決めによって、正当に対処されるように確保すべきである。

主要論点

法的形式/投資家の権利

- 1. 規制システムは、CIS の法的形式・構造に関して、参加者の利益や関連する権利に関する要件を定めているか。
- 2. 規制システムは、CIS の法的形式・構造や、CIS に付随するリスクの性質に与える影響について、CIS 運営者の裁量に左右されない形で投資家に開示されるように、定めているか²⁰⁹。
- 3. 形式・構造面の義務の履行を確保する責任が、規制当局にあるか。
- 4. 規制システムは、投資家の事前承認を要しない重大な変更が、投資家 の権利に加えられるとき、変更が発効する前に投資家に通知するよう に定めているか。
- 5. 規制システムは、重大な変更が投資家の権利に加えられる場合、関連 する規制当局に届け出るように定めているか。

²⁰⁶ マネー・マーケット・ファンドに関しては、*Policy Recommendations for Money Market Funds*、 IOSCO 理事会報告、最終報告書、2012年 10月、11ページを参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD392.pdfで入手可能)。

上記 Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、13 ページを参照。

上記 Client Asset Protection、2-3 ページを参照。

全般に、上記 Investment Management Risk Assessment: Marketing and Selling Practices を参照。

6. 規制当局は、投資や借入の種類や水準の制限が遵守されることを目的 とした権限を有しているか。

資産の分別/保管

- 1. 規制システムは、CIS の資産と、CIS 運営者や運用担当者または他の主体の資産を十分に分別するように義務づけているか²¹⁰。
- 2. 規制システムは、以下のいずれかの CIS 資産の保管を統括する義務を 定めているか。
 - (a) 適切な状況で独立しているカストディアンおよび/または預託者 に資産を委託する義務。
 - (b) カストディアンおよび/または預託者の機能が、投資機能に責任を負う同じ法的主体(すなわち関連する主体)によって果たされる場合、特別な法的または規制面の予防装置。
- 3. 規制システムは、CIS 運営者の損失や破綻から顧客資産を適切に保護し、また、第三者のカストディアンが用いられる場合は、顧客資産が第三者のカストディアンから見て、そうであると識別され、顧客資産に同等の保護が与えられる義務(カストディアンが保管している資産の全部または一部を第三者に委託するときも含む)を定めているか²¹¹。
- 4. 規制システムは、必要に応じて CIS 運営の秩序だった解散に踏み切る ことを適切に定めているか。

注釈

評価者は保管を評価する際、評価対象法域の監督体制が、現金預金を含む CIS の全投資が、適切に保管できるかどうかを検討すべきである。

Guidance on Custody Arrangements for Collective Investment Schemes、IOSCO 専門委員会ディスカッションペーパー、1996年9月、5ページ(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD60.pdfで入手可能)。全般に、上記 Client Asset Protection を参照。

第三者のカストディアンが用いられるとき、CIS 資産とカストディアン自体の資産が分別されるべきである。正当化できない義務の不履行や不適切な履行の結果、投資家が受ける損失に対するカストディアンの責任は、保護預かり資産の全部または一部が第三者に委託されている事実に影響されてはならない。Standards for the Custody of Collective Investment Schemes' Assets 、 IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2015年11月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD512.pdfで入手可能)、上記 Client Asset Protection、上記 Report on Investment Management、を参照。

集団投資スキームおよびヘッジファンドに関する原則

スキームに付随するデフォルトまたは違反のリスクに対し、システムが適切な対処を確保できるかどうかも、検討すべきである。CIS 投資家の利益は、CIS の継続期間中だけでなく、解散を要する状況により継続性に支障が出るときも、適正に保護されることが重要である。

評価者は、CIS 投資家の権利や、投資家の権利行使に対する障害を明確に開示すべきことが、規制システムにより義務づけられていることを検証すべきである。

評価者はまた、CIS の監督は金融安定を促進するかどうかを考慮すべきである。 特に、マネー・マーケット・ファンド(MMF)に関する義務には、保有が許可され る資産の種類に関する制限を含めるべきである。この目的のため、評価者は適宜、 原則6の評価を参照すべきである。

主要論点 3 に関して、評価者は、CIS の形式や構造に関する義務が評価対象法域内で執行された証拠があるかどうかも検討すべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問4を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問4および5を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2、3、6、7、8(a)もしくは (b)、9、または 10 の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 26 規制は、発行体のための原則で示されたように、特定の投資家にとっての集団投資スキーム(CIS)の適合性や、同スキームにおける持分の価値を評価するために必要な開示を義務づけるべきである。

この原則は、CIS 投資の価値にとって重要な事項が、投資家や潜在的投資家に確実に開示されることを意図している。CIS に関する開示は、CIS のパフォーマンスを評価する投資家がリターンだけでなく、リターンを生む際に負うリスクにも焦点を当てて、投資手段の本質やリスクとリターンの関係を投資家が理解するのを支援すべきである²¹²。半面、投資家は、自分がさらされる市場リスクの水準を自由に選択できるべきである。

開示の目的は、CIS が適切な投資手段かどうか、どの程度そうなのかを評価するため、投資家の種類に配慮して、理解しやすい言語とフォーマットで、投資家に十分な情報を適時提供することに置くべきである²¹³。

開示は、さまざまな CIS の比較可能性を促進すべきである²¹⁴。

該当する場合、開示は、CIS (例えば ETF) の具体的な特徴を考慮するべきである。

開示について、細かく注意する必要のある 1 つの側面は、CIS に基づき課せられ得る一切の手数料およびその他の費用の開示である。手数料および料金に関する情報は、投資家がその性質、構造、CIS の運用成績への影響を理解できる形で、潜在的投資家と現在の投資家の両方に開示されるべきである²¹⁵。また、投資方針も明確に開示されるべきである²¹⁶。

CIS に関する広告は、不正確、虚偽または誤解を招く説明が含まれるべきではない。

_

²¹² Disclosure of Risk — A Discussion Paper、IOSCO 専門委員会報告書、1996年9月、2ページを参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD59.pdf. で入手可能)。手数料および費用の開示義務の議論は、以下の主要論点 8 を参照。

全般に、Investor Disclosure and Informed Decisions: Use of Simplified Prospectuses by Collective Investment Schemes、 IOSCO 専門委員会報告書、2002年7月を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD131.pdf.で入手可能)。

上記 Performance Presentation Standards for Collective Investment Schemes: Best Practice Standards、5ページを参照。

上記 Final Report on Elements of International Regulatory Standards on Fees and Expenses of Investment Funds、3-4ページを参照。

²¹⁶ 議決の実務の開示義務に関する議論は、全般に上記 Collective Investment Schemes as Shareholders: Responsibilities and Disclosure を参照。

主要課題

- 1. 開示は、投資家が投資手段の性質や、リスクとリターンの関係を理解するのを支援すべきである。
- 2. 手数料および費用を含め、CIS の価値にとって重要なあらゆる事項は、 投資家と潜在的投資家に開示されるべきである。
- 3. 情報は、投資家の種類に配慮して、適時かつ理解しやすい形式や言語で提供されるべきである。
- 4. 投資方針を明確に開示すべきである。
- 5. 監督は、表明された投資方針や取引戦略、規制により義務づけられて いるすべてのポリシーが、確実に遵守されるように努めるべきである。
- 6. CIS に関する広告は、不正確、虚偽または誤解を招く説明を含むべきではなく、投資家が CIS 投資について自分で判断する能力を損なうべきではない。

主要論点

- 1. 規制システムは、CIS の評価にとって重要なすべての事項を適時に投資家や潜在的投資家に開示するように義務づけているか。
- 2. 規制システムは、上記問 1 で言及された情報が、投資家の種類に配慮して、理解しやすい形式や言語で、投資家や潜在的投資家に開示されるように義務づけているか²¹⁷。
- 3. 規制システムは、募集文書や定期報告書を投資家に開示する際、標準 書式の使用を義務づけているか。
- 4. 規制システムには、投資家や潜在的投資家が、自分にとっての当該 CIS の適合性を評価できるように、一般的な開示義務が含まれているか。
- 5. 規制システムは特に、募集文書や他の一般公開情報に、以下の項目を 含めるように義務づけているか。
 - (a) 募集文書の発行日。
 - (b) CIS の法的構成に関する情報。
 - (c) CIS における投資家の権利。
 - (d) 運営者とその財産に関する情報。

^{217 .} 上記 Disclosure of Risk — A Discussion Paper、3ページを参照。

- (e) 資産評価のメソドロジーに関する情報。
- (f) ユニット/持分の購入、解約、プライシングの手続き。
- (g) CIS 関する監査済みの財務情報。
- (h) カストディの取決めに関する情報(存在する場合)。
- (i) CIS の投資方針。
- (j) 投資目的達成に伴うリスクに関する情報。
- (k) CIS に関して重要かつ独立した役割を持つ外部の管理者、投資運 用担当者、顧問の選任(代理を含む)。
- (I) 投資家が性質、構造、CISの運用成績への影響を理解できる形と する CIS に関する手数料および費用²¹⁸。
- 6. 規制当局は、募集文書に関して、制止または介入する権限を有しているか。例えば、情報が不正確、誤解を招く、もしくは虚偽の場合、または提出/認可要件を満たさない場合に、活用できる規制措置はあるか。
- 7. 規制システムは、募集文書以外の宣伝資料をカバーしているか。特に それは、不正確、虚偽または誤解を招く宣伝を禁止しているか。募集 文書以外の宣伝資料に関して、規制当局が活用できる規制措置はある か。
- 8. 規制システムは、募集文書が CIS に影響を与える重大な変更を踏まえて、最新の状態に保たれるように義務づけているか。
- 9. 規制システムは、年1回、半年に1回または他の周期で、CISの活動に 関する報告書の作成を義務づけているか。
- 10. 規制システムは、定期報告を適時公開するように義務づけているか²¹⁹。
- 11. 規制システムは、CIS の会計報告が、高度かつ国際的に受け入れられる水準の会計基準に準拠して作成されるように、義務づけているか。
- 12. 規制当局は、表明された投資方針や取引戦略、CIS が手掛ける権限を 得ている投資、規制によって義務づけられたポリシーを確実に守らせ る権限を有しているか²²⁰。

-

全般に、上記 Final Report on Elements of International Regulatory Standards on Fees and Expenses of Investment Funds を参照。

²¹⁹ 注釈も参照。

全般に、上記 Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes を参照。

注釈

評価者は適宜、原則 16 から 21 に基づく評価を相互に参照すべきである。 CIS は 通常、個人投資家をターゲットにしており、それゆえ、不適切な提示要素 (例えば、スキームの投資方針や取引戦略に付随するリスク、過去の運用成績の参照、スキームに基づいて課せられるであろう手数料および他の費用など) によって、投資家が誤解したりしないような規制システムの構造が確保されるように、特段の注意を払うべきである。情報は、投資家の種類に配慮して、理解しやすい形式や言語で与えられるべきである。評価者は、CIS ビジネスが個人向けの性質を持つことを適正に評価すべきである。

問5(g)の目的において、募集文書または他の一般公開情報は、従前または同時に提供されるまたは入手可能になる「CIS に関する監査済みの財務情報」を参照できる。

問 6、7 および 12 の目的において、評価者は、規制当局が当該分野で取った措置 の証拠があるかどうかも、考慮すべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問3および10を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 3、5 (b) 、10 および 11 を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2、4、5 (a) 、5 (c) 、5 (d) 、5 (e) 、5 (f) 、5 (g) 、5 (h) 、5 (i) 、5 (j) 、5 (k) 、5 (l) 、6、7、8、9または $12 \, \sigma \, 1$ つ以上に肯定的に回答できない。

原則 27 規制は、集団投資スキーム (CIS) のユニットにおける資産価値評価、プライシング、償還を行うための適正で開示された基礎が存在するよう確保すべきである。

CIS 資産の適正な評価は、CIS が信頼性の高い頑健な投資手段として投資家の信頼を確保し、特に市場価格が得られない場合に、適切に投資家を保護する上で、極めて重要である。規制は、CIS の全財産が公正かつ正確に評価され、CIS の純資産額(NAV)の正確な計算が確保され、CIS が安定した NAV を示せる場合には、それに付随する特定のリスクを軽減することを意図した対策を義務づけるように努めるべきである²²¹。

規制システムは、担当当局が関連規則の遵守を確保するのを認めるべきである。

規制は、投資家や潜在的投資家が経常的に運用成績を評価できるように、定期的に CIS の価格を公表または開示するよう、CIS 運営者に義務づけるべきである。

CIS を統括する法や規則は、投資家が構成する文書および/または目論見書で明確にされた基準に基づいてユニットまたは株式を解約できるようにすべきである。規制システムは、CIS のユニットまたは株式の日常的な評価やプライシング、定期的な解約に対し、停止や延期が存在し得る一般的または例外的な状況に対処すべきである。

主要課題

資產評価

1. 規制は、CIS の全財産が公正かつ正確に評価され、CIS の NAV が正しく計算されるように確保すべきである。投資家の利益は一般に、価値ベースの報告(value-based reporting)を用いることで²²²、信頼できる時価や評価額を決定できる場合に、より良く保護される²²³。償却原価計算が許可される場合は、適切な制限およびモニタリングの対象とすべきである。

2. CIS は、定期的に評価されるべきである。

-

上記 Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、 10ページを参 昭

²²² 時価報告とは、金融資産のプライシング、すなわちそれらが入手可能かつ信頼できる場合に 市場価格(時価)を用いることと解される。.

⁻ 部の法域では義務的要件である。上記 Best Practice Standards on Anti Market Timing and Associated Issues for CIS、7ページを参照。

- 3. CIS 運営者は、投資家や潜在的投資家が CIS の運用成績を経常的に評価できるように、定期的に CIS の価格を公表または開示に責任を負うべきである。
- 4. 評価方法は、投資家の利益にとって、変更するのが望ましい場合を除き、整合的に適用されるべきである。
- 5. 評価の方針と手順は定期的に審査されるべきである。第三者が少なくとも年に1回、CISの評価プロセスを審査するべきである²²⁴。
- 6. マネー・マーケット・ファンド (MMF) が安定した NAV を 示す場合、 規制システムは、その安定した NAV の特性に付随する特定のリスクを 軽減し、大きな償還に対応するための弾力性と能力を強化することを 意図した対策を含めるべきである。

プライシングと解約の問題

- 1. 規制は、投資家がユニットまたは株式を解約できる事由が、構成文書 および/または目論見書で明らかにされるように義務づけるべきである。
- 2. CIS の持分の購入・解約が非差別的に影響を受けるように、購入する、 継続する、解約する投資家が公平に扱われるべきである。
- 3. オープンエンド型 CIS における償還の停止は、(i) 法律、規制もしくは規制当局によって許可され、かつ、かかる停止がユニット保有者もしくは市場の効率性にとって最大の利益となるという例外的な状況である場合、または (ii) 法律、規制もしくは規制当局によって停止が要求される場合に限り正当化され得る²²⁵。
- 4. 規制は、停止の権利が、CIS 運営者の利益ではなく、投資家の利益を 保護するように確実を期すべきである。
- 5. 規制当局およびユニット保有者は、解約権停止の届出を受けるように あるべきである。

-

Principles for the Valuation of Collective Investment Schemes、IOSCO 理事会報告書、2013 年 5 月、9ページを参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD413.pdf で入手可能)。

Principles for Suspension of Redemptions in Collective Investment Schemes、IOSCO 理事会報告書、2012年1月、11ページを参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD367.pdfで入手可能)。

主要論点

資産評価

- 1. CIS 資産の評価に関して、具体的な規制義務はあるか²²⁶。
- 2. CISのNAVを次の形で計算する規制上の義務はあるか。
 - (a) 日常的に。
 - (b) CISユニットが購入または解約される日ごとに。
 - (c) 整合的に適用される高度で受入可能な会計基準に従って²²⁷。
- 3. 市場価格が得られない資産の時価算出に関して、具体的な規制上の義 務はあるか²²⁸。
- 4. 償却原価計算が許可される場合の具体的な規制上の義務はあるか。
- 5. 第三者(例えば、独立の監査人)が CIS 資産の評価額を確認するよう に義務づけられているか。
- 6. マネー・マーケット・ファンド (MMF) が安定した NAV を 示す場合、 規制システムは、その安定した NAV の特性に付随する特定のリスクを 軽減し、大きな償還に対応するための弾力性と能力を強化することを 意図した対策を含めているか。

プライシングと解約の問題

- 7. 規制システムは次のとおりか。
 - (a) 投資家がユニット/持分を解約できる事由が、構成文書および /または目論見書で明らかにされるように義務づけている。
 - (b) CIS のユニット/持分の解約または購入のプライシングに関して、 具体的な規制上の義務を定めている。
- 8. 規制は、行われた評価額算出が公正かつ信頼できるように確保しているか。
- 9. 規制は、CIS の価格が投資家や潜在的投資家に対し、日常的に開示または公開されるように義務づけているか。

上記 Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes、10ページも参照。 加えて、流動性のない資産の評価に対する何らかの段取りも適宜設けるべきである。主要課題3も参照。

²²⁷ 同書。

²²⁸ 同書。

- 10. 規制上の義務、実務規則および/またはプライシングの誤りに対処する規則はあるか。関連する規制当局は、規則を執行できるか。
- 11. 規制システムは、CIS ユニットまたは株式の日常的な評価額算出やプライシング、または定期的な解約について、停止や延期があり得る一般的または例外的な状況に対応しているか。
- 12. 規制当局は、解約および購入の資産評価やプライシング、停止に適用 される規則の遵守を確保するための権限を持っているか。
- 13. 規制システムは、規制当局が以下であるように義務づけているか。
 - (a) 解約権の停止または延期について届け出を受ける。
 - (b) CIS 運営者が解約を守らない状況、または CIS の構成文書および目論見書もしくは CIS 参加者と CIS 運営者の契約関係に整合しない態様で、もしくは他の形で国内法違反と見なされる態様で解約停止を課している状況に、対処する権限を持っているか。

注釈

CIS 財産の評価額算出と NAV の算出は、NAV²²⁹が、投資家が CIS に投資するときの支払価格(前払費用が上乗せされる)と、持分が清算される場合の投資家の受取価格(清算費用が追加的に課せられる)を反映するため、極めて重要である。評価者は、計算方式と CIS の NAV の公表の時期や頻度に適切に留意すべきである。評価者はまた、運営者が CIS 財産の公正かつ正確な評価を確保するシステムや統制を施行し、NAV の計算が主要課題 2 に示した各評価時点で正確なことを、CIS の監督が確認しているかどうかを評価すべきである。

評価額算出の種類と頻度は、解約権の利用可能性と時期、CIS 内に保有し得る権益の種類、および許可された CIS の法的構造に左右されるだろう。

当該法域において、評価サービスを行うよう指名された第三者(例えば、評価代理人)が存在する場合、責任を負う主体は、かかる第三者の評価サービス提供者に関する初期および定期的なデューデリジェンスを実施するべきである。

ユニット/持分の解約権は、オープンエンド型 CIS の重要な特徴である。評価者は、投資家が解約時に負担する手数料や費用が、投資家の権利行使を妨げるためだと受け取られないように規則が施行されているかどうかを評価すべきである。評価者は、CIS 運営者が行使可能な停止権が、投資家の権利の保護を損なう形で行使されたりせず、規制当局が投資家の権利の保護を狙った決定を強制できる点を考慮すべきである。クローズドエンド型ファンドの場合、評価者は、かかる CIS がどのように定期的にプライシングされるかを検討してもよい。

188

NAV は、CIS 投資の総価額を既発のユニット数で除し、発生した手数料、費用および他の債務の調整額を加減して算出される。

主要論点 6 に関して、評価者は、CIS の NAV 算出の正確性が、原則 19-21 に即した十分な水準の監督と独立性のもとで、監査人のチェックを受けるように義務づけられているかどうかを検討すべきである。ただし、主要論点 6 に肯定的に回答するために、独立した監査人が CIS の個々の評価をチェックする必要はない。

主要論点 10 に関して、評価者は、資産評価とプライシングの義務が評価対象法域で執行されている証拠があるかどうかも、検討すべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問10を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 3、4、5、10 および 12 を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2(a)、2(b)、2(c)、6、7(a)、7(b)、8、9、11、13(a) または 13(b)の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 28 規制は、ヘッジファンドや、ヘッジファンドの運用担当者/顧問が 適切な監督に服するよう確保すべきである。

一部の法域はヘッジファンドを CIS として規制するかもしれないが、原則 28 はこのセクションで唯一、ヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド運用担当者/顧問の規制を評価する際に適用できる原則である。

IOSCO は従前の作業で²³⁰、ヘッジファンドに画一的な定義はなく、ヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド運用担当者/顧問の規制にさまざまなアプローチを取り得るのを認識した。留意すべき重要な点は、規制システムが、ヘッジファンドの運営を希望する者(運用担当者/顧問)の認可/登録、規制や監視(および/または、該当する場合²³¹、ヘッジファンドの登録)について、基準を定めるべきということである。

関連する規制上の義務は、規制当局がファンドのレベルで、ヘッジファンドが呈するリスクの全体像を把握できるようにあるべきである²³²。登録/認可のプロセスで必要となる情報は、あらゆる潜在的な投資家にとっても、購入契約または他の資産運用契約の前に、入手可能となる²³³。

上記 Hedge Funds Oversight、4ページを参照。

一部の証券規制当局は、ファンド本体のレベルで、ファンド固有の情報入手を促進し、ファンドが呈するリスクの全体像をつかむため、規制面の義務を課しているだろう。このようなファンドのレベルの直接的規制は、ファンドの登録/認可のほか、ファンドの継続的監視を伴う可能性がある。このような規制の重ねがけが、システミックリスクや市場の完全性のリスクへの対処に必要かどうかは、現地の状況や業界の構造を反映する。このメソドロジーのいかなる点も、ファンドの登録を*義務づけている*と解すべきでない。

上記 Hedge Funds Oversight、13-14ページを参照。

²³³ 同書、12ページ。

登録を義務づけられるヘッジファンド運用担当者/顧問は、参入時と継続時の適切な規制義務の対象となるべきであり²³⁴、継続的に監督/監視されるべきである。 IOSCO は従前の作業で²³⁵、規制上の監督について、よりシステミックに重要な、および/またはより高リスクのヘッジファンド運用担当者/顧問に、重きを置くように勧告した。例えば、取り得る1つのアプローチとして、最低限のカットオフの設定が考えられる。あり得るカットオフの水準は、レバレッジ、経済的エクスポージャーなどの一定の特徴を考慮して、決定できよう。もう1つの可能性は、比例原則を考慮して、すべてのヘッジファンド運用担当者/顧問の登録を義務づけつつ、一定の最小限のカットオフの水準を下回る運用担当者に低水準の継続的な監視を検討することである²³⁶。評価者は、原則28の実施を評価する際、ヘッジファンド運用担当者/顧問がもたらすリスクに従って、法域がそれらを規制および監督しているかどうかを判定すべきである。

主要課題

- 1. ヘッジファンド運用担当者/顧問に対する規制上の監督は、ヘッジファンドが呈するリスクを反映し、リスクベース、かつ均整の取れたかたちに(つまり、運用されるヘッジファンドの規模や複雑さに対応)するべきである。よって、よりシステミックに重要な、および/またはより高いリスクのヘッジファンド運用担当者/顧問に焦点を当てるべきである。
- 2. 登録が義務づけられたヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド 運用担当者/顧問は、関連する参入基準に従うべきである。登録/認 可プロセスを通じて提供される情報は、ヘッジファンド運用担当者/ 顧問および/または運用されるヘッジファンドのビジネスに、十分な 透明性をもたらすべきである。
- 3. 登録が義務づけられたヘッジファンド運用担当者/顧問は、以下に関連する適切な継続的規制要件の対象とされるべきである。
 - (a) 組織および業務の基準。
 - (b) 利益相反および他の事業活動規則。
 - (c) 投資家への開示。

-

²³⁴ ヘッジファンドが投資会社として設立され、外部取締役を選任しない場合、「ヘッジファンド運用担当者」に言及した義務は、投資会社自体と運用担当者が遵守すべきである。

上記 Hedge Funds Oversight、15-16ページを参照。

²³⁶ 同書。上記のとおり、「ヘッジファンド」の整合的かつ意見の一致した定義は存在しない。 どの投資手段が「ヘッジファンド」と特徴付けられるかの判定は、規制当局に委ねられる。

- (d) 健全性要件²³⁷。
- 4. 証券規制当局は、必要に応じて他の規制当局と協力し、プライム・ブローカーや銀行のシステミックに最も重要および/またはよりリスクの高いヘッジファンドの取引相手に関する情報を、非公開で報告させるようにすべきである²³⁸。
- 5. ヘッジファンド運用担当者/顧問は、システミックリスクの目的(同リスクの特定、分析、緩和など)で、規制当局に情報を提供すべきである。
- 6. 規制当局は、グローバルに活動するヘッジファンド運用担当者/顧問および/またはヘッジファンドの効率的かつ効果的な監視を容易にし、システミックリスク、市場の完全性、ヘッジファンドの活動またはエクスポージャーから生じる他のリスクを、国際的なリスク緩和の観点から特定するのを助けるために、適宜互いに協力し、情報共有する権限を持つべきである。

同書。健全性規制は法域ごとに異なり得る。どの形の健全性規制がヘッジファンドの示すリスクにとって適切かは、それぞれの法域が決めることができる。注記を参照。また、ヘッジファンド運営者の最小限の健全性要件について、合同フォーラムが発表した勧告も参照い。 Review of the Differentiated Nature and Scope of Financial Regulation、合同フォーラム報告書、2010 年 1 月(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD315.pdf.で入手可能)。さらにIOSCO の関連文献は次のとおり。評価額算出に関しては、上記 Principles for the Valuation of Hedge Fund Portfolios、ヘッジファンドの資金に関しては、Elements of International Regulatory Standards on Funds of Hedge Funds Related Issues Based on Best Market Practices、専門委員会報告、最終報告書、2009 年 9 月(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD305.pdf で入手可能)、Regulatory and Investor Protection Issues Arising from the Participation by Retail Investors in (Funds of) Hedge Funds、IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 2 月(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD142.pdf.で入手可能)、を参照。また、注記も参照。

²³⁸ 証券規制当局がヘッジファンド運用担当者から情報を集める目的は、ヘッジファンドのプラ イム・ブローカーやカストディアン、ヘッジファンドのリスクエクスポージャーに関して、 システミックリスク目的(システミックリスクの特定、分析、緩和など)で入手し得る情報 を得ることにある。上記 Hedge Funds Oversight を参照。この Hedge Funds Oversight 報告は、 関連する健全性規制当局によるプライム・ブローカーや銀行からの情報収集も勧告している。 ヘッジファンド監視報告書の指摘によれば、「(健全性規制当局による)プライム・ブロー カーや銀行からの情報収集の主眼は、(ファンドや銀行の)リスク選好を測り、大規模かつ 高度にレバレッジを利かせたファンドの出現を見極め、事業分野に沿って銀行のカウンター パーティー・エクスポージャーを集約する能力を評価し、プライム・ブローカーの緩やかな ネットワークを築くこと」とされる。これに関連した懸念は次のとおり。「ヘッジファンド に融資や他のサービスを提供するプライム・ブローカーと銀行は、単一のファンドやヘッジ ファンド群の大幅損失や破綻が、システム全体に影響し、実体経済にも影響が広がる恐れが 浮上するときの主要伝達メカニズムとなり得る。これは、信用収縮や支払い・決済サービス の混乱を経由して起こる可能性があり、そこから実体経済に直接影響を及ぼす可能性があ る。」

主要論点

ヘッジファンド運用担当者/顧問の登録/認可、(関連する場合は)ヘッジファンドの登録/認可

- 1. 規制システムは、以下に関する基準を定めているか。
 - (a) ヘッジファンドの運営を希望する者(運用担当者/顧問)の登録/認可と規制。
 - (b) および/またはヘッジファンドの登録²³⁹。
- 2. 規制システムは、主要課題 2 で検討した、登録/認可時に規制当局に 提供しなければならない情報を指定しているか²⁴⁰。

内部組織および事業活動の基準

3. 規制システムは、適切なリスク管理や顧客資金・資産の保護と分離を含め、ヘッジファンド運用担当者/顧問が継続的に遵守すべき内部組織と事業活動の基準を(もたらされるリスクの観点から)定めているか²⁴¹。

利益相反と他の事業活動規則

4. 規制システムは、ヘッジファンド運用担当者/顧問が適切に利益相反 ²⁴²を管理し、そうした利益相反や管理の仕方に関して、規制当局と投資家 (潜在的投資家を含む)に全面的な開示と透明性を提供するため の基準を定めているか。

²³⁹ 同書。規制の適用除外/緩和されたヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド運用担当者/顧問については、注記も参照。

²⁴⁰ 同書。注記も参照。

同書、11 ページ。評価者は、主要論点 3 の適用を評価する際、少なくとも注記で言及した問題を検討すべきである。

²⁴² 他のファンド運用担当者と同様に、ヘッジファンドの運用担当者は(組織と個人の両方で)相当な利益相反にさらされる。前者の区分には、組織としてのヘッジファンド運用担当者に影響する相反が含まれ、例えば投資/トレード/ブローカーの配分の慣行、会員との非公開の報酬規定、取引相手との非公開の報酬規定がある。後者の区分には、個人のトレーディングや個人の投資、発行体との個人的なビジネス上のつながりなど、個人の相反が含まれる。上記 Hedge Funds Oversight、11ページを参照。報酬の構造や慣行については、強力な統治メカニズムに従い、利益相反の問題を管理し、ヘッジファンド業務に本質的に伴うことの多い短期の利潤動機を抑えることが求められる。上記 Hedge Funds Oversight、12ページを参照。原則8も参照。

規制当局と投資家への開示

- 5. 規制当局は、ヘッジファンドがシステムの安定性にもたらすリスクを 評価できるように、ヘッジファンド運用担当者/顧問から、業務や運 用ヘッジファンドに関する適切な情報を入手できるか²⁴³。
- 6. 規制システムは、もたらされるリスクを念頭に、ヘッジファンド運用 担当者/顧問やヘッジファンドが投資家に適切に開示するための基準 を定めているか²⁴⁴。

健全性規制

7. 登録を義務づけられたヘッジファンド運用担当者/顧問は、自らがも たらすリスクを反映した適切な継続的な健全性義務の対象となるか。

監督と執行

8.

- (a) 規制システムは、登録を義務づけられたヘッジファンド運用担 当者/顧問の継続的な監視を定めているか。
- (b) 規制当局は、ヘッジファンド運用担当者/顧問、彼らの記録および/またはヘッジファンドにアクセスし、検査する権限を有するか。
- (c) 規制当局は、不正行為者に対して執行する権限を有するか。
- 9. 適切な守秘上の予防措置と国内法の制限を条件に、監督と執行の観点から、規制当局は以下を行う権限を有するか。
 - (a) 外国の規制当局に代わって、ヘッジファンド運用担当者/顧問および/またはヘッジファンドから(ならびに他の国内規制当局との協力を通じて、ヘッジファンドの取引相手から)、必要に応じて関連情報を収集する。
 - (b) 適切と認められる場合、システミックまたは他の重大なリスクをもたらす可能性のある、国際的に活動するヘッジファンドについて、他の関連規制当局と適時かつ継続的に情報交換する。

²⁴³ この情報収集は、ヘッジファンドがもたらし得るシステミックリスクの現在または潜在的な源を、規制当局が個別または集合的に特定するのに役立ち、その結果、規制当局が、さまざまな戦略で用いられたレバレッジとファンドの「足跡」の大きさ、資産/負債のミスマッチの大きさ、大規模な市場・商品の集中と流動性の問題、ヘッジファンドのカウンターパーティーリスクをより良く把握するのに役立つだろう。上記 Hedge Funds Oversight、14 ページを参照。注記も参照。

²⁴⁴ 上記 *Hedge Funds Oversight、*12 ページを参照。開示のタイミングは規制当局が決める。注記も参照。

10. 証券規制当局は、ヘッジファンド運営者/顧問から、必要に応じて他の規制当局と協力し、ヘッジファンドの取引相手(プライム・ブローカー、銀行、店頭デリバティブの取引相手が含まれよう)に対するエクスポージャーの非公開情報の報告を受けられるか。

注釈

評価者はこの原則の実施を評価する際、ヘッジファンドが(個別および集合的に)、投資家保護、公正かつ効率的な市場、システミックリスクの緩和にもたらすリスクの文脈から、規制の枠組みや、それがリスクにどう対処するかを検討すべきである。このため評価者は、ヘッジファンドが関連法域に与えるリスクと、グローバル市場や地域市場に与え得るリスクを検討する必要がある。

評価者は、業界の基準や行動規範が原則の実施に活用され得ることも認識すべきだが、いかなる実施方法が選択されるにせよ、目的達成に必要な範囲で執行可能であり、ベンチマークを考慮していることが条件となる。例えば、開示と行動基準は、規制がそのような基準の適用を義務づけていれば、業界が策定してもよい。この場合、評価者は、このような基準の遵守がどのように強制されているかを考慮してもよい。

主要論点 1 に関して、評価者は、参入基準が満たされていない場合に、規制当局が登録/認可を却下する権限を有しているかどうかも検討すべきである。

主要論点 2 に関して、法域がこの問いをどう扱うかには違いが生じ得る。運用担当者/顧問の登録/認可時に、義務づけられるかもしれないと思われる情報の種類には、以下が含まれる。

- 主要経営・投資スタッフの経歴、組織、所有構造。
- 事業計画。
- 提供するサービス。
- 標的となるヘッジファンド投資家。
- 課される手数料。
- 関連当事者投資に関する方針。
- 用いる投資戦略。
- 用いるリスクツールまたは変数。
- 独立監査人、副顧問、管理人、カストディアン、プライム・ブローカー、融 資者などの重要なサービス提供者の身元。
- 代理および外注の取決め。

• 利益相反およびそれを特定し、対処する手順²⁴⁵。

主要論点 3 に関して、この問いをどう扱うかは、法域によって違いが生じ得る。 法域は、内部組織や事業活動のためどのような基準が、どのような状況で、ヘッジ ファンド運用担当者/アドバイザーに課せられるのかを決定する。

評価者は、ヘッジファンド運用担当者/顧問が(もたらされるリスクを踏まえて)継続的に守るべき内部組織や事業活動の基準が、少なくとも以下を考慮しているかどうかを検討すべきである²⁴⁶。

- (a) ヘッジファンド運用担当者/顧問の規模・複雑さ・リスクプロファイルに対して適切であり、独立したリスク管理機能に支えられた、包括的なリスク管理の枠組み。
- (b) ヘッジファンド運用担当者/顧問の規模・複雑さ・リスクプロファイルに対して適切であり、健全かつ統制された事業やインフラ、十分なリソース、チェック・アンド・バランスの機能に支えられた、独立した法令遵守機能。
- (c) ヘッジファンド資産への価値評価と投資に関する十分な責任の分離と、 書面による徹底した価値評価に関する方針²⁴⁷。
- (d) (適切な状況下では、独立し、投資家の資金を確実に保護する)カストディアンや預託者の活用を通じた顧客資金・資産の十分な分別と保護。
- (e) 各ヘッジファンドのため行われる取引の適切な記録²⁴⁸。
- (f) ファンド運用担当者/顧問および/または運用される各ヘッジファンドの財務諸表に対する年1回の独立した監査。

主要論点 5 に関して、規制当局は、ヘッジファンド運用担当者/顧問から、ポートフォリオ内のヘッジファンドに関する情報(例えば、上記主要論点 2 に関する注釈に記載された情報を含み得る)を入手できるようにすべきである。

さらに規制当局は、例えば次の項目に関する適切な情報をヘッジファンド運用担 当者/顧問から継続的に入手できるようにすべきである。 例えば、

• プライム・ブローカー、カストディアンに関する情報、および資産を運用する人物の経歴に関する情報。

247

上記 Hedge Funds Oversight、11-12ページを参照。

²⁴⁶ 同書。上記、10-11ページ。

²⁴⁷ 同書。上記 Principles for the Valuation of Hedge Fund Portfolios、11、13-14 ページも参照。

²⁴⁸ 他の市場参加者と同様に、ヘッジファンド運用担当者(および、該当する場合はヘッジファンド本体)が記録を保存すべきである。このような情報は、例えば相場操縦の検査など、請求に応じて、規制当局に提供されるべきである。上記 *Hedge Funds Oversight*、12 ページを参照。

- 運用担当者/顧問の大口ヘッジファンドに関する情報で、以下が含まれるー ーNAV、支配的な戦略/地域的な焦点、運用成績。
- レバレッジとリスク(運用担当者/顧問の大口ヘッジファンドの集中リスクを含む)。
- 運用担当者/顧問の大口ヘッジファンドの資産と負債の情報。
- カウンターパーティー・リスク(最大の融資元を含む)。
- ヘッジファンド運用担当者/顧問の全資産における商品別のエクスポージャー (例えば株式、仕組/証券化した債権、投資適格社債など)。
- 重要な市場や商品の投資活動の相当部分(流動性/取組高の観点から)を占めることが知られている投資活動の特定。

ヘッジファンド運用担当者/顧問は、ヘッジファンドの立地に関係なく、ヘッジファンド運用に必要な全情報を入手できなければならず、したがってヘッジファンド運用担当者/顧問は、自分のポートフォリオに抱えるリスクを効果的に評価できる。

*主要論点 6 に関して、*ヘッジファンド運用担当者/顧問またはヘッジファンドはとりわけ、以下について投資家に適切に開示すべきである。

- (a) 生じるリスク。
- (b) 解約の条件および/または制限。
- (c) サイドレターやゲート条項の存在と条件。
- (d) ヘッジファンドの戦略と運用成績(ヘッジファンド運用担当者/顧問および/または運用されるヘッジファンドの監査済み財務諸表を含む)開示の時期は規制当局が決定する。

主要論点 7 に関して、法域によって、この問いの扱い方に違いが生じ得る。すべての証券規制当局が、健全性規制当局であるとは限らないからである。

各法域は、ヘッジファンド運用担当者/顧問に対し、どのような健全性要件がどのような状況で課せられるかを決定する。

主要論点 7 で肯定的な評価を出すためには、評価者は、登録を義務づけられたヘッジファンド運用担当者/顧問が、例えば業務リスクや顧客資金など、負っているリスクを反映した健全性義務(他の資産運用担当者の義務に準ずる可能性が極めて高い)の対象になるように、規制システム全体が確保しているかどうかを検討すべきである。

法域はまた、健全性規制に対しても異なるアプローチを取る。一部の法域は、健全性規制をもっぱら資本要件に関するものと見る。リスク管理の枠組みも含まれるとして、より広く解する法域もある。内部組織や事業活動に関する基準も、この問いに関連する。こうしたアプローチの違いは、組織や市場の条件の違いを映している。このメソドロジーのいかなる点も、法域がヘッジファンドの運用担当者や顧問に、資本要件以外の健全性要件を課しているとき、主要論点 7 に対する否定的評価を示唆していると解すべきでない。

評価者は、適切な健全性要件が導入されているかどうかを評価する際、健全性規制に対するアプローチの違いを考慮すべきである。

主要論点 8 (a)、8 (b) および 8 (c) に関して、規制当局は、ヘッジファンドおよび/またはヘッジファンド運用担当者/顧問に関して、包括的な検査、調査、監視、執行の権限を有するべきである。規制システムは、原則 10 から 12 で説明したとおり、効果的かつ信頼できる権限の行使と効果的な遵守プログラムの施行を確保すべきである。

継続的な規制要件が満たされない場合、規制当局は措置(登録/認可の撤回、停止、条件付与を含む)を講じ、効果的で、比例し、抑止的な制裁を科す権限を持つべきである。

主要論点 9 (a) および 9 (b) に関して、規制当局は、協力に関する原則 13 から 15 に基づき説明したとおり、監督や執行の目的で他の外国当局との協力や情報共有 を行えるようにすべきである。

評価者は、規制当局が外国の証券規制当局との協力を求められたときに直面し得る障害を考慮すべきである(規制の例外適用または緩和を受けた主体に関して、主要論点9(a) および9(b) に挙げられた権限を行使できるかどうかを含む)。

主要論点 10 に関して、プライム・ブローカーや銀行の最もシステミックに重要な、および/またはより高リスクなヘッジファンドの取引相手に関して、非公開の情報提供を受ける規制当局の能力は、後者が監督対象主体であれば強化される。IOSCOは従前の作業で²⁴⁹、「ヘッジファンドに資金を提供するプライム・ブローカーや銀行は、強制的な登録、規制・監督の対象にすべきである。これらは、適切なリスク管理態勢・統制を導入し、取引相手の対ヘッジファンド信用リスクのエクスポージャーを監視すべきである」と勧告した。

-

上記 Hedge Funds Oversight、12-13 ページを参照。

ヘッジファンド・ヘッジファンド運用担当者/顧問の例外適用・適用緩和

評価者は、規制当局が、ヘッジファンドの運営希望者および/もしくはーー該当する場合ーーヘッジファンドに、登録/認可の適用除外を認める裁量を持つかどうか、または、規制システムが、他の資産プールや他の資産プール運営者よりも軽い参入要件(例えば、届出義務やカットオフ)を定めているかを考慮すべきである。この場合、評価者は、適用除外が認められる理由や、認められる際のプロセスが透明で、似た状況の者や状況群で同様の結果になり、この原則 28 の文脈において説明できるかどうかを検討すべきである。評価者は、規制当局が収集できるタイプの情報を含め、規制が適用除外/緩和されるヘッジファンド運用担当者/顧問の参入要件(もしあれば)、ならびに、組織および業務の基準、利益相反および他の事業活動規則、規制当局や投資家への開示、健全性規制に関連して適用される、継続的な規制上の義務を検討すべきである。

評価者は適宜、原則7の評価を参照すべきである。

原則 28 の評価は、システミックリスクに関する原則 6 の評価に基づく判断と整合すべきである。

原則 28 が目的を達成する形で実施されたかどうかを判定するには、規制の枠組みが、ヘッジファンドの運営から生じる現在および潜在的なシステミックリスクに対処する仕組みを定めているかどうかも、検討する必要がある。

特に評価者は、証券規制当局が直接または他の規制当局との協力を通じて、プライム・ブローカーや銀行の最もシステミックに重要な、および/またはより高リスクなヘッジファンドの取引相手について、非公開の情報提供を受けられるかどうかを評価すべきである²⁵⁰。

ベンチマーク

完全実施

問1(a) および/または1(b) ならびに他の該当するすべての問いに、肯定的回答を要する。

概ね実施

問 1 (a) および/または 1 (b) に肯定的回答を要し、かつ、問 7 以外の該当するすべての問いに、肯定的回答を要する。

一部実施

問 1 (a) および/または 1 (b) に肯定的回答を要し、かつ、問 7 および 10 以外の該当するすべての問いに、肯定的回答を要する。

199

²⁵⁰ 同書、15-16ページ。

不実施

問 1 (a) および 1 (b) 、または問 2、3、4、5、6、8 (a) 、8 (b) 、8 (c) 、9 (a) および 9 (b) の 1 つ以上に、肯定的に回答できない。

集団投資スキームとヘッジファンドに関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Standards for the Custody of Collective Investment Schemes' Assets IOSCO代表理事会報告、最終報告書、2015年11月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD512.pdf	25 27	
2	Principles for the Regulation of Exchange Traded Funds IOSCO代表理事会報告書、2013年6月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD414.pdf	24 25 26 27	
3	Principles for the Valuation of Collective Investment Schemes IOSCO代表理事会報告書、2013年5月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD413.pdf	27	
4	Principles for Liquidity Risk Management for Collective Investment Schemes IOSCO 代表理事会報告書、2013年3月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD405.pdf	24	
5	Policy Recommendations for Money Market Funds IOSCO 代表理事会報告書、2012年10月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD392.pdf	25 27	
6	Principles for Suspension of Redemptions in Collective Investment Schemes IOSCO 代表理事会報告書、2012年1月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD367.pdf	27	

		l	
7	Review of the Differentiated Nature and Scope of Financial Regulation	28	
	合同フォーラム報告書、2010年1月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD315.pdf		
8	Elements of International Regulatory Standards on Funds of Hedge Funds Related Issues Based on Best Market Practices	28	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年9月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD305.pdf		
9	Good Practices in Relation to Investment Managers' Due Diligence When Investing in Structured Finance Instruments	24	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年7月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD300.pdf		
10	Hedge Funds Oversight	28	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年6月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD293.pdf		
11	Soft Commission Arrangements for Collective Investment Schemes	24	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007 年 11 月	26	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD255.pdf		
12	Principles for the Valuation of Hedge Fund Portfolios	28	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007 年 11 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD253.pdf		
13	Examination of Governance for Collective Investment Schemes Part II	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、2007年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD236.pdf		
		<u> </u>	<u>[</u>

14	The Regulatory Environment for Hedge Funds — a Survey and Comparison	28	
	IOSCO 専門委員会報告書、2006年11月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD226.pdf		
15	Examination of Governance for Collective Investment Schemes Part I	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、2006年6月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD219.pdf		
16	Best Practice Standards on Anti Market Timing and	24	
	Associated Issues for CIS	26	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2005年10月	27	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD207.pdf		
17	Anti-Money Laundering Guidance for Collective Investment Schemes	24	
	IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2005年 10 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD205.pdf		
18	An Examination of the Regulatory Issues arising from CIS Mergers	24 26	
	IOSCO 専門委員会報告書、2004年11月	20	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD179.pdf		
19	Final Report on Elements of International Regulatory Standards on Fees and Expenses of Investment Funds IOSCO 専門委員会報告書、2004年11月	24 26	29
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD178.pdf		

20	Performance Presentation Standards for Collective Investment Schemes: Best Practice Standards	24	
	 IOSCO 専門委員会報告書、2004 年 5 月	26	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD169.pdf		
21	Collective Investment Schemes as Shareholders: Responsibilities and Disclosure	24	
		26	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD158.pdf		
	intps://www.iosec.org/iteraty/publices/publicecor/D130.put		
22	Fees and Commissions within the CIS and Asset Management	24	
	Sector: Summary of Answers to Questionnaire	26	
	IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 10 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD157.pdf		
23	Investment Management Risk Assessment: Marketing and Selling Practices	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、2003 年 10 月	25	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD156.pdf	26	
24	Regulatory and Investor Protection Issues Arising from the Participation by Retail Investors in (Funds-of) Hedge Funds	28	
	IOSCO 専門委員会報告書、2003年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD142.pdf		
25	Investor Education	26	
	IOSCO新興市場委員会報告書、2003年1月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD140.pdf		
26	Investment Management Risk Assessment: Management Culture and Effectiveness	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、2002年 11 月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD137.pdf		

27	Investment Management: Areas of Regulatory Concern and Risk Assessment Methods IOSCO 専門委員会報告書、2002年11月	24	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD136.pdf		
28	Investor Disclosure and Informed Decisions: Use of Simplified Prospectuses by Collective Investment Schemes	26	
	IOSCO 専門委員会報告書、2002年7月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD131.pdf		
29	Discussion Paper on the Role of Investor Education in the Effective Regulation of CIS and CIS Operators	26	
	IOSCO 専門委員会報告書、2001年3月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD117.pdf		
30	Performance Presentation Standards for Collective Investment Schemes	26	
	IOSCO 新興市場委員会報告書、2000年12月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD114.pdf		
31	Delegation of Functions	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、2000年12月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD113.pdf		
32	Conflicts of Interests of CIS Operators	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、2000年5月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD108.pdf		

33	A Comparison between the Technical Committee Report and the Emerging Markets Committee Report on Valuation and Pricing of Collective Investment Schemes IOSCO 専門委員会 · 新興市場委員会合同報告書、1999年5月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD93.pdf	27	
34	CIS Unit Pricing	27	
	 IOSCO 新興市場委員会報告書、1999 年 5 月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD92.pdf		
35	Regulatory Approaches to the Valuation and Pricing of Collective Investment Schemes	27	
	IOSCO 専門委員会報告書、1999年5月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD91.pdf		
36	Risk Management and Control Guidance for Securities Firms and their Supervisors	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、1998年5月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD78.pdf		
37	Principles for the Supervision of Operators of Collective Investment Schemes	24	
		25	
	IOSCO 専門委員会報告書、1997年9月	26	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD69.pdf	27	
38	Guidance on Custody Arrangements for Collective	25	
	Investment Schemes	27	
	IOSCO 専門委員会ディスカッションペーパー、1996 年 9月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD60.pdf		

39	Disclosure of Risk - A Discussion Paper IOSCO 専門委員会報告書、1996年9月	26	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD59.pdf		
40		0.5	
40	Client Asset Protection	25	
	IOSCO 専門委員会報告書、1996年8月	26	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD57.pdf		
41	Report on Investment Management	24	
	IOSCO 専門委員会報告書、1995年7月	25	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD45.pdf		

H. 市場仲介者に関する原則

1. 前文

市場仲介者に関する原則は、参入基準、資本および健全性の要件、事業活動、継続的監督、市場仲介者の規律、デフォルトおよび経営破綻の影響に関連した要件を定めることで、IOSCOの目的を支援しようとしている。

市場仲介者は自ら、顧客の利益を保護し、市場の完全性の維持に役立つ形で行動すべきである。根本的な原則には以下が含まれる。

- 企業は、誠実性と公正取引の高い基準を守るべきである。
- 企業は、顧客の最大の利益と市場の完全性に適うように、相当の注意とデューディリジェンスを伴って行動すべきである。
- 企業は、市場行動の高い基準を守るべきである。
- 企業は、顧客よりも自社の利益を優先すべきでなく、同様の状況にある顧客 に同様の状況の待遇を与えるべきである。
- 企業は、証券規制に関わる一切の法律、規定、または基準が自社に適用される際、従うべきである。

監督と執行

さらに、さまざまな種類の市場仲介者に対する規制は、以下を定めるようにすべきである。

- 市場仲介者に関する適切な継続的監督。
- 市場仲介者の帳簿、記録、事業活動を検査する権利²⁵¹。
- 規制上の義務への違反が疑われるまたは実際に生じた場合に、規制当局また は他の所管当局が利用できる全面的な調査権と救済措置の執行。
- 公正かつ迅速な懲戒への手続きと、必要に応じて、免許の停止または取り消し²⁵²。
- 投資家の苦情に対処するための効率的かつ効果的な仕組みの存在。

²⁵¹ 規制当局は、違反が疑われる行為がなくても、すべての関連義務の遵守を確保するため、調査権を得られるべきである。包括的記録を維持するため、補完的な義務を設けなければならない。原則 10 も参照。

^{252 「}取り消し」の語には、撤回も含まれる。

原則 29 から 32 は市場仲介者に関係する。原則 29 は、認可と認可基準を取り上げ る。原則 30 は、継続的監視、初期および継続的な資本要件、仲介者の健全性基準を 扱う。原則31は、顧客の利益と顧客資産を守り、適切なリスク管理を確保するため、 市場仲介者の他の業務基準や行動規範の基準を取り上げる。原則 32 は、市場仲介者 の破綻が投資家や市場に及ぼす影響を最小化するための手順を扱う。これら原則は、 互いに関連して評価されるべきである。

市場仲介者の監督はもっぱら、資本、顧客資産や国民の信頼が最も危うくなる可 能性のある領域に向けられるべきである。これには以下に関するリスクが含まれる。

- 能力不足、貧弱なリスク管理、または極端な事象が起きる中では不十分なり スク管理。これらのうちのいずれも、(1)最良執行を提供しないこと、 (2) 迅速な和解に達しないこと、および/または(3) 適切な助言を与えな いこと、につながり得る。
- 責務、法律、規則の違反(顧客の資金や財産の不正流用、仲介者自身の取引 目的で顧客からの指示の濫用、すなわち「フロントランニング」または顧客 の先回りをした取引につながり得るもの)。
- 市場仲介者において、相場操縦、インサイダー取引、および他の異常取引、 または不正行為、資金洗浄、テロリストへの資金供給の発生。
- 利益相反。
- 仲介者の経営破綻(顧客資金、証券または取引機会の損失につながり得るも の、および仲介者が参加する市場への信頼の低下につながり得るもの)。

規制の妥当性を評価する際、評価者は、規制当局が直接行う活動だけでなく、 SRO が行う活動も検討すべきである(規制当局による、自主規制活動の監督の妥当 性を評価を含む)。

2. 籲用

このセクションの原則は、市場仲介者に適用される。以下に説明するとおり、原 則の一部または全部はまた、投資顧問の事業の性質に応じて、投資顧問にも適用さ れる可能性がある。

「市場仲介者」には、個別のポートフォリオの管理、注文の執行、証券のディー リングおよび流通を行う者が含まれる。法域は、以下の活動の 1 つ以上を手掛ける 主体を市場仲介者として規制するように決めることもできる253。

²⁵³ 市場仲介者は、上記パラグラフで言及した活動のほか、付帯業務として顧客資産の保管(証 券の保護預かりや管理)を行う認可を受けることもできる。この文脈における「保管」とは、 保管上の過誤や横領のリスクがあり得るときに、顧客資産を「物理的に」(すなわち、電子 的または紙の形で) 保有することをいう。ただし、顧問会社ではなく、銀行やブローカー・ ディーラーの手元にある顧客資産から、顧問手数料を差し引くことしかできない場合は、 「保管」していると見なされない。

市場仲介者に関する原則

- 注文の受付けと取次ぎ。
- 自己勘定取引。
- 証券の価値や、証券の投資、購入または売却の妥当性に関する助言の提供。
- 証券の引受け。
- 確約を伴わない金融商品の売出し。

「投資顧問」とは、主に証券の価値や、証券の投資、購入または売却の妥当性に関して、他者に助言する事業を手掛ける者をいう。これは、他のサービスを提供できないという意味ではない。一部の法域では、顧客に代わって取引するおよび/または顧客資産の保有が許可された投資顧問が、市場仲介者に分類される。投資顧問と市場仲介者の扱いが異なる法域もある。この区別が存在する場合、原則 29 から32 の範囲は、投資顧問の種類によって、適用が異なる可能性がある²⁵⁴。規制は、投資顧問の活動に左右されるべきであり、その活動に対して適切であるべきである。これは原則 29 の「投資顧問」の小見出しの箇所で詳述する。

このセクションが原則に整合した仲介者の継続的業務の評価を要する限り、評価者は、到達した結論が、執行・検査の権限とかかる権限の行使に関して、原則 10、11、12に含まれるものと整合していることを確かめるべきである。

多くの場合、伝統的な証券市場の仲介者の定義は、OTC デリバティブの観点で適用されている。しかし、IOSCO の International Standards for Derivative Market Intermediary Regulation (「DMI 報告」) ²⁵⁵に示されるように、伝統的な市場仲介者とデリバティブ市場の仲介者 (DMI) の間には多くの違いが存在する。

DMIには、OTC デリバティブ市場にて市場取引や仲介取引の業務を行う者を一般的に含める。ただし、DMIには、OTC デリバティブ取引に参加するが、市場取引や仲介取引の業務に関与しないエンドユーザーや市場参加者を含めるべきではない。また、IOSCO の法域の一部では特定のデリバティブを「証券」に区分している場合があるが、「伝統的な証券市場」という言葉は、OTC デリバティブ(取引所に上場される商品を含まない)²⁵⁶と見なされる商品と対比して、債券や上場株式、オプションなど伝統的証券を差す場合に使用される。

_

²⁵⁴ この点で、3種類の投資顧問が識別され得る。

⁽a) 顧客に代わって売買する投資顧問

⁽b) 顧客の代わりに売買はしないが、顧客資産の保護預かりを許可されている投資顧問

⁽c) 顧客を代理した売買はせず、顧客資産の保有または保護預かりやポートフォリオの管理 もせず、他の投資サービスを提供しないまま助言だけ提供する投資顧問

²⁵⁵ International Standards for Derivatives Market Intermediary Regulation、IOSCO 専門委員会報告、 最終報告書、2012年6月、1 および 9ページを参照(DMI 報告) (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD381.pdf で入手可能)。

²⁵⁶ 同書、4 および 10 ページ。

市場仲介者に関する原則

DMI 報告は、OTC デリバティブ市場は主に当事者市場であり、証券市場は主に仲介市場であるという事実など、OTC デリバティブ市場と伝統的な証券市場の区別を考慮して DMI の規制に焦点を当てている。伝統的な証券市場と OTC デリバティブ市場の間に違いが存在する場合、DMI 報告は、特に OTC デリバティブ市場で業務を行う市場仲介者における目的と基準を調整するために、それらの違いを特定して説明している。従って、市場仲介者と関連のメソドロジーに関する原則は、原則 29 の主要課題 11 および主要論点 8、原則 31 の主要課題 4 と 8、および主要論点 6 と 12 に具体的に示される場合にのみ、DMI に適用されるべきである。

3. 原則29~32

原則 29 規制は、市場仲介者のための最低限の参入基準を定めるべきである。

市場仲介者の免許²⁵⁷と監督は、彼ら(その職員を含む)に対する最低基準を定め、同様の状況にある全市場仲介者に整合的な扱いを与えるべきである。また、過失もしくは不法行為および/または過小資本による投資家の損失のリスクを削減すべきである。

主要課題

認可

- 1. 認可、免許または登録は、市場仲介者が提供する権利を得るサービスや活動を指定すべきである。
- 2. 市場仲介者の認可、免許または登録は、根拠を明確にした最小限の参入基準と、継続的に守るべき基準を定めるべきである。かかる基準は、以下を含むべきである。
 - (a) 原則 30 に示した初期的な最低資本要件。
 - (b) 申請者および申請者を直接間接に支配するまたは重要な影響を与えるすべての者に対する包括的評価。これに関して、規制は、市場仲介者と職員が市場への参加を認められるために満たさなければならない条件や判断基準を決めるべきである。それは、適切な知識、事業活動、リソース、能力、倫理的態度(過去の行為の検討が含まれる)、内部組織の証明が含まれるべきだが、それに限定されない²⁵⁸。
 - (c) 参入基準を整合的に適用する義務。

-

²⁵⁷ 「免許」、「認可」、「登録」の語は、このセクションでは互換的に使われている。一部の 法域では、認可や登録が免許の代わりに用いられる。このセクションの「免許」の語は、認 可や登録も指すと解すべきである。.

²⁵⁸ 各法域からの実例は次のとおり。法定資格剥奪プログラム、申請者の教育、研修、経験(いわゆる「適格性」)に関して、免許を受ける前に満たすべき詳細な判断基準。この判断基準は投資家保護を意図している。全般に、Fit and Proper Assessment - Best Practice、IOSCO 新興市場委員会報告、最終報告書、2009年12月、を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD312.pdfで入手可能)。

規制当局の権限

- 3. 免許を与える当局は、以下の権限を有するべきである。
 - (a) 認可要件が満たされない場合、行政または司法審査のみを条件 として、市場仲介業の免許交付を却下する。
 - (b) 支配の変更や他の変更のため、関連する要件が満たせなくなる 場合、原則 3 に従い、免許や認可を取り消す、停止する、また は条件付きにする。
- 4. 規制当局や規制当局の監督下にある SRO は、規制上の義務の遵守を確保するため、免許や認可の申請を効果的に審査する能力があることを実証すべきである。

継続的義務

- 5. 免許条件の関連情報の定期的更新や免許条件に影響する状況の重大な変更の報告は、免許が継続的に適切な状況を確保するため、義務づけられるべきである。例えば、市場仲介者の評価の有効性を確実に保つことができるように、支配関係の変化や重大な影響を規制当局に報告するよう義務づけるべきである。
- 6. 規制当局は、投資家が自己の利益をより良く守れるように、公衆が免許または認可を受けた市場仲介者の関連情報――例えば、上級管理職や市場仲介者の名義で行動する権限を持つ者の身元、保有する免許の区分とその現状、認可された活動の範囲など――に確実にアクセスできるように努めるべきである²⁵⁹。

投資顧問

- 7. 投資顧問が市場仲介者と別に扱われる法域では、上記の範囲のセクションで説明したとおり、顧客に代わって売買する投資顧問や、顧客資産の保護預かりが許可される投資顧問は、免許を受けるべきである。以下のいずれも行わず、他の投資サービスを手掛けずに助言サービスだけを提供する投資顧問がある。
 - (a) 顧客に代わる売買、または顧客資産の保護預り。
 - (b) ポートフォリオ管理。

このケースは、投資顧問が別途免許を受けるように厳格に義務づけなくてもよい²⁶⁰。

²⁵⁹ 情報は自由に入手でき、容易にアクセスできなければならない。規制当局や SRO による何ら かの中央情報蓄積機関に保存してもよい。

²⁶⁰ 投資顧問が、原則に従って適切に免許を受けた市場仲介者を経由して助言を提供する場合、 投資顧問が別途免許を受けることを義務づけなくてもよい。

- 8. 規制当局が投資顧問の活動を規制する際、原則 29 から 32 で説明した 他の市場仲介者の規制用に勧告した実体的な免許基準や、資本および 他の義務を重視すると決めることもできる。あるいは、規制当局は、 顧問の潜在的顧客が情報を踏まえた上で、投資顧問が行った活動に応じて顧問を選べるようにする趣旨の開示ベースの体制を用いることも できる。
- 9. これら 2 つの選択肢に関係なく、規制スキームは顧問の種類に基づいて、次の要件を含めるべきである。
 - (a) 投資顧問が顧客の代わりに取引する場合²⁶¹、他の市場仲介者に 適用できる資本および他の業務統制(原則 29 から 32 で説明) も、顧問に適用すべきである。
 - (b) 投資顧問は取引しないが、顧客資産の保護預りを許可されている場合²⁶²、規制は、分別と、定期的ないしリスクベースの検査 (規制当局または独立の第三者のいずれかによる)を含め、顧客資産の保護と、原則 29 から 32 で説明した資本と組織上の義務を定めるべきである。
- 10. ただし少なくとも、投資顧問について選択された規制スキームは、市場仲介者の制度における下記の要素を、該当する限り含むべきである。
 - (a) 投資顧問として活動するための認可を定め、公衆が認可済みの 投資顧問の最新リストに確実にアクセスできる、十分な免許制 度。
 - (b) 申請前の所定の期間に、証券法または類似の金融法または刑法 に違反した者への免許禁止。
 - (c) 記録保管義務。
 - (d) 投資顧問が潜在的顧客に行う明確かつ詳細な開示の義務²⁶³。
 - (e) 未来の投資運用成績の保証や顧客資産の濫用を防ぎ、潜在的な 利益相反に対処する規則と手続き²⁶⁴。

²⁶¹ 脚注 313 の投資顧問の種類(a)。

²⁶² 脚注 313 の投資顧問の種類(b)。

²⁶³ 例えば、顧問の学歴、関連業界の経験、賞罰(もしあれば)、投資戦略、手数料の構造および他の顧客の負担、潜在的な利益相反、過去の運用成績(関連する場合)の説明は、定期的および重大な変化の発生時に更新される。

²⁶⁴ 潜在的な利益相反を全部解消するのは不可能かもしれないが、相反は対処すべきであり、解 消しない場合でも、少なくとも開示すべきである。

デリバティブ市場の仲介者

11. DMI が市場仲介者と別に扱われる法域では、範囲のセクションで説明したとおり、特定の制限された状況において、要件や基準の完全な適用が特定の種類の主体にとって適切ではない場合があることを認識し、DMIを登録または免許の対象とすべきである²⁶⁵。

主要論点

認可

- 1. 法域は、証券事業を営む条件として、市場仲介者(上記の定義のとおり)の免許取得を義務づけているか。
- 2. 免許の交付(または却下)²⁶⁶の前に、免許申請者全員が満たさなければならず、明確かつ一般に入手可能な、下記のとおりの最低基準または判断基準があるか。
 - (a) 同様の状況にある市場仲介者にとって、公正かつ公平である。
 - (b) 整合的に適用される。
 - (c) 初期の資本要件を適宜含む。
 - (d) 申請者および申請者を直接間接に支配するまたは重要な影響を 及ぼす立場の者全員に対する包括的評価が含まれている。これ には、適切な知識、事業活動、リソース、能力、倫理的態度 (過去の行為の検討が含まれる)の証明が必要となる。
 - (e) 書面での関連方針・手続きなど、内部組織、リスク管理および 監督システムの十分な実施に関する評価が含まれている。これ は、最低限の基準が引き続き守られているかどうかの継続的監 視を可能にする。
- 3. 規制当局や規制当局の監督下の SRO は、免許申請の審査を効果的に行うためのプロセスやリソースを実際に持っているか。

規制当局の権限

- 4. 関連当局は次の権限を有しているか。
 - (a) 認可要件が満たされていない場合、行政上または司法上の審査 を条件として免許交付を却下する。

²⁶⁵ ただし、OTC デリバティブ市場の大半は 非個人顧客/カウンターパーティで構成されるため、 非個人主体のみと取引する DMI の一般的な免除は適切ではないであろう。

²⁶⁶ 一部の法域では、判断基準は、潜在的申請者の拒否または不適格について述べられている。

- (b) 支配関係の変更または他の変更のため、関連する要件が継続的 に満たされない場合、免許を取り消す、停止する、または条件 を付ける。
- (c) 証券関連の違反を働いたまたは他の点で不適当な人物の雇用を 防ぐ(または人物の排除を図る)ために効果的な措置を取り、 そのような者が会社に重大な影響力を持つ可能性がある場合、 別途免許を受けた市場仲介者でなくても、仲介業務に携わり続 けることができないようにする。

継続的義務

- 5. 市場仲介者は、免許に関連した情報を定期的に更新し、免許条件を左右する状況に重大な変更があれば直ちに規制当局(または免許を与える当局)に報告するように、義務づけられているか²⁶⁷。
- 6. 免許を受けた市場仲介者に関連する下記の情報は、一般に入手できるか。
 - (a) 免許の有無、カテゴリー、状況。
 - (b) 許可された活動の範囲や上級管理職の身元、市場仲介者の名義 で活動する他の認可取得者の氏名。

投資顧問

7. 投資顧問の規制スキームは、以下を適宜義務づけているか。

- (a) 投資顧問が顧客に代わって取引する場合、他の市場仲介者に適 用される資本および他の業務統制(原則 29 から 32 で説明)が、 投資顧問にも適用される。
- (b) 投資顧問は取引しないが、顧客資産の保護預りが認められている場合に、規制が、分別や、定期的ないしリスクベースの検査 (規制当局または独立の第三者による)、原則 29 から 32 で説明する資本および組織上の義務など、顧客資産の保護を定めている。
- (c) (a) および(b) の両方の場合に加え、顧客に代わる取引や顧客資産の保護預りは伴わずに、投資顧問が顧客のポートフォリオを運用する場合に、規制が、原則 31 で説明したとおり、記録の管理、開示、利益相反をカバーする関連義務を課している。

²⁶⁷ 市場仲介者の現在の活動を示す情報は、規制当局に定期的に提供されるべきである。さらに、 市場仲介者の職員、活動、環境が変化し、役割を果たす能力に重要な影響が生じる場合は、 規制当局に適時報告すべきである。 市場仲介者に関する原則

デリバティブ市場の仲介者

8. DMI が市場仲介者と別に扱われる法域にて、範囲のセクションで説明したとおり、特定の制限された状況において、要件や基準の完全な適用が特定の種類の主体にとって適切ではない場合があることを認識し、DMI を登録または免許の対象としているか。

注釈

一部の法域は、CIS を運営する者を CIS 運営者として、免許を与えるだろう。他 の法域は、投資顧問を CIS 運営者として、免許を与えるだろう。この位置づけ方は、 CIS に関する原則 24 から 28 の評価基準に基づいた、原則 24-28 の評価を損なうべきでない。いずれにせよ、これらの原則は、当該投資顧問の市場仲介者の活動に適用されるべきである。

外国の仲介者が、関係のある条件に従いつつ国内の顧客にアクセスする、ということに関して他の免許制度を認めることは、ベンチマークを評価する際には、免許・認可のプログラムとみなされる。ただし、用いられる基準は透明で、明確で、整合的に適用され、原則の目的に対応したものである必要がある。

個人または主体が複数の資格で、免許、登録または認可を受けている場合、評価者は、各カテゴリーにどの基準が適用されるかを明言しなければならない。

市場仲介者に免許を与える SRO が、法域内にある場合、規制当局がプロセスを適切に監督しているかどうかの評価は、原則 9 に基づき扱われる。

主要論点 3 を検討する際、評価者はリソースに関して原則 3 を考慮すべきである。

主要論点 2 (e) を検討する際、評価者は、規制当局または指定された者(例えば SRO)によるシステムの評価が、免許交付に先立ってどの程度可能かを考慮すべきである。

ベンチマーク268

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問 6 (b) を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

²⁶⁸ 投資顧問の場合、法域内で認められた顧問のカテゴリーに該当する問いのみ、肯定的回答を要する。元本の保護や、所定の最低運用利回りを保証するプランで、適切な開示がなされたものを指すわけではない。

市場仲介者に関する原則

一部実施

問 2 (e) 、4 (c) 、6 (b) を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2 (a)、2 (b)、2 (c)、2 (d)、3、4 (a) および (b)、5、6 (a)、7 (a)、7 (b)、7 (c) および 8 が適用できる限りにおいて、1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 30 市場仲介者の資本やその他の健全性に関する初期的・継続的な要件が存在すべきであり、それは市場仲介者が負うリスクを反映すべきである。

自己資本比率の基準は、金融市場と投資家保護の信頼感を育む。適切な初期および継続的な自己資本基準の確立も、投資家の保護、金融システムの完全性や安定性の確保に貢献する。市場仲介者は、事業上の支払義務を履行し、事業が抱えるリスクに耐えられるように、十分な財源を確実に維持するように義務づけられるべきである。

評価者は、IOSCO が公表した自己資本の原則を参考にして、各国の自己資本基準を評価すべきである²⁶⁹。

主要課題

- 1. 認可の条件に、市場仲介者の初期資本要件を置くべきである。この要件は、行われると*予期される*事業の性質および規模を参考にして判断した企業のリスクに応じて、自己資本テストに基づき行うべきである。
- 2. 市場仲介者が*実際に*行っている事業のリスクの性質と規模に直接関連する、継続資本要件を置くべきである。市場仲介者は必要な資本を維持すべきであり、規制当局または認可された SRO (規制上の監督を受ける)に、適時かつ定期的に報告すべきである。これは、定期的な報告と、最低資本が発動水準に近づいたときの、一度のトリガーに基づく早期警戒的報告の組み合わせを伴うべきである。
- 3. 市場仲介者は、支払能力をカバーすべき自己資本と流動性基準に従うべきである。流動性不足は、期限が到来した債務を履行できない可能性を生じさせ、企業に困難を生じさせる恐れがある²⁷⁰。
- 4. 自己資本基準 ²⁷¹ は、市場仲介者が多少の損失を吸収し、特に大規模な、不利な市場の動きが生じても事業を継続でき、自社の顧客、取引相手、他社の顧客に損失を与えることなく、かつ金融市場の秩序だった機能を混乱させることなく、比較的短期間に事業を縮小できる環境を整えるように設計されるべきである。資本基準は、秩序だった事業縮小の目的を果たすため、介入する時間を監督当局に与えるように設計されるべきである。

Capital Adequacy Standards for Securities Firms、IOSCO 報告書、1989 年 10 月、を参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD1.pdf. で入手可能)。

²⁷⁰ 同書、17ページ。

²⁷¹ 同書、パート IV、10-21ページ。

- 5. 原則 31 に基づく組織上の義務に加え、市場仲介者は以下に従うべきである。
 - (a) 財政状態に対する独立した監査。
 - (b) 規制当局または規制上の監督を受ける認可された SRO による、 定期的および原因発生時の検査を含めた調査。
- 6. 規制当局は、市場仲介者の資本が劣化した場合や最低要件を割り込んだときに、市場仲介者の規制対象事業の制限と、より厳格な資本監視および/または報告義務を課す具体的権限を有するべきである²⁷²。
- 7. グループ内の他の主体の活動から生じる重要なリスクに対する市場仲介者のエクスポージャーは、対処すべきである。無免許およびオフバランスシートの関連会社の活動に関する情報の必要性を検討すべきである²⁷³。

主要論点

- 1. 市場仲介者の初期および継続的な最低自己資本要件はあるか。流動性 基準もあるか。資本および流動性基準は、支払能力の問題に対処して いるか。
- 2. 自己資本要件は、市場、信用、流動性、業務上のリスクなど、市場仲介者が直面するあらゆるリスクに対処する資本となるように構成されているか。
- 3. 自己資本要件は、負っているリスクに対して敏感か。すなわち、例えば大きな市場の動きが発生したときに、リスクの増大に伴って、求められる資本も増えるか。
- 4. 資本基準は、市場仲介者が多少の損失を吸収し、顧客に損失を与えたり、市場の秩序だった機能を混乱させることなく、比較的短期間に事業を縮小できるように設計されているか。

²⁷² 例えば、仲介者が顧客・市場・債権者に対する支払義務を果たせない危険にあると判断されるとき、または最低要件を上回っていても、仲介者の財政状態が悪化していると判断されるとき。評価者は、規制上の義務であっても、まずは、リスク管理の責任が企業にあることに留意すべきである。

例えば、Sound Practices for the Management of Liquidity Risk at Securities Firms、IOSCO 専門委員会報告書、2002年6月、5ページのパラグラフ21を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD128.pdfで入手可能)。Multidisciplinary Working Group on Enhanced Disclosur、バーゼル銀行監督委員会、G10中央銀行グローバル金融システム委員会、IAIS、IOSCOの合同報告書、2001年4月、2および21ページも参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD116.pdf.で入手可能)。

- 5. 関連する市場仲介者は、資本水準がいつでも容易に決められるように、 記録の管理を義務づけられているか。
- 6. 規制当局および/または SRO に対する報告の内容、形式、頻度、適時性は、市場仲介者の自己資本ポジションの大幅な劣化を明らかにするのに十分か。
- 7. 市場仲介者が背負うリスクが財政状態に反映されていることに追加的な保証を与えるため、市場仲介者の財政状態は独立監査人の監査を受けているか。
- 8. 規制当局は以下を行っているか。
 - (a) 市場仲介者の資本水準の定期的な審査。
 - (b) 審査により大幅な不足が明らかになった場合に適切な措置を講じること。

9.

- (a) 規制当局は、市場仲介者の資本が劣化し、支払義務を果たす能力が脅かされる場合や、最低要件を割り込んだときに、市場仲介者の規制対象事業の制限と、より厳格な資本監視および/または報告義務を課す具体的権限を有しているか。
- (b) 規制当局がこの権限を行使する証拠はあるか。
- 10. 健全性の枠組みは、規制対象主体以外から(例えば、免許を受けていない関連会社およびオフバランスシートの関連会社から)のリスクに対処しているか。

注釈

原則を評価する際、一般的に、市場仲介者の自己資本基準の設定に 2 つの主要なアプローチがあることを理解すべきである。「純資本(net capital)」のアプローチは、米国、カナダ、日本、他の一部の非 EU 法域で用いられている。純資本アプローチの目的はとりわけ、ブローカー・ディーラーに十分な流動資産の維持を義務づけて、経営難に陥ったブローカー・ディーラーが秩序だった自主的な清算を行えるようにすることで、顧客や債権者を保護することにある。もう 1 つの主要アプローチは、市場リスクを組み込むバーゼル合意改正をもとにした EU の自己資本規制と信用機関指令に取り入れられている²⁷⁴。このアプローチは、企業の資本のソルベンシー確保に重点を置く。2 つのアプローチは、目的に多少違いがあるが、実際の効果は相当程度重なっている。原則のパフォーマンス基準に対応する同等のアプローチは、他にもあり得る(例えば、投資顧問に関して²⁷⁵)。また、さまざまな国で、他に同等のアプローチがあるかもしれない。後者については、評価者は、当該国の規則が、IOSCO が公表した自己資本原則に従っているかどうかを検討する必要がある²⁷⁶。

関連主体が市場仲介者にもたらすリスクの評価にも、さまざまなアプローチがある。1つのアプローチは(米国で用いられている)、規制対象主体すなわち登録ブローカー・ディーラーに対し、重要な関連主体に関する広範な「リスク評価情報」を規制当局に提出するように、義務づけることである。他のいくつかの法域は、かかる関連主体への規制権限を有し、直接の情報提供を関連主体に義務づけることができる。

EU は総じて、証券会社が連結ベースで自己資本情報を提供し、個別の規制対象主体レベルでだけでなく、連結グループレベルで資本要件を満たすように義務づけている。評価基準は、他のアプローチを採り得るのを認識している。

一部の市場仲介者は、より低いリスクで業務を展開するように行動する。市場仲介者が顧客の資金を直接取り扱わない、リスクにさらされる自己勘定を持たないインターディーラー・ブローカーである、あるいは、マッチド・ブック・ベースで操業する場合²⁷⁷は、顧客資産を抱えたり自己勘定取引でポジションを取る市場仲介者への適用水準に比べて、より低い水準で資本要件を定めるのが適切だろう。

²⁷⁴ 信用機関の活動へのアクセスおよび信用機関と投資会社の健全な監督に関する指令 2013/36/EC、指令 2002/87/EC の改正、指令 2006/48/EC と 2006/49/EC の廃止、および信用機 関と投資会社の健全性要件に関する規則 (EU) 575/2013、規則 (EU) 648/2012 の改正を参照。

_

²⁷⁵ 投資顧問に関して、原則29、主要課題8。

上記 Capital Adequacy Standards for Securities Firms を参照。追加の指針については、Guidance to Emerging Market Regulators regarding Capital Adequacy Requirements for Financial Intermediaries、IOSCO 新興市場委員会報告書、2006 年 12 月、24-25 ページを参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD230.pdf.で入手可能)。

²⁷⁷ 自己勘定でポジションを取る市場仲介者が含まれない点に、留意されたい。

市場仲介者に関する原則

自己資本規制は、特定のリスクを明示的に規定するかもしれないが、実際は他のリスクもカバーする水準で設定される。評価者は、用いられる最低資本の決定方法と、それが法域内で適用される市場仲介者の種類について問うべきである。その際、原則のもとで、資本や資本要件の算定に複数の方法や技法が許容されていることを考慮する²⁷⁸。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問10を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 6、9 (b) および 10 を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。 *不実施*

問 1、2、3、4、5、7、8 (a) 、8 (b) および 9 (a) の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

-

特定のリスクの詳細は、Methodologies for Determining Minimum Capital Standards for Internationally Active Securities Firms which Permit the Use of Modelsunder Prescribed Conditions、IOSCO 専門委員会報告書、1998年5月、5ページ以下を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD77.pdf.で入手可能)。

原則 31

市場仲介者は、顧客の利益・資産を保護し、適切なリスク管理を確保するため、内部組織や営業行為の諸基準を遵守するための内部機能を確立するよう義務づけられるべきであり、市場仲介者の経営陣はこれらの事項についての第一義的な責任を受け入れるべきである。

市場仲介者は、顧客の利益と資産を保護し、市場の完全性を保つのを支えるように事業を行うべきである。

規制は、市場仲介者が証券法を守るための適切な内部方針・手続きや、適切な内部組織・リスク管理態勢を施行するように義務づけるべきである。規制は、市場からリスクを取り除くのを期待すべきでなく、適切なリスク管理が確実に存在することを目指すべきである。

業務上の違反の事例は、違法行為や過失を防ぐように設計された内部手続きがあっても起こり得る。市場仲介者の経営陣がもっぱら責任を負う内部手続きの遵守を、規制当局が日常的に監督するのは現実的でない。経営陣は、その責任を果たせるようにしなければならない。

主要課題

管理と監督

- 1. 市場仲介者の経営陣は、適切な行動基準の維持と適切な手続きの遵守を全社的に確保することに、第一義的な責任を負うべきである。これには、投資家保護とリスク管理を確実に行うため、外注化した業務も含め²⁷⁹、手掛ける事業の種類を考慮して、企業の適切な構成や十分な内部構造・統制を確保することが含まれる。
 - (a) 経営陣は日常的に内部手続の遵守を確保する必要がある。経営 陣は、事業の本質、内部統制手続および環境、ならびにリスク を引き受ける際の方針を理解し、自らの権限と責任の範囲を明 確に理解しなければならない。
 - (b) 事業関連の情報はすべて、以下を満たしていなければならない。
 - (i) 適時である。
 - (ii) 容易にアクセスできる。

2

Principles on Outsourcing of Financial Services for Market Intermediaries、IOSCO 専門委員会報告書、2005年2月、3ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD187.pdfで入手可能)。

(iii) 日常的に経営陣に報告される。

かかる情報は、セキュリティ、入手性、信頼性、完全性を維持 する趣旨の手続きに従うべきである。

2. 規制対象主体内のリスク管理プロセスの定期的な評価が必要である。 これは、評価を曲げたりしないように、十分な自律性を持った者が行 うべきである。SRO や、外部の監査人などの第三者が、このプロセス の支援に活用できよう。

組織上の要件280

- 3. 市場仲介者は、あらゆる準拠法および規則の遵守を確保し、法的もしくは規制面の制裁、金銭的損失または評判の低下に見舞われるリスクの緩和を図るシステムやプロセスを備えるべきである。
- 4. 特に DMI に関して、
 - (a) DMI は、必要に応じて OTC デリバティブ市場向けに適合させた、 事業行動基準に従うべきである。
 - (b) DMI は、OTC デリバティブ関連の事業リスクを適切に特定および管理するリスク管理システム・組織を備えるべきである。
 - (c) DMI は、OTC デリバティブの運営や、代表者の活動を管理する 監督上の方針と手続きを策定するよう義務づけられるべきであ る。
 - (d) DMI は、OTC デリバティブ取引の記録を保管し、適時な系統的で分かりやすい方法で提供可能にするよう義務づけられるべきである。OTC デリバティブ取引の記録保管期間は、その終了、満期または譲渡後の一定の期間を適用するべきである。
- 5. リスク管理、内部監査および法令遵守機能など、企業の適切な内部組織の詳細は、企業の規模、事業の性質、引き受けるリスクに応じて異なる。企業の内部組織に関する情報も、請求に応じて規制当局が入手できるようにすべきである。市場仲介者の内部組織に関しては、規制の枠組みは、以下の点を考慮するように義務づけるべきである。
 - (a) 準拠するすべての法律および規制面の義務、ならびに企業内部の方針および手続きの遵守は、業務部門から独立した構造の中で、経営陣に直属する独立の法令遵守機能²⁸¹により、適宜監視されるべきである。

²⁸⁰ Compliance Function at Market Intermediaries、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2006年3 月、7 ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD214.pdf で入手可能)。

²⁸¹ 同書、7ページを参照。

- (b) 以下を含む、企業の日常業務関連の効果的な政策や業務上の手順・統制。
 - (i) 自己勘定取引に適用されるリスク管理や内部統制を扱っ た明確な政策。
 - (ii) 全情報の完全性・セキュリティ・入手性・信頼性・徹底 の確保を図る手続き、事業継続性、外注手続き²⁸²。
- (c) 業務手順や統制の「有効性」の評価。以下の項目の確保に合理 的に役立つかどうかを踏まえる。
 - (i) 全顧客を公正、誠実、専門的な形で扱うなど、企業の取引慣行の誠実性。
 - (ii) 重要な職務や機能の適切な分離。特に、同一人物が行うと、発見されない過誤につながる可能性があったり、当該企業や顧客を不適切なリスクにさらすような濫用に陥りがちな職務や機能。
- (d) 自社の利益と顧客の利益の間に生じる利益相反への対処。利益相反の可能性が生じる場合、市場仲介者は、機密保持規則、適切な開示、利益相反が解消できない場合の活動中止を含む内部規則など、顧客の利益の毀損を防ぐ組織的措置を通じて、妥当な利益相反管理策を取り、全顧客の公正な扱いを確保すべきである。
- 6. Direct Electronic Access (DEA) が認められている場合、市場仲介者は、DEA 顧客が市場仲介者の既存のポジションや与信枠を上回る注文を出すのを制限または防止できる、自動取引前制御 (automated pre-trade control) などの統制を用いるべきである²⁸³。

顧客の保護

7. 市場仲介者が、予防措置の必要な顧客資産を支配する、または他の形で責任を負う場合、顧客の所有権を保障する十分な取決めを交わすべきである(例えば、そのような資産の分別と識別)。このような措置の主眼は次のとおり。横領からの保護、激しい市場混乱の発生時にポジションを移しやすくすること、自己勘定取引や市場仲介者の事業資金調達のための顧客資産流用の防止、個別の市場仲介者の経営破綻の秩序だった清算と顧客資産の返還の支援。

²⁸² 業務手順には、リスク移転メカニズムの活用(および、リスクの変容または移転における活用の影響)が含まれる可能性がある。

²⁸³ Principles for Direct Electronic Access to Markets、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010 年 8 月、17、21-22 ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD332.pdf. で入手可能)。

仲介者の特別な義務には以下を含めるべきである。

- (a) 仲介者は、顧客資産の正確な特性、金額、場所および所有状況、ならびに顧客資産を保有している顧客を分かりやすく提示する顧客資産の記録と勘定を正確かつ最新の状態で維持するべきである。また、記録は、監査証跡として利用できるように維持されるべきである²⁸⁴。
- (b) 顧客資産が海外の法域にて保有または設定され、母国の法域ではなく海外の法域の顧客資産保護や破産制度の対象となる場合、仲介者は、その事実について顧客に伝えるべきである。関連する顧客資産保護の制度や取決め、結果として生じる関連リスクについて要求される開示は、明確、率直、正確かつ分かりやすい言葉で書面で作成されなければならない。一般に理解されない法律または金融の専門用語は避けるべきである²⁸⁵。
- 8. 特に、清算集中される OTC デリバティブ取引における DMI に関して、 DMI は、顧客に属する担保と自己の所有資産を分離し、ポジションと DMI の顧客に属する担保の十分な識別と分離を可能にする、勘定構造 を用いるべきである。
- 9. IOSCO 報告書 Suitability Requirements with respect to the Distribution of Complex Financial Products に定義されるように、仲介者は、複雑な金融商品を販売する場合に、個人と非個人顧客を区別する適切な方針と手続きを採用して適用するよう義務づけるべきである。顧客区分は、関与する顧客の合理的な評価に基づき、それぞれの商品の複雑性とリスク度を考慮して行うべきである。規制当局は、顧客区分に関するガイダンスの仲介者への提供を検討するべきである²⁸⁶。
- 10. 市場仲介者は、投資家からの苦情に対処するための効率的かつ効果的な仕組みを備えるべきである。

286

Recommendations Regarding the Protection of Client Assets、IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2014年1月、3ページ(原則1)を参照。

⁽http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD401.pdf.で入手可能)。

²⁸⁵ 同書、5ページ (原則5 実施手段2)。

[「]仲介者」(免除を含む)、「販売」および「複雑な金融商品」という用語の定義については、 Suitability Requirements with respect to the Distribution of Complex Financial Products、IOSCO 代表 理事会報告、最終報告書、2013 年 1 月、4-6 ページの脚注 4 を参照

^{(&}lt;a href="https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD400.pdf">https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD400.pdf. で入手可能)。9-20 ページのパート 5 の原則も参照。Suitability Requirements with respect to the Distribution of Complex Financial Products では、OTC デリバティブ取引に関する勧告が 2012 年 6 月 DMI 報告書の 9ページに 個別に示された、と記されている。

- 11. 顧客に対する市場仲介者の行為に関しては、以下の項目が重要な要素として考慮されるべきである。
 - (a) 市場仲介者は顧客との取引関係を確立する際、信頼できる独立 したデータを用いて、顧客の本人確認を行い、検証すべきであ る。市場仲介者は、証券を実質的に所有または支配する者の十 分な本人確認情報を得るべきであり²⁸⁷、関連する場合は他の口 座の情報も得るべきである²⁸⁸。この義務を実施する手続きは、 詐欺、資金洗浄、テロ資金供与に巻き込まれるリスクを緩和す る市場仲介者の能力を促進するだろう。
 - (b) 市場仲介者は、提供するサービスに関連して、事情や投資目的についての情報を顧客から入手し、保存すべきである。市場仲介者の業務が具体的な助言の提供に至る場合、顧客のニーズや事情についての理解に基づいて、助言を提供すべきである²⁸⁹。
 - (c) 顧客は、雇用契約書や口座開設契約書、あるいは市場仲介者を 通じて取引するための一般条件および個別条件を記した書面を 入手できるようにすべきである。
 - (d) 上記の情報を含む記録は、投資家保護と各法域間の情報交換を目的として、ベストプラクティスに基づき合理的な年数の期間中保管されるべきである²⁹⁰。市場仲介者が、この原則に基づく顧客の義務を果たすために信頼できる第三者の利用を許可される場合であっても、市場仲介者は当該の義務の履行に対する責任をそのまま負う。市場仲介者の事業運営に関するすべての情報(文書や電子形式で保存されるデータを含む)の健全性、安全性、可用性、信頼性および完全性を確保するための方針と手続きを確立するべきである。

²⁸⁷ 例えば、実質所有者の氏名と住所を入手する。上記 Principles on Client Identification and Beneficial Ownership for the Securities Industry、4-6ページを参照。

²⁸⁸ この義務のさらに明確な説明は、原則 2 に基づく議論を参照。同書 7-8 ページ。

²⁸⁹ この文脈で「顧客管理 (know your customer)」の原則は、投資の提言の適切さや開示義務に 関係する。資金洗浄防止のため課せられる顧客の本人確認関連の義務とは、区別すべきであ る。

上記 Principles on Client Identification and Beneficial Ownership for the Securities Industry、10-14 ページを参照。

- (e) 市場仲介者は、顧客が情報を踏まえた投資判断を下せるように、 分かりやすく適時な方法で、入手できる適切な情報を顧客に開 示すべきである。個人の顧客が容易に把握できない可能性のあ るリスクを伴う商品の場合、規制が特定の開示形式を義務づけ る必要もあり得る。投資について助言するスタッフが、助言す る商品の特徴を確実に理解するような採用と研修に努めるべき である。
- (f) 市場仲介者は迅速かつ適切な間隔で、各顧客に宛てて、当該顧客の口座またはポートフォリオにおける価額と構成の報告書(取引明細や残高証明を適宜含む)を提供すべきである²⁹¹。
- (g) 市場仲介者は、手数料に関する情報を各顧客に示すべきである。
- (h) 販売に際して、販売前に個人投資家に行う集団投資スキーム (CIS) に関する重要な情報²⁹²の開示は²⁹³、明確かつ正確で、対象となる投資家に誤解を招くことがないようにすべきである²⁹⁴。
- (i) 市場仲介者は、顧客にとっての利益を最大化するように、相当 の注意とデューディリジェンスを伴って行動し、顧客の資産を 保護するべきであり、市場の完全性の保持を支えるようにすべ きである。
- (j) 規制当局は、内部プロセス、技能と知識のある職員および他の リソースを含め、市場仲介者の義務の遵守を監視する監督プロ グラムが施行されているのを実証できるべきである²⁹⁵。

主要論点

経営と監督

1. 市場仲介者の内部組織に関して、規制の枠組みは以下の点を考慮するように義務づけているか。

上記 Recommendations Regarding the Protection of Client Assets、3ページ(原則 2)。

IOSCO はこの文脈における「重要な情報」という用語を、「提供される金融商品の種類によって必然的に異なる。複数のリスクを伴う複雑な金融商品の一部においては、規制当局が「階層的アプローチ」のもとで投資家に即時開示を義務づける重要な情報の量が、比較的複雑ではない商品よりも多くなる可能性がある」と説明している。*Principles of Point of Sale Disclosure*、IOSCO 専門委員会報告書、2009年11月、28ページの脚注30を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD310.pdfで入手可能)。

²⁹³ 同書、4ページの脚注 5。

²⁹⁴ 同書、31ページ(原則5)。

上記 Recommendations Regarding the Protection of Client Assets、7ページ(原則 7)。

- (a) 外注化した業務に関するものを含め、適切な管理と組織構造²⁹⁶。
- (b) 十分な²⁹⁷ 内部統制。
- (c) 経営陣が、適切な行動基準の維持と適切な手続きの遵守を全社 的に確保することに、第一義的な責任を負うように義務づけら れていること。
- 2. 規制の枠組みは市場仲介者に対し、適時かつ容易にアクセスできる形で、事業関連の全情報を提供することと、日常的に経営陣に報告することを義務づけているか。かかる情報は、セキュリティ、入手性、信頼性、完全性を保つことを意図した手続きに従っているか。
- 3. 規制の枠組みは市場仲介者に対し、内部統制とリスク管理プロセスについて、客観的で²⁹⁸、定期的な評価を受けるように義務づけているか。

組織上の義務

- 4. 規制の枠組みは、市場仲介者の規模や事業を考慮した上で、市場仲介者の法令遵守機能の評価を含んでいるか。規制当局が不備に気付いた場合、市場仲介者に法令遵守機能の改善を義務づける措置が取られるか。
- 5. 規制の枠組みは、市場仲介者に対し、顧客保護、リスク管理、内部統制および業務統制の適切な体制(下記の点を合理的に確保する趣旨の、日常業務のあらゆる側面に関連した方針、手続き、統制など)を確立し、維持するように義務づけているか。
 - (a) 公正、誠実かつ専門的な方法で全顧客を扱うことを含む、企業 の取引慣行の健全性。
 - (b) 特に、同一人物が行うと、発見されない過誤につながる可能性があったり、当該企業や顧客を不適切なリスクにさらすような濫用に陥りがちな職務や機能において、重要な職務と機能の適切な分離。
- 6. 特に DMI に関して、
 - (a) 規制の枠組みは、DMI に対し、必要に応じて OTC デリバティブ 市場向けに適合させた事業行動基準に従うように義務づけてい るか。

上記 Principles on Outsourcing of Financial Services for Market Intermediaries、3-4ページを参照。

²⁹⁷ 十分性の概念は、会社の規模、事業の性質、引き受けるリスクの種類や量を考慮すべきである。

²⁹⁸ この評価は十分な自律性を持った者が行うべきである。評価を曲げないようにするためである。

- (b) 規制の枠組みは、DMI に対し、OTC デリバティブ関連の事業リスクを適切に特定および管理するリスク管理システム・組織を備えるように義務づけているか。
- (c) 規制の枠組みは、DMI に対し、OTC デリバティブの運営や、代表者の活動を管理する監督上の方針と手続きを策定するように義務づけているか。
- (d) 規制の枠組みは、DMI に対し、OTC デリバティブ取引の記録を保管し、適時に系統立てられた分かりやすい方法で提供可能にするように義務づけているか。OTC デリバティブ取引の記録保管期間は、その終了、満期または譲渡後の一定の期間を適用しているか。
- 7. 原則 8 を踏まえ、規制の枠組みは市場仲介者に以下を行うように義務 づけているか²⁹。
 - (a) 自社の利益と顧客の利益の間、または顧客の間で生じる利益相 反の対処に努める。
 - (b) 利益相反の可能性が生じる場合、以下を行う。
 - (i) 偏りのない意思決定過程と全顧客の公正な扱いの確保を 目指して、利益相反を管理するためのメカニズムを整備 する。
 - (ii) (a)で特定したメカニズムが不十分と判明した場合は、追加策 (利益相反の開示、機密保持の内規、利益相反が解消できない場合の活動中止が含まれ得る)を検討する。
- 8. DEA が認められている場合、規制の枠組みは市場仲介者に対し、DEA の顧客が市場仲介者の既存のポジションや与信枠を上回る注文を出すのを制限または防止できる、自動取引前制御などの統制を用いるように義務づけているか³⁰⁰。

231

Market Intermediary Management of Conflicts that Arise in Securities Offerings、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2007年11月、7-14ページのパート2(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD257.pdf.で入手可能)。上記 IOSCO Statement of Principles for Addressing Sell-side Analyst Conflicts of Interest。

上記 Principles for Direct Electronic Access to Markets、20ページを参照。

顧客の保護

- 9. 市場仲介者が、予防措置が必要な顧客資産を支配している、または他の形で責任を負う場合、市場仲介者による適切な保護(例えば、そのような資産の分別と識別)を義務づけた規制は敷かれているか。そのような措置は、ポジションの譲渡を促進し、経営破綻が発生したときの秩序だった清算や顧客資産の返還に役立つか。
- 10. 規制の枠組みは、顧客資産の正確な特性、金額、場所および所有状況、ならびに顧客資産を保有している顧客を分かりやすく提示する顧客資産の記録と勘定を正確かつ最新に維持するように、市場仲介者に義務づけているか。また、規制の枠組みは、記録を、監査証跡として利用できるように維持するように義務づけているか³⁰¹。
- 11. 顧客資産が海外の法域にて保有または設定され、母国の法域ではなく海外の法域の顧客資産保護や破産制度の対象となる場合、規制の枠組みは、その事実について顧客に伝えるよう仲介者に義務づけているか。規制の枠組みは、関連する顧客資産保護の制度や取決め、結果として生じる関連リスクについて要求される開示を、明確、簡潔、正確かつ分かりやすい言葉で書面を作成して行い、一般に理解されない法律または金融の専門用語は避けるように、市場仲介者に義務づけているか。
- 12. 特に、清算集中される OTC デリバティブ取引における DMI に関して、 規制の枠組みは、 DMI に対して、顧客に属する担保と自己の所有資産 を分離し、ポジションと DMI の顧客に属する担保の十分な識別と分離 を可能にする、勘定構造を用いるように義務づけているか。
- 13. 規制の枠組みは、投資家からの苦情に対処する効率的かつ効果的な仕組みを備えるように、市場仲介者に義務づけているか。
- 14. 規制の枠組みは、証券を実質的に所有または支配する者を含め、信頼できる独立したデータを用いて、顧客の本人確認を行い、検証するように、市場仲介者に義務づけているか。
- 15. 規制の枠組みは、顧客の事情や提供されるサービスに関連した投資目的について、市場仲介者が顧客から情報を入手して保持するように義務づけているか。
- 16. 規制の枠組みは、顧客に具体的な助言を提供する前に、「顧客を知る (know its customer)」ように市場仲介者に義務づけているか。

上記 Recommendations Regarding the Protection of Client Assets、3ページ(原則 1)。

- 17. IOSCO 報告書 Sutiability Requirements with respect to the Distribution of Complex Financial Products³⁰²に定義されるように、規制の枠組みは、複雑な金融商品を販売する場合に、個人と非個人顧客を区別する適切な方針と手続きを採用して適用するように、仲介者に義務づけているか。
- 18. 規制の枠組みは、上記の情報を記載した記録を妥当な年数以上にわたって保管するように市場仲介者に義務づけているか。市場仲介者は、監督者が個別の取引に関連するすべての事実を見つけられる形で、帳簿や記録を維持するように義務づけられているか。
- 19. 規制の枠組みは、雇用契約書や口座開設契約書、あるいは市場仲介者 を通じて取引するための一般条件および個別条件を記した書面を、市 場仲介者が顧客に交付するように義務づけているか。
- 20. 規制の枠組みは、顧客が情報を踏まえて投資判断を下せるように、市場仲介者が顧客に情報を開示し、利用できるようにすることを義務づけているか。
- 21. 規制の枠組みは、市場仲介者が、定期的に(少なくとも年1回)、また、依頼に応じて合理的に速やかに、口座報告書(当該顧客のためにまたはその代理として保有する顧客資産に関する詳細を含む)を顧客に交付するように義務づけているか³⁰³。
- 22. 規制の枠組みは、顧客の取引に伴うすべての手数料に関する情報を顧客に提供するように、市場仲介者に義務づけているか。
- 23. 規制の枠組みは、販売に際して販売前に個人投資家に行う集団投資スキーム(CIS)に関する重要な情報の開示を、明確かつ正確で、対象となる投資家に誤解を招くことがないようにするよう義務づけているか。
- 24. 規制の枠組みは、顧客および顧客資産の利益を最大化するように、相当の注意とデューディリジェンスを伴って行動し、市場の完全性の保持を支えるように、市場仲介者に義務づけているか。
- 25. 規制当局は、市場仲介者の義務遵守の監視を図る内部プロセスなど、 監督プログラムが施行されているのを実証できるか³⁰⁴。

注釈

顧客資産の扱いは、原則30で取り上げた資本の十分性に関わる可能性がある。

³⁰² 主要課題 9 および脚注 286 を参照。

上記 Recommendations Regarding the Protection of Client Assets、3 ページ(原則 2)。

上記 Recommendations Regarding the Protection of Client Assets、7ページ(原則 7)。

市場仲介者に関する原則

市場仲介者の十分な開示を構成するものは、提供されるサービスの種類に左右さ れる可能性がある。例えば、純粋な注文取次業者に要求される開示は、投資の助言 も提供するフルサービスのブローカーに対するものと異なるであろう。

主要論点 19 は、顧客と取引するすべての市場参加者に、受託者義務を課すまたは 義務づけると解すべきでない。

「法令遵守機能」という用語は、具体的な法令遵守の活動および責任を遂行する ための役割および責任の範囲を指す、包括的な言及として用いられる。この表現は、 証券会社の規模や種類の多様性を認めて、特定の組織構造を指すことは意図してい ない305。

比較的小規模の企業では、取引または助言を行う経営陣と法令遵守機能の間に重 複が存在し得る。この場合、利益相反、または法令遵守責任の遂行に関するその他 の問題を防ぐ手続きが必要になる306。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

間13を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 3、5 (a)、5(b)、6(a)、6(b)、6(c)、6(d)、7(a) または (b)、8 (該当する 場合)、11、12、13、14、16、19、20 および 23 を除き、該当するすべての 問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、1 (c) 、2、4、9、10、15、17、18、21、22、24、25の1 つ以上に肯定的に回答できない。

³⁰⁵ 上記 Compliance Function at Market Intermediaries、7ページを参照。

³⁰⁶ 同書、12ページを参照。評価者は、比較的小規模な企業における法令遵守機能の完全な独立 性を達成することの難しさを認識する必要がある。

原則 32 投資家に対する損害・損失を最小化し、システミックリスクを抑制 するための、市場仲介者の破綻処理に関する手続きが存在すべきで ある。

市場仲介者の破綻は、顧客や取引相手に悪影響を及ぼしかねないが、システミックな影響をもたらす恐れもある。規制当局は、市場仲介者が破綻する事態に対処するため、明確かつ柔軟な計画を用意しておかなければならない。

主要課題

- 1. 規制当局は、市場仲介者が破綻する事態に対処する明確な計画を持つべきである。金融破綻の状況は予測不可能なため、柔軟な計画にすべきである。
- 2. 規制当局は、市場仲介者の破綻が引き起こす投資家と金融システムの機能への損害や損失を最小限にとどめるように試みるべきである。以下を目的とした措置の組み合わせが必要だろう。
 - (a) 業務を制限する。
 - (b) 資産の適切な管理を確保する。
 - (c) 市場に情報を提供する。
- 3. 支配的な国内の銀行規制モデルに応じて、銀行規制当局と、さらに国内の状況から必要であれば、破産当局と協力しなければならないだろう。少なくとも規制当局は、他の関連する国内外の市場当局の連絡先を特定しておくべきである³⁰⁷。
- 4. 規制当局は、市場仲介者の破綻で生じる潜在的にシステミックな影響を、ごく短時間のうちに判断するメカニズム/監視システムを備えるべきである。

主要論点

_

1. 規制当局は、行動を抑制し、資産の適切な管理を確保し、必要に応じて市場に情報を提供する措置の組み合わせなど、企業が破綻する事態に対処するための計画を有しているか。

Report on Cooperation between Market Authorities and Default Procedures、IOSCO 専門委員会報告書、1996年3月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD49.pdf.で入手可能)。

- 2. 規制当局に市場仲介者の破綻の可能性を通知し、問題への対処や是正措置を講じる時間を与える早期警戒体制や他のメカニズムはあるか。
- 3. 規制当局は適切な措置を講じる権限を持っているか。特に、以下の事項を行えるか。
 - (a) 投資家への損害や損失を最小限に抑えることを視野に入れ、市場仲介者の業務を制限する。
 - (b) 市場仲介者に対し、例えば別の市場仲介者に顧客の口座を移管 するなど、具体的な行動を取るように義務づける。
 - (c) 監視、財産の保全管理、保佐または他の管理を行う者の選任を 請求する。そのような権限がない場合、規制当局は、市場仲介 者または市場仲介者を代理する第三者が保有する資産につき、 占有または支配を関係当局に申請できるか。
 - (d) 仲介者の破綻が発生した場合、顧客および和解の保険スキーム または保証基金など、顧客、取引相手、システムへのリスクを 最小限にとどめる趣旨の他の利用可能な措置を適用する。
- 4. 規制当局は、これらの市場仲介者に対する措置を講じる権限と実際の 能力を有することを実証できるか。
- 5. 金融混乱に対処する規制当局のプロセスや手続きには、国内外の他の 規制当局と適宜、連絡や協力を行うことが含まれるか。また、取決め が交わされており、協力が実行される証拠はあるか。

注釈

破綻したまたは破綻しつつある市場仲介者が占有する顧客資産を保護する規制制度の十分性を評価する際、資本および他の健全性規制の十分性を考慮するのに加え、分別の仕組みの十分性を適宜検討するのが適切である。また、市場仲介者の破産発生時に、顧客の資金や証券を保護するように設計された保険および/または補償スキーム、ならびに和解保険スキーム、または取引相手やシステムのリスクを最小限に抑えるであろう他の取決めについても、利用性や十分性を検討するのが適切である。

評価者は、取決めをどのように組み合わせて活用できるか、それらがどのように リスク緩和を意図しているかを示すべきである。

原則 32 の評価は、システミックリスクに関する原則 6 の評価に基づく知見や、原則 29 および 30 に基づくリスク管理慣行に関連した知見と整合すべきである。

市場仲介者に関する原則

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問3(d)を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 3 (b) 、3 (c) および 3 (d) を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問1、2、3(a)、4および5の1つ以上に肯定的に回答できない。

市場仲介者に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Recommendations Regarding the Protection of Client Assets IOSCO 代表理事会報告書、2014年1月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD401.pdf	31	
2	Suitability Requirements with respect to the Distribution of Complex Financial Products IOSCO代表理事会報告書、2013年1月	31	
3	International Standards for Derivatives Market Intermediary Regulation IOSCO 専門委員会報告書、2012年6月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD381.pdf 「DMI 報告」	29 30 31	
4	Principles for Direct Electronic Access to Markets IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年8月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD332.pdf	31	33
5	Fit and Proper Assessment -Best Practice IOSCO 新興市場委員会報告、最終報告書、2009年12月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD312.pdf	29	
6	Principles of Point of Sale Disclosure IOSCO 専門委員会報告書、2009年11月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD310.pdf .	31	

)
8
4
6

14	Principles on Client Identification and Beneficial Ownership for the Securities Industry	31	10
	IOSCO 報告書、2004年5月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD167.pdf		
15	Report on Securities Activity on the Internet III	31	11
	IOSCO 報告書、2003 年 10 月		13
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD159.pdf		16
16	IOSCO Statement of Principles for Addressing Sell-Side Analyst Conflicts of Interest	31	23
	IOSCO 専門委員会報告書、2003年9月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD150.pdf		
17	Trends in Risk Integration and Aggregation	30	
	合同フォーラム報告書、2003年8月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD149.pdf		
18	Operational Risk Transfer Across Financial Sectors	30	
	合同フォーラム報告書、2003年8月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD148.pdf		
19	Initiatives by the BCBS, IAIS and IOSCO to Combat Money Laundering and the Financing of Terrorism	31	10
	合同フォーラム報告書、2003年6月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD146.pdf		
20	Sound Practices for the Management of Liquidity Risk at Securities Firms	30	
	IOSCO 専門委員会報告書、2002年6月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD128.pdf		

21	Risk Management Practices and Regulatory Capital – CrossSectoral Comparison	30	
	合同フォーラム報告書、2001年11月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD122.pdf		
22	Multidisciplinary Working Group on Enhanced Disclosure バーゼル銀行監督委員会、G10 中央銀行グローバル金融システム委員会、保険監督者国際機構(IAIS)、IOSCOの合同報告書、2001年4月	30	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD116.pdf		
23	Securities Activity on the Internet IOSCO 専門委員会報告書、1998年9月	31	11 13
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD83.pdf		16
			33
24	Methodologies for Determining Minimum Capital Standards for Internationally Active Securities Firms which Permit the Use of Models under Prescribed Conditions	30	
	IOSCO 専門委員会報告書、1998年5月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD77.pdf		
25	Report on Cooperation between Market Authorities and Default Procedures	32	37
	IOSCO 専門委員会報告書、1996年3月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD49.pdf		
26	Operational and Financial Risk Management Control Mechanisms for Over-the-Counter Derivatives Activities of Regulated Securities Firms	31	
	IOSCO 報告書、1994年7月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD35.pdf		

市場仲介者に関する原則

27	Capital Requirements for Multinational Securities Firms IOSCO 専門委員会報告書、1990年11月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD14.pdf	30	
28	International Conduct of Business Principles IOSCO 専門委員会報告書、1990年7月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD8.pdf	31	
29	Capital Adequacy Standards for Securities Firms IOSCO 報告書、1989年10月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD1.pdf	30	
30	Resolution on Rules of Ethics of Intermediaries IOSCO代表委員会決議、1989年9月 http://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCORES43.pdf	31	

I. 流通市場およびその他の市場に関する原則

1. 前文

どの法域の規制当局も、投資家が公正、効率的、透明な市場を望んでいると認識している。本セクションに基づく原則は、この目的の推進を意図している。市場の公正性は、投資家保護や不適切な取引慣行の防止に密接につながっている。

原則 33 から 37 において、「市場」の用語は、証券、株式や債券に関するデリバ ティブ、および商品デリバティブの取引に用いる制度を含め、最も広義に解釈すべ きである。伝統的に組織された取引所のほか、流通市場には、さまざまな形の取引 所外の取引システムが含まれると解すべきである。ただし、本セクションにて用い られる「市場」という用語は、発行体に関する原則 16 から 18 に基づく取引を意味 する、証券の公募売り出しを対象としない。流通市場およびその他の市場は、伝統 的な組織化された取引所に加えて、さまざまな形態の非取引所取引の市場システム を含むと解釈されるべきである。これらのシステムには、代替取引システム (ATS)、多角的取引施設(MTF)、組織化された取引施設(OTF)、仲介者が開 発した「私設」システムなどがあり、通例、他のブローカー、銀行、機関投資家/ 運営者の与信基準を満たす個人投資家にサービスを提供する。しかし、OTC デリバ ティブと伝統的な証券市場には基本的な違いがあるため、多くの場合この原則は OTC デリバティブ市場に適用されないことになる。また、OTC デリバティブは再販 されず、流通市場はない。これらの理由から、原則33から37は、明示的に知られ る場合に限り、認可された取引所や取引システムにて取引される OTC デリバティブ に適用され、その他のOTCデリバティブには適用されない。

評価目的で「市場」が広義に解釈されているが、このメソドロジーは、IOSCO の報告書が取り上げたトピックに向けられている。認可された取引所や規制された取引システム、すなわち、多数の買い手と売り手を集めて、取引の完了につながる市場システムが、この評価の主な対象である。

特定の流通市場またはその他の市場に適した規制は、市場の性質、商品、参加者によって決まる。例えば、このメソドロジーは、現物商品デリバティブ市場の特別な特徴を考慮に入れている。適用される原則によって、こうした市場は、操作や不正取引スキームの悪影響を受けることなく、基本的な価格発見やヘッジの機能を果たせるようになっている³⁰⁸。

規制は次第に、取引の国際化の進展と、技術発展が市場や市場のインフラに及ぼす影響を考慮しなければならなくなっている³⁰⁹。

-

Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、IOSCO 専門委員会報告書、2011年9月、11ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD358.pdf.で入手可能)。

Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、IOSCO 専門委員会報告書、2011年10月、7ページ以下を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD361.pdf.で入手可能)。

一部の取引所や取引システムの運営は、市場やシステム自体によって行われる。 他では、運営者として活動する別の主体によって行われる。このセクションでは、 用語 「認可された取引所」と「規制された取引システム」は、両方のタイプの取引 所や取引システムを含むと解すべきである³¹⁰。

規制の水準は、当該市場の特質に左右され、それには以下が含まれる。アクセスの権利、取引される商品の種類、他市場との統合の度合い、国際取引の範囲、技術発展の影響、運営者が法定の権限に基づいて、自主規制およびリスク管理の役割を果たす能力。

規制は市場構造、市場参加者、商品に応じて異なり得るため、そのような違いや違いの根拠に関する情報は、どの評価でも重要な要素となる。例えば、原則は特定の規制方法を指定しない。ほとんどの場合、原則は、法律、行政規則、勧告、ガイドラインまたは手続き、市場規則、取引慣行やベスト・プラクティスの信義則、または専門家としての市場行動規範、合意された市場慣習、または電子市場におけるアルゴリズムへの組み込みによって、実施され得る。ただし、選ばれた実施方法が必ず、目的の達成に必要な範囲で執行可能であり、ベンチマークを考慮していることが条件となる。

したがって、正確に規制構造を評価するため、評価者は、清算・決済の取決め、 参加者の種類と国際的な結びつき(国内外の両方)など、市場構造を理解しなけれ ばならない。この評価メソドロジーのイントロダクションは、市場構造が評価実施 時のアプローチに与える影響について、さらなる指針を与えてくれる。

原則はまた、「一部の場合、取引システムを直接的な規制からほぼ例外とするのが適切である」と認めているが、規制当局が必要な承認(または免除)の種類を正しく検討したあと、関連当局に承認してもらう必要がある。この場合、基準は、透明で、利用しやすく、整合的に適用されるべきである³¹¹。例外扱いが市場や公衆に及ぼす効果は、原則7に基づく「規制の境界線」の問いに関連する可能性がある。

-

³¹⁰ ここでの「運営者」の言及は、認可された取引所や規制された取引システムを含み、その逆 も当てはまると解すべきである。

³¹¹ 例えば、出来高が少ない取引システムは、一部の義務を免除するのが適切だろう。また多くの法域で、ソブリン債(および、場合によってはサブソブリン債)の流通市場は規制を受けないか、社債の流通市場に比べて、より限定的な規制の対象となる。

さらに、多くの法域で、外国の運営者が出資する電子取引システムの認可/承認のプロセスや関連する義務が、純国産システムに対するプロセスと異なる可能性がある³¹²。同様に、一部の法域では、取引される商品や参加者の洗練度に応じて、市場に階層的な規制を課すことがある。また、代替取引システムをブローカーとして規制し、市場仲介者に準ずる規制を適用する法域もある(それらの原則に基づくほか、透明性、インサイダー取引、市場での不正行為の禁止に関する一定の規則と併せて)。このような規制の柔軟性は、原則と整合的である。提供されるサービス、取引される商品や市場参加者の種類に関連した違いは、適切な規制面の違いを導き出す一般に受け入れられた根拠である³¹³。

法の支配への信頼、契約の執行可能性、商法および破産法の十分性は、流通市場およびその他の市場の効果的な規制にとって極めて重要で、ギャップが存在する部分については、評価の中で特定されるべきである³¹⁴。

2. 範囲

原則 33 から 38 は、法域の全体的な規制構造が、どのように規制市場の完全性を確保するかを検討する。

原則 33 および 34 は、取引所や取引システムの認可とそれらの継続的な監視の一般的要件を検討する。具体的には、原則 33 は、取引所または取引システムが*最初に* 法域内で認可されるときに必要な基準を検討する。一方、原則 34 は、認可の前提条件として必要と考えられた関連条件とともに、認可された取引所または規制された取引システムの*継続的遵守*を、規制当局が確保する手続きを検討する。

_

³¹² ただし、市場の参入・退出や商品に対する不要な障壁は、存在すべきでない。場合によっては、財政に関する法令や他の一般法など、規制当局の管轄下にない法がもたらす可能性もあろう。添付資料 1 を参照。一方で、例えば、アクセス基準は、相互認証、追加的な開示または他の義務に基づくことができよう。

Supervisory Framework for Markets、IOSCO 専門委員会報告書、1999年5月、13ページのセクション IV. A. (代替取引システム)を参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD90.pdfで入手可能)。

³¹⁴ 添付資料 1。

原則 35、36 および 37 は、市場の完全性の促進を意図した具体的な規制目的に焦点を当てる。原則 35 は、規制構造が透明性(取引前と取引後の情報の入手性に関して定義される)を促進する程度に焦点を当てる。これは、取引前の透明性や効率的な市場機能、取引後の透明性に関連して、価格発見プロセスにて市場分断による悪影響の可能性を軽減するうえで重要である³¹⁵。原則 36 は、相場操縦(または操縦の試み)行為、詐欺、欺罔の行為や他の市場不正行為を禁止、発見、抑止する規制や仕組みに焦点を当てる。最後に、原則 37 は、大口エクスポージャー、デフォルト、市場の混乱に対し、適切な管理を確保するため導入された仕組みに焦点を当てる。原則 37 はまた、株式市場の空売り規制義務、OTC デリバティブ取引に関するリスクの緩和、商品デリバティブ市場におけるリスクへの対応の必要性も取り上げる。

原則 38 は、証券・デリバティブ市場や支払・決済システムが混乱に陥る可能性があるため、国内外のいずれにおいても、証券決済システムと証券集中振替機関、取引情報蓄積機関、中央清算機関は、効果的な規制と監督を受けるべきだと明らかにする。それらが公正、効果的かつ効率的であることを確保し、システミックリスクを確実に緩和するためである。

_

上記 Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、69-70ページを参照。

3. 原則33~37

原則 33 証券取引所を含む取引システムの設立は、規制上の認可・監督に服するべきである。

規制当局の取引所や取引システムの認可は、取引規則の審査と承認を含め、公正で秩序ある市場の確保に役立つ³¹⁶。市場の公正性は、特に不適切な取引慣行の防止により、投資家保護に密接につながっている。

規制は、市場施設への公平なアクセスが非差別的に投資家に与えられるように、 万全を期すことに努めるべきである。規制は、公正な注文の扱いと信頼できる価格 形成過程を確保する市場の慣行と構造を推進すべきである。これには、取引が執行 されたときの価格に関する情報が、迅速に一般に提供される適切な取引後報告シス テムの義務づけが含まれる。

主要課題

認可基準

規制を受ける取引所または取引システム

1. 規制は、前文で定義された流通市場または他の市場としての取引所または取引システムの運営者の初期時点および継続的な妥当性と能力の評価を定めるべきである。運営者は規制当局に説明責任を負い、元本、決済、保証またはパフォーマンスのリスクを負うときは、取引未完了のリスク緩和を図る健全性および他の義務に従わなければならない。

³¹⁶

評価者は、特に取引ルールおよび公正で秩序だった市場の推進に係る背景に関して下記の IOSCO 報告書を参照すべきである。Report on Issues in the Regulation of Cross-Border Proprietary Screen-Based Trading Systems、IOSCO 報告書、1994年10月、5ページ以下を参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD42.pdf.で入手可能)。Screen-Based Trading Systems for Derivative Products、IOSCO 専門委員会報告書、1990年6月、4ページを参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD6.pdf.で入手可能)も参照。Principles for the Oversight of Screen-Based Trading Systems for Derivatives Products — Reviews and Additions、IOSCO 専門委員会報告書、2000年10月、6ページも参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD111.pdf.で入手可能)。上記 Securities Activity on the Internet、19ページ以下、および上記 Securities Activity on the Internet II、6ページ以下 (情報共有として)も参照。

監督

2. 規制当局は、公正性、効率性、透明性および投資家保護ならびに証券 法の遵守を確保するため、取引所または取引システム、その会員また は参加者のモニタリング、監視および監督のため、運営者が交わした あらゆる取決めの信頼性を評価すべきである。無秩序な取引状況を特 定して対処し、違反行為を発見したときは確実に処理する仕組みを施 行しなければならない。市場取引が混乱する恐れのある状況で、取引 管理の仕組み(取引停止、変動制限、値幅制限および他の取引制限を 含むがこれに限定されない)³¹⁷の詳細および規制当局が活用できる支 援の手続きの詳細を、規制当局に提出すべきである。

適切な水準の安定性を提供するために、規制当局は取引場所に重要なシステムの弾力性、信頼性および完全性(安全性を含む)を確保するための仕組みの構築を義務付けるべきである³¹⁸。機能停止の防止は重要であるが、取引場所は、当該機能停止に対応する備えを義務付けられるべきであり、これに関連して、必要に応じて、事業継続計画³¹⁹の作成、維持および実施を義務付けられるべきである。

3. 機能が外注化される場合、市場がサービス業者に外注するであろう一切の機能について、外注に伴って、外注を行う側の市場の責任が否定されるわけではない。外注を行う市場は、すべての規制義務を確実に遵守できるように、力量や能力を保たなければならない。したがって、規制面の重要な機能の外注に関して、市場はかかる機能を外注し得るかどうか、どのように外注し得るかを考慮すべきである。外注は、市場の適切な監督や監査など、法定責任を行使する市場当局320の能力を損なう場合は、許されるべきでない。

上記 Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、45 ページの勧告 2 を参照。

Mechanisms for Trading Venues to Effectively Manage Electronic Trading Risks and Plans for Business Continuity、IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2015 年 12 月、18 ページの勧告 1 を参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD522.pdf. で入手可能)。

³¹⁹ 同書、34ページの勧告 2 を参照。

[「]市場当局」の語は、この文脈では、市場に対する一定の規制機能を果たす上で、法律または規制上の権限を有する法域内の当局を指すのに用いられる。関連する市場当局は、規制機関、自主規制機関および/または市場自体の可能性もある。*Principles on Outsourcing by Markets*、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009 年 7 月、3 ページの脚注 2 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD299.pdf.で入手可能)。

商品と参加者

- 4. 規制当局は、最低限の要件として、取引所や取引システムで取引される証券や商品の種類を知らされるべきであり、商品の取引を統括する規則を、適宜審査/認可すべきである。それにより、市場および/または規制当局は以下を行うべきである。
 - (a) 商品設計の原理、ならびに適宜、上場要件および取引条件を検討する。 取引所で取引される商品デリバティブ市場の固有の特徴のため、市場当局は Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets³²¹で示された契約設計に係る原則に従うべきである。
 - (b) システムや取引所へのアクセスが、公正かつ客観的であるよう に確保し、関連する参加基準と手続きを検討する³²²。

注文執行手順

5. 注文執行規則や注文取消手続きは、規制当局や市場参加者に開示されるべきであり、全参加者に公平に適用されるべきである。取引所や取引システムの注文回送手続きも、規制当局や市場参加者に明確に開示され、公平に適用されるべきであり、関連する証券規制(例えば、顧客優先や、フロントランニング(顧客の先回りをした取引)の禁止)に反するべきでない³²³。

_

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets 、11-12ページを参照。これらの原則は、主に上場現物商品デリバティブ、例えば、原資産が、現物商品、現物商品指標または物価系列であり、現金清算もしくは現物受渡しを行いうる先物契約、先物契約に係るオプションおよびオプションに適用することが意図されている。これらの商品デリバティブ取引は、実際の原資産の実需の市場における取引と区別されるべきである。The Application of the Tokyo Communiqué to Exchange-Traded Financial Derivatives Contracts、IOSCO専門委員会報告書、1998年9月、2ページを参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD85.pdfで入手可能)。商品デリバティブに関して、上記原則は当該報告書より優先されており、株式デリバティブへの適用が意図されていない。

上記 Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、45ページを参照。

³²³ すべての法域が、SRO 義務を市場に課しているわけではない。市場の具体的な責任は必ず、 準拠法・規則によって規定される。

- 6. 技術的な接続オプションの違いから(特に取引所サーバー周辺に高速アルゴリズム取引システムが共同立地することから)生じる待ち時間の違いの公正性は、技術的に重要な、市場の完全性に関する問題を提起する³²⁴。この問題については、さらなる作業の進展が待たれる。市場当局は IOSCO の Principles for the Oversight of Screen-Based Trading Systems(2000 年)で示されたアプローチを考慮すべきである。この報告書は、1 つの接続オプションの中での公平な扱いと、レスポンスタイムの違いの開示に焦点を当てている。
- 7. 直接電子的アクセス (DEA) は、人が自分の注文を執行するため、市場の取引マッチングシステムに直接送る (すなわち、他人による取扱いや再入力をしない) プロセスを指す325。
- 8. 市場は、公正かつ秩序だった取引に関するリスク管理を行える合理的に設計された有効なシステムや統制(特に、仲介者が適切な取引制限を発動できる自動取引前制御など)が導入されなければ、DEAを許容すべきでない³²⁶。
- 9. 市場は、会員の仲介者が適切な監視とリスク管理制御を導入できるように、取引前および取引後の情報に(リアルタイムベースで)アクセスを与えるべきである³²⁷。

取引情報

10. 完了した取引、取引情報および規則、運営手続き³²⁸に関する情報は、 入手できるようにすべきであり、規制当局は、それが同様の状況にあ る市場参加者全員に公平に提供されていることを検証すべきである³²⁹。

326 同書、20ページ、原則 6。

上記 Principles for Direct Electronic Access to Markets、15ページを参照。

³²⁵ 同書、付録 1、DEA の定義。

³²⁷ 同書、17ページ、原則 5。この原則は、電子取引が普及した世界で、DEA の状況における伝統的なリスク管理機能を果たすのを促進するため、仲介者が取引前および取引後の関連情報に、適時アクセスできなければならないとの専門委員会の認識を反映している。

³²⁸ダークプールおよびダークオーダーを提供する透明性のある市場は、市場参加者に十分な情報を提供すべきである。その結果、市場参加者は、ダークオーダーが取り扱われ、執行された方法を理解することができる。Principles for Dark Liquidity、IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2011年5月、30ページの原則5を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD353.pdf.

³²⁹ 市場参加者には、市場の会員だけでなく、より広い意味で投資家が含まれる。

取引が複数の取引場所に渡って発生する状況では、規制当局は情報の統合および普及をできるだけ技術的に可能かつ合理的な限りリアルタイムに近づけるように適切な仕組みが備えられるよう確保できるように努めるべきである³³⁰。

- (a) 参加者の区分けは、取引前情報へのアクセスを目的として、合理的な根拠に基づいてなされるべきである。
- (b) かかる情報へのアクセスの差は、特定の区分の参加者に、不公 正な形で不利を与えるべきでない。
- 11. 規制当局が、完全な取引文書や監査証跡を入手できるようにすべきである。

主要論点

規制対象の取引所または取引システム

- 1. 取引所や取引システムの設立331には、認可が必要か。
- 2. 取引所や取引システムの運営者に、次のような認可の基準はあるか 332
 - (a) 所管官庁による市場の分析と認可を義務づける。
 - (b) 取引所や取引システムの運営者の運用面および他の能力の証拠 を求める。
 - (c) 元本、決済、保証またはパフォーマンスのリスクを負う取引所 または取引システム運営者に、健全性要件および取引未完了リ スクの緩和を図る他の要件の遵守を義務づける(例えば、強制 的な証拠金評価と徴収、資本または財源、会員からの拠出、保 証基金、与信枠またはポジションの制限)。

Regulatory Issues Raised by Changes in Market Structure、IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2013 年 12 月 、 21 ペ ー ジ の 勧 告 2 を 参 照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD431.pdf.で入手可能)。

取引システムがブローカーとして扱われる限り、原則に基づき適用される義務は、市場仲介 者関連のほか、透明性、インサイダー取引または市場での不正に関する義務を組み合わせた 形となる。

³³² 「認可」の語は、「免許を受けた」「投資事業を行う権限を得た」または「認証」を含むと 解すべきである。

(d) 規制当局が、認可された取引所または規制された取引システム の運営者に対して、不正行為防止の規則・政策・手続きを確立 し、すべての会員または参加者を公正に扱い、市場および所管 当局の義務を遂行する能力を持つ義務などの継続条件を(適 宜)課すことができる³³³。

監督334

- 3. 規制は、以下の項目の評価を義務づけているか。
 - (a) 公正性、効率性、透明性および投資家保護ならびに証券法の遵守を確保するため、取引所・取引システムおよびその会員・参加者のモニタリング、監視、監督に向けて、運営者が交わしたすべての取決めの信頼性。市場の紛争解決と適当な場合には訴訟する手続きや取決め、技術システムの規格および運用上の不具合に関連した手続き、記録保管システムの情報、法律違反の疑いの通報、顧客の資金や証券の保管に関する取決め(該当する場合)、ならびに、取引の清算・決済の方法の情報。
 - (b) 取引場所は、変動の激しい市況に対応するため、適切な取引管理の仕組み(取引停止、変動制限、値幅制限および他の取引制限)を備えているかどうか³³⁵。
 - (c) 潜在的な取引混乱の状況下で、規制当局が活用できるシステム への支援。
 - (d) 関連市場当局(すなわち、規制当局または関連 SRO)、外注を行う市場、その監査人は、取引所が外注した業務に関わるサービス業者の帳簿や記録へのアクセスと、請求により、規制面の監督に関連する業務についての他の情報を速やかに入手する能力を有しているかどうか。

証券と商品デリバティブと市場参加者

- 4. 証券、商品デリバティブおよび市場参加者に関して、
 - (a) 規制当局は、取引される金融商品の種類の報告を受け、当該証券の取引や上場の承認を統括する規則を承認しているか。

³³³ Supervisory Framework for Markets は、7ページで「認可プロセスを通じて、規制当局は、運営を禁止または制限する力という重要な執行手段を保有する。」と述べている。これは、「説明責任」の概念の中で暗示されている。

³³⁴ 同書、8-9ページ。

上記 Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、45ページを参照。

- (b) 該当する場合、規制当局または市場は、商品の取引を認める際、商品の設計336と取引条件を考慮するか337。
- (c) 規制の枠組みは、関連する参加規則の監督を通じて、取引所や 取引システムへの公平なアクセス³³⁸ を与えているか。

注文執行手続きの公正性

- 5. 注文執行手順に関して、
 - (a) 注文回送手続きは、規制当局と市場参加者に明確に開示され、 公正に適用され、関連する証券規制(例えば、顧客注文の優先 と、フロントランニング(すなわち顧客に先回りした取引)の 禁止に関する義務)に反していないか³³⁹。
 - (b) 執行規則は、規制当局と市場参加者に開示されており、全参加 者に整合的に適用されているか。

証券の公開取引が認められるためには、規則や義務に従う可能性がある。さらに、上記 The Application of the Tokyo Communiqué to Exchange-Traded Financial Derivatives Contracts を参照。商品デリバティブの場合、上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Market が優先される本報告書は、株式デリバティブに対応することを意図しておらず、店頭市場への適用可能性には追加的な分析を要する可能性がある。これにもかかわらず、デリバティブの場合、「デリバティブ市場の契約設計基準は、適切な監視システムの補完と見なすべきである。一般に、契約設計基準は、契約が容易に操作されないようにすること、受け渡しおよび/または決済の仕組みが信頼できること、ならびに(デリバティブ商品で)現物とデリバティブの価格が期落ちの際に収斂し、その結果、有効なリスク管理機能として役立てられることを保証する趣旨である」。上記 The Application of the Tokyo Communiqué to Exchange-Traded Financial Derivatives Contracts、12 ページを参照。

上場現物商品デリバティブ市場に関して、市場当局は上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、12ページで定める契約設計原則に従うべきである。一般に、契約設計基準は、清算および現物受渡し手続は原資産現物市場を反映し、信頼できる価格設定関係および価格収斂を促進すること、およびそれらがこの基準を満たすことを確実にするため定期的に見直されるべきであることを義務付けている。清算および受渡し条件は特定され、市場参加者に入手できるようにされるべきである。

⁹³⁸ 例えば、デリバティブ商品向けの電子システムへのアクセスに関して、規則は以下の事項を確保しているかーー応答時間がすべてのシステム参加者の間で等しい、同様の状況にあるシステム利用者が全員、システムへの接続や接続維持を平等に行える、システム利用者の同等の「入力」(例えば数量や注文の種類)はすべて、公正かつ公平に扱われる、他のシステム(例えば決済システム、注文回送システム、気配値提供業者)とのリンクやインターフェースは平等である。上記 Screen-Based Trading Systems for Derivative Products、16ページの原則3の議論も参照。これらは、デリバティブ商品の規制された取引システムの状況下で開発された「ベスト・プラクティス」を例示しており、他の証券商品における規制された取引システムの慣行を制限または規定する趣旨ではない。

規制面の問題は、注文が組織だった規制市場に送られるか、他の規制された取引執行・マッチングシステムに送られるかに左右されるだろう。上記 Report on Issues in the Regulation of Cross-Border Proprietary Screen-Based Trading Systems、パラグラフ 67-73 の議論も参照。

- (c) 該当する場合、規制当局は公正性のため、自動取引システムの 取引マッチングや執行アルゴリズムを見直しているか³⁴⁰。
- (d) システムの利用者は全員、電子取引システムへの接続および接続維持の平等な機会を得ているか。また、注文執行の応答時間の違いは、システム運営者によって開示されているか。
- (e) 公正かつ秩序だった取引に関して、リスク管理を可能にする設計の効果的なシステムや統制、特に仲介者が適切なリスク制限を行える自動取引前制御は実施されているか。

運営上の情報

- 6. 取引情報に関して、
 - (a) 同様の状況の市場参加者は、市場規則や運営手続きへのアクセスを公平に得ているか³⁴¹。
 - (b) 合理的な時間内に取引行為を再現するため十分な記録(すなわち、監査証跡)が利用できるか。
 - (c) システムはこうした情報を開示でき、利用できるように設計されているか。逆に、システムは、開示を意図しない他の情報の機密保持のため、予防措置を講じているか³⁴²。
 - (d) 市場は、会員の仲介者に対し、仲介者が適切な監視とリスク管理の統制を行えるように、関連する取引前および取引後の情報へのアクセスを(リアルタイムベースで)与えているか。

上記 Screen-Based Trading Systems for Derivative Products を参照。

追加事項として、上場現物商品デリバティブ市場に関して、市場当局は法域内の全てのデリバティブ取引に関し、市場参加者は上場デリバティブに関し、現物商品デリバティブ契約条件に係る情報及び受渡しや価格に関する他の関連情報を利用できるか。市場ルールが上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、24-25ページで特定される条件で定められれた透明性に係る契約設計原則を参照。

上記 Screen-Based Trading Systems for Derivative Products、13 ページ、原則 2 の議論を参照。

注釈

上記の規制面の目標がすべて、ATS、MTF、私設取引システムに同じように適用されるわけではない³⁴³。例えば、一部の法域は、仲介者と取引システムの市場規制を組み合わせて活用する。また一部の法域では、会員や参加者に規律を課すことに関連した規則があるのは、取引所だけかもしれない。しかし、取引システムは、少なくとも証券法の遵守を確保する仕組みは備えておくべきである。

評価者は、当該法域で用いられる規制の構造を理解し、適切なベンチマークを適用すべきである。例えば、規制プログラムの組み合わせが用いられるとき、十分な透明性の取り決めや、市場の不正に対する禁止・監視を条件に、市場仲介者の原則に基づいて規制される取引システムもあるだろう。この見解は、原則 34 と 35 にも当てはまる。

取引情報の入手性は、特に当該市場の法域と、トレーダーや情報提供業者が市場にアクセスする法域の両方で、電子取引技術のスピードと市場間の結びつきが強まると、誤って執行された取引が市場にもたらす影響を悪化させる可能性がある。取引所や取引システムのモニタリング、監視および監督のため、運営者が交わしたあらゆる取決めの信頼性に対する規制当局の評価には、とりわけ、誤発注に関する取引がや取引システムの方針の必要性の検討が含まれるべきである344。

-

³⁴³ 法域がこの種の取引システムを規制する程度は、ばらつきがある。すべての法域が、ATS や 私設取引システムを認可したり、他の形で規制するわけではない。

Policies on Error Trades、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2005 年 10 月、を参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD208.pdf. で入手可能)。16 ページの勧告 7 は、「市場の監督者は、ご発注に関する方針の実施が・・・ (報告書) と一致するように支援すべきである」と述べている。

より広義には、規制当局の取引所や取引システムに対する審査は、国内と法域外の両方で、他の取引の場との結びつきや相互関連を調べるべきである³⁴⁵。

規制当局は、原則に従って国内法域の市場に適用される規制との同等性や比較可能性をもとに、他の法域で設立された取引所や取引システムを認証してもよい。複数の市場にわたる場合、評価者は、市場の取組高や出来高、関連する重要性を適切に考慮した上で、規制当局が適用する基準について判断を形成する必要がある。

主要論点 4 (b) および 6 (a) は、Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets に関する IOSCO 報告書で定められた契約設計原則に言及している。契約設計原則の主要な目的は、デリバティブ契約の価格操作または歪みへの影響の受けやすさを可能な限り、排除することにある。

ヘッジおよび価格発見のための有効な経済的手段であるためには、現物商品デリバティブ契約は参照される原資産の現物商品市場の特性および業務を可能な限り正確に反映し、受渡しプロセスを抑制または偏らせる要因を最小化しなければならない。契約条件が商慣行と一致していない場合または受渡しプロセスがいずれかの市場参加者に有利なように偏っている場合、当該契約は商業的に成功していない、あるいは市場の不正または操作の影響を受けやすく、価格の歪みおよび無秩序な市場に寄与する可能性がある。頑健ではない契約設計は契約の満期日における商品先物契約と参照される原資産の現物商品の間の価格収斂の欠如につながる可能性がある。その結果、当該契約はヘッジ手段としてあまり役に立たず、ポジションを相殺するというよりむしろ、ポジションを倍にすることにより、リスクを増加させるおそれすらある346。

³⁴⁵

IOSCO のさまざまな報告書が、取引システムや商品の「結びつき」や「相互関連」を、さら には市場間および法域間の影響拡大に対処するため、規制当局が協力し、情報を共有する必 要性を論じてきた。本件の一般的な背景として、例えば、上記 Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation 、上記 Multi-Jurisdictional Information Sharing for Market Oversight、Regulatory Issues Arising from Exchange Evolution、IOSCO 専門委員会報告、最終報 年 \sim 2006 11 月 26 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD225.pdf で入手可能) 、Report on Trading Halts and Market Closures、IOSCO 専門委員会報告書、2002 年 11 月、23 ページ以下 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD138.pdf で入手可能) 、 Mechanisms to Enhance Open and Timely Communication between Market Authorities of Related Cash and Derivative Markets During Periods of Market Disruption、IOSCO 専門委員会報告書、1993 年 10 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD29.pdf で入手可能) 、Coordination between Cash and Derivative Markets 、 IOSCO 専門委員会報告書、 1992 年 10 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD22.pdf で入手可能) 、を参照。CCP 間の結 びつきのリスクとして、Recommendations for Central Counterparties、IOSCO 専門委員会およ び支払・決済システム委員会(CPSS)報告、最終報告書、2004年11月、勧告11全般を参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD176.pdf. で入手可能)、Responsibility E in Principles for Financial Market Infrastructures、IOSCO 専門委員会および CPSS 報告書、2012 年 4月 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377-PFMI.pdf.で入手可能)、も参照。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、14ページを参照。

流通市場およびその他の市場に関する原則

評価者は、所与の法域の証券市場の性質(稼働中の取引所や取引システムが設立されていない、または当該法域内で稼働していない)や、関連する構造的・法的・制度的な検討を踏まえ、原則が該当しないときは必ず、原則の不適用を検討すべきである。この場合、決定の理由を文書化すべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

紛争解決または該当する訴訟手続に関する限り、問 3 (b) 、ならびに問 4 (b) および 5 (c) を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 4 (b) 、5 (c) 、5 (d) および 6 (b) ならびに「概ね実施」で認められた 問 3 (b) の部分を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1、2 (a) 、2 (b) 、2 (c) 、2 (d) 、3 (a) 、3 (b) (上記の概ね実施に示された例外を条件として)、3 (c)、4 (a)、4 (c)、5 (a)、5 (b)、5 (e)、6 (a)、6 (c) または6 (d)の1つ以上に肯定的に回答できない。

原則 34

公正・公平で、様々な市場参加者の要請の適切なバランスを確保するルールを通じて、取引の健全性を確保することを目的とした、取引所・取引システムに対する継続的な規制上の監督が行われるべきである。

秩序があり、円滑に機能する市場は、投資家の信頼を促進する。したがって、市場を継続的に監視すべきである³⁴⁷。

主要課題

- 1. 規制当局は、認可の必要な前提条件と考えられた条件が、運営中も存在し続けていると確信できる状態を保持しなければならない。
- 2. 認可された取引所または規制された取引システムの規則や要件の改正は、規制当局に届け出るか、認可を受けるべきである。
- 3. システムが認可条件、証券法または規制を遵守できないと判断される ときは、認可された取引所または規制された取引システムに対する認 可は、再審査に付すか、取り消されるべきである。

主要論点

- 1. 規制システムは以下を行っているか。
 - (a) 規制当局や規制当局の監督下の SRO が、以下を取り入れている。
 - (i) 取引所や取引システムにおける日常の取引行為を監視し (市場監視プログラムを通じて)、
 - (ii) 市場仲介者の行為を監視し(事業活動の検査を通じて)、
 - (iii) こうした措置を通じて情報を収集・分析するプログラム を取り入れている³⁴⁸。

上記 Supervisory Framework for Markets、3 ページを参照。

³⁴⁸ 同書、9ページを参照。

- (b) 取引所や取引システムが、特に市場の完全性、市場監視、リスク監視、およびリスクに対応する能力に関して、法律または行政上の責任を果たしていることを検証する規制面の監督メカニズムを取り入れている³⁴⁹。
- (c) 市場参加者が入手できるあらゆる取引前および取引後情報について、規制当局に十分なアクセスを与える。
- 2. 規制の枠組みは、取引所や取引システムの規則や要件の改正を、規制 当局に届け出るか、認可を受けるように義務づけているか。
- 3. 規制当局が、取引所や取引システムが認可条件、証券法または規制を 遵守できないと判断したとき、以下を行える仕組みはあるか³⁵⁰。
 - (a) 取引所や取引システムを再審査し、市場の運営者に制限または 条件を課すなど、一定の措置を講じる。
 - (b) 取引所または取引システムの認可を取り消す。

注釈

これらの主要課題・主要論点は、取引所と取引システムの両方に適用されるが、適用の仕方が異なる可能性がある。例えば、取引所は、SROとしての役割も果たし、それゆえに規制上の責任も負うかもしれない。取引システムは、SROとして機能しないだろう。その結果、取引所向けの規則や要件は、発行体や参加者の規制など、範囲がより広くなる。取引システムの要件は、取引システムの市場構造、すなわち注文がどのように入力され、相互に作用し、執行されるかを概説するだろう。取引所規則と同じ規制面の影響を与えることはない。それらは、取引所規則と同じ規制の影響を与えることはない。

問3(a)は、「市場の認可の再審査」の言葉に、さらに中身を与えている。「免許取消しは非常に重い懲戒処分で、多くの場合、市場の運営者は使われると考えておらず、効果的な抑止力にならないだろう。規制当局は、市場運営者への条件付与や制限など、段階的に厳しくなる懲戒処分を科す明確な権限も持つべきである。こうした制限を課す際、公正な手続きを保つための条件が与えられるべきだが、規制当局が必要に応じて迅速かつ効果的に行動するのを妨げるような、時間のかかる繁雑なプロセスであってはならない。」351 さもなくば、規制当局は、是正措置の実現に道徳的勧告を用いる能力を強化するため、取消しの権限をどう使えるかを議論するように求められるべきである。

このような情報は、報告書や検査などの公式の仕組みや、日常的な会合などの非公式の仕組みを通じて、提供されよう。上記 Supervisory Framework for Markets、9ページを参照。

³⁵⁰ 同書。

³⁵¹ 同書、7ページ。

流通市場およびその他の市場に関する原則

規制当局の承認が認可の条件ではないために、規制当局が取引所や取引システムの認可を取り消す権限を持たない場合(例えば、取引所が「適用除外されている」)、この事実を考慮して評価を調整できるだろう。このような状況で、問3(b)の否定的回答が不実施の評価の唯一の理由となる場合、評価者は、規制当局が取引所や取引システムの全取引を最低6ヵ月間停止する権限を持つのを証明すれば、問3(b)が肯定的に回答され、一部実施の評価が保証されると結論づけても認められる。

あるいは、規制当局が問 3 (a) に肯定的に回答でき、規制当局が活用できる制裁や制限の範囲に、市場運営者の権限の無効化や、取引所や取引システムの経営陣の交代が含まれるのを証明すれば、一部実施の区分が正当化されよう。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問3(a)を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問2および3(a)を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、1 (c) または 3 (b) の 1 つ以上に肯定的に回答できない。

原則 35 規制は、取引の透明性を促進するべきである。

透明性は取引に関する情報(取引前・取引後の両方の情報)が一般に入手できる程度として定義できる。市場の透明性の程度は、リアルタイム基準からの乖離として測定できる。取引前情報は、呼値主導方式の市場(quote-driven market)と注文主導方式の市場(order-driven market)のいずれにおいても、約定可能な買値と売値の提示に関係し、仲介者と投資家(市場参加者)がある程度の確度をもって、取引できるかどうか、どの相場で取引できるかを知る手段となる。取引後情報は、実際に約定したすべての個別取引の相場と出来高に関係する。

市場の透明性は一般に、市場の公正性と効率性の両方、特に流動性と価格形成の質において、軸になると見なされる。

取引前と取引後の透明性は、投資家が仲介者から受ける執行の質を監視しやすくなり、公正性および投資家保護を強化する。透明性は、市場の効率化の促進に役立ち得る。市場参加者が他者の取引行為に気付いていないとき、証券のプライシングに非効率および呼値スプレッドの拡大が生じる可能性がある。これは特にディーラー中心の市場に当てはまり、取引前情報は、仮に入手できても、少数のディーラーからしか得られず、買い方の顧客は情報面で不利になる。取引後の透明性は、ディーラーと買い方の顧客の情報の非対称性を軽減できる。取引価格が公開される場合、買い方の市場参加者は、執行は、過去に執行された水準に近い価格が得られなければ、疑問を唱える可能性が高くなる。

売り買いの気配値を広汎に入手できるということは、価格発見の確保と、公正価格で取引できるという利用者の信頼の強化において、中心的な要素である。この信頼がさらに、買い方と売り方の参加意欲を高め、流動性を促進し、競争的なプライシングを刺激するだろう。

完了した取引の出来高と価格の情報は、市場参加者が直近の出来高と価格の情報を考慮できるだけでなく、他の市場参加者と比較して、得られた執行の質を監視できることにもなる。

一般的には、取引情報がより完全でより広く入手できれば、価格発見プロセスがより効率的になるはずで、公正性に対する一般の信頼も高まる。しかし、市場の透明性の基準を確立するのは、容易ではない。透明性の水準に対する個々の市場参加者の関心が、ばらつくからである。特にリット取引に対するダーク取引の相対的な相対割合を考慮し、価格発見、分断、公正性および全体的な市場の質を考慮に入れると、規制当局は、特定の市場構造(例えば、コール市場、価格を参照する場)や特定の注文(例えば、注文を公表されることを望まない機関投資家による大口注文)に関して、取引前の透明性を義務付けない場合がある352。規制当局は相当注意して、特定の市場構造における透明性の適切な水準を評価する必要がある353。IOSCO は各メンバー法域にクレジット・デフォルト・スワップ市場における取引後の透明性の強化に向けた措置を講じるように推奨している。

主要課題

- 1. 情報への適時なアクセスの確保は、流通市場および他の市場の取引を 規制する鍵となる。流通市場および他の市場の取引の関連情報への適 時なアクセスにより、市場参加者は、自分が取引できる条件と、受け る執行の質を評価できる。それによって自分の利益に目を配り、相場 操縦や他の不公正な取引慣行の可能性を減らすことになる³⁵⁴。
- 2. 市場当局がリアルタイムの透明性の目的から多少の逸脱を許容する場合、取引前であれ取引後であれ、条件を明確に定義すべきである。市場当局(取引所運営者と規制当局の一方または両方)は、逸脱の必要性を評価し、必要に応じて代替策を指示できるように、完全な情報にアクセスできるべきである。
- 3. 透明な注文は、同じ取引の場で、同じ価格のダークオーダーに優先されるべきである³⁵⁵。

262

上記 Principles for Dark Liquidity、27 ページを参照。

Transparency and Market Fragmentation、IOSCO 専門委員会報告書、2001年11月、4-5ページを参照 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD124.pdf で入手可能)。
Transparency of Structured Finance Products、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2010年7月、21ページも参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD326.pdf.で入手可能)。
上記 Principles for Dark Liquidity、26ページ。

情報内容の議論は、Transparency on Secondary Markets: A synthesis of the IOSCO Debate、IOSCO 専門委員会報告書、1992 年 12 月、セクション 3 と 4 で取り上げられている(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD27.pdf。 で入手可能)。加盟法域の実務に関する議論は、Transparency of Corporate Bond Markets、IOSCO専門委員会報告書、2004年5月、を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD168.pdf。で入手可能)。

³⁵⁵ 同書。

- 4. 完了した取引に関する情報は、ダークプールで執行された取引や、透明な市場に入ってきたダークオーダーの結果も含め、あらゆる市場参加者に公平に提供されるべきである³⁵⁶。
- 5. 規制当局は、法域内のダークプールやダークオーダーの動向を定期的 に監視し、それらの動きが価格形成過程の効率に悪影響を及ぼさない ように確保し、必要に応じて適切な措置を講じるように努めるべきである。

主要論点

- 1. 規制の枠組みに、以下の項目が盛り込まれているか。
 - (a) 市場参加者に取引前 (例えば、注文の掲示³⁵⁷) 情報を提供する 義務または取決め。
 - (b) 市場参加者に取引後情報(例えば、直前の約定価格と出来高) を適時提供する義務または取決め³⁵⁸。
 - (c) 完了した取引に関する情報が、市場参加者全員に公平に提供される義務または取決め。
- 2. リアルタイムの透明性の目的からの逸脱が許容される場合
 - (a) その条件は明確に定義されているか。
 - (b) 市場当局(取引所運営者と規制当局の一方または両方)は、逸脱の必要性を評価し、必要に応じて代替策を指示できるように、完全な情報へのアクセスを有するか。
 - (c) 規制当局は、ダークトレーディングやダークオーダーの動向の 監視に十分な情報へのアクセスを有するか。
 - (d) 透明な注文はダークオーダーに優先されるか。

-

³⁵⁶ 原則 33 は、市場参加者が、彼らの注文が処理され、執行される方法を理解できるように、十分な情報を持つことを義務付けている。主要課題 10 および主要論点 5 を参照。

³⁵⁷ 非拘束的な売り注文は含まれない。

Post-Trade Transparency in the Credit Default Swaps Market、IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2015年8月、1ページおよび36ページを参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD499.pdfで入手可能)。当該報告書は、メンバー法域がCDS市場における取引後の透明性の強化に向けた措置を講じることを推奨する勧告を含んでいる。これは、CDS市場における個別の取引に係る情報を提供することに関連している。

(e) ダークプールとダークオーダーを提示する透明な市場は、市場 参加者に十分な情報を提供し、市場参加者が自分の注文の取扱 いと執行の状態を理解できるようにしているか。

注釈

市場の透明性は、一般的に市場の公正性および効率性の双方、並びに特に市場の流動性および価格形成の質の中核を成すものと見られている³⁵⁹。例えば、IOSCO の報告書 Principles for Dark Liquidity で述べられているように、確定注文の価格および量並びに取引に関する情報は通常、公に透明であるべきである。規制当局は、取引場所内の同一価格のダークオーダーよりも優先されるべきである透明性のある注文の利用を支援すべきである。規制当局は、ダークオーダーに関する情報にアクセス可能であるべきである。市場参加者は、ダークオーダーが処理され、執行される方法を理解できるように、十分な情報を持つべきである。規制当局は、その法域におけるダークプールおよびダークオーダーの展開を定期的に監視すべきである。

上述のとおり、市場の透明性の程度は、リアルタイム基準からの乖離として測定できる。しかし、「適時性」に単一の基準はない。大半の取引所や規制システムは、リアルタイム基準からある程度の乖離を認めている。例えば、ブロック取引の気配値情報にある程度の不透明さを許容する、「リアルタイム」に複数の異なる定義を採用する、数分からより長い時間までばらつく「迅速性」基準を採用する、取引の規模・取引の種類・ディーラーの種類(競争売買市場ではなくディーラー仲介型)・市場モデルに応じて、リアルタイムの例外を認める。確かに、市場のミクロ構造の各タイプは、少し異なる方法で市場の公正性、効率性と透明性を実現する。

取引後の透明性の一般要件からの逸脱は、説明すべきである³⁶⁰。妥当な逸脱が認められる法域をより低い評価区分に割り当てるべきではないが、文書化はすべきである。機関投資家中心の市場は、仲介者にリスクを与え、価格形成過程の完全性・流動性・市場の秩序ある動きに影響し得る大口注文の執行に、別の透明性基準が該当するだろう。

上記 Principles for Dark Liquidity、20-21ページ。

³⁵⁹ 上記 Transparency and Market Fragmentation、3 ページを参照。

³⁶⁰ 逸脱が認められる場合、規制当局は、一般的に取引後の透明性要件により、あるいはダーク 取引またはダークオーダーの執行が行われる可能性がある方法を制限することにより、悪影 響を軽減することを目的とする方針を取ることができる。これは、例えば以下の措置を通じ て達成することができる。

⁽a) 透明性のある注文がその執行において取引場所内で同一価格でのダークオーダーに優先することを確保する。

⁽b) ダークプールが全国最良気配 (NBBO) を通じて小口注文より価格改善を提供することを確保する。

⁽c) 取引前透明性の適用除外の範囲を限定することを確保する。

⁽d) ダークプール内の価格を全国証券取引所の価格に参照する。

⁽e) プロテクションを通じた取引。

市場当局(取引所運営者と規制当局の一方または両方)は必ず、そのようなときに逸脱の必要性を評価し、必要に応じて代替策を指示できるように、完全な情報にアクセスを持つべきである。市場当局はいかなる状況でも、監督の役割を果たす際、市場の透明性の決定を認識すべきである。加えて、ダークプールが透明な市場の価格発見プロセスに悪影響を与えないように、規制当局が動向を監視するのも重要である。ダークトレーディングが価格発見プロセスに悪影響を与えるかもしれないと規制当局が懸念する場合、そのような歪みに対処するため適切な措置を講じるべきである。

実際には、業者間および一定の店頭取引の場を除き、大半の市場は、可能な限りリアルタイムに近い取引後価格の報告と公表を行うように努めている。評価は規制された/組織だった市場に焦点を当てているが、いかなる評価も、透明性を取り上げる際、法域内の市場の支配的な構成を考慮しなければならない。

結局、透明性に対する最終的なアプローチと適時性の程度は、異なる市場参加者 (小口投資家、機関投資家、仲介者、取引所)の利益相反にどうウェイトをかける かで、個別法域レベルで下される政策判断である³⁶¹。規制当局はこの決定の根拠と、 「主要課題」で述べた目的をどう果たすのかに関して、情報を提供すべきである。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問 2 (c) および/または、もっぱら機関投資家の取引において問 1 (a) を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

一部実施

問 1 (a) 、2 (c) 、2 (d) および 2 (e) を除き、ならびに、上記の問 1 (b) および 1 (c) で、取引後情報が機関投資家市場の全参加者に公平に行き渡らない場合を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

該当するときは、上記認められた逸脱を条件として問 1(a)、1(b)、1(c)、2(a)、2(b) の 1 つ以上に肯定的に回答できない、または完了した取引の取引後情報が、個人投資家の参加できる市場で、適時かつ公平に入手できない。

上記 Transparency on Secondary Markets: A Synthesis of the IOSCO Debate、23-24ページおよび 30ページを参照。

原則36 規制は、相場操縦その他の不正な取引行為を発見・抑止するよう策定されるべきである。

相場操縦(または相場操縦の試み)、誤解を招く行為、インサイダー取引や他の 詐欺または欺罔行為は、価格発見システムを歪め、価格を歪め、投資家に不当な不 利益をもたらす可能性がある³⁶²。

そのような行為は、直接監視、検査、報告、製品設計要件、ポジション限度、決済価格規則や市場停止などのいくつかの仕組みを通じ、法律や取引規則の強力な執行で補完して、対応できる可能性がある。

効果的な市場監視プログラムは、証券法、規制、市場規則、運営能力要件、および市場の基準の遵守を監視する仕組みを有するべきである。

規制当局は、継続的な取引監視の態勢を確実に整えておかなければならない。異常かつ不正の可能性のある取引が生じたら、その都度調査を開始すべきである。

規制が市場横断的な行為(例えば、オプション、ワラントや他のデリバティブ商品の取引を通じて、株式相場で利益を得ようと操縦する行為、または同一商品を複数の市場で取引する場合)を十分カバーするように、特段の注意を払わなければならない。

原証券が取引される法域が、デリバティブ商品の取引される法域と異なる場合、または、同一もしくは強い相関関係のある金融商品が 2 つの法域で取引される場合、ある法域の規制当局が、他の法域で市場活動を直接監視したり、市場活動に対する完全な調査を行うのが難しいため、不正や相場操縦の可能性が強まるだろう。関連する規制当局間に、効果的な執行の確保に十分役立つ、適切な情報共有がなければならない。

規制当局は、市場の完全性および効率性に対するアルゴリズム取引および高頻度取引を含む技術的発展および市場構造の変化の影響を引き続き評価すべきである。これに基づき、規制当局はそうした変化が引き起こす価格形成および市場の弾力性および安定性に対するリスクを含め、市場の完全性および効率性に対するあらゆるリスクを軽減するために適切な措置を講じることを確実にすべきである³⁶³。

_

Investigating and Prosecuting Market Manipulation、IOSCO 専門委員会報告書、2000 年 5 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD103.pdf. で入手可能) および Principles for Financial Benchmarks 、IOSCO 代表理事会報告書、2013 年 7 月、7 - 8 ページ (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf. で入手可能)を参照。

上記 Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、47ページの勧告 4 を参照。

主要課題

- 1. 流通市場および他の市場の取引の規制は、相場操縦(または相場操縦の試み)、誤解を招く行為、インサイダー取引および他の詐欺または欺罔行為を禁止し、十分な、釣り合いの取れた、抑止的な制裁を科すべきである³⁶⁴。
- 2. 規制当局は、継続的な取引監視の態勢を確実に整えるべきである。異常かつ不正の可能性のある取引が生じたら、その都度調査を開始すべきである。市場当局は、相場操縦(または相場操縦の試み)を含む市場における不正行為を禁止、検知、防止および抑止するためのルール、コンプライアンス・プログラム、処分方針および権限を持つべきである365。
- 3. 規制は、例えばオプション、ワラント、店頭デリバティブや他のデリバティブ商品の取引を通じて株式相場の操縦を行える市場横断的な行為をカバーすべきである。また、規制当局は協力して、クロスボーダーの監視能力を強化するために適切な措置を取るべきである³⁶⁶。
- 4. 効果的な執行を確保するため、関連する規制当局間に、適切な情報共 有がなければならない³⁶⁷。
- 5. 商品デリバティブ市場の監督に責任を負う当局(例えば、市場、政府の規制当局、SRO)は、取引の再構築、ポジションの大規模な集中と全体的な市場の構成を特定できる情報に、定期的および不定期にアクセスを有するべきである(共通の所有権および支配権の下で保有されているポジションを合計するために、トレーダーの関連する金融・原商品のポジションの規模および受益所有権に関する情報に「必要に応じて」アクセスする権限を含む)³⁶⁸。

上記 Investigating and Prosecuting Market Manipulation、5-6ページを参照。原則 11 および 12 も参照。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、67ページの原則 15 を参照。

上記 Technological Challenges to Effective Market Surveillance: Issues and Regulatory Tools、IOSCO 代表理事会報告、最終報告書、2013年4月、37ページを参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD412.pdfで入手可能)。

Indexation: Securities Indices and Index Derivatives、IOSCO 専門委員会報告書、2003年2月、35 - 40 ページの市場間および国際的な協力の強化を参照(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD143.pdfで入手可能)。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、30-32ページ、Task Force on Commodity Futures Markets、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009年3月、17ページ(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD285.pdfで入手可能)を参照。

主要論点

- 1. 規制システムは、認可された取引所や規制された取引システムで取引 が認められた商品に関して、次の事項を禁止しているか。
 - (a) 相場操縦や価格操作(または、相場操縦や価格操作の試み)。
 - (b) 誤解を招く情報。
 - (c) インサイダー取引。
 - (d) フロントランニング。
 - (e) 他の詐欺または欺罔行為および市場の濫用³⁶⁹。
- 2. そのような行為を検出し、抑止するための規制アプローチには、次の 項目から導かれる仕組みの効果的かつ適切な組み合わせが含まれてい るか。
 - (a) 例えば、以下のような直接監視・検査・報告。
 - (i) 証券上場や商品設計要件(該当する場合)。
 - (ii) ポジション限度。
 - (iii) 監査証跡の要件。
 - (iv) 気配値表示規則。
 - (v) 注文取扱規則。
 - (vi) 清算価格規則。
 - (vii) 市場停止(法や取引規則の執行によって補完される)。
 - (viii) 関連する OTC 商品デリバティブおよび原資産の現物商品 市場における市場参加者のポジションを入手する権限³⁷⁰。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、47–48 ページ の市場当局が発見し防止すべき実例の一覧表を参照。

³⁷⁰ 同書 32 ページを参照。

- (b) 違反に対する効果的な、釣り合いの取れた、抑止的な制裁³⁷¹。 上場商品デリバティブ市場の場合、関連する市場当局は、その メンバーまたはその他の公的な承認を受けた市場参加者を罰す る効果的な処罰権限を保有し、行使しているか、および当該市 場の非メンバーまたはその他の市場参加者に対して措置を講じ る権限を有しているか³⁷²。
- 3. 以下の態勢は実施されているか。
 - (a) 取引行為に関する情報の継続的な収集と分析。
 - (b) 必要に応じて是正措置を取る立場の市場当局者や規制当局者 に、かかる分析結果を提供。
 - (c) 市場に参加する市場仲介者の行動のモニタリング。
 - (d) 疑わしい取引または取引パターンへの追加調査を発動。
- 4. 国内で市場横断取引の可能性がある場合、国内市場を横断した阻害的取引を監視および/または対処するための以下の義務または取決めはあるか。
 - (a) 検査。
 - (b) 支援。
 - (c) 情報共有³⁷³。
- 5. 外国のつながり、相当な外国勢の参加、または相互上場がある場合、 相場操縦や他の市場阻害的取引慣行に対処するため、関連する外国規 制当局および/または市場との協力取決めはあるか³⁷⁴。
- 6. 商品デリバティブ市場の監督に責任を負う市場当局のみについて、

³⁷¹ 原則 10、11 および 12 に基づく義務と比較されたい。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、52–53 ページ の IOSCO における市場メンバーに対する処分および市場のメンバーでない者に対する処分に 関する議論を参照。

³⁷³ 上場現物商品デリバティブ市場については、法域内の市場監視および法執行のための全体的な枠組みは、複数の取引所および OTC 市場並びに原資産の現物商品市場の取引に影響を及ぼす可能性のある操作または不正スキームに対する積極的かつ強調的な検知・法執行を行えるように構築されるべきである。同書、49ページを参照。

上場現物商品デリバティブ市場については、市場当局は、市場当局が関連する市場における 大きなエクスポージャーおよびこれらの市場に関連する供給に関する情報を共有することを 可能にする取決めを持つべきである。現物商品デリバティブ契約が異なる取引所で取引され、 経済的に関連している場合、例えば、ある契約の清算価格が他の契約の清算価格への参照に よって決定される場合、監視強化を促進するための情報共有が正当化される。上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、69ページ。.

- (a) 市場当局は、規制された商品デリバティブ市場について定期的 および不定期に情報にアクセスする権限並びに関連する店頭商 品デリバティブおよび原資産の現物商品市場における市場参加 者のポジションに関する情報を入手する権限を有するか³⁷⁵。
- (b) 市場当局は、関連する取引所での商品デリバティブ取引について定期的および不定期に情報を収集しているか。市場当局は共通の所有権および支配権の下にあるポジションを特定するためにポジションの保有者情報を迅速に集める能力を有しているか。求められる情報の種類については、商品デリバティブ原則を参照すべきである376。
- (c) OTC 商品デリバティブ取引およびポジションに関して、市場当局は、どんな情報が定期的に収集すべきであるかおよびどんな情報を「必要に応じて、随時」収集すべきかについて検討したか³⁷⁷。
- 7. 市場当局は、監督する取引場所を効率的に監視するための組織的および技術的能力を有しているか。これには、当該場所における取引の公正性および秩序に影響を及ぼす可能性のある市場の不正行為および活動を特定する能力を含む³⁷⁸。

注釈

有効かつ信頼できる市場監視プログラムは詐欺、相場操縦または相場操縦の試みに対して強固な権限を含むべきである。これらの権限はその適用において一般的なものである場合、または相場操縦や相場操縦の試みの特定のトピックより具体的に関連する場合もある。

遵守の監視に不可欠な要素には、以下が含まれる。

- 1. 市場における日々の取引行為の監視(市場監視プログラムを通じて)。
- 2. 市場仲介者の行動の監視(事業活動の検査を介して)。

-

³⁷⁵ 同書、32ページを参照。

³⁷⁶ 収集すべき取引所情報の具体的種類については同上33ページを参照。

³⁷⁷ 関連する取引情報蓄積機関(TR)のデータにアクセスする市場当局は、データ収集方法を策定する際、より広範なアクセスおよび TR に関する法定義務を考慮に入れるべきである。 IOSCO は、商品デリバティブ市場に関連して、IOSCO メンバーが TR に対する OTC デリバティブ契約の報告を促進すべきである、と表明している。同上 33 ページおよび 60 ページをそれぞれ参照。

上記 Technological Challenges to Effective Market Surveillance: Issues and Regulatory Tools、32 ページ。

3. これらの活動から集めた情報の集約と分析³⁷⁹。証券とデリバティブ市場で、技法が異なり得る。規制当局は、そのアプローチがどのようにして、違反行為の発見、抑止、制裁に作用するかの説明を求められるべきである。

商品デリバティブ市場については、市場当局が監督対象の市場の取引活動を監視し、必要な情報を収集し、収集した情報を分析するための効率的かつ監督対象の種類に適した手法を開発、採用および維持すべきである。注文および電子的な取引の効率的な監視は、取引の異常を検知する自動化システムにサポートされたリアルタイムの監視能力が必要である。監視、収集および分析は日計り商いにも焦点を当てるべきである380。

取引所における商品デリバティブ取引に関しては、市場当局は定期的に商品デリバティブ原則で定められている事項についての情報を収集すべきである。

法域における市場監視および執行の全体的枠組みは、組織化された取引施設、スワップ執行施設、OTC 市場および原資産の現物商品市場を含む複数の市場の取引に影響する可能性のある操作または不正スキームに対する積極的かつ強調的な検知および執行活動を行うために構築されるべきである。

以下は、市場横断的な監視情報が関連性を持つケースの例である。原証券が取引される法域が、デリバティブ商品の取引される法域と異なるとき、または同一の金融商品は、2 つの法域で取引されている場合、ある法域の規制当局が、他の法域で市場活動を直接監視したり、市場活動に対する完全な調査を行うのが難しいため、不正や相場操縦の可能性が強まるだろう³⁸¹。商品が複数の市場で取引される場合も、関連性を有する³⁸²。

規制当局は、上記の原則 34 に基づき審査するのを条件に、取引所や取引システムの監視システムを利用できる。

市場当局は海外の法域における情報へのアクセスを求める権限を有するべきである。市場当局は少なくともクロスボーダーの監視能力におけるギャップの程度を意識すべきである³⁸³。

上記 Supervisory Framework for Markets、9ページ。

現物受渡し契約については、同契約がヘッジおよび価格発見の効果的な経済手段として機能するためには、受渡しの確実な可能性が重要である。市場当局が取引所で取引される契約について市場参加者の受渡しの意思を確認し、現物市場の価格形成に対する当該現物市場の取引の影響を理解する能力を有することが重要である。この原則は、市場当局が強制的な報告義務を課すことを必要としていないが、市場当局は相場操縦に関する効果的な調査を行う為に市場参加者の全取引記録を再構築する能力を有するべきである。

上記 Supervisory Framework for Markets、6ページ。

Multi-Jurisdictional Information Sharing for Market Oversight (2007年4月)、13ページ。

上記 Technological Challenges to Effective Market Surveillance: Issues and Regulatory Tools、37 ページを参照。

市場当局は技術的発展の結果として生じる可能性のある市場の不正行為の新たな形または多様化を監視し、必要に応じて対策を講じるべきである。市場当局は、取決め(クロスボーダーに係る情報共有の取決めを含む)および取引(取引、発注注文または注文取消しを含む)の継続的な監視の能力を見直し、それらが有効であることを確実にすべきである384。

商品デリバティブ市場の独特の情報ニーズは市場当局が以下の権限を有するべきであることを意味している³⁸⁵。

- 1. 規制対象の商品デリバティブ市場における全ての取引の再構築を可能 にする情報へのアクセス(監査証跡)。
- 2. 大規模なポジション(すなわち、「大規模エクスポージャー」または 「集中」)および問題になっている市場の構成を可能にする情報への アクセス。
- 3. 必要に応じて、共通の所有権および支配権の下にあるポジションを合計するために市場参加者が保有するポジションの規模および受益所有権に関する情報へのアクセス。
- 4. 関連する OTC および現物商品市場における市場参加者の取引およびポジションに関する情報へのアクセス。
- 5. 商品デリバティブ市場参加者が市場当局に要請された市場情報を提供 しない場合、適切な措置を講じること。

現物商品デリバティブの取引は、原資産の現物商品の実際の供給が限りある供給量に限定されているという点で、金融ベースのデリバティブの取引と根本的に異なっている。現物商品の受渡しを義務付けている商品デリバティブ契約は、契約が満期日に近づくにつれて、当該契約がに冠する受渡し可能な供給が個別または関連したグループのトレーダーが保有しているポジションに比べて小さい場合、価格操作の影響を最も受けやすい。このような懸念から、監視プログラムは、特に清算月に大規模なポジションの構築を特定する必要がある386。

_

上記 Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency、48ページの勧告 5 を参照。

³⁸⁵ 上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、33 ページ (取引所取引の情報収集) を参照。

³⁸⁶ 同書、26ページ。

現物商品デリバティブ取引市場において、情報は公正かつ秩序ある市場を維持し、市場の完全性を確保するための重要な手段である。取引に関する情報は市場当局が顧客および市場の不正行為を検知することを可能にする。先物、関連する OTC および現物市場のポジションに関する情報は、必要に応じて、市場当局が潜在的に無秩序な市場をもたらすおそれのあるまたは市場の不正行為に関連する大規模なポジション特定し、市場の全体的な構成を評価し、その機能を評価することを可能にする。収集すべき取引所の情報の具体的な種類については、IOSCO の Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets を参照されたい³⁸⁷。

市場が適切に機能しているかどうかを判断するため、大幅および突然の価格変動 (例えば、価格ボリティリティの上昇) の期間には、この情報を入手することが特に重要である。また、ポジションに関する情報は、市場当局が市場の構成を理解し、商業的および非商業的市場参加者など様々な種類のトレーダーの参加を分析することを可能にする³⁸⁸。

東京コミュニケが取り上げなかった株式デリバティブは、別の問題があり、評価を下す際、市場と当該商品の独特の属性を考慮しなければならない³⁸⁹。

ベンチマーク

完全実施

該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

概ね実施

問 4 および 5 を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。ただし、相当な国際的または市場横断的な活動や協力が実際に生じていないのを条件とする。

一部実施

問 4 および 5 が該当する場合に、正規の協力の取決めはないかもしれないが、 市場横断的および国際的な協力や情報共有の証拠があることを除き、該当す るすべての問いに肯定的回答を要する。

388 同書、34ページ。

³⁸⁷ 同書、33ページ。

上記 Application of the Tokyo Communiqué to Exchange-Traded Financial Derivatives Contracts、 2 $^{\sim}$ - $^{\circ}$ $_{\circ}$

流通市場およびその他の市場に関する原則

不実施

問 1 (a) 、1 (b) 、1 (c) 、1 (d) 、1 (e) 、2 (a) 、2 (b) 、3 (a) 、3 (b) 、3 (c) 、3 (d) もしくは 6 (該当する場合) の 1 つ以上に肯定的に回答できない、または問 4 もしくは 5 が該当する場合に、正規の協力の取決めが存在したかどうかに関係なく、国際協力の証拠がない。

原則 37 規制は、大口エクスポージャー、デフォルトリスク、市場の混乱を 適切に管理することを目的とすべきである。

活発な市場にとってリスクテイクは必須であり、規制が正当なリスクテイクを不必要に抑制すべきではない。むしろ規制当局は、市場の弾力性および安定性を育成することも視野に入れて、効果的なリスク管理を促進および容認すべきであり、資本や他の健全性義務が適切なリスクテイクに十分対応し、一定の損失を吸収できるようにし、過剰なリスクテイクを抑えるように確保すべきである。監督を受け、効果的なリスク管理ツールを用いる、効率的で適切な構造の清算・決済プロセスが欠かせない³⁰。法制度も、効果的かつ法的に安全なデフォルト処理の取決めを支援しなければならない。これは法域の証券法にとどまらず、破産法にも及ぶ問題である。破産法は、デフォルトや管財・破産手続きの開始があっても、リスクを切り離し、システムに事前に差し入れられた担保が保持・適用されることを支援しなければならない。

不安定性は、他の法域で生じたり、複数の法域にまたがって発生する事象からも起こり得る。したがって、市場混乱に対する規制当局の対応は、協力と情報共有を通じた国内および国際的な安定の促進を図るべきである。

本セクションは、株式市場の空売り行為に関するリスク、商品デリバティブ市場市場に関するリスク、およびOTCデリバティブの取引に関する懸念も取り上げる。

主要課題

大口エクスポージャーのモニタリング

1. 市場当局³⁹¹は、市場や清算機関にリスクを与えるほど大きな未決済ポジションや未決済取引の信用エクスポージャー(すなわち、大口エクスポージャー)³⁹²を監視する仕組みを備えるべきである。市場当局はこの目的のため、

³⁹⁰ 原則 38 を参照。

[「]市場当局」の語は、大口エクスポージャーの目的において、市場に対する一定の規制機能を果たす上で、法律または規制上の権限を有する法域内の当局を指すのに用いられる。関連する市場当局は、法域によって、規制機関、自主規制機関および/または市場自体の可能性もある。上記 Report on Cooperation Between Market Authorities and Default Procedures、2ページを参照。

^{392 「}大口エクスポージャー」の表現は、市場や清算機関にリスクを与えるほど大きな未決済ポジションを指す。この目的で、大口エクスポージャーは、未決済ポジション、未決済の売りポジション、証拠金のポジション、オプションおよび他のデリバティブと解されうる。

- (a) 市場への適切な発動水準を確立し、市場のポジションの規模を継続的に監視する³⁹³。市場当局は、上場現物商品デリバティブ市場に関して、(i) 関連する取引所の商品デリバティブ契約の大口トレーダーのポジションについての報告を要求し、(ii) トレーダーの信認を維持できる範囲で、特に商業的および非商業的参加者について、それぞれのクラスの大口トレーダーの総エクスポージャーを公表する³⁹⁴。
- (b) 必要に応じて、市場仲介者の会員の直接の顧客が保有するポジションの規模や、実質的な所有の情報にアクセスする³⁹⁵。
- (c) 直接の市場参加者が、請求された市場情報を市場当局に提供しない場合、適切な措置を講じる権限を持つ。
- (d) 市場参加者にエクスポージャーの圧縮、追加証拠金の差入れ、 追加担保の預託を要求するなど、適切な措置を講じる権限を持 つ。
- (e) 適切な経路で大口エクスポージャーの情報共有を容易にする仕 組みを促進する。

デフォルトの手続きー透明性と実効性

- 2. 市場当局は、市場のデフォルトの手続きの関連情報を、市場参加者が 得られるようにすべきである。
- 3. 規制当局は、デフォルト関連の手続きおよび認められた是正措置が、 効果的かつ透明であるように確実を期すべきである。
- 4. 関連商品(現物またはデリバティブ)の市場当局は、市場混乱の悪影響を最小限に抑える観点から、できる限り速やかに、互いに協議すべきである。

空売り

5. 空売りは、金融市場の秩序ある効率的な機能と安定に影響しかねない 潜在的リスクを緩和するまたは最小限に抑えるため、適切な統制を受 けるべきである。

³⁹³ 評価者は、効果的な継続監視があったと結論づける前に、評価手順の実証的な証拠を請求すべきである。上記 Report on Cooperation between Market Authorities and Default Procedures、3 ページ、パラグラフ 6、上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、36ページ、を参照。

³⁹⁴ 同書、36ページ (大規模ポジション) および 59ページ (総ポジションの公表)。

³⁹⁵ 口座開設書に署名したブローカーの直接(すなわち、直接取引する)顧客が、実は、口座を支配する見知らぬ人物(実質所有者)の代理で活動しているかもしれない。市場当局は、例えばポジションを名寄せするため、実質所有者を特定できなければならない。同書、66 ページも参照。

- 6. 空売りは、市場または市場当局に情報を適時提供する報告制度の対象とすべきである。
- 7. 空売りは、決済規律を植え付け、決済が滞るリスクを最小限に抑える 意図で、空売りの動きを監視する効果的な遵守・執行制度の対象とす べきである。
- 8. 空売りの規制は、効率的な市場の機能と発展に向けて、一定種類の取引への適切な例外を容認すべきである。

商品デリバティブ市場のリスクへの対応

- 9. 上場現物商品デリバティブ市場の監督を担う当局に関して(例えば、市場、政府規制当局または自主規制機関 (SRO)) 396。
 - (a) 市場当局は、特に限月について事前ポジションの制限を設定する権限を含むポジション管理に関する正式な権限を有し、行使すべきである。
 - (b) 市場当局は、市場混乱、または認識された市場混乱の脅威に必要に応じて対処するために、追加の対策を採用する権限を有するべきである。

OTC デリバティブ市場における取引⁹⁷

- 10. 取引所または電子取引プラットフォームにおいて、適切なレベルの流動性のもとで標準化されたデリバティブ契約が取引されることが適切である。ただし、デリバティブ取引のための「取引所または電子取引プラットフォーム」として適格とされる広範なプラットフォームを包含する、柔軟なアプローチが取られなければならない。
- 11. 標準化された OTC デリバティブは、中央清算機関 (CCP) を通して清算される。清算集中制度を実施する当局は、清算集中義務の対象となる商品を決定するためにボトムアップおよびトップダウンのアプローチの活用を検討すべきである。

³⁹⁶ 同書、40ページ。

²⁰⁰⁹ 年に主要 20 ヵ国・地域の首脳は、全ての標準化された OTC デリバティブ契約は 2012 年末までに中央清算機関 (CCP) で決済されることにコミットした。金融安定理事会 (FSB) は *Implementing OTC Derivatives Market Reforms* (FSB 報告書、2010年10月、 http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_101025.pdfで入手可能)の中で、IOSCO は必要に応じて他の当局と協力して、中央清算要件の商品および市場参加者レベルにおける適用を調整すべきであり、中央清算に係る G-20 コミットメントとして、規制上の裁定の可能性を最小化する手段として同要件の免除を実施するとの勧告を行った。*Requirements for Mandatory Clearing*、IOSCO 専門委員会報告書、2012年2月、 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD374.pdfで入手可能は、各当局が法域内において強制的な清算枠組みの構築を進めるべきであるとの勧告の概要を説明している。

- 12. CCP によって清算されない全てのデリバティブ取引は適切な証拠金慣行の対象とすべきである。清算集中されないデリバティブを扱う全ての金融機関とシステム上重要な非金融機関は、当該取引が引き起こす取引先リスクに応じて適切な当初証拠金および変動証拠金を授受すべきである。決定する当局は、清算集中されない OTC デリバティブにおける様々な規制基準の間の不一致を最小限にするために、外国当局とも協議することを可能にすべきである。
- 13. 清算集中されない OTC デリバティブを扱う全ての金融機関とシステム 上重要な非金融機関は、証拠金と並行して、IOSCO の報告書 Risk Mitigation Standards for Non-Centrally Cleared OTC Derivatives によって設 定された基準に適合するリスク軽減技術を採用すべきである。
- 14. OTC デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関(TR)に報告されるべきである。少なくとも取引の経済的側面、取引先情報、基礎的情報、運用データおよび事象データを含む取引レベルのデータは最低限でも、TR に報告されるべきである。OTC デリバティブ取引に関する情報を必要とする当局は、それぞれの権限を行使するために十分かつタイムリーに関連データにアクセスすべきである。データへのアクセスを得る当局は、当該データを機密扱いにする能力を備えるべきである。

主要論点

大口エクスポージャーのモニタリング

- 1. 市場当局は、市場や清算機関にリスクを与えるほど大きな未決済ポジションや信用エクスポージャーのリスクを監視し、継続的に評価する趣旨の仕組みを備えており、そこに以下の項目が含まれているか。
 - (a) 大口エクスポージャー(市場当局が定義)の特定、継続的監視、評価プロセスの目的において、市場に見合う定性的または 定量的な発動水準³⁹⁸。
 - (b) 必要に応じて、市場仲介者の直接の顧客が保有するポジション の規模や実質所有に関する情報へのアクセス。
 - (c) エクスポージャーの評価に必要な関連情報を提供しない市場参加者に、適切な措置を講じる権限(例えば、ポジションの清算の義務づけ、証拠金率の引き上げ、および/または取引の特権の取り消し)³⁹⁹。

上記 Report on Cooperation Between Market Authorities and Default Procedures、3 ページ、パラグラフ 4 を参照。

³⁹⁹ 同書、4ページ、パラグラフ 8。

- (d) 大口ポジションを保有または支配する市場参加者に、エクスポージャーの圧縮や追加証拠金の差入れを強制するなど、適切な措置を講じる一般的権限。
- 2. 公式・非公式を問わず、市場や規制当局が、以下の規制当局や市場と の間で、共通の市場参加者の大口エクスポージャーや関連商品の情報 を共有できる態勢は存在するか。
 - (a) 国内法域で。
 - (b) 他の関連する法域で⁴⁰⁰。
- 3. 上場現物商品デリバティブ市場に関して、関連する市場当局は、(i) 関連する商品デリバティブ契約について、大口トレーダーのポジションについての報告を要求し、(ii) 特に商業・非商業的参加者の大口トレーダーに係る異なる資産クラスの総エクスポージャーについて、トレーダーの秘密に抵触しない範囲で公表しているか40。

デフォルトの手続き一透明性と実効性

- 4. 市場当局は、特に以下に関する情報を含め、市場参加者に対し、利用できるデフォルト手続きを周知させているか。
 - (a) 措置を取ることのできる一般的状況。
 - (b) 誰が当該措置を取ることができるか。
 - (c) 取り得る措置の範囲402。
- 5. デフォルトの手続きおよび/または国内法は、市場および/または清算・決済システムが、破綻企業の自己勘定の未決済ポジションや顧客のため保有するポジションを処理して、同企業の問題を速やかに切り離せるようにしているか。または他の形で、国内法に基づく仲介者のデフォルトから、顧客の資金や資産を保護できるようにしているか。
- 6. 関連商品の市場当局が、市場の混乱の悪影響を最小限にとどめるため、相互に協議できる仕組みはあるか。

⁴⁰⁰ 公式/非公式のメカニズムの推進に関して、同書、4 ページ、パラグラフ 8。上記 Report on Trading Halts and Market Closures、23-24 ページも参照。.

⁴⁰¹ 上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、36ページ (大口ポジション) および 59ページ (ポジション総計の公表) を参照。

⁴⁰² 同書。先物やオプション取引に関する市場の不履行手続きで、市場参加者が入手すべき情報 のひな形やリストについて。

株式市場の空売り403

- 7. 関連市場当局404 は以下を定めているか。
 - (a) 該当する株式市場にとって適切で、株式市場の秩序だった効率 的な機能と安定に影響しかねない潜在的リスクを緩和するまた は最小限にとどめる目標を伴った統制(少なくとも、破綻した 取引の厳格な決済を含む)。
 - (b) 市場、または最低限の義務として市場当局に対し、空売り情報 を適時提供する報告制度。
 - (c) 効果的な法令遵守・執行制度(原則 11 に基づき評価)の一環として、(i)市場当局が決済不能を日常的に監視するなど、決済の規律を促進する措置、(ii)空売り行為の監視の監視。ここでの不足は、原則 11 の評価でも考慮されるべきである。
 - (d) 効率的な市場の機能と発展に向けた、一定種類の取引への適切な例外適用(善意のヘッジ、マーケットメーキングおよび裁定取引が例に挙げられるが、これらに限らない)。

商品デリバティブ市場のリスクへの対応

- 8. 上場現物商品デリバティブ市場の監督を担う当局に関して(例えば、 市場、政府規制当局または自主規制機関)(商品デリバティブ市場当 局)。
 - (a) 関連する市場当局は、特に限月について事前ポジションの制限 を設定する権限を含むポジション管理に関する正式な権限を有 し、行使しているか⁴⁰⁵。
 - (b) 市場当局は、市場混乱、または認識された市場混乱の脅威に必要に応じて対処するために、追加の対策を採用する権限を有しているか。

Regulation of Short Selling、IOSCO 専門委員会報告、最終報告書、2009 年 6 月 (https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD292.pdf で入手可能)は、株式市場の空売りしか取り上げていない。例えば、カバーされていない空売り、資本市場、空売りの決済サイクルの必要性に関する同報告書の言及は、報告書が株式に焦点を当てているのを明らかにしている。

⁴⁰⁴ 同書、4 ページ、脚注 2 は、「市場当局」の語が証券規制当局、自主規制機関、取引所および代替取引システムを含むと説明している。同報告書はまた、「一部の法域では、空売り規制が、証券規制当局の監視を受ける法律ベースの要件と、自主規制機関、取引所または代替取引システムが定める規則で構成される」と述べている。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、40 ページを参照。

OTC デリバティブ市場における取引

- 9. デリバティブ取引のための「取引所または電子取引プラットフォーム」として適格とされる広範なプラットフォームを包含する、柔軟なアプローチが取られることを条件に、「取引所または電子取引プラットフォーム」において、適切なレベルの流動性のもとで標準化されたデリバティブ契約が取引されるよう求められているか。
- 10. 権限のある OTC デリバティブ取引のための取引所または電子取引プラットフォームとして適格とされるプラットフォームは、適切に特定されているか。
- 11. 標準化された OTC デリバティブは、中央清算機関 (CCP) を通して清算されるよう求められているか。特に、市場当局は、商品または商品のセットが清算集中義務の対象となる商品を決定するための明確なプロセスを整備しているか。
- 12. 決定する当局は、清算集中されない OTC デリバティブにおける様々な 規制基準の間の不一致を最小限にするために、外国当局とも協議する ことが可能か。
- 13. CCP によって清算されない全てのデリバティブ取引は適切な証拠金慣行の対象となっているか。
- 14. 清算集中されないデリバティブを扱う全ての金融機関とシステム上重要な非金融機関は、当該取引が引き起こす取引先リスクに応じて適切な当初証拠金および変動証拠金を授受することを求められているか。
- 15. 清算集中されない OTC デリバティブを扱う全ての金融機関とシステム 上重要な非金融機関は、当局に求められた場合、IOSCO の報告書 Risk Mitigation Standards for Non-Centrally Cleared OTC Derivatives によって設 定された基準に適合するリスク軽減技術を採用しているか。
- 16. OTC デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関 (TR) に報告されるよう 求められているか。
- 17. 少なくとも取引の経済的側面、取引先情報、基礎的情報、運用データ および事象データを含む取引レベルのデータは、TR に報告されるよう 求められているか。
- 18. OTC デリバティブ取引に関する情報を必要とする当局は、それぞれの 権限を行使するために十分かつタイムリーに関連データにアクセスで きるようになっているか。
- 19. 報告する機関および取引先は、TR に保管される自身のデータに適切に アクセスできるようになっているか。

注釈

「大口エクスポージャー」のモニタリング

市場当局は、適切なリスク管理ができるように、大口エクスポージャーを細かく 監視し、互いに情報を共有すべきである。このメソドロジーに含まれる大口エクス ポージャー監視のアプローチは、流通市場および他の市場のメソドロジーの序文で 述べたとおり、「規制は市場構造、市場参加者、商品に応じて異なり得る・・・」とな る。したがって、関連する「主要論点」の評価は、導入されているさまざまな規制 構造や、市場の特徴を認識すべきである。

例えば、メソドロジーは、規制当局、自主規制機関および/または市場自体(すなわち「市場当局」)が、大口エクスポージャーの監視機能自体を果たし得ると認識している。

同様に、発動水準(大口エクスポージャーの特定に用いられる定性的または定量的な基準)を定めるべきと述べた際、原則および主要論点 1 は、当該市場にとって「適切」であるべきと明確にしている。これに関して、「大口エクスポージャー」を構成するものの判断は、その法域内で行動する関連「市場当局」が下す。それゆえ、すべての市場が、同じ大口エクスポージャー監視の必要性、発動水準、監視アプローチを有するわけではないことになる。これらの基準は、市場や契約の違いによって必然的に異なり、その時点の市場の状況に適合させるよう定期的な見直しが行われるべきである。

例えば、現物商品デリバティブ市場において、ポジションの規模、その背後にある取引の意図および所有者との間の関係は、大口ポジションに関する市場当局の意思決定過程において極めて重要となる。大口ポジションを保有する正当性が、所有者のビジネス機能に依存することができる。大口の受渡しのコミットメントのある商業的市場参加者は、商品デリバティブ契約における大口ポジションを正当化することができるが、同様のポジションを保有する非商業的市場参加者がそうしたケースを正当化するのはより困難であろう。

この監視機能を果たすため、市場当局は、市場の会員の「直接」の顧客(すなわち、市場の会員が取引する顧客)が保有するポジションの規模と実質所有に関する情報に、アクセスを有するべきである。市場当局はこれで、会員にエクスポージャーの圧縮や証拠金率の引上げを義務づけるなど、適切な措置を取ることができる。

市場当局は、適切な経路で上記情報の共有を容易にする仕組みを促進すべきである。市場の会員が市場当局に関連情報を提供しない場合、当局は一一CCPが既に与えた仕組みを考慮しつつーー会員の今後の取引を制限する、ポジション解消を義務づける、証拠金率を引き上げる、取引上の特権を取り消すなど、適切な措置を取れるようにすべきである。

市場・金融の健全性を目的とした大口エクスポージャーのモニタリング

監視プログラム自体が、市場の種類だけでなく監視目的(市場の完全性や金融の 完全性)においても、適切となるべきである。株式市場と先物市場の違いは、考慮 しなければならない。

例えば、市場の完全性の目的のため、商品先物市場の大口エクスポージャーを監視するのは(起こり得る相場操縦や他の不正取引を発見するための市場監視)、IOSCO が直接取り上げている。これの作業は、「大口エクスポージャー」監視プログラムが商品先物市場に関して必要だと明確にしている⁴⁰⁶。また、IOSCO の作業は商品先物市場に関して、大口トレーダーの総ポジションの透明性が先物市場の価格発見だけではなく、金融市場と現物市場の活動の因果関係の分析を改善するためのデータの提供にも貢献することを示している⁴⁰⁷。

対照的に、株式市場における市場の完全性の懸念についての IOSCO の報告書は、市場混乱期の現物(株式)市場とデリバティブ市場の関係に焦点を当てて、市場当局は、関連するポジションの情報にアクセスできる必要があると強調した408。

株式市場とデリバティブ市場の両方で、大口の<u>信用</u>エクスポージャーに関連する 金融の完全性の懸念は、IOSCO と支払・決済システム委員会(CPSS。現在の決済・市場インフラ委員会(CPMI))が合同採択した証券決済システムと中央清算機関に 適用される基準や、関連する評価メソドロジーで、より詳しく扱われる。これらは、IOSCO と CPSS(現在の CPMI)が合同で随時改正し、採択するだろう。したがって、 信用エクスポージャーに対処する市場当局の監視プログラムを評価する際、原則 38 に基づく評価を行い、IOSCO-CPSS の基準で行われるであろう別の評価の補完と見なすべきである。

デフォルト

効果的かつ透明-規制当局は、デフォルトに関連した手続きが、効果的かつ透明であるように確保すべきである。市場当局は、市場でのデフォルト手続きの関連情報を市場参加者に周知させるべきである。

協議と情報共有-関連商品(現物またはデリバティブ)の市場当局は、市場混乱の悪影響を最小限に抑える観点から、できる限り早急に互いに協議すべきである。必要であろう情報には、コンティンジェンシープラン、連絡先、市場混乱に対処する構造的措置、および市場の状況に関する情報(市場当局が取った措置、相場、取引行為、市場全体のデータなど)が含まれる。

407 同書、58-59ページ。

⁴⁰⁶ 同書、36-38ページ。

[.]

上記 Mechanisms to Enhance Open and Timely Communication between Market Authorities of Related Cash and Derivative Markets During Periods of Market Disruption、および Coordination between Cash and Derivative Markets、IOSCO 専門委員会報告書、を参照。

不安定性は、別の法域で発生したり、複数の法域にまたがって発生する事象から起こる可能性がある。そのため、規制当局の市場混乱への対応は、協力と情報共有を通じて、国内および国際的に安定を促進するように努めるべきである。

破産法ー法制度も、デフォルト処理の効果的かつ法的に安全な取決めを支えなければならない。これは法域の証券法にとどまらず、破産法にも及ぶ問題である。破産法は、デフォルトや管財・破産手続きの開始があっても、リスクを切り離し、システムに事前に差し入れられた担保の保持と適用を支援しなければならない。

例えば、以下の仕組みは、金融破綻や市場混乱の対処に関連性を持つ可能性がある。一方、リスクを切り離し、仲介者のデフォルトに対する補填から資金を守る目的が達成されるなら、他の仕組みも適切な可能性がある。

- 市場のデフォルト手続きに具体的に対応する、国の破産法。
- 中央銀行の保証。
- 市場の取引相手への債務を履行するため、デフォルト企業の自己資金・資産 の活用。
- 破産法に干渉されない、市場の規則に基づく、デフォルト企業の顧客のポジションの譲渡や解消409。
- 顧客の資金と資産の移転、または保証制度の活用。
- 顧客のポジションや資金が譲渡される場合は、会社と顧客のポジション、預金および未収金を分別する取決め。

規制当局は、準拠する破産法に関する懸念を特定すべきである。

原則 37 の評価は、原則 38 に関して特定されたリスク管理の脆弱性を考慮すべきである。この原則に基づく知見と清算・決済に関する原則に基づく知見に関して、緊密なコミュニケーションが行われるべきである。

解消が受け入れられるのは、ポジションの性質上、譲渡が現実的でない場合や、顧客が譲渡 に必要な文書を完成していない可能性がある場合、または準拠する規制が譲渡を容認しない 場合である。上記 Report on Cooperation between Market Authorities and Default Procedures、パ

といって、未決済取引の維持を義務づけられるべきではない。

ラグラフ 6(3)も参照。他方で、市場は、直接の参加者がひとたびデフォルトを起こしたから

空売り

空売りは、一部の法域で、流動性を支えるのに役立つ仕組みと見なされている。より効率的な価格発見の提供、市場のバブルを緩和する可能性、ヘッジや他のリスク管理行為の促進など、さまざまな理由で、市場で重要な役割を果たしている。しかし、特に市場が極端な状況にあるとき、一定種類の空売りや、一定の阻害的な戦略と組み合わせた空売りの活用は、無秩序な市場につながりかねないとの一般的な懸念もある。空売りが導入されるときは、効果的な規制の枠組みが導入されるべきである。規制の主眼は、証券の貸借、ヘッジ、および資本形成やボラティリティの引下げに重要な他の種類の取引(リスク管理目的で活用されるものなど)に、不当な影響を与えずに、空売りの濫用がもたらしかねない潜在的な不安定化の効果を減らすことにある。空売り規制は、効率的な市場の機能と発展に向けた一定種類の取引に対し、適切な例外を容認すべきである。

主要論点 6 (c) に関して、モニタリングと監視は、ショートポジションの報告および/または空売りのフラグ付けを通して行える効果的な遵守・執行制度の要素である。空売りのフラグ付けおよび/またはショートポジションの報告制度がある法域の市場当局は、潜在的な市場の不正やシステミックリスクを特定するため、空売り報告を通じて得た情報を分析する仕組みを設置するのが望ましい。

商品デリバティブ市場におけるリスクへの対処

現物商品デリバティブ市場の無秩序な状態は、国内経済に重大でネガティブな影響を及ぼす可能性がある。したがって、市場当局が市場に介入して無秩序な状態に対処するために必要な権限を有することが極めて重要となる。これらの権限には、必要に応じてポジション管理に関する以下の権限を含む。

- (a) トレーダーのポジションが定義された閾値規模、または市場当局が関連するすべての状況を考慮し、秩序ある市場の機能を損なうと見なすほどの規模に達した場合には、市場当局の命令に自動的に従うというトレーダーの同意を確立する。また、ポジションを増やさないこと、またはポジションを減らさないことのいずれであれ、市場当局の命令に従うよう当該トレーダーに求めるべきである。
- (b) 商品デリバティブ契約において市場参加者が取りうるポジションの規模について制限を設定すること(すなわち、ポジション制限)を市場当局に許可する。

特に、無秩序な状態が存在する場合、関連する市場当局が必要であると判断した場合、市場参加者にポジションの水準を引き下げるよう命令するなど、市場当局は市場を安定化させるために、信頼できる権限の行使を行うべきである。特定の状況において必要な場合に介入するポジション管理の権限によってもたらされる柔軟性は、特に現物市場でポジションをヘッジしていない参加者に関して、大口ポジション(例えば、現物受渡しの決済日の近くで蓄積されたポジション)から生じる市場操作や無秩序な市場を防ぐ効果的な手段となる410。

さらに、市場当局は、市場混乱または認識された市場混乱の脅威に必要に応じて対処するために、以下の対策を採用する権限を有するべきである。

- (a) 価格変動制限を課す。
- (b) 顧客から、または顧客の代理として清算会員から追加証拠金を請求する。
- (c) オープンポジションの清算または移管を命じる。
- (d) 市場での取引を停止または縮小する(例えば、売買の停止やサーキット・ブレーカー)。
- (e) 受渡し条件を変更する。
- (f) 取引を取り消す。
- (g) ポジションの所有者に対して、受渡しの意図を特定するよう求める。
- (h) トレーダーに対して、関連する OTC デリバティブまたは現物市場の大口ポジションについて開示するよう求める。

市場の動的性質は市場当局に、既存の政策が市場構造、取引の技術や慣行の変化に対処するうえで適切であるか評価することを求める。それゆえに、市場当局は変化する市場状況を考慮して既存の権限を見直し、必要な場合には適切な追加的な権限を求めるべきである。

OTC デリバティブ市場における取引

_

規制当局は、強制的な取引要件に対する市場の反応を観察し、それに従ってその後の段階の実施を調整することを可能にする 2 ステップの段階的プロセスを通して、組織的プラットフォームにおける取引に係る権限の行使を検討する。この段階的アプローチの第 1 ステップでは、組織的プラットフォームに現時点で発生している全取引のうち特定の最小限の割合を占める OTC デリバティブ商品に焦点を当てる。次に市場力学を考慮して、規制当局は、当該デリバティブ商品の一部が特定の日付までに一定の割合でまたは独占的に組織的プラットフォームにおいて取引されるよう命じることができる。

上記 Principles for the Regulation and Supervision of Commodity Derivatives Markets、41 ページを参照。

本アプローチの第 2 ステップにおいて、規制当局は、一連の公表される基準を設定し、デリバティブ商品または商品の種類が当該基準を満たした時点で、一定の割合でまたは独占的に組織的プラットフォームにて取引されるよう命じる(例えば、デリバティブ商品が清算集中に受け入れられた時点で、当該取引を受け入れる組織的プラットフォームが存在する場合、当該デリバティブ商品または商品の種類のすべての先物取引が組織的プラットフォームで取引されなければならないという要件を課す。)。組織的プラットフォームでの取引が求められる特定の基準を設定するにあたって、規制当局は、市場参加者が公表された基準を下回る活動を計画することによって、取引の要求を回避しようとする可能性があることを気づくべきである。

標準化されたデリバティブ取引は、多角的な形態を取り、さまざまな特性を示すが、アクセス提供、透明性要件、取引規則、運営効率、弾力性、構造的配列および市場監視能力を含む特定の共通要素を備える取引プラットフォームにおいて実施可能である。市場規制当局は、プラットフォームの構造レベルと、当該プラットフォームでの取引にとって適切なデリバティブ商品の流動性の間の直接的な関係を考慮し、各法域において規制されたデリバティブ取引にとって最も適切な取引プラットフォームの種類を特定する。プラットフォームは最低限でも以下の特性を満たすべきである。

- 財源および運営能力に関する要件を含む、権限ある規制当局へのプラットフォームの登録。
- 公平で差別のない方法で適用された方針と公正な基準に基づく、参加者への アクセス。
- 商品の性質と流動性、およびプラットフォームが提供する機能に適合する、 取引前後の透明性に関する取決め。
- 取引後のインフラとの適切な連携およびプラットフォームの障害の可能性への対策を含む運営効率および弾力性。
- 監査証跡能力を含む積極的な市場監視能力。
- プラットフォームの運営を統制する透明性のある規則。
- 完全に電子的またはハイブリッドであるかを問わず、システム内における売買の関心の相互作用について、プラットフォームの運営者がプラットフォームの参加者間で差別することを許可しないという規則。

以下の追加的な特性も検討する。

• プラットフォームの参加者が流動性を求め、中央管理システム内において多様な流動性提供者と取引する機会。

商品または商品のセットが清算集中義務の対象となることを決定するためには、 2つの一般的なアプローチがある。

• ボトムアップ・アプローチでは、中央清算機関(CCP)が清算を提案するまたは清算する権限が与えられている商品について検討する。

• トップダウン・アプローチでは、清算集中義務を課すべきであるが、当該商品の清算を行うまたは清算を求める CCP が存在しない可能性がある商品について検討する。

清算集中体制を実施する当局は、その法域において清算集中義務を課す上での判断基準を明確に設定するべきである。

さらに、清算集義務を課すにあたり、決定する当局は、取引情報蓄積機関 (TR) など、広範な情報源からの情報を考慮すべきである。

決定する当局は、トップダウン・アプローチにおいては意思決定プロセスの一部として、ボトムアップ・アプローチにおいては市中協議を通してステークホルダーと協議すべきである。決定する当局は、免除を狭く定義し、必要に応じてその数を制限すべきである。決定する当局は、商品および参加者の両方のレベルの免除について、恒久的または一時的を問わず、清算集中義務の免除条件について明確に知らせるべきである。

当局は、清算義務のクロスボーダーの適用に関して、制度間の重複、矛盾および ギャップを特定するために密接に協力をすべきである。当局は、多国間または二国 間チャンネルを通して、こうした問題を可能な限り緩和するため、それぞれのアプローチを調整すべきである。

TR は、OTC デリバティブ取引データの集中電子記録(データベース)を維持する機関である。TR は、データの収集、保管および公表を集中管理することによって、個々の事業体および市場全体の両方のために、リスク削減、運営効率およびコスト削減を支援する情報を提供する重要な役割を果たすことができる。TR への OTC デリバティブデータの報告により、各当局は、締結後すぐに OTC デリバティブ契約について、また、存在期間全体を通して契約の変更について、正確な情報を確認することが可能になる。さらに、その集中管理された役割により、TR は、(i)金融の安定性を促進し、(ii)市場の不公正の発見と予防を支援し、(iii)関連する当局や一般に対する情報の透明性を高めるために役立つ、OTC デリバティブ市場の情報を提供することができる。

非清算集中の OTC デリバティブのためのリスク軽減技術には、a) 法的な確実性を推進してタイムリーな紛争解決を促し、b) カウンターパーティ・リスクやその他のリスクの管理を促進し、c) 全体的な金融の安定性を向上させる、といった利点がある。

非清算集中 OTC デリバティブ市場の範囲はグローバルである。そのデリバティブ市場の主な参加者は取引相手とクロスボーダー・ベースで頻繁に取引を行っている。市場のグローバルな性質を考慮すると、一貫しない要件が採用された場合、リスク軽減要件の有効性が損なわれる可能性がある。異なる規制の枠組みは、法域を越えた非清算集中 OTC デリバティブのためのリスク軽減要件の非一貫性を最小化するために相互作用すべきである。

流通市場およびその他の市場に関する原則

ベンチマーク

完全実施

問 5 に挙げた仕組みのうち、当該法域で利用できるものの組み合わせが、破綻の影響の緩和や、特に破綻する機関のリスクを切り離すのに十分だと考慮した上で、該当するすべての問いに肯定的回答を要する⁴¹。

概ね実施

問 5 の仕組みの評価を条件として、問 1 (a)、1 (b)、1 (c)、2 (b)、4 (a) および 6 を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。ただし、市場横断的なリスク、12 及び 19 に対応するため、他の措置が施行されており 412 、問 7 (c) または 7 (d) には、わずかな未達しかない場合とする。

一部実施

問 1 (a) 、1 (b) 、1 (c) 、2 (b) 、4 (a) 、6 および 7 (a) および 7 (b) および 10、12、14、15、17、18 および 19 を除き、該当するすべての問いに肯定的回答を要する。

不実施

問 1 (d)、2 (a) (該当する場合)、4 (b)、4 (c)、5 もしくは 7 (a) および 7 (b) および 8、9、11、13 (該当する場合) および 16 の 1 つ以上に肯定的に回答できない、または破産法もしくは他の関連する国内法が不確実である、もしくは破綻企業のリスクの切り離しや混乱に対する効果的な管理を支えない。

-

^{****} 市場混乱への対応には、協力と情報共有を通じて、国内および国際的な安定の促進を図るべきである。

⁴¹² 監視プログラムに基づく例外の報告は、主要論点 1 (a) で検討したモニタリングと整合する。

流通市場およびその他の市場に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Mechanisms for Trading Venues to Effectively Manage Electronic Trading Risks and Plans for Business Continuity IOSCO代表理事会報告、最終報告書、2015年12月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD522.pdf.	33 34	
2	Post-Trade Transparency in the Credit Default Swaps Market IOSCO代表理事会最終報告書、2015年8月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD499.pdf	35 36	
3	Margin Requirements for Non-Centrally Cleared Derivatives IOSCOおよびバーゼル銀行監督委員会報告書、2015年3月	37	
4	http://www.bis.org/bcbs/publ/d317.pdf Risk Mitigation Standards for Non-Centrally Cleared OTC Derivatives IOSCO報告書、2015年1月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD469.pdf	37	
5	Regulatory Issues Raised by Changes in Market Structure IOSCO代表理事会最終報告書、2013年12月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD431.pdf .	33 34	
6	Principles for Financial Benchmarks IOSCO代表理事会報告書、2013年7月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf	36	7

7	Technological Challenges to Effective Market Surveillance: Issues and Regulatory Tools	36	
	IOSCO代表理事会報告、最終報告書、2013年4月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD412.pdf		
8	Principles for Financial Market Infrastructures	33	38
	IOSCO専門委員会および支払・決済システム委員会 (CPSS) 報告書、2012年4月		
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377-PFMI.pdf		
9	Requirements for Mandatory Clearing	37	
	IOSCO専門委員会報告書、2012年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD374.pdf		
10	Regulatory Issues Raised by the Impact of Technological Changes on Market Integrity and Efficiency	33	
		34	
	IOSCO専門委員会報告書、2011年10月	37	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD361.pdf.		
1	Principles for the Regulation and Supervision of Commodity	33	
	Derivatives Markets	34	
	IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2011年9月	35	
	http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD358.pdf.	36	
12	Principles for Dark Liquidity	33	
12		34	
	IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2011年5月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD353.pdf.	35	
13	Report on Trading of OTC Derivatives	37	
	IOSCO専門委員会報告書、2011年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD345.pdf		

14	Task Force on Commodity Futures Markets IOSCO専門委員会報告、G-20への報告書、2010年11月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD340.pdf	37	
15	Principles for Direct Electronic Access to Markets IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2010年8月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD332.pdf	33	31
16	Transparency of Structured Finance Products IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2010年7月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD326.pdf	35	
17	Task Force on Commodity Futures Markets IOSCO専門委員会報告、G-20への報告書、2010年6月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD324.pdf	37	
18	Principles Regarding Cross-Border Supervisory Cooperation IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2010年5月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD322.pdf .	33 34	13 14 15
19	Principles on Outsourcing by Markets IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2009年7月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD299.pdf.	33	
20	Regulation of Short Selling IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2009年6月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD292.pdf	37	
21	Task Force on Commodity Futures Markets IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2009年5月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD285.pdf	36 37	

22	Multi-Jurisdictional Information Sharing for Market Oversight	33	13
	IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2007年4月	34	
		36	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD248.pdf.		
23	Regulatory Issues Arising from Exchange Evolution	33	
	IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2006年11月	34	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD225.pdf.		
24	High Level Principles for Business Continuity	37	
	 合同フォーラム報告書、2006年8月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD224.pdf		
	https://www.losco.org/horary/pubdocs/pul/10seOFD224.pul		
25	Policies on Error Trades	33	
	IOSCO専門委員会報告、最終報告書、2005年10月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD208.pdf.		
26	Recommendations for Central Counterparties	33	38
	IOSCO専門委員会および支払・決済システム委員会 (CPSS) 報告、最終報告書、2004年11月		
-	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD176.pdf.		
27	Transparency of Corporate Bond Markets	35	
	IOSCO専門委員会報告書、2004年5月	36	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD168.pdf		
28	Indexation: Securities Indices and Index Derivatives	36	
	IOSCO専門委員会報告書、2003年2月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD143.pdf,		

29	Report on Trading Halts and Market Closures	33	
	IOSCO専門委員会報告書、2002年11月	34	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD138.pdf.	37	
30	Transparency and Market Fragmentation	35	
	IOSCO専門委員会報告書、2001年11月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD124.pdf		
31	Drive sinder for the Organisht of Course Paged Trading Creatons	33	13
31	Principles for the Oversight of Screen-Based Trading Systems for Derivatives Products — Review and Additions		
	IOSCO専門委員会報告書、2000年10月	34	15
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD111.pdf.		
32	Investigating and Prosecuting Market Manipulation	36	
	IOSCO専門委員会報告書、2000年5月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD103.pdf.		
33	Cun amia am Fuam awak fan Mankata	33	
33	Supervisory Framework for Markets	33	
	IOSCO専門委員会報告書、1999年5月	34	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD90.pdf	36	
		37	
34	Application of the Tokyo Communiqué to Exchange-Traded	33	
	Financial Derivatives Contracts	34	
	IOSCO専門委員会報告書、1998年9月	36	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD85.pdf.	37	
35	Report on Cooperation between Market Authorities and Default Procedures	37	32
	IOSCO専門委員会報告書、1996年3月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD49.pdf		

流通市場およびその他の市場に関する原則

36	Report on Issues in the Regulation of Cross-Border Proprietary Screen-Based Trading Systems IOSCO報告書、1994年10月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD42.pdf .	33	
37	Mechanisms to Enhance Open and Timely Communication between Market Authorities of Related Cash and Derivative Markets During Periods of Market Disruption IOSCO専門委員会報告書、1993年10月	33 34 37	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD29.pdf.		
38	Transparency on Secondary Markets: A Synthesis of the IOSCO Debate	35	
	IOSCO専門委員会報告書、1992年12月		
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD27.pdf		
39	Coordination between Cash and Derivative Markets IOSCO専門委員会報告書、1992年10月	33 34	
	https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdfdocs/IOSCOPD22.pdf.	37	
40	Screen-Based Trading Systems for Derivative Products IOSCO専門委員会報告書、1990年6月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD6.pdf.	33	

J. 清算と決済に関する原則

原則 38

証券決済システム、証券集中振替機関、取引情報蓄積機関および中央清算機関は、それらが公正、実効的、効率的であり、システミックリスクを削減するよう設計された規制・監督上の要件に服するべきである。

国内・国外の両方で、証券・デリバティブ市場や支払・決済システムが混乱する恐れがあるため、証券決済システム(SSS)、中央清算機関(CCP)、証券集中振替機関(CSD)および取引情報蓄積機関(TR)は、公正、実効的、効率的で、システミックリスクを緩和するように確実を期して、効果的な規制と監督に従うべきである。潜在的な国内および国際的リスクに対処するため、各規制当局は互いに協力し、また、国内外の両方で、中央銀行および破綻処理当局を含む他の関連当局と協力する用意を整えておくべきである。

特に 2012 年 4 月、当時の支払・決済システム委員会(CPSS)(現 決済・市場インフラ委員会(CPMI))と証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会は、基準報告書 Principles for Financial Market Infrastructures(PFMI)⁴¹³を公表した。新しい基準では、Core Principles for Systemically Important Payment Systems(CPSS、2001)、Recommendations for Securities Settlement Systems(CPSS-IOSCO、2001)およびRecommendations for Central Counterparties(CPSS-IOSCO、2004)⁴¹⁴で定めた 3 つの既存の国際基準が大幅に改訂された。CPMI および IOSCO は、最小限の要件を取り上げ、より詳細な指針を提供し、新しいリスク管理分野と新しい種類の金融市場インフラ(FMI)を対象とするために、基準の範囲を拡大することにより、これら 3 つの基準を強化し、調和させた。PFMI には、店頭(OTC)デリバティブを扱うCCPとTRのために、追加の詳しいも組み込まれている。

一般的に、これらの新しい基準は、FMI の多様な組織、機能、設計および特定の成果を達成するために利用しうる様々な手法を認めた、幅広い原則として表現されている。ただし、PFMI は、複数の FMI や国々に渡って共通レベルのリスク管理を促進する、特定の定量的最低基準(例えば、信用、流動性および一般事業リスクの原則において)を組み入れている場合もある。また、PFMI は新しい原則自体に加えて、これらの基準を実施する際に、FMI の関連当局が担うべき一般的な責任についても概説している。規制当局の評価という観点において、これらの責任が適用される。

-

IOSCO 専門委員会および支払・決済システム委員会(CPSS)、2012 年 4 月、の報告書を参照(http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377-PFMI.pdf で入手可能)。

PFMI で改訂されなかった基準の1例は、Recommendations for Securities Settlement Systems (IOSCO 専門委員会および CPSS の報告書、2001 年 11 月。 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD123.pdfで入手可能)の市場全体における勧告で、それらの勧告は依然として有効である。

清算と決済に関する原則

PFMI 報告書の添付資料として、CPMI および IOSCO は Principles for Financial Market Infrastructures: Disclosure Framework and Assessment Methodology⁴¹⁵も公表した。この開示の枠組みおよび評価方法は、FMI による一貫した情報開示と国際的金融機関および国内当局による一貫した評価を促進することを意図している。

IOSCO 代表理事会および CPSS 報告書、2012 年 12 月、を参照 (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD396.pdf.で入手可能)。

清算と決算に関する原則の参考文献一覧

	文献	原則	他の原則
1	Principles for Financial Market Infrastructures: Disclosure Framework and Assessment Methodology IOSCO代表理事会および支払・決済システム委員会 (CPSS) 報告書、2012年12月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD396.pdf	38	
2	Principles for Financial Market Infrastructures IOSCO代表理事会および支払・決済システム委員会 (CPSS) 報告書、2012年4月 http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377-PFMI.pdf	38	33
3	Recommendations for Central Counterparties IOSCO専門委員会および支払・決済システム委員会 (CPSS) 報告、最終報告書、2004年11月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD176.pdf.	38	33
4	Recommendations for Securities Settlement Systems IOSCO専門委員会およびCPSS報告書、2001年11月 https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD123.pdf	38	

添付資料1-法律の枠組み

効果的な証券規制は、適切な法的枠組みに依存する。法域の国内法で対処すべき 問題には、以下が含まれる。

1 会社法

- 1.1 会社の設立
- 1.2 取締役や幹部の責務
- 1.3 株式公開買付および支配権変更の効果を持つ意図の他の取引の規制
- 1.4 証券の発行および売出しを統括する法
- 1.5 証券保有者が情報を踏まえて議決に関わる判断を下せるための情報開示
- 1.6 大量株式保有の開示

2 商法/契約法

- 2.1 契約の私的権利
- 2.2 証券の貸借と担保契約の促進
- 2.3 財産権(証券に付随する権利を含む)および権利の譲渡を統括する規則

3 税法

3.1 明確性と整合性--投資や投資商品の扱いを含むが、それに限らない

4 破産法

- 4.1 清算に関する証券保有者の権利
- 4.2 仲介者の破産における顧客の権利
- 4.3 相殺

5 競争法

- 5.1 反競争的慣行の防止
- 5.2 不公正な参入障壁の防止
- 5.3 市場支配的地位の濫用の防止

6 銀行法

7 紛争解決制度

7.1 公正かつ効率的な司法制度(仲裁または他の代替的紛争解決制度を含む)

7.2 裁判所命令および仲裁裁定(外国の命令および裁定を含む)の執行可能性